

長 崎 大 学

総 合 環 境 研 究

第11巻 第2号

目 次

学術論文

土壌汚染浄化における将来の土地利用用途の考慮と公法上の責任関係
—アメリカ法からの示唆

赤渕芳宏 1

北京市社区リーダーの環境保護行動

保坂 稔 19

学術資料

研究ノート

学校給食の質的改善のための給食献立評価の基準および評価票の提案

秋永優子・中村 修・下村久美子・井上由岐子・
藤田雪子・本田 藍・片淵結子 27

英国の肥満対策としての食教育

片淵結子・中村 修・本田 藍 39

保田与重郎と三木清におけるロマン主義 —「近代の超克」再考（その5）—

菅原 潤 47

環境教育実践報告

長崎県立国見高等学校におけるEMSを活用した環境教育の展開

松田香穂里・清水耕平・遠藤はる奈・中村 修 55

史料紹介

1720年のマレショーセ改革に関する2つの国王宣言：「マレショーセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年3月28日）、「新マレショーセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

正本 忍 59

講演原稿

日本文学と環境思想 —金子みすゞの詩を中心に—

佐久間 正 81

琉球王国と儒教 —蔡温を中心に—

佐久間 正 93

翻訳解説

『東アジアにおける三十三年』（第一巻）中国の部

園田尚弘 103

長 崎 大 学 環 境 科 学 部

2009年3月

学 術 論 文

【学術論文】

土壌汚染浄化における将来の土地利用用途の考慮と 公法上の責任関係——アメリカ法からの示唆

赤渕芳宏*

Site Cleanups, Future Land Use and Liability Allocation: A Note on the Implications of U.S. Legislations

Yoshihiro AKABUCHI

Abstract

Recently remediation goals (or site cleanup standards) based on the future land use anticipated at the site has been paid more attention to as one of the cost-effective ways to reduce environmental risks from contaminated sites, though originally were not introduced into the Japanese site cleanup law (the Soil Contamination Countermeasures Law; *Dojo Osen Taisaku Ho*). This article focuses on the U.S. legislations, CERCLA and some state laws supplementally, and analyzes how future land use is considered in the process of site cleanup, and how the cleanup liabilities are allocated among the relevant parties. This article then examines some implications the U.S. legal scheme would have for the discussion on the review of the Japanese law.

Key Words : CERCLA, the Soil Contamination Countermeasures Law (Japan), future land use, cleanup standard, cleanup liability

一 問題設定

本稿は、土地利用用途を考慮した対策基準が設けられている状況のもとで、当初の土地所有者による土地利用用途では対策不要であったが、爾後の土地購入者がそれと異なる利用用途へと変更したため、新たに対策が必要となった場合における、各主体の公法上の責任のあり方について、わが国での法制度設計にあたっての示唆を得るべく、アメリカ法における法状況につき検討を加えることを目的とする。

わが国では、周知の通り、土壌汚染対策法に基づく浄化（汚染の除去等）において当該土地の将来の利用用途は考慮されていない。だが、近時公表され

た環境省の「土壌環境施策に関するあり方懇談会報告」（2008年3月）では、今後、土壌汚染浄化におけるこうした考慮のあり方につき検討する必要性が指摘されている¹。今後かかる検討を進めるにあたっては、次のような課題、すなわち、当初の土地利用用途が、爾後、追加的な浄化が必要となるような別の用途に変更された場合の各当事者の責任関係に関する検討が不可避のものとなろう。本稿は、かような議論への手がかりを提供するべく、アメリカ法の対応を観察するものである。

以下では、次の順序で検討を進める。

連邦法である CERCLA（包括的環境対応・補償・責任法）²についてこのことを検討するときには、まずはじめに、そもそも同法の下で土地利用用途がどのように考慮されているかを明らかにする必要がある。というのも、CERCLA に基づく汚染の浄化にお

*長崎大学環境科学部

受領年月日 2008年10月31日

受理年月日 2009年3月19日

いては土地利用用途は考慮されない、というのが、同法に関して（少なくともわが国において）従来広く認識されてきたところである（はずだ）からである。同法（さらには、その施行に係る行政立法である「油および有害物質による汚染に係る国家緊急事態計画」³。以下「連邦規則」ともいう）においても、土地利用用途に応じて浄化基準が異なることを謳うような規定は見当たらないのである。よってまず、CERCLA に基づく浄化措置（主に「修復措置」（remedial action）を指す）の実施に際して土地利用用途がどのように考慮されているのかが、先に確認されなければならない。本稿ではこの点につきやや立ち入って観察しておく。

次いで検討されるべきは、そこでの責任関係が裁判例や学説においてどのように論じられているかである。だが、実際のところ、こうした点を取り上げる裁判例は皆無に近い。また学説の主たる関心も、土地利用用途の考慮の是非ないし「制度的管理」（後述する）の実効性確保のあり方にあり、土地利用用途に応じた浄化基準を許容した場合に生ずるであろう（先の問題設定におけるような）責任の配分については、さほどの関心が向けられていない。このため本稿では、CERCLA の下で先の問題設定における責任関係を考える際のポイントを指摘し、その補足として、かかる設定下での責任配分の一部につき立法での解決を図っている州法をいくつか簡単に紹介するにとどまることを、あらかじめお断りしておきたい。

二 CERCLA における土地利用用途の考慮

以下では、CERCLA に基づく浄化措置の実施における土地利用用途のあり方について、EPA（U.S. Environmental Protection Agency. 連邦環境保護庁）が1995年に策定した、「CERCLA に基づく修復措置の選択過程における土地利用用途」と題する指針（directive）（以下「1995年指針」とする）⁴に基づき検討することとする。ここでは、とりわけ次の諸点、すなわち、将来の土地利用用途はどのようにして決定されるのか、および実際の修復措置のプロセスにおいてこうした土地利用用途はどのように組み込まれるのか、をめぐるEPAの考え方を、同指針から具体的に明らかにする。

（一）1995年指針の策定の背景

（1）まず、EPAが本指針を策定した背景をあらかじめ確認しておく。以下にみるように、ここでは、

従来、土壤汚染の浄化に係る基準が、当該土地の将来の利用用途を考慮することなく、おしなべて最も厳格な水準に設定されてきたことに対する批判があったことが指摘される。

CERCLA121条は、修復措置の選択にあたり、かかる措置が「人の健康および環境を保護し、費用効果的であり、かつ恒久的な解決（permanent solutions）・・・を用いた」ものであることを要求する（同条(b)(1)）。ここでは、「有害物質〔等〕の量、有害性または移動性を恒久的かつ大幅に削減する」修復措置が選好される（同）。このとき、同法には、こうした修復措置の選定にあたって土地利用用途が考慮される（べき）ことをいう規定は用意されていない。また、連邦規則では、選択された修復措置が必ず満たさなければならない要件（必須基準（threshold criteria））として、人の健康および環境の総体的な保護⁵、およびARAR（legally applicable or relevant and appropriate requirement. 法的に適用可能な、または関連性がありかつ適当な基準）の遵守の2つが挙げられるが⁶、ここでも、将来の土地利用用途がこれらの要件に影響を与えることをいう規定は見当たらない。

しかるに、EPAは従来、これらの規定の下で、修復措置の選択にあたり、「きわめて用心深い（conservative）「最悪の事態シナリオ」（worst case scenario）アプローチ」を用いてきた⁷。その具体的内容として、このアプローチでは、修復措置の完了後に、当該サイトが住居用地として利用されるといった推定がなされた。住居用地としての利用は、他の用途と比べて、サイトに含有される有害物質への暴露可能性がより高いとされる（詳しくは後述する。さしあたり表1（後掲）を参照）。このため、このアプローチの下では、結局、最も厳格な水準（あらゆる用途への利用（unrestricted use）を可能とする水準）までの浄化が要求されることとなる。

こうしたアプローチを採用した理由として、EPAは、将来の用途を住居用地と推定することは「〔スーパーファンド〕プログラムによる要求事項ではない」ものの、「終局的に選択される修復措置が保護的であること〔人の健康および環境を総体的に保護するものである、といった必須基準をみたすこと〕を確保する」ためである、と説明してきた⁸。また、これとは別に、CERCLAが不適切な処理を許容することによって新たな汚染サイト（superfund site）が創出されるといった悪循環が生じないようにするといった問題関心から、こうした推定が用いられてきた、との説明もみられる⁹。

しかし、EPA のこうしたアプローチの採用に対しては、将来住居用地としての利用の見込みがほとんどないようなサイトにおいてまで、そうした利用を前提とした浄化を要求するのは非合理的である、との批判が加えられてきた¹⁰。こうした批判の背景のひとつには、近時のいわゆるブラウンフィールド（Brownfield）問題¹¹がある。

すなわち、CERCLA においては、汚染行為に関与しておらず単にサイトを現在所有または管理するのみの者も、また浄化責任の主体（「潜在的責任当事者」（potential responsible party））となり（同法 107 条(a)(1)）、しかもその責任態様は厳格責任であると解されている（同法 101 条(32)を参照）¹²。このため事業者は、所有・管理のみによって潜在的責任汚染者として多大な浄化責任が課される危険性を回避するべく、汚染のおそれのあるサイトの再開発を躊躇するようになる。こうした傾向が、潜在的な汚染サイトの放置、すなわちブラウンフィールド問題を生じさせることがかねてより指摘されている¹³。このとき、先にみたような“非合理的な”浄化が要求されることによって、事業者が潜在的汚染サイトへの関与をさらに敬遠し、もってブラウンフィールド問題が発生し悪化するといわれるのである¹⁴。

そして、浄化に際してより現実的な将来の土地利用用途（とりわけ工業用地・商業用地）を前提とすることが可能となれば、これらの用途においては住居用地よりも暴露経路が限定され、もって要求される浄化の程度は住居用地よりも低くなることから、より迅速で費用効果的な浄化（による同等の保護）を実現することができるであろう、と主張されてきた¹⁵。

(2) ところで、こうした、修復措置の選択（措置の内容の決定）において現実的な将来の土地利用用途が考慮されるべきとの主張は、1995 年指針の公表の前から、行政府（EPA）および立法府（連邦議会）において散見されるところであった。

EPA が公表した文書のうち、たとえば 1990 年の連邦規則（国家緊急事態計画）の前文では、「もし、将来当該サイトが住居用地として利用される蓋然性が低い場合には、こうした利用の推定を正当化することはできない」といわれ¹⁶、また翌年（1991 年）に公表された文書においては、「たとえば、現在稼働している工業施設に囲まれたサイトは、かかる推測が適当でないとの指摘がない限り、引き続き工業用地として利用されると推測しうるのである」といわれていた¹⁷。EPA は、1995 年指針につき、その基本

的発想はその公表前からすでに示されており、よって本指針はかならずしも EPA の従来の立場を転換することを意味しないとする¹⁸。その上で、本指針は、こうした従来の議論を敷衍するかたちで¹⁹、現実的な将来の土地利用用途が考慮されることを改めて確認するとともに、その実際において留意すべき事項（用途の決定、環境的正義、制度的管理、用途変更と責任）についての EPA の考え方を示すものと位置づけている。

一方、連邦議会では、CERCLA（ないし 1986 年に制定された同法の改正法たる SARA（スーパーファンド改正・再授權法））²⁰の再授權に伴う論議²¹に合わせて、将来の土地利用用途の考慮を CERCLA 上に明文化するよう同法を改正することが検討されていた²²。たとえば、（クリントン政権下における）政府提出の 1994 年の法案²³は、修復措置の選択に係る規準²⁴として潜在的な土地利用用途の考慮を挙げるとともに、大統領が「修復措置の選択にあたり、当該施設に係る土地の、合理的に推定された将来の利用用途を考慮する」ことを明示的に義務づける規定が準備されていた²⁵。このほか、その翌年以降に連邦議会に提出された法案においても、たとえば「適切な修復措置は、現在および合理的に推定された将来の、土地・・・の利用用途に基づくものとする」といった規定を置くものや²⁶、あるいは「現実の、計画された、または合理的に推定された将来の、土地・・・の利用用途に伴う期待暴露量を考慮した上で」当該の修復措置が人の健康および環境を保護するものであるかどうかを検討する旨定めるもの²⁷がみられた。

EPA は、本指針とこうした（指針策定前の）連邦議会での議論とを比較して、本指針は、かかる議論において「広く同意が得られた諸原則」——そのなかには、修復措置の選択における「合理的に推定された将来の利用用途の考慮」が含まれる——に合致するものである、と説明している²⁸。

（二） 将来の土地利用用途の推定

さて、EPA は、1995 年指針において、浄化基準（法文上は「修復基準」（remediation goal）であるが、以下では両者を互換的に用いる）の設定にあたって、現実的な将来の土地利用用途の推定が踏まえらるべきであるとする²⁹。では、こうした推定はどのようにして行われるか。

(1) 主体 将来の土地利用用途の推定を行う主体は誰かについて、1995 年指針はかならずしも明言

していない。CERCLA104 条(a)(1)は、EPA に対し、対応措置（response action. 修復措置もこれに含まれる）の内容の決定に関して「相当程度の裁量」を付与しており³⁰、この裁量が及ぶ範囲には、将来の土地利用用途の推定も含まれると考えられる³¹。このことから、かような推定を行うのは EPA であると解されよう³²。1995 年指針もこうした前提にあるものと思われる。EPA は、次に説明するような情報に基づき、将来いかなる土地利用用途が生じうるかについて現実的な推定を行う。この推定は、いかなる用途が総合的な公共の利益になるかの判断、つまり価値判断ないし選好に基づくものではない、と説明される³³。

(2) 推定に用いられる情報 こうした推定はいかなる情報に基づいて行われるか。1995 年指針からは、推定の根拠として用いられる情報として、次の 2 つ、すなわち(ア)関係主体からのインプット（関係主体との接触を通じて生成される情報）と、(イ)それ以外の客観的要素に係る情報とがあることが読み取れる。

先に(イ)についてみると、EPA は 1995 年指針のなかで、現在の土地利用用途、ゾーニングに係る制定法（ゾーニング条例）、ゾーニングの公図（zoning map）、土地利用に係る「総合計画」（comprehensive plan）、人口増加パターン・人口増加予測など、19 の項目を列挙し（ただしこれらに限られないとする）、これらの項目に係る情報が、将来の土地利用用途の推定に際して検討されるべきであるとする³⁴。このほかに、問題となるサイトおよびその周辺の実地調査（visual inspection）もまた、推定にあたって実施されるとの記述がある³⁵。

ついで(ア)についてみるに、1995 年指針は次のようにいう。こうしたインプットが得られる契機として、(a)当該サイトが所在する地域を管轄する、土地利用に係る地方行政機関との協議、および(b)地域住民との間の話し合い、がある。そしてこれらが、修復措置の対象サイトの特性評価と修復措置案の検討を行う「修復措置調査・実行可能性調査」（RI/FS（remedial investigation/feasibility study））における、「予備調査」（scoping）³⁶の段階において「可能な限り早期に」実施されるべきであり、これらから得られた情報に基づき現実的な推定が形作られる³⁷。同指針では、こうした関係主体との接触によりいかなる情報が生成されるべきかについての指図はない。

ところで、以上のように大別される 2 つの情報の関係はかならずしも判然としない。また(イ)に関し

て 1995 年指針が列挙する 19 の項目についても、これらの相互間の優劣に関して同指針は無言である。法的には、これらのうち、当該サイトの土地利用用途を規制するゾーニング条例（アメリカでは、個々具体のゾーニング決定は、各地方自治体において条例形式によりなされる）³⁸を中心に、実際に具体的な用途を指定する公図と、土地利用に関する基本計画たる³⁹「総合計画」とが、まずは重要であると考えられよう。

あわせて他方で、以下にみるような、土地利用計画に係る法実践における地域住民の位置づけに鑑みれば、地域住民の意向もまた、将来の土地利用用途の推定にあたって無視しえない。すなわち、連邦商務省作成のモデル法律⁴⁰を基にした解説⁴¹に依拠すれば、(ア)「総合計画」については、その策定・変更にあたって公聴会が開催されるべきことがいわれており⁴²、住民意思の反映のためのチャンネルの提供が予定されている。同計画に関しては、その規範的性格、すなわち、ゾーニング条例による個別具体のゾーニングに対し、自らとの一貫性を要請すること⁴³によってゾーニングに実体的統制をもたらす（つまり、「総合計画」に反するゾーニングは州法違反となり無効とされることがある）といった点⁴⁴も注目されよう。(イ)またゾーニング条例については、「総合計画」と同様、その制定・改正にあたって公聴会が開催される⁴⁵ことのほかに、さらに次のことが特筆されよう。すなわち、上記のモデル法律（「標準州ゾーニング授權法」）によれば、一定数以上の近隣土地所有者の署名による異議があれば、ゾーニング条例の改正を拒否することができるとされており（ただし爾後に議会がこれを覆すことが可能である）⁴⁶、土地利用用途の変更に際して地域住民（とりわけ用途変更予定区画の付近住民）の意向が強く作用する仕組み——改正に対する事実上の拒否権の付与——が用意されているのである。

(3) 住民参画 さて、1995 年指針は、こうした土地利用計画制度における住民参加につき、「地域住民の参画」（community involvement）と題する項のなかで触れている。

ここでは、土地利用計画に係る法実践は地方自治体ごとに多様であるとした上で、そのなかで当該地方自治体が地域住民の参加の機会を提供しているか否かが、将来の土地利用用途の推定の「確からしさ」

（certainty）（推定の合理性（reasonableness）ともいわれる）を左右する、と説明される。すなわち、まず、市民（これにはサイトにより影響を受けるすべ

ての利害関係者を含む)との相互作用は、将来の土地利用用途に係る推定の確からしさ、および、推定される将来の土地利用用途の予測が實際上合理的であることへの信頼を向上させるのに資する、とする一般論を述べ⁴⁷⁾、つづけて次のようにいう。土地利用計画に係る法実践において、住民参加の機会(1995年指針によれば「ゾーニングに際しての公聴会(zoning hearings)、マスタープランの承認(master plan approvals)」など)が用意されている場合に、かかる機会を介して、将来の土地利用用途に係る「実質的な同意」(substantial agreement)が住民との間に形成されれば、推定の確からしさは増大する⁴⁸⁾。対して、こうした機会が備わらない場合には、推定の確からしさは「相当程度低くなる」⁴⁹⁾。後者の場合において、住民参加機会の不備は、問題となるサイトの周辺地域において環境的正義(environmental justice)に係る懸念が存在する状況の下では、とりわけ重要な問題となりうるものであり、こうした場合にはEPAが特別の取り組みを講ずべき旨が再確認されている⁵⁰⁾。

なお、1995年指針のこのような説明は、ここで検討される将来の土地利用用途が、あくまで「推定」

(land use assumption; anticipated land use)であることによるものである。つまり、たとえ現時点ではゾーニング等によって「確定」した土地利用用途であっても、将来においてそれが(たとえば再ゾーニング(rezoning)などにより)変更されることがありうるため、あくまで「推定」にとどまるのである。推定にはあまねく「不確からしさ」がつきまとうが、ここでは、将来の土地利用用途の推定の「確からしさ」を判定する目安として、とくに、行政主体、地域住民をはじめとする各主体間での、将来の利用用途に係る「実質的な同意」が挙げられているのである。

(4) 時期 将来の土地利用用途の推定は、修復措置の一連のプロセスのどの段階においておこなわれるか。1995年指針はこれに関して、「EPAは、リスク評価を実施し、適当な修復措置を選択するために、「合理的に推定された将来の土地利用用途」についての理解を得るべきである」と述べており⁵¹⁾、後にみるように、修復措置調査(RI)における当該サイトの「基礎リスク評価」およびそれ以降の過程においてこうした推定が用いられるとしていることから、遅くともその前まで、具体的にはRI/FSの「予備調査」の段階において、上に掲げたさまざまな情報に基づき、かような推定がなされるものと解され

る。

(三) 推定された将来の土地利用用途の作用

(1) では、将来の土地利用用途は、CERCLAに基づく汚染サイトの浄化プロセスのいかなる局面において作用するであろうか。

結論を予め述べれば、将来の土地利用用途は、浄化基準が(ARARとして)定められていない物質が問題となる場合において、サイトのリスク評価を行う段階において考慮されることにより、浄化措置の必要性を判断する局面、および浄化基準を設定する局面に作用する。以下ではこのことにつき少し詳しくみていくこととする。

(2) CERCLAの下では、主にEPA(主務官庁(lead agency))⁵²⁾が、サイトの「基礎リスク評価」(baseline risk assessment)を実施する。「基礎リスク評価」とは、修復措置調査(RI)の一部として「人の健康および環境に対する現在および潜在的な危険を判定(characterize)する」ことをいい⁵³⁾、ここでは、「基礎リスク」(baseline risk)、すなわち何ら修復措置等が実施されない場合に当該サイトが有するリスクの分析が行われる⁵⁴⁾。

EPAは、一般に、この「基礎リスク評価」の結果を、次の2つに用いる⁵⁵⁾。

第一に、浄化措置の実施の必要性判断においてである⁵⁶⁾。EPAは、「基礎リスク評価」の結果を、放出またはそのおそれ、人の健康または環境に対する受容不能なリスク(unacceptable risk)——その存在は修復措置の実施を正当化する——を有するかどうか(一般的な浄化措置である「修復措置」に関して。CERCLA104条を参照)、あるいはサイトが急迫かつ重大な危険(imminent and substantial endangerment)を有するかどうか(いわゆる「自力除去措置」(abatement action)⁵⁷⁾に関して。CERCLA106条を参照)を判断するために用いることができる⁵⁸⁾。

修復措置を例に、その必要性の判断に係る具体的なクライテリアを示せば、次のとおりとなる。

まず、発がん性物質については、(ア)現行のまたは将来の土地利用用途のいずれかにおける推定暴露量(合理的最大推定暴露量(reasonable maximum exposure (RME) assumption)。以下同じ)の下で、発がんの累積リスクが 1×10^{-4} (以下「 $1 \times$ 」の表記は省略する)を超える場合には、修復措置の実施が保証される。(イ)現行のおよび将来の土地利用用途の双方における推定暴露量の下で、発がんの累積リスクが 10^{-4} に満たない場合には、原則として修復措置

の実施は保証されない⁵⁹。ただし(ウ)発がんリスクが 10^{-4} から 10^{-6} までの範囲(risk range)にある場合、修復措置の実施の有無はEPAの裁量判断による⁶⁰。 10^{-4} という数値について、EPAは、これによって修復措置の実施の有無が明確に線引きされるわけではなく、サイト特有の状況によって正当化されれば、 10^{-4} の周辺の値であっても当該リスクが受容可能とされる場合がある、とする⁶¹。

つぎに、非発がん性物質については、(発がん物質のような明確な説明はないが、)現行のまたは将来の土地利用用途において、暴露しても悪影響が発生しない濃度水準を、暴露量が超過する場合(つまり、ハザード比が1を超える場合)に、受容不能なリスクが存在すると判断される(よって修復措置の実施が保証される)ものと考えられる⁶²。

以上は、ARARが設定されていない物質についての説明である。これに対して、ARARが定められている物質については、同基準に基づいて修復措置の実施の要否が判断される⁶³。

さて、「基礎リスク評価」の結果が用いられる第二の場面としては、浄化基準(修復基準)の設定がある⁶⁴。ここでは、ARARが設定されていない有害物質がその対象とされる。

CERCLAの下では、こうした有害物質に係るサイトの修復基準の設定において、(ア)「基礎リスク評価」が実施される前に、まず既存の情報(たとえば、PA/SI(予備評価(preliminary assessment)・サイト調査(site inspection))⁶⁵などを通して得た情報)を基にして、暫定的な基準(「予備的修復基準」(preliminary remediation goal (PRG)))⁶⁶が定められる。次いで、(イ)これが「基礎リスク評価」の結果などを受け、適宜修正される。これにより、最終的な基準が確定される、という手順が踏まれる⁶⁶。

具体的にみると、「予備的修復基準」は、発がん性物質であれば発がんリスクが 10^{-6} に、非発がん性物質であればハザード比が1に、それぞれ相当する有害物質の濃度として設定される⁶⁷。そしてこれは「基礎リスク評価」の結果などにより修正される。こうした修正の例として、EPAは、「サイトにある複数の汚染物質や複数の暴露経路による累積的リスク(cumulative risk)が、「予備的修復基準」として当初設定されたものよりも、程度の差こそあれ厳格な浄化水準が必要な状況を同定することがありうる」と述べる⁶⁸。「予備的修復基準」が修正されて設定された(最終的な)修復基準は、非発がん性物質については(適切な安全マージン(margin of safety)を

容れた上で)暴露しても悪影響が発生しない濃度水準とすること(すなわち、ハザード比が1以下であること)⁶⁹、発がん性物質については発がんリスクが 10^{-4} から 10^{-6} の間となる濃度水準とすることが定められている⁷⁰。

(3) さて、将来の土地利用用途は、上にみた「基礎リスク評価」において考慮される。

「基礎リスク評価」では、当該サイト(が含有する有害物質)の(ア)暴露評価と(イ)有害性(毒性)評価とが行われたのち、それぞれの評価の結果を受けて当該サイトの(ウ)リスク判定がなされるが⁷¹、将来の土地利用用途は、このうちの(ア)暴露評価に直截にかかわる⁷²(他方で、当然のことではあるが、(イ)有害性(毒性)評価の結論は、土地利用用途のいかんによって影響を受けない)。

土地利用用途が暴露評価に具体的にどのようにかわるかについては、CERCLAの対象サイトのリスク評価に関してEPAが1991年に公表したガイダンス⁷³が説明する。このなかでは、土地利用用途の類型として、(1)住居用、(2)工業・商業用、(3)農業用、(4)レクリエーション用の4つが提示(例示)され、その上で、それぞれの利用用途ごとに、暴露条件(標準的な暴露要素(standard default exposure factor)——暴露経路、水・土壌の1日摂取量、暴露頻度(1年当たり日数)、暴露期間(年)など——)とその根拠とが概述されている。土地利用用途ごとの具体的な数値は表1(後掲する)に示される通りであり、これより、(ア)問題となる暴露経路、および(イ)摂取量、暴露頻度、暴露期間などの数値設定、といった、暴露評価における諸条件が、土地利用用途によって異なることが示される。こうしたことは1995年指針においても示唆されており、ここではたとえば「土地の将来の利用用途は、サイトに残置される有害物質への暴露のタイプおよび暴露頻度に影響し、ひいては修復措置の種類(nature)に影響する」、「土地利用用途の推定は、基礎リスク評価において評価される暴露経路に影響する」⁷⁴などと説明されている。

このことはすなわち、同一の汚染の程度であっても(有害性(毒性)評価の結論は同一であっても)、選択される土地利用用途によって、「基礎リスク評価」の結論が異なってくることを意味する。これはひいては、上でみた、修復措置の必要性判断、および修復基準の設定の双方に反映される。つまり、前者については、ある土地利用用途においては受容可能(acceptable)とされる程度の汚染が、別の土地利用用途では受容不能(unacceptable)——よって修復

措置が必要——とされるケースが生じることとなり、また後者については、同一の汚染サイトであっても、推定暴露量がより少なく算定される土地利用用途ほど修復基準は緩やかに設定されることとなる⁷⁵。

1995 年指針は、このことについて次のように説明する。「「基礎リスク評価」は一般に、合理的に推定された将来の土地利用用途を検討するのみで足りる。しかしながら、他の土地利用用途に係るリスクを評価することは有益であろう。・・・特に、推定された将来の土地利用用途につき何らかの不確実性がある場合、・・・いくつかの土地利用用途シナリオに係る潜在的リスクを比較することが有用であろう」⁷⁶。

なお EPA は、1995 年指針につき、「表層土が主要な暴露経路である状況に最も関連性を有するかもしれない」一方で、「CERCLA サイトにおける将来の地下水利用の考慮は、この文書では取り扱われていない」としている⁷⁷。

(4) 将来の土地利用用途は、このように、「基礎リスク評価」において考慮され、それが修復措置の必要性の判断と修復基準の設定とに作用する。CERCLA に基づく浄化プロセスにおいて、将来の土地利用用途が考慮されるのは主にこれらの場面であると解されるが、しかしながら、かかる土地利用用途は、当然のことながら、それを踏まえて設定された修復基準を介して、それ以降の浄化プロセス（での種々の判断）に影響を及ぼす。

一般に、浄化すべき汚染土壌の量と浄化の程度は、より高い水準での浄化が要求される土地利用用途（たとえば、住居用地）であるほど多く（高く）なると考えられることから、将来の土地利用用途は、策定・評価される修復措置の代替案の範囲、ひいては個々の代替案において選択される浄化技術や、浄化費用、修復措置に係る期間を左右することとなるであろう⁷⁸。

三 土地利用用途を考慮した浄化基準と責任関係

(一) 以下では、引き続き、冒頭に設定した問題を検討する。すなわち、土地利用用途を考慮した対策基準が設けられている状況のもとで、当初の土地所有者による土地利用用途では対策不要であったが、爾後の土地購入者による、従来と異なる土地利用用途では対策が必要となる場合における、各当事者の公法上の責任関係はどのように解されるか⁷⁹。

(二) まず、あらかじめ次の 2 点につき確認しておく。

第一に、最終的な修復基準には、ARAR に拠るもの

のと、問題となるサイトのリスク評価に基づくものとの別がある。一方において、前者の“ARAR に拠る修復基準”は、土地利用用途のいかにかわらず、修復措置によって達成されなければならないこととされている（必須規準）。このため、“ARAR に拠る修復基準”は、土地利用用途の影響を受けて修正（緩和）されることはない。他方で、ARAR が適用されない有害物質につき設定される“リスクに基づく修復基準”（risk-based remediation goal）は、土地利用用途の選択によって影響を受けうる。すなわち、“リスクに基づく浄化基準”は、「合理的に推定された将来の土地利用用途」が確定している場合には、これを前提として設定されるのである。

この点に関しては、1995 年頃の CERCLA 改正論議⁸⁰のなかで、そもそも ARAR を廃止し、あるいはその達成要請の度合いを緩和する（必須のものとし）ことで、原則としてすべての有害物質につき“リスクに基づく修復基準”の設定がなされるべきとの主張がなされ⁸¹、政府からも ARAR を廃止することを内容とする法案が提出されたが⁸²、結局のところこうした主張は採り入れられずに現在に至っている。

第二に、将来の土地利用用途は、「制度的管理」（institutional control）によって維持される。制度的管理とは、「土地または資源の使用の制限によって、汚染への人の暴露の可能性を最小限に抑制することを目的とする、行政的および／または法的管理などの非工学的措置（instrument）」⁸³をいう。たとえば、工業用地としての利用において保護的（protective）である有害物質の（修復基準として定められた）濃度が、住居用地としての利用においては保護的でないといったような場合において、「工業用地としての利用が維持され、かつ住居用地としての利用による暴露に伴うリスクを防止するために、制度的管理が用いられるべきである」と説明される⁸⁴。制度的管理としての措置の具体例としては、当該土地の使用制限・行為制限や、ゾーニング、不動産譲渡証書における通知（deed notice）などが挙げられる。EPA は、制度的管理は、汚染土壌の処理や封じ込めといった「工学的管理」（engineering control）とともに用いられ、これを補完するものであると位置づけている⁸⁵。

(三) さて、以下では、先の問題設定における各当事者の責任関係につき、便宜上次の具体例、すなわち、——

・A は、汚染原因者たる X により汚染されたサ

イトを取得した後、当該サイトの将来の土地利用用途を工業・商業用地（commercial/industrial）と設定して、これを前提とした「リスクに基づく浄化基準」を算定し、かかる基準を達成するような修復措置を選択して実施した

- ・このとき併せて、同サイトに対し、土地利用用途を工業・商業用地として維持する旨の、制度的管理に係る措置（たとえば、地方自治体の条例に基づくゾーニング）が行われた

- ・後に、同サイトを B が A より購入して、これを住居用地（residential）として利用した（このため、追加的な修復措置の必要性が生ずることとなった）

にしたがい検討することとする。

（1）過去の土地所有者

（ア）過去の土地所有者である A の CERCLA 上の責任については、自らが当該土地を所有する間に適法に修復措置を実施し完了させた者は、その所有権を他の者に移転させた後に生じた浄化の必要性についても、引き続き責任を負うこととなるか——言い換えれば、過去の土地所有者の浄化責任は、適法な修復措置の完了によって切断されるか（あるいは、所有権移転後に生じた浄化の必要性から保護されるか）——が問題となる。

このことに関する CERCLA の解釈につき、EPA の 1995 年指針は、後にみる通り、現在の土地所有者（上記具体例でいう B）に浄化責任があるとしている。しかし、これが過去の土地所有者の責任の切断（ないし保護）をも合わせて意味するのかどうかは明らかでない。この点は裁判例をまつしかないが、かかる点が争われた事例は見当たらない。

ところで、この点については、いわゆる“little Superfund”と呼ばれる州法⁸⁶のうちのいくつか、立法による解決を行っていることが注目される。以下にみるペンシルベニア州法およびマサチューセッツ州法は、このような場合において、過去の土地所有者の免責を認めることで共通している。

（イ）このうち、はじめにペンシルベニア州法（土地の再生利用および環境の修復基準に関する法律（Land Recycling and Environmental Remediation Standards Act）⁸⁷）についてみると、おおよそ以下のとおりである。

（a）まず、301 条(a)が、将来の土地利用用途を考慮した修復基準の設定を許容する。すなわちここでは、サイトにおいて規制物質への対応を行いまたは

行うことが要求されている者は、修復措置（remediation activity）を実施するにあたり、「環境基準」（environmental standard. 浄化基準を意味する）として(i)バックグラウンド基準、(ii)州環境質委員会（Environmental Quality Board）が定める統一基準、(iii)サイト別基準（site-specific standard）のうちのいずれか 1 つを選択し、これを遵守しなければならない、とされる。

このうちサイト別基準とは、サイトごとにリスク評価に基づき定められる修復水準（remediation level）であって、人の健康および環境に対する現在または将来の（probable future）重大なリスクを排除し、または保護的な水準まで削減するものである、と定められている（同条(a)(3)）。この保護的水準は、サイトの現在の利用用途または現在計画されている将来の利用用途に基づき設定される。なお同法の下では、将来の土地利用用途は責任当事者によって決定されるものとされており⁸⁸、連邦法との相違がみられる。

（b）そして、修復措置によって上記の「環境基準」を達成した者は、同法第 5 章（501 条から 506 条まで）に基づいて、浄化責任からの保護（cleanup liability protection）を受けることができる。具体的には、505 条が、本法を遵守して修復措置を完了させた者は、同条に列挙される事項（たとえば次にみるようなもの）のいずれかを州環境資源省（Department of Environmental Resources）⁸⁹が証明しない限り、追加的な修復措置を実施する義務を負わないものとする規定している。

かような事項のひとつとして 505 条は、リスクの水準がリスクの許容範囲（acceptable risk range）を超えて増大したことを挙げ、その例として、土地利用用途が非住居用から住居用へと変更されたことにより、暴露条件の重大な変更がなされたことを挙げている（505 条(4)）。同規定は、これにつづけて、土地利用用途を変更した者が、かかる変更によりリスクの水準がリスクの許容範囲を超えて増大した場合、本法に基づき追加的な修復措置を実施することを環境資源省によって要求される旨確認している。この後半部は、先の例でいえば、現在の土地所有者である B に浄化責任が課されることを意味するものである。

（ウ）ついで、マサチューセッツ州法（油および有害物質の放出の防止および対応に関する法律（Oil and Hazardous Material Release Prevention and Response Act）⁹⁰）についてみるに、おおよそ以下のよう

(a) 同法の下では、問題となるサイトのリスク評価を実施するにあたり、当該サイトの現在および将来の（「合理的に予見される」（reasonably foreseeable））利用用途が考慮される⁹¹。この「合理的に予見される」利用用途は土地所有者によって決定される。土地所有者は、周辺地域の状況を勘案する必要があるものの、自由に利用用途を決めることができる（この点連邦法と異なる）⁹²。かかるリスク評価の結果、リスクが浄化基準（法文上は「重大なリスクの不存在」（no significant risk of harm）基準）を超える場合には、責任当事者がかかる基準を達成するべく修復措置を実施しなければならない（同法 5 条(a)⁹³、3A 条(g)）。

修復措置が、結果的にサイトに有害物質を残置することとなるものであるときは、リスク評価の際に考慮された土地利用用途が維持され（、「重大なリスクの不存在」基準が遵守され）るべく、当該サイトに「行為・用途制限」（Activity and Use Limitation）が課せられることとなる⁹⁴。

(b) この「行為・用途制限」が課せられている土地において「重大なリスクの不存在」基準が達成されている場合、当該土地の所有者等は、次の要件のいずれもみたすときには、その所有または管理（占有）の以降に登場した所有者等による、土地利用用途の変更などの「行為・用途制限」に反する行為によって生じた修復措置費用（およびコモン・ローに基づく損害）については、責任を負わない（同法 6 条）。かかる要件とは、第一に、当初の所有者等が、それが所有または管理する間において、「行為・用途制限」の内容および関連法令を遵守したこと、第二に、当該所有者等が、その後に登場した所有者等によってなされた「行為・用途制限」に反する行為を生ぜしめ、またはこれに寄与していないこと、である。

(2) 汚染原因者

汚染原因者である X の責任についてはどうか。

なお以下では、「汚染原因者」を「直接的な（あるいは第一義的な）汚染行為をした者」といった意味で用いる。しかるに、CERCLA の潜在的責任当事者の定義は⁹⁵、こうした汚染行為者を直截に掲げていない（とはいえ汚染行為者が責任主体に当たることは自明である）ことから、それが定義上いずれに該当するのかが問題となる。これにつき、X が汚染のあった施設の現在あるいは（汚染があった時点での）過去の所有者または管理者であれば、そのようなも

のとしての責任を負うこととなろうが（現在の所有者等であれば 107 条(a)(1)、過去の所有者等であれば同条(a)(2)）、X がこうした施設の所有・管理とまったく関連性のない、単に汚染行為のみを行った者である場合（他人のサイトへの不法投棄を行った者が典型であろう）には、107 条(a)(4)に基づく「輸送者」（transporter）としての責任を負うものと一般に解されている⁹⁶。

さて、汚染原因者の責任の存在しない程度は、将来の土地利用用途によって影響を受けるか。(ア)影響を受けると解釈される場合には、将来の土地利用用途において必要となる水準まで浄化責任を負うこととなり、(イ)影響を受けないと解される場合には、将来の土地利用用途のいかんにかかわらず浄化責任を負うこととなる。同法は汚染者負担原則を具体化するものであるといわれるが⁹⁷、それが潜在的責任当事者間での責任配分においても貫徹されることとなれば、上記の(イ)の考え方、つまり汚染原因者は、土地利用用途にかかわらず、最も厳格であらゆる用途での利用を可能とする水準に汚染の程度が至るまで、浄化責任を負い続けるとの解釈が説得力をもつこととなろう。しかしながら、この点についても目立った議論はやはり見当たらず、今後の展開を待たなければならない。

(3) 現在の土地所有者

他方で、現在の土地所有者たる B は、汚染された土地の所有者として、潜在的責任当事者に該当するものと考えられる（CERCLA 107 条(a)(1)）⁹⁸。すなわち、著名な New York v. Shore Realty Corp. 判決⁹⁹により確立された判例法によれば、CERCLA 107 条(a)(1)は「因果関係〔の有無〕にかかわらず、放出またはそのおそれのある施設の現在の所有者に対し、厳格責任を課するもの」¹⁰⁰と解釈されるのである。

これに関連して、EPA の 1995 年指針では、次のこと、すなわち、現在の土地所有者は、「保護性の確保」（to ensure protectiveness）のためにさらなる浄化が必要となるようなものへと土地利用用途を変更する場合、そうした浄化の実施を免れないことが確認されている¹⁰¹。ここにいう「保護性の確保」とは、「人の健康および環境の総体的な保護」が確保されていることをいい、これは最終的に選択される修復措置が（ARAR の達成とならんで）満足しなければならない「必須規準」のひとつである¹⁰²。1995 年指針において示された EPA のかような考え方を、従来の判例理論に符合させて解すれば、土地利用用途の

変更によって「保護性」を欠いた状態が、現在の土地所有者としての責任を発生させる“汚染”のある状態（法文上は「放出のある施設」）である、ということとなるかもしれない。このとき、具体的に問題となるのは、事後の土地利用用途の変更によって「保護性」が喪失されたか否かであるが、これは、以前の土地利用用途（この場合ではAが選択した工業・商業用地）において残置された有害物質の濃度が、変更後の土地利用用途においても許容されうる程度であるか否かによって判断されることとなるであろう^{103, 104}。

四 わが国での法制度設計への示唆

以上でみたアメリカ法がわが国の立法論に与える示唆を検討し、むすびにかえる。

前もって次のことを確認する。本稿では主として連邦法（CERCLA）を観察対象とし、これを補足するため一部で州法にも触れたが、そもそも連邦法と州法とでは、それが扱う土壤汚染の程度が異なる。すなわち、CERCLAの規律対象とされる相対的に汚染の程度の高い——それがゆえに、同法の対象となる汚染サイトを列挙するNPL（National Priorities List. 全国優先順位一覧表）に掲載された——サイトは、州法¹⁰⁵の射程からは外れる。このため、州法は、もっぱらCERCLAサイトよりも汚染度の低いサイトをその対象としているのである¹⁰⁶。そして、こうした対象の違いが、構築された制度のあり方（とりわけ責任関係の規律の態様）に影響を与えている可能性が考えられるのであり、アメリカ法を参照するにあたってはかような点に留意が必要である¹⁰⁷。本稿での検討から“規律対象の相違が制度の態様の相違に現れる”ことを結論するのは尚早であるが、とはいえ以下にみるように、いくつかの点でこうした徴候を窺うことができる。

その上で、以下の点を指摘したい。

（一）将来の土地利用用途の決定のあり方 行政機関が客観的情報に依拠して判断するか（連邦法）、（先の例でいえば過去の）土地所有者が定めることができるか、加えてこれに何らかの縛りをつけるか（マサチューセッツ州法にいう「合理的に予見される」など）、といった選択肢が考えられる。

このとき、土地所有者が将来の土地利用用途を設定することとすると、その者が、実現可能性が全くないにもかかわらず、浄化の程度が軽くて済むような用途を意図的に選択し、わずかな浄化しかせずに責任関係から離脱してしまうということが考えられ

うる（かかる者の責任の切断を認める場合）。将来の土地利用用途の考慮は、こうした離脱をも容認する制度であるとも言えようが、であるからこそ、それによって各主体間での負担配分に著しい不公平が生ずることのないよう、制度設計上の留意が必要である。このように考えれば、たとえば、汚染の程度に応じて、行政機関が土地利用用途の決定に積極的に関与すること——具体的には、汚染の程度が高い場合には行政機関が決定主体となること、あるいは私人の決定に委ねつつも行政機関がさまざまな形で介入すること——が考えられよう。これは結局、連邦法の立場と州法の立場とを繋ぎ合わせることを意味しよう。

（二）過去および現在の土地所有者の責任 連邦法・州法ともに、基本的に、（当初の土地利用用途を変更し追加的な浄化の必要性を生ぜしめた）現在の土地所有者に新たな浄化に係る責任を課している点では共通しており、ひとつの解決が示される。これについては、土地利用用途を変更し浄化の必要性を生ぜしめたことが新たな「放出」である、と捉える見解（Ayers）があり¹⁰⁸、示唆的である。

過去の土地所有者について、州法は、一定の要件を満たすことを条件に免責を認めることを制度化している。一方で、連邦法の立場はかならずしも明確でない。もっとも、CERCLAをめぐるのは、その救済的制定法（remedial statute）¹⁰⁹としての性格から、潜在的責任当事者の範囲が（通常観念される「汚染者」の概念をはるかに越え）きわめて広く解されていることに照らせば¹¹⁰、たとえば次のような解釈、すなわち、現在の土地所有者に資力がなく、かつ他に潜在的責任当事者たる地位に立つ者が見当たらない場合などには、過去の土地所有者にも責任が及ぶ、といったことが成り立つかもしれない（この場合、先にみた1995年指針はあくまで確認的な内容ということとなる）。だが、過去の土地所有者が、合理的に推定された将来の土地利用用途の下で要求される程度までの浄化を適切に完了しており、加えて、追加的な浄化の必要性がもっぱら現在の土地所有者の都合に帰されるような状況においては、過去の土地所有者への帰責を正当化する合理的理由は見出し難いであろう。ここでは、さしあたり、州法の立場が支持されるものと解しておきたい（とりわけマサチューセッツ州法の例が参考となる）。仮にかような立場に拠る場合には、そこで定立される要件（関連法令等の遵守など）が参照に値しよう。

（三）汚染原因者の責任 汚染原因者について、

本稿でみた限りにおいては、連邦法・州法の立場ははっきりとしない。

思うに、各主体のうち、最も非難されるべきは汚染行為者なのであり、将来の土地利用用途を奇貨として、それがなければ課されたであろう責任（の一部）を免れることとするのは公平を欠く。よって、汚染原因者については将来の土地利用用途による責任関係からの離脱は認められないものと解されるべきであろう。こうした理解は、連邦法および州法のいずれにおいても成立しうるものと推測される。

（四）その他 （1）将来の土地利用用途の推定にあたっての考慮事項については、連邦法の指針が参考となる情報を提供しよう。このうち土地利用用途に係る法規範（アメリカ法にいうゾーニング条例ないし総合計画に対応するもの）に関しては、都市計画法上の、用途地域をはじめとする各種の地域・地区の区分を活用することがひとまず考えられよう。ここでは、彼我における住民参画のあり方の相違に関心が向くが、これは都市計画法上の問題であるため、本稿ではこれ以上触れない。

（2）土壤汚染の浄化に際して将来の土地利用用途を考慮するにあたっては、実際の土地利用用途とその変更、およびそれに係る各種の情報（変更後の利用用途、関係主体など）が、行政機関により適切に監視・管理されることが肝要である。これに関しては、浄化に際して考慮された将来の土地利用用途を、先にわずかながら紹介した「制度的管理」（institutional control）をもって適切に統制することが重要となる¹¹。こうした制度的管理の機能ないしその評価をめぐっては、やはりアメリカ法において議論の展開がみられる。この点は引き続いての考察の対象とされる。

〔付記〕本稿は、平成19年度長崎大学高度化推進経費（学長裁量経費）による成果の一部である。

本稿の草稿に対しては、匿名の2名の査読者のほか、本学部の生野正剛教授からも丁寧かつ有益なコメントを賜った。ここに記して御礼を申し上げる（なお当然ではあるが全ての誤りは筆者の責に帰する）。本年（2009年）3月末をもってご退官を迎える同教授には、筆者の本学への赴任に際して、さらに着任後から今日に至るまで、公私にわたり数々の御指導と御厚情を賜ってきた。ここに厚く御礼申し上げるとともに、先生の益々のご健勝をお祈りする次第である。

なお私事にて恐縮であるが、生野教授と時期を同じくして、筆者も本学を離れる。駆け出しの研究者である筆者を、同僚の諸先生方、事務職員の方々および学生諸君が温かく支えて下さった。僅か2年間という短い期間ではあったが、

快適な研究・教育環境に身を置くことができたのは誠に幸運なことであった。本学においてお世話になった全ての方々に対し、ここに心からの感謝を申し上げたい。

〔追記〕脱稿後、大塚直「米国スーパーファンド法の現状と我が国の土壤汚染対策法の改正への提言」自由と正義59巻11号17頁以下（2008年）、および福田矩美子「ブラウンフィールド問題に関する法政策の一考察——アメリカと日本の比較を通して（2・完）」早稲田法学会誌59巻2号471頁以下（2009年）に接した。

¹ 環境省「土壤環境施策に関するあり方懇談会報告」8頁（2008年）（http://www.env.go.jp/water/dojo/sesaku_kondan/rep080331/main.pdf）。ここでは、「サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策」を促進させる方策として、摂取経路を遮断する対策（盛土、封じ込め等）の必要性を判断するための「対策発動基準」を「土地の利用用途ごとに定めることを検討すべき」であり、「その場合には土地の利用用途が将来的に変更される場合への対応に留意する必要がある」旨が指摘される。

² Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980, Pub. L. No. 96-510, 94 Stat. 2627 (codified as amended at 42 U.S.C. §§ 9601-9675). 同法に関する邦語文献は枚挙にいとまがなく、ここでは加藤一郎ほか（監修）『土壤汚染と企業の責任』39頁以下（有斐閣、1996年）のみを挙げるにとどめる。

³ National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan, 40 C.F.R. pt. 300.

⁴ Memorandum from Elliott P. Laws, Assistant Administrator, U.S. EPA, to Regional Directors, Land Use in the CERCLA Remedy Selection Process (May 25, 1995) [hereinafter Land Use Directive]. なお2001年には、この指針の実施に係るより詳細なガイダンスがEPAにより公表されている。Memorandum from Larry Reed, Acting Director, U.S. EPA, to Superfund National Policy Managers, Regions 1-10, Reuse Assessments: A Tool To Implement The Superfund Land Use Directive (Jun. 4, 2001).

⁵ 40 C.F.R. § 300.430(f)(1)(i)(A)は、「人の健康および環境の総合的な保護〔の判断〕は、他の評価規準についての評価、とりわけ長期的な有効性（long-term effectiveness）および恒久性（permanence）、短期的な有効性、およびARARの遵守についての評価による」と定める。

⁶ 40 C.F.R. §§ 300.430(f)(1)(i)(A), 300.430(e)(9)(iii)(A), (B).

⁷ Andera Lee Rimer, *Environmental Liability and the Brownfields Phenomenon: An Analysis of Federal Options for Redevelopment*, 10 TULANE ENVTL. L.J. 63, 89 (1996) (citing Alex S. Karlin, *How Long Is Clean?: The Temporal Dimension to Protecting Human Health under Superfund*, 9-SUM. NAT. RESOURCES & ENV'T 6, 47 (1994)).

⁸ 55 Fed. Reg. 8666, 8710 (1990).

⁹ John S. Applegate & Stephen Dycus, *Institutional Controls or Emperor's Clothes?: Long-Term Stewardship of the Nuclear Weapons Complex*, 28 ENVTL. L. REP. 10,631, 10,639 n.88 (1998) (citing OFFICE OF TECHNOLOGY ASSESSMENT, U.S. CONGRESS, SUPERFUND STRATEGY 75 (1985)).

¹⁰ こうした批判ないし提言は、1995年指針においても触

れられている。Land Use Directive, *supra* note 4, at 3.

¹¹ ブラウンフィールドとは、アメリカでは「有害物質、汚染物質または汚濁物質が存在したまたは潜在的に存在するために、その拡張、再開発または再使用により状態を悪化させるおそれのある不動産」をいうものとされる(CERCLA 101条(39)(A))。同条項をはじめ、ブラウンフィールド問題への立法的対応に係る諸規定をCERCLAに追加した、連邦のいわゆるブラウンフィールド法については、大塚直・赤渕芳宏・外純子・富田由彦(訳)「アメリカ ブラウンフィールド法——中小企業の責任の軽減およびブラウンフィールドの再活性化に関する法律」季刊環境研究 144号 70頁以下(2007年)に翻訳がある。ブラウンフィールド問題は、わが国でも近時課題として認識されつつある。環境省、前掲書註1、5-6頁。アメリカにおけるブラウンフィールドへの立法論的対応を題材とした論稿も数多いが、ここでは代表的なものとして、黒坂則子「アメリカにおける土壌汚染浄化政策の新展開——ブラウンフィールド新法の意義」同志社法学 56巻3号 41頁以下(2004年)、および近時のものとして、福田矩美子「ブラウンフィールド問題に関する法政策の一考察——アメリカと日本の比較を通して(1・未完)」早稲田法学会誌 59巻1号 345頁以下(2008年)のみを挙げる。

¹² 判例も同様に解する。See, e.g., *United States v. Monsanto*, 858 F.2d 160, 167 n.11 (4th Cir. 1988), *cert. denied*, 490 U.S. 1106 (1990). See also ALFRED R. LIGHT, *CERCLA: LAW AND PROCEDURE* 122 et seq. (1991).

¹³ Seth Schofield, *In Search of the Institution in Institutional Controls: The Failure of the Small Business Liability Relief and Brownfields Revitalization Act of 2002 and the Need for Federal Legislation*, 12 N.Y.U. ENVTL. L.J. 946, 963 (2005).

¹⁴ Julia A. Solo, *Urban Decay and the Role of Superfund: Legal Barriers to Redevelopment and Prospects for Change*, 43 BUFF. L. REV. 285, 308 (1995). 土地利用用途の考慮は、ブラウンフィールドの再開発の促進をねらいとして、まずはじめに州レベルにおいて採用されたといわれる。Alex Geisinger, *Rethinking Risk-Based Environmental Cleanup*, 76 IND. L.J. 367, 374 (2001).

¹⁵ John S. Applegate, *Risk Assessment, Redevelopment, and Environmental Justice: Evaluating the Brownfields Bargain*, 13 J. NAT. RES. & ENVT. L. 243 274 (1997-98), *cited in* Schofield, *supra* note 13, at 965. ただしその費用効果性には、長期的な観点からみた批判がある。See Rimer, *supra* note 7, at 93-94; Schofield, *supra*, at 966-967. またRimerは、加えて、ここではもっぱら人の健康の保護が主眼とされ、環境の保護は考慮の外に置かれており、これは(人の健康および環境の保護という)CERCLAの目的に反する、と述べ、その上で、将来の土地利用用途の考慮に係るEPAの従来の用心深いアプローチは、実際には、こうした環境への配慮を内在したものであるかもしれない、と指摘しており、興味深い。Rimer, *supra*, at 94-95.

¹⁶ 55 Fed. Reg. 8666, 8710 (1990).

¹⁷ Memorandum from Don R. Clay, Assistant Administrator, U.S. EPA, *Role of the Baseline Risk Assessment in Superfund Remedy Selection Decisions* (Apr. 22, 1991) [hereinafter *Role of Baseline Risk Assessment*].

¹⁸ 他方で、1995年指針は従来の政策の転換(reverse)を意味するものと理解するものとして、see Krista J. Ayers, Comment, *The Potential for Future Use Analysis in Superfund Remediation Programs*, 44 EMORY L.J. 1503, 1514 (1995).

¹⁹ Land Use Directive, *supra* note 4, at 3.

²⁰ Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986, Pub. L. No. 99-499, 100 Stat. 1613 (1986).

²¹ この指針が公表された1995年は、SARAに基づく課税権限(同法により新設された法人環境収入税のほか、CERCLAにより導入されていた石油税、化学品原料・輸入誘導物質税(Chemical Feedstocks and Imported Derivatives Tax)を対象とするもの)の期限を年末に控えた年であり(1990年予算一括調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990)11231条、および同条による改正後の内国歳入法(Internal Revenue Code)59A条、4611条を参照)、その前後において、かかる課税権限の再授權(reauthorization、失効前は同権限の継続、失効後は同権限の復活を意味する)と併せて、CERCLAの全面改正につき議論された。なお、加藤一郎ほか、前掲書註2、249頁以下を参照。

²² 以下につき、see Ayers, *supra* note 18. 加藤一郎ほか、前掲書、257-259頁以下も併せて参照。

²³ Superfund Reform Act of 1994, S. 1834, 103d Cong., 2d Sess. (1994).

²⁴ 連邦規則では9つが挙げられているが、CERCLAでは7つが挙げられていた。CERCLA121条(b)(1)(A)-(G)を参照。

²⁵ Superfund Reform Act of 1994, *supra* note 23, § 502.

²⁶ Reform of Superfund Act of 1995, H.R. 2500, 104th Cong., 1st Sess., § 102 (1995).

²⁷ Accelerated Cleanup and Environmental Restoration Act of 1996, S. 1285, 104d Cong., 2d Sess., § 402(1) (1996).

²⁸ 60 Fed. Reg. 29596 (1995).

²⁹ 1995年指針に対する批判はすくなくない(本稿では触れることができない。その一部については註15を参照。また「制度的管理」(後述する)に関連する批判については別稿を予定している)が、Geisingerは、その理由のひとつとして、そもそもこうした推定を正確に行うことが不可能であることを挙げる。See Geisinger, *supra* note 14, at 379 et seq.

³⁰ 55 Fed. Reg. 8666, 8703 (1990).

³¹ See Kris Wernstedt et al., *Grounding Hazardous Waste Cleanups: A Promising Remedy?*, 16 LAND USE POL'Y 45, 46 (1999).

³² ここでなされるのは、あくまで将来の土地利用用途の「推定」であって「決定」ないし「選択」ではない。「土地利用用途の決定プロセスは、・・・修復措置の選択プロセスとは別に行われる。修復措置を選択する行政機関は、せいぜい、[両者のプロセスの]調整を試みるくらいである」。George Wyeth, *Land Use and Cleanups: Beyond the Rhetoric*, 26 ENVTL. L. REP. 10,358, 10361 (1996). Wyethは次のようにも言う。「現実の土地利用用途は、単一の者によって、さらには単一の行政主体によっても、「選択される」もの

ではない。地方自治体は、土地利用用途の統制を最もな
しうものであろうが、これもせいぜい、望ましくない利用を
禁止し、総合計画 (comprehensive plan) などの計画メカ
ニズムを通じて、市場による開発を一定の方向に誘導するこ
とができるにすぎない」。Id.

³³ Jonathan Z. Cannon, *Adaptive Management in Superfund: Thinking Like A Contaminated Site*, 13 N.Y.U. ENVTL. L.J. 561, 577 (2005). しかしながら、Cannon はつづけて「と
はいえ、土地の再利用に係る複数の選択肢のなかから一
つを選択することの相対的可能性 (relative likelihood) は、
いずれかの者あるいは期間による決定を反映している[の
であって]、将来の土地利用用途に係るこうした推定を行う
過程には、潜在的な価値判断が含まれる」とする。Id.

³⁴ 1995 年指針では、これら 5 つのほか、次の 14 項目が挙
げられている。

- ・既存のインフラストラクチャー (交通機関、公共施設
など) への当該サイトの利用可能性
- ・現在実施されている制度的管理
- ・都市地域、住居地域、商業地域、工業地域、農業
地域およびレクリエーション地域との関連での、当該
サイトの位置
- ・連邦および州による土地利用用途の指定
- ・過去および現在の開発の傾向
- ・文化的要素 (歴史的なサイト、先住アメリカ人の宗教
に関わるサイトなど)
- ・自然資源に係る情報
- ・土壌から移動するおそれのある有害物質に対する、
地下水の潜在的脆弱性
- ・環境的正義に関する問題
- ・サイト上のまたは付近の湿地の位置
- ・当該サイトの氾濫原 (floodplain) への近接性
- ・当該サイトの、絶滅の危機にある種またはそのおそ
れのある種の重要な生息地 (critical habitat) への近
接性
- ・地理上・地質上の情報
- ・州の総合的地下水保護プログラムにおいて特定さ
れた、水源保護地域、涵養地域 (recharge area) およ
びその他の地域の位置

Land Use Directive, *supra* note 4, at 5.

³⁵ Id., at 4. 実地調査は「将来の土地利用用途の推定をな
すにあたってのよい出発点である」。Id.

³⁶ この「予備調査」では、RI および FS における作業範囲
の確定とそれに必要な情報の収集と評価とが行われる。具
体的には、(1) RI および FS における作業内容の明確化と、
それに続く「RI/FS 作業計画」(RI/FS work plan) の作成、
および(2)(1)に必要な諸作業、たとえば、既存の情報
(予備評価 (preliminary assessment)、サイト調査 (site in-
spection) によって得られた情報など) の収集・評価、これに
基づくサイトの概念モデルの作成、考えられうる対応シナリ
オ (likely response scenario) の策定、適用されうる (連邦・
州の) ARAR の検討、予備的修復目標 (preliminary re-
mediation goal) の設定、などから構成される。これは原則と
して主務官庁 (lead agency) により実施される。なおこの「予
備調査」は、広い意味での RI/FS の一部であるが、RI、FS
のいずれからとも独立した一個のプロセスとされる。40 C.F.R.

§ 300.430(b); Office of Emergency and Remedial Response,
U.S. EPA, Guidance for Conducting Remedial Investiga-
tions and Feasibility Studies Under CERCLA (Interim Fi-
nal), at 2-1 et seq. (Oct. 1988).

³⁷ Land Use Directive, *supra* note 4, at 5. ただし、かかる
「推定」に向けた取り組みは、既存の情報を利用して行わ
れるものであり、それ自体が「広範囲にわたる独立の調査
事業となるべきではない」とされる。Id.

³⁸ 西田幸介「アメリカ土地利用法における一貫性原則の
展開——ゾーニングの実体的規制(上)」法学志林 101 巻
1 号 101 頁 (2003 年)。

³⁹ 西田幸介、同上 101 頁。

⁴⁰ 「標準州ゾーニング授権法」(Standard State Zoning
Enabling Act) (1924 年)、および「標準都市計画授権法」
(Standard City Planning Enabling Act) (1928 年)。土地利
用規制一般に係る権限は州が有しており、このうちゾー
ニングの権限はすべての州がこれを地方自治体に委譲して
いることから、これらの制度のありようは州・地方自治体ごと
に異なりうるが、各州法はこれら二法を概ね準拠している。
わが国において紹介・検討するものとして、福川裕一『ゾー
ニングとマスタープラン——アメリカの土地利用計画・規制
システム』39-92 頁 (学芸出版社、1997 年) が詳しい。また
法学者によるものとして西田幸介「アメリカ土地利用法にお
ける一貫性原則の形成(上)」法学志林 99 巻 2 号 157-168
頁 (2001 年) がある。

⁴¹ DANIEL R. MANDELKER, LAND USE LAW § 6 (5th ed.
2003).

⁴² 標準都市計画授権法 8 条。

⁴³ こうした要請は通例州法で定められる。西田幸介、前掲
論文註 38、101 頁。

⁴⁴ このことを考察した論稿として、西田幸介、前掲論文註
40 および「同(下)」法学志林 99 巻 4 号 81 頁以下 (2002
年)、ならびに同、前掲論文註 38 および「同(下)」法学志
林 101 巻 2 号 111 頁以下 (2004 年) を参照。

⁴⁵ 標準州ゾーニング授権法 4 条。

⁴⁶ 標準州ゾーニング授権法 5 条。「変更[改正を含む一
註]案の対象となる区画のある区域、または当該区画の裏
手(rear)から____フィートまでの近隣区域、または道路を
挟んで当該区画の反対側____フィートまでの区域、のい
ずれかの区域における土地所有者の 20 パーセント以上によ
って、署名をもって当該変更に係る異議が表明された場
合には、当該変更は効力を有しないものとする。ただし、当
該地方自治体の立法機関 (legislative body) の全構成員の
4 分の 3 が[当該変更]に賛成の投票を行ったときを除く」と
ある(下線部には、各州がこのモデル法律を実際に州法と
して具体化する際に、各々の判断によって、具体的な数値
が書き加えられる)。以上につき、福川裕一、前掲書註 40、
60 頁以下も参照。

⁴⁷ Land Use Directive, *supra* note 4, at 5-6.

⁴⁸ とくに、「地域住民と行政機関、土地所有者および開発
事業者との間で実質的な同意が存在すれば、当該サイト
につき既に推定された将来の土地利用用途を、EPA は大
きな確からしさをもって信頼することができる」といわれる。
Id., at 6.

⁴⁹ *Id.*

⁵⁰ *Id.*

⁵¹ *Id.*, at 4.

⁵² 40 C.F.R. § 300.5.

⁵³ 40 C.F.R. § 300.430(d)(4).

⁵⁴ 55 Fed. Reg. 8666, 8709 (1990).

⁵⁵ Rimer は、「基礎リスク評価」の結果は、(1)当該サイトにおける措置の必要性の評価(evaluation)、(2)当該サイトにおける汚染物質の最大の“安全”水準の確定、(3)修復措置の代替案(remediation alternative)の潜在的影響の特定とその比較、(4)当該サイトが市民の健康に与えるさまざまな悪影響(threat)の特定、に用いられると説明する。Rimer, *supra* note 7, at 89. 以下ではこのうち(1)および(2)を扱う。

⁵⁶ 55 Fed. Reg. 8666, 8709 (1990).

⁵⁷ 「自力除去措置」については、加藤一郎ほか、前掲書註2、91頁以下を参照。

⁵⁸ Role of Baseline Risk Assessment, *supra* note 17.

⁵⁹ これは「10⁻⁶」であるようにも思われるが、Role of Baseline Risk Assessment, *supra* note 17 では本文のように説明されている。なお Rimer, *supra* note 7, at 91 n.137 は、10⁻⁶未満の発がんリスクは「EPA のリスク閾値を下回る」、と説明している。

⁶⁰ ROBERT HERSH, KATHERINE PROBST & KRIS WERNSTEDT, LINKING LAND USE AND SUPERFUND CLEANUPS: UNCHARTED TERRITORY 26 (1997) (citing Role of Baseline Risk Assessment, *supra* note 17).

⁶¹ Role of Baseline Risk Assessment, *supra* note 17.

⁶² *Id.*

⁶³ *Id.*

⁶⁴ 40 C.F.R. § 300.430(d)(4); 55 Fed. Reg. 8666, 8709 (1990).

⁶⁵ これらについては、加藤一郎ほか、前掲書註2、91頁以下を参照。

⁶⁶ Role of Baseline Risk Assessment, *supra* note 17; Office of Emergency and Remedial Response, U.S. EPA, Risk Assessment Guidance for Superfund Vol. I: Human Health Evaluation Manual (Part B, Development of Risk-based Preliminary Remediation Goals) (Interim) 5, 15 (Dec. 1991).

⁶⁷ Role of Baseline Risk Assessment, *supra* note 17; Office of Emergency and Remedial Response, U.S. EPA, *supra* note 66, at 14, 15. なお、発がんリスクについては、*see also* 55 Fed. Reg. 8717 (1990).

⁶⁸ Role of Baseline Risk Assessment, *supra* note 17.

⁶⁹ Office of Solid Waste and Emergency Response, U.S. EPA, Rules of Thumb for Superfund Remedy Selection 9 (Aug. 1997).

⁷⁰ 40 C.F.R. § 300.430(e)(2)(i)(A)(1), (2). なお 40 C.F.R. § 300.430(e)(2)(i)(A)(1)は「全身性有害物質」(systemic toxicant)について規定している。

⁷¹ 55 Fed. Reg. 8666, 8709 (1990); Office of Emergency and Remedial Response, U.S. EPA, Risk Assessment Guid-

ance for Superfund Vol. I: Human Health Evaluation Manual (Part A) (Interim Final) at 1-7 (Dec. 1989).

⁷² Land Use Directive, *supra* note 4, at 3.

⁷³ Office of Emergency and Remedial Response, U.S. EPA, Risk Assessment Guidance for Superfund Volume I: Human Health Evaluation Manual (Supplemental Guidance: “Standard Default Exposure Factors”) (Interim Final) (Mar. 25, 1991).

⁷⁴ Land Use Directive, *supra* note 4, at 3.

⁷⁵ たとえば、ある有害物質で汚染されたサイトにおいて、10⁻⁶のリスク水準を達成するにあたり、工業用地としての利用を前提とすれば 500ppm までの浄化で済むが、住居用地としての利用を前提とした場合には 300ppm までの浄化が必要となる、ということである。このとき当然に、住居用地での利用の方が、浄化処理すべき土壌の量は多くなる。HERSH ET AL., *supra* note 60, at 28.

⁷⁶ Land Use Directive, *supra* note 4, at 6-7.

⁷⁷ *Id.*, at 4.

⁷⁸ HERSH ET AL., *supra* note 60, at 28-29.

⁷⁹ ここでは、各当事者間の私法上の責任関係も課題となるが、本稿では扱わない。

⁸⁰ 註21を参照。

⁸¹ *See, e.g.,* Casey Scott Padgett, *Selecting Remedies at Superfund Sites: How Should “Clean” Be Determined? — A Proposal for Revising the Remedy Selection Process of the Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act*, 18 VT. L. REV. 361 (1994).

⁸² 加藤一郎ほか、前掲書註2、257-259頁によれば、下院提出法案である H.R. 3800, 103d Cong., 2d Sess. (1994)では、特定の有害物質については全国統一の浄化基準を設定し、それ以外についてはサイトごとにリスク評価を行って浄化基準を定める(そのために全国統一のリスク評価方法も併せて定める)こと、「これにともない ARARs の要件[を]廃止する」ことが盛り込まれていたとのことである。*See also* Superfund Reform Act of 1994, *supra* note 23, § 502(d)(5) (A)-(C) (上院提出法案)。

⁸³ Office of Solid Waste and Emergency Response, U.S. EPA, Institutional Controls: A Site Manager’s Guide to Identifying, Evaluating and Selecting Institutional Controls at Superfund and RCRA Corrective Action Cleanups 2 (Sep. 2000).

⁸⁴ Land Use Directive, *supra* note 4, at 8.

⁸⁵ Office of Solid Waste and Emergency Response, U.S. EPA, *supra* note 83, at 1-2.

⁸⁶ 後掲註105を参照。

⁸⁷ Pa. Stat. Ann. tit. 35 § 6026.101 et seq.

⁸⁸ *See* 25 Pa. Code § 250.404(b).

⁸⁹ 1995年に現在の州環境保護省(Department of Environmental Protection)に名称が変更されている。

⁹⁰ 1995 Mass. Acts 2; Mass. Gen. Laws ch. 21E.

⁹¹ ヒト健康リスクに関して、*see* Mass. Regs. Code tit. 310, § 40.0921(1).

⁹² Massachusetts Department of Environmental Protection, Guidance on Implementing Activity and Use Limitations 7 (May 1999).

⁹³ この規定では、責任当事者の費用負担について謳われているが、このほか、州環境保護省が責任当事者に対して必要な措置の実施を命ずることも(当然ながら)認められる。Mass. Regs. Code tit. 310, § 40.0020(3).

⁹⁴ Mass. Regs. Code tit. 310, § 40.1012(1), (2).

⁹⁵ (1)有害物質の放出またはそのおそれがある施設(facility)の現在の所有者・管理者、(2)有害物質が処分(単なる漏出等もこれに含まれる)された当時の所有者・管理者、(3)有害物質の処分を手配した者(arranger. 条文上は「発生者」(generator)とされる)、および(4)有害物質の輸送者をいう。CERCLA107 条(a)(1)-(4)。See LIGHT, *supra* note 12, at 112-122.

「施設」には、建築物や構造物などのいわゆる施設のほか、土地(サイト(site))も含まれる(このほか、自動車、列車、航空機までもが対象とされる)。CERCLA101 条(9)。

⁹⁶ 1 ALLAN J. TOPOL & REBECCA SNOW, SUPERFUND LAW AND PROCEDURE 239-249 (1992); WILLIAM H. RODGERS, JR., ENVIRONMENTAL LAW 781-783 (2nd ed. 1994)。なお、条文上は、輸送者の責任につき、その者が“搬送先”のサイトを選択したことが要件のひとつとされているが、これが厳格に要求されるか否かについては争いがある。TOPOL & SNOW, *supra*, at 246.

⁹⁷ See, e.g., Remarks by Marianne Lamont Horinko, Assistant Administrator for the Office of Solid Waste and Emergency Response, U.S. EPA, at Baker Botts Annual Environmental Seminar (Feb. 5, 2004), available at: http://www.epa.gov/oswer/docs/2004_0205_mlh_baker_botts2.pdf; DAVID M. DRIESEN & ROBERT W. ADLER, ENVIRONMENTAL LAW: A CONCEPTUAL AND PRAGMATIC APPROACH 415 (2007)。

⁹⁸ Ayers は、土地利用用途の変更を、CERCLA107 条(a)(1)にいう「放出またはそのおそれ」(註 95 を参照)と捉える。Ayers, *supra* note 18, at 1523.

⁹⁹ New York v. Shore Realty Corp., 759 F.2d 1032 (2d Cir. 1985)。

¹⁰⁰ *Id.*, at 1044.

¹⁰¹ See Land Use Directive, *supra* note 4, at 10.

¹⁰² 40 C.F.R. § 300.430(e)(9)(iii)(A)。「保護性」とは、より詳しくは、「修復基準の設定にあたって定められる水準まで暴露を排除、低減または管理することにより、有害物質等による受容不能なリスクから、短期的および長期的に、人の健康および環境[が]適切に保護[され]る」ことをいう。*Id.*

¹⁰³ なお、実際に B に対して責任が追及されるかは明らかでない。こうした可能性を指摘するものもある(Schofield, *supra* note 13, at 1023-1024)が、そこでは併せて、責任追及にあたってはいくつかの前提条件——たとえば、EPA が制度的管理に係る措置の違反と、それによる「保護性」の喪失を発見すること、など——をみたす必要があり、これらが発見することは実際上は困難であることから、EPA がまず第一に訴訟を提起する可能性は実際には低く、また現在および将来において、EPA が、制度的管理の違反を知った場合に

こうした訴訟を提起する意思があるのかどうかは明らかでないといわれる。*Id.*, at 1023-24, 1029.

関連して、そもそも EPA が制度的管理の執行権限を有するのか、といった問題がある(たとえば本件のような地方自治体によるゾーニングの場合など)。この点は EPA 自ら指摘しているところである。55 Fed. Reg. 8666, 8706 (1990), cited in Ayers, *supra* note 18, at 1534-1535.

¹⁰⁴ このほか Schofield は、最も重要な点として、「制度的管理」の機能は損害の発生の防止にあつて、新たな浄化責任の創出にあるのではないこと、よつて、「制度的管理」に係る措置への違反があつても、まずはかかる違反に対するサンクションが——新たに浄化責任を課することとは別に——追及されること、を指摘する。Schofield, *supra* note 13, at 1024.

¹⁰⁵ アメリカ国内のすべての州は、何らかのかたちで土壤汚染浄化対策に係る州法(little Superfund)を別途制定している。これら州法の大半は、基本的に、CERCLA の理念ないし構造を踏襲あるいは反映したものとなっているが、一部の州法では、州の政策との整合性の確保、あるいは CERCLA の実施に伴い認識された問題の修正といった観点から、CERCLA とは異なる独自の規定が置かれているものも存在する。こうした州法の独自性は、たとえば(1)責任原理の修正(CERCLA において判例法上認められる遡及責任、連帯責任の免除)、(2)責任対象となる行為(「放出」)および物質の変更・追加(たとえば CERCLA で適用除外とされる石油等の追加)などにみることができる。See Robert B. Mckinstry, *The Role of State "Little Superfunds" in Allocation and Indemnity Actions under the Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act*, 5 VILL. ENVTL. L.J. 83 (1994); ENVIRONMENTAL LAW INSTITUTE, AN ANALYSIS OF STATE SUPERFUND PROGRAMS: 50-STATE STUDY, 2001 UPDATE (2002)。

¹⁰⁶ ただし、前註で述べたように、CERCLA の規制対象外の物質を対象とする州法については、常にこのようにはいえない。

¹⁰⁷ この点は、前環境省水・大気環境局土壤環境課課長補佐・佐藤宏昭氏よりいただいたご示唆による。

¹⁰⁸ 註 98 を参照。

¹⁰⁹ 田中英夫(編)『英米法辞典』(1991 年)によれば、「不正、侵害に対する救済の内容または救済を与える方法、手段を定める制定法」と説明される。これにつきたえば、潜在的責任当事者の親会社が(同じく潜在的責任当事者(のうちの「管理者」)として)浄化責任を負うとされた事例において、次のようにいわれる。CERCLA は「市民の健康および環境を保護し保全することを目的とした、救済的制定法である・・・から、われわれ[裁判所]は、有益な立法目的を阻害することを回避するために、その規定を自由に解釈する。・・・われわれは、法律の目的を明らかに阻害するような方法で 9607 条(a)[CERCLA107 条(a)]を解釈しない」。United States v. Kayser-Roth Co., Inc., 910 F.2d 24, 26 (1st Cir. 1990)。

¹¹⁰ 加藤一郎ほか、前掲書註 2、157 頁以下を参照。

¹¹¹ 「制度的管理」は、「完全な修復における不可欠の要素」(Geisinger, *supra* note 14, at 371)、将来の土地利用用途の考慮を浄化プロセスに組み込むにあつての鍵

(Rimer, *supra* note 7, at 97)などと評される。ApplegateとDycus は、「制度的管理は、将来の土地利用用途への依拠にあたっての必須条件(sine qua non)であり、よって将来の土地利用用途の正当性(legitimacy)は、適切な制度的管理の利用可能性およびその有効性に依存している」と論ずる。Applegate & Dycus, *supra* note 9, at 10,460. Applegateらは、つづけて、「反対に、長期的にみて制度的管理が非効果的である場合には、制度的管理に依拠されるべきではなく、あるいは制度的管理が失敗した場合への対応システムが用意されなければならない」と付け加える。*Id.*

表 1 土地利用用途ごとの標準的な暴露要素のデフォルトの概要 (Summary of Standard Default Exposure Factors) 原註 1

土地利用用途	暴露経路 原註 2	1 日摂取量 (Daily Intake Rate)	暴露頻度	暴露期間	体重
住居用地	飲用水の摂取	2l	350 日/年	30 年	70kg
	土壌・粉じんの摂取	200mg (子供) 100mg (大人)	350 日/年	6 年 24 年	15kg (子供) 70kg (大人)
	汚染物質の吸入	20m ³ (総量 (total)) 15m ³ (室内)	350 日/年	30 年	70kg
商業用地・工業用地	飲用水の摂取	1l	250 日/年	25 年	70kg
	土壌・粉じんの摂取	50mg	250 日/年	25 年	70kg
	汚染物質の吸入	20m ³ /1 労働日	250 日/年	25 年	70kg
農業用地	飲用水の摂取	2l	350 日/年	30 年	70kg
	土壌・粉じんの摂取	200mg (子供) 100mg (大人)	350 日/年	6 年 24 年	15kg (子供) 70kg (大人)
	汚染物質の吸入	20m ³ (総量) 15m ³ (室内)	350 日/年	30 年	70kg
	自家栽培作物の消費	42g (果実) 80g (野菜)	350 日/年	30 年	70kg
	釣った魚 (locally caught fish) の消費	54g	350 日/年	30 年	70kg

原註 1 これらの要素は、示された土地利用用途に伴う暴露を評価するために、一般的に用いられるべきものである。サイト固有のデータによっては、これらとは異なる数値を用いることができる。ただし、こうした代替の数値を採用することは、正当化された上で、リスク評価に係る報告書において文書化されるべきである。

原註 2 これらの暴露経路は、すべてのサイトには関連しない可能性がある。また、サイトの状況によっては、他の暴露経路に関する評価が必要とされるかもしれない。追加的な暴露経路と、それに適用されるデフォルト値は、本ガイドラインの本文〔本稿では省略した——註〕において示される。

出典: Office of Emergency and Remedial Response, U.S. EPA, Risk Assessment Guidance for Superfund Volume I: Human Health Evaluation Manual (Supplemental Guidance: "Standard Default Exposure Factors") (Interim Final) 15 (Mar. 25, 1991).

【学術論文】

北京市社区リーダーの環境保護行動

保坂 稔*

Environmental Conservation Behavior of Shequ Leader in Beijing

Minoru HOSAKA

Abstract

Today, the aspects of "Shequ" (community) is more important than "Work-unit" in discussing the policy in Beijing. "Work-unit" is out of date owing to a flow of population into Beijing, then "Shequ" is introduced. This paper analyzes the data of Shequ leader's environmental conservation behavior and consciousness. It is clarified that the viewpoints of communist party, media tools, educational background, are not effective. Moreover, environmental conservation behavior of Shequ leaders is not affected by authoritarian attitude. Our finding is that the environmental conservation behavior is connected with good administration of Shequ. I think that a leader of Shequ with good administration can think environmental conservation. While a leader of Shequ with bad administration must react many problems in Shequ, then cannot think environmental conservation. It can be said that it is important with the viewpoint of good administration in Shequ to the purpose of environmental conservation behavior of Shequ leader.

Key Words : environmental conservation behavior, environmental conservation consciousness, Shequ

1. はじめに

昨今の中国では、いままでの「単位」に変わり「社区」が地域の政治組織となりつつある。かつて中国で重要な位置づけがあった「単位」は、職場組織のまさに「単位」であり、単位をもとに産業や生活が成り立っていた。しかし1980年代には、産業構造の変化に伴い、単位の維持が困難になった。旧来の「単位」に所属する従業員は、1995年の91.2%から2000年の68.9%と、5年間で2割以上減っている(朱・宋・田中 2003: 85)。このことは、市場経済化に伴った現象ともいえるが、さらに農村部からの住民(外来人口)の流入もあり、新たな地域社会組織の必要性が考えられた。

「社区」はいままでの「単位」と異なり、自律的

な運営が政府によって期待されている。社区は、原則として該当地域の住民が全員加入している。「単位」にかわって生活の基盤として、現在では「社区」の導入が進められている。本稿の調査実施地区である北京市T区では、すでに存在した居民委員会を発展させる形で、1999年に「社区づくり指導協調委員会」が組織された。社区はあくまで「上から強引に作り出された」のであり、「下からの自発性」によって作られたコミュニティではない(朱・宋・田中 2003: 90)。この点に留意が必要であるが、社区は現在の北京市にとって、生活をするうえでは重要な基盤となっている。中国語でコミュニティは「社区」であり、中国で社区サービス事業はすでに1986年に民生部により提出されている。サービス範囲は、老人福祉などの福祉サービスの提供から、社区の治安・環境衛生など多岐にわたる⁽¹⁾。社区は、日本の戦前の隣組との類似点を指摘されることが多い。とはいえ、中国の新たな地域社会組織であるといえる社

*長崎大学環境科学部

受領年月日 2008年10月31日

受理年月日 2009年2月24日

区リーダーの環境保護意識に関する検討はこれまでなされてこなかった。中国の環境への対応に関しては問題が指摘されるが、社区リーダーは、環境保護に関してどのような意識を持っているのだろうか。

本稿は、社区リーダーの環境保護意識に関し、計量的な分析を行うことを目的とする。このため、北京市T区Z街道を調査対象地域とし、社区リーダーに対して全数調査を実施した。この調査は、2007年8月から9月に行われた。本稿でいう社区リーダーとは、社区を統括する社区居民委員会に属する人と、社区のワークステーションの幹部 231 名である⁽²⁾。社区居民委員会は政府の出先機関で、長は政府が任命する⁽³⁾。社区のワークステーションは、社区の業務を担う場所である。社区居民委員会が社区の施策立案を担うのに対し、ワークステーションは実働を担うといえよう。

T区は北京市の中心地にあり、政府各機関が集中して所在する、まさに北京市の中核的地域である。T区は、全国に先がけて1999年に「全国社区づくり実験区」に指定されている。いってみればT区は社区づくりのモデルケースである。筆者は、ポスト単位時代の北京市を捉えるにあたって、先進的ともいえるT区Z街道に特に注目した。Z街道のみを取り上げるとは、ポスト単位時代の北京市を論じるにあたって先進的な地域を重点的に論じる必要性を考えたためである。したがって本稿でいう北京市とは、北京市全般の一般化を必ずしも企図したものではなく、単位が社区へと移行しつつある構造転換期の北京市の中で先進的な断面を取り出した意味で用いたい。先進的な地域を取り上げることで、社区活動が活発になった場合の知見が得られるだろう。

なお、北京市には8区あり、T区に街道は10ある。人口でいえば北京市は約1200万人、Z街道は約13万人(2000年)である。この他にもZ街道を取り上げた理由は、北京市の区や街道を網羅する形でアプローチしようとする調査規模が大きくなり、区の担当者のみならず、北京市当局にも許可を取る必要性が出てくるなどのデメリットを考えたためである。

検討にあたっては、権威主義的態度尺度を用いる。本稿で権威主義的態度概念を用いる理由は次の通りである。まず第1に、中国の社区は前述したように「上から強引に作り出された」のであり、社区リーダーの性格を探る上で権威主義的態度概念は有効である。一党中心の中国における上から作られた社区にあって、より権威主義的な社区リーダーのほうが社区に協力すると考えられるが、権威主義尺度はこ

の傾向を浮き彫りにするのに役立つだろう。第2に、計量的な環境保護意識研究の歴史がそれほど長くないことを考えれば、社会学における意識研究としては古典に位置づけられる権威主義研究を用いることで、さまざまな分析視点の援用が得られる。実際、日本の環境保護意識研究でも権威主義尺度は用いられることがあり(たとえば吉川徹[1998])、日本で得られた知見も援用できる。

以下、第2節で尺度を導入し、第3節以降で実際に分析をしたい。

2. 尺度の導入

まず「権威主義的態度」であるが、この項目を調査票に導入するにあたっては、特に留意を要した。とりわけ北京市では、質問紙調査実施にあたって事実上許可を得る必要があると考えられるのが現状である。従来日本の権威主義的態度項目をそのままの形で収録することは、北京市の特殊な事情から断念せざるを得なかったが、5題の質問を聞くことができた。第1表、第2表から、権威主義的態度の質問項目において、1つの主成分が抽出された。Cの因子負荷量が低い、本稿は吉川調査を先行研究としており、同調査の項目を使用することを優先した。以下、第1主成分を尺度として抽出し、主成分得点を用いてこの概念を数値化し議論を進めてゆく。

第1表 権威主義の主成分分析の結果

	成分行列
A. 以前からなされたやり方を守ることが、最上の結果をうむ	.686
B. 子どものしつけで一番大切なことは、両親に対する絶対服従である	.725
C. 目上の人には、たとえ正しくないと思っても従わなければならない	.274
D. 伝統や慣習に従ったやり方に疑問を持つ人は結局は問題を引き起こすことになる	.690
E. この複雑な世の中で何をすべきかを知る唯一の方法は、指導者や専門家に頼ることである	.714

第2表 寄与率%

	固有値	寄与率
第1主成分	2.058	41.164
第2主成分	.993	19.868
第3主成分	.744	14.873
...	...	...

筆者が行った 2000 年の東京調査⁽⁴⁾よりも、今回はかなり権威主義的傾向が高い結果が得られた（第 3 表参照）。日本においては、教育が反権威主義的傾向を強めるという知見が提示されているが（吉川[1998]）、今回調査では大卒はわずか 3.9%であり、中国の高等教育の実情を考えれば、権威主義的傾向が高い結果はうなずける。とはいえ、今回のデータに関し学歴と権威主義の相関関係がみられなかったことから、北京市の権威主義の形成要因に関しては、改めて検討することが必要であるだろう。

第 3 表 権威主義的態度 A～E の回答加算比較 (%)

	そう 思う	どちらか いばそ う思 う	どち らで もな い	どちらか いば そう思 わない	そう 思わ ない	計
07北京	48.2	130.9	36.9	195.8	88.3	500.1
00東京	13.9	37.8	73.2	109.5	265.8	500.2

環境保護意識についても、吉川が用いたものを利用した。環境保護意識の項目についても主成分分析を施した。結果は、次の通りである（第 4・5 表）。

第 4 表、第 5 表によれば、環境保護意識の質問項目において、1 つの主成分が抽出された。以下、権威主義と同様に環境保護意識においても第 1 主成分を尺度として抽出し、主成分得点を用いてこの概念を数値化し、議論を進めてゆく。

第 4 表 環境保護意識の主成分分析の結果

	成分行列
イ. ゴミの減量化に役立つのであれば、 ゴミ処理の有料化もやむを得ない	.441
ロ. エネルギー資源保護のためなら、便 利さや快適さを犠牲にしてもかまわ ない	.821
ハ. 森林や海水、湖水などの自然環境を 守るためなら、便利さや快適さを犠 牲にしてもかまわない	.877
ニ. 地球温暖化やオゾン層破壊を防ぐ ためなら便利さや快適さを犠牲にし てもかまわない	.884
ホ. 野生動物の絶滅を防ぐためなら、便 利さや快適さを犠牲にしてもかまわ ない	.811

第 5 表 環境保護意識の寄与率%

	固有値	寄与率
第 1 主成分	3.077	61.542
第 2 主成分	.862	17.241
第 3 主成分	.638	12.758
	...	...

第 6 表より、北京市の社区リーダーの環境保護意識がかなり低いことが判明する。日本における 1992 年の水準よりもさらにまだ低いのである。もっとも、よくみれば「ある程度そう思う」が多くみられる一方で、「そう思う」「そう思わない」は少ない。この特徴は 2004 年の北京調査と比較しても同じであり、今回の社区リーダーは、積極的な賛否は示さないと同時に、強いていうならば賛成の意見は多いという傾向があるといえ、今後の推移が期待できよう。

第 6 表 環境保護意識イ～ホの回答加算比較 (%)

	そう 思う	ある 程度 そう 思う	どちらか いば そう 思わ ない	そう 思わ ない	計
北京調査 (2007)	132.2	269.8	70.7	27.4	500.1
北京調査 (2004)	184.1	194.7	76.1	45.1	500.0
東京調査 (2000)	191.3	209.3	54.4	45.3	500.3
吉川調査 (1992:全国)	169.3	213.0	67.9	49.9	500.1

さて、それでは環境保護意識の形成要因に関してだが、属性変数との関連はみられなかった。これまでの研究で、日本の環境保護意識は教育年数（学歴）によって促進されることが明らかになっているが（吉川[1998]）、今回のデータに関していえば教育年数（学歴）の効果がみられなかった。

環境保護意識とメディア（テレビ・ラジオ・インターネット・映画）との相関関係もみてみたが、相関関係はみられなかった⁽⁵⁾。メディアも、社区リーダーの環境保護意識に影響を与えるような報道をしていないといえよう。

また、権威主義的態度に関しても、環境保護意識

とは相関関係がみられなかった。一党中心の中国における上から作られた社区にあって、より権威主義的な社区リーダーのほうが環境保護意識が高いと考えられたが、異なった結果が得られた。この点に関しては、中国政府が環境政策に必ずしも熱心でないということが背景にあるといえるだろう。もし環境政策に熱心であれば、権威主義的なリーダーほど政府の政策に賛同し、環境意識が高いと想定されるからである。

では、社区との関わりで環境保護意識はどのような関係がみられるのだろうか。社区の質問項目との相関関係をみたところ、知人との活動（以下、社会的ネットワーク項目と呼称）との関係はみられなかった。この項目については、「お茶などで情報を交換する」「スポーツ等で一緒に遊ぶ」「社区外の社会的活動に参加する」といった質問で聞いた⁽⁶⁾。単に、知人と活動することと環境保護意識については、関係はないのである。

その一方で、社区状況に関し聞いた質問についていえば、社区の状況がいいほうが、環境保護意識が高い傾向がみられた。具体的には、「この社区の住民と社区居民委員会は信頼関係がある」（ピアソンの積率相関係数.179、1％水準で有意）「この社区の住民と社区業務ステーションは信頼関係がある」（同.162、5％水準で有意）「この社区の住民の意見は、社区業務ステーションによってうまく反映されている」（同.154、5％水準で有意）「この社区の外来人口と住民はいい関係にある」（同.146、5％水準で有意）の4項目である。

社区の環境リーダーにとってみると、住民と信頼関係があり、意見も反映できて、外来人口との関係も良好であれば環境保護意識が高いと考えることができよう。いってみれば、住民と社区との関係が良好であれば、環境問題解決まで意識が向くのではないだろうか。逆にいえば、外来人口対策に追われたりしていれば、環境問題まで興味関心が向かないと筆者は考える。もちろん、外来人口が環境問題を持ち込むこともあるかもしれないが、その場合は環境問題を持ち込む外来人口対策のほうが先に問題になるということが今回の調査結果から考えることができるだろう。

この点に関していえば、環境保全活動に関する日本の知見を援用できる。青柳みどりは、環境シンポジウムの参加などの社会的な環境保全活動は、「ゆとりある専業主婦」に多いことを明らかにしている（青柳[1995]）。青柳の知見は環境保全活動に関し

てのものであるが、今回の調査結果に関していえば、環境保護意識の促進にはゆとりが必要であるといえる（環境保護活動については後述する）。社区リーダーは、社区の運営に関し何らかの責任があり、良好な社区運営があつてはじめてその他の問題に視点がいくのではないのだろうか。

反権威主義（吉川[1998]）、経済的ゆとりなどの属性変数（青柳[1995]）、メディア接触（青柳[1997]）といった日本においては環境保護意識を促進する項目が、北京市の社区リーダーにはあてはまらない。メディアや教育という要因よりも、社区住民や外来人口との良好な関係が、環境問題への興味関心を高めると考えられるのである。逆にいえば、今回の調査データからいえば、環境保護意識の促進に対しメディアや教育の効果がみられなかったといえ、社区リーダーの環境保護意識を促進するメディア・教育対策はまだこれからであるといえよう。

3. 環境保護行動の観点から

前節まででは、権威主義及び環境保護意識を中心に検討してきたが、本節では環境保護行動の観点から引き続き検討することにしよう。第7表、第8表から、環境保護行動の質問項目において、1つの主成分が抽出された。以下、第1主成分を尺度として抽出し、主成分得点を用いてこの概念を環境保護行動として数値化し議論を進めてゆく。なおこの項目は、三上(1995)を参考にして作成した⁽⁷⁾。

第7表 環境保護行動の主成分分析の結果

	成分行列
A. ごみは分類してからゴミ箱に捨てる	.722
B. 買い物に行くとき、車に乗らずに歩行か自転車で行く	.721
C. 歯を磨くときや、茶碗を洗うとき、蛇口を捻ったりして水を節約する	.658

第8表 寄与率%

	固有値	寄与率
第1主成分	1.475	49.164
第2主成分	.802	26.745
第3主成分	.723	24.091

第9表 環境保護行動の単純集計 (%)

	いつも注意している	注意している	あまり注意していない	注意していない
A. ごみ分別	57.7	32.6	9.3	0.4
B. 歩行か自転車	69.0	28.8	1.7	0.4
C. 節水	93.9	5.3	0.9	0.0

環境保護行動と、環境保護意識の相関関係をみたところ、関係はみられなかった。日本では、環境保護行動は環境保護意識によって促進される場合があることが明らかになっており（たとえば保坂[2007]）、「環境意識が行動を促進しうる」という考察が容易な知見が得られている。他方で、北京市の今回データではみられなかった。相関関係がみられなかった理由の一つに、「環境保護意識」に関するワーディングの問題、そして意識と行動に関する日中間の相違が考えられる。前者に関していえば、今回調査で用いたワーディングは、吉川調査で用いたワーディングを、得点比較という観点からそのまま使用しており、このワーディングが中国の現状に即した環境保護意識であるかといった問題がある。後者に関していえば、意識と行動が結びつかなくとも、北京市の環境リーダーにあつては環境保護行動がなされるという可能性もある。いってみれば、意識と行動の関係が、何らかの理由——たとえば国民性の違い——から日本とは異なる傾向があるといえよう。国民性に関する日中間の相違を一因として、たとえば水の浄化等にエネルギーが必要となるため節水が（環境保護意識のワーディングで用いられている）エネルギー資源の保護に役立つことを想像することでなされないと考えられる。

とはいえ、前者の可能性——環境意識に関するワーディングの問題——であるとすれば、本稿の分析がその意義を減じてしまう。前節の検討を生かすとすれば、環境保護意識と日常的な環境保護行動の水準が異なるという解釈を考えたい。逆にいえば環境保護意識と環境保護行動が一致する場合、節水がエネルギー資源の保護に役立つことを想像してといった解釈が可能となる。地球的規模の環境問題に対する意識が、身近で日常的な行動と関係する日本のようなあり方が、中国ではみられないということがで

きよう。

環境保護意識と環境保護行動の相違をもたらす要因を検討するため、これまで本稿で用いた変数と環境保護行動について相関関係をみてみた。属性変数と関係はみられなかったが、メディア項目では映画とは正の、テレビとは負の相関関係がみられた（表10参照）。映画をみることによって、環境保護行動が促進される。また、社会的ネットワーク項目では、「お茶などで情報を交換する」「スポーツ等で一緒に遊ぶ」「社区外の社会的活動に参加する」といったすべての項目で正の相関関係がみられた。いわば、近隣の人と活発に活動し、社区外の活動に頻繁に参加している人のほうが、環境保護行動も活発に行うのである。日常生活で社会関係に活動的な人は、環境保護行動を行う傾向があるといえよう。

第10表 社会的ネットワークと環境保護行動

(ピアソンの相関係数)

	環境行動	テレビ	映画	情報交換	スポーツ	社区外の活動
環境行動	1.000	-.194**	.165*	.142*	.246**	.216**
テレビ	-.194**	1.000	-.319**	-.051	-.061	-.145*
映画	.165*	-.319**	1.000	.289**	.279**	.275**
情報交換	.142*	-.051	.289**	1.000	.416**	.375**
スポーツ	.246**	-.061	.279**	.416**	1.000	.332**
社区外	.216**	-.145*	.275**	.375**	.332**	1.000

** p < .01, * p < .05

社区の状況に関する項目に関しては、前節で述べた環境保護意識以上に、社区が良好であると考え人ほど環境保護行動を行っている傾向がみられた。具体的には、「この社区の住民と社区居民委員会は信頼関係がある」（相関係数.207、1%水準で有意、以下同じ）「この社区の住民と社区業務ステーションは信頼関係がある」（同.240）「この社区の住民の意見は、社区業務ステーションによってうまく反映されている」（同.242）「この社区の外来人口と住民はいい関係にある」（同.233）の4項目である。

これらの4項目は、環境保護意識の相関係数より、それぞれ高い値であった（環境保護意識の相関係数は順に、.179/.162/.154/.146）。

社区と住民の関係が良好であると考えていることは、環境保護意識と同様に、環境保護行動を行う余裕というのを作り出すという解釈も可能である。その「余裕」を意識から行動に転じることができるか、逆に意識に転じるのみにとどまっているかに関していえば、「社会的ネットワーク項目」で検討してきたように、環境保護行動と両項目の正の相関から導き出された解釈である活動的かどうかの差であるともいえる。次節では、この点について重回帰分析でさらに検討することにしよう。

4. 重回帰分析による検討

本節では、これまで検討してきた変数を用いて、重回帰分析をして検討する。まず「社区状況項目」についてであるが、主成分分析をして尺度化することにした（第11・12表）。第11表、第12表から、社区状況の質問項目において、1つの主成分が抽出された。以下、第1主成分を尺度として抽出し、主成分得点を用いてこの概念を「社区状況」として数値化し議論を進めてゆく。

第11表 社区状況項目の主成分分析の結果

	成分行列
A.この社区の住民と社区居民委員会は信頼関係がある	.845
B.この社区の住民と社区業務ステーションは信頼関係がある	.865
C.この社区の住民の意見は、社区業務ステーションによってうまく反映されている	.839
D.この社区の外来人口と住民はいい関係にある	.753

第12表 寄与率%

	固有値	寄与率
第1主成分	2.730	68.253
第2主成分	.597	14.921
第3主成分	.403	10.086
...	...	...

また、「社会的ネットワーク項目」についてであ

るが、この項目についても主成分分析をして尺度化することにした（第13・14表）。第13表、第14表から、社会的ネットワークの質問項目において、1つの主成分が抽出された。以下、第1主成分を尺度として抽出し、主成分得点を用いてこの概念を「社会的ネットワーク」として数値化し議論を進めてゆく。

第13表 社会的ネットワーク項目の主成分分析の結果

	成分行列
A.お茶などで情報を交換する	.794
B.スポーツ等で一緒に遊ぶ	.766
C.社区外の社会的活動に参加する	.725

第14表 寄与率%

	固有値	寄与率
第1主成分	1.744	58.135
第2主成分	.686	22.856
第3主成分	.570	19.009

これまで用いてきた変数を用いて、重回帰分析を試みた（第15表）。環境意識についてみれば、社区状況のみ有意な効果を得ている。属性や権威主義的態度、メディアといった日本の環境意識研究で有意な効果がある変数からの効果がない。これまでみてきた相関分析の結果を支持する結果となっている。北京市において社区リーダーの環境意識を促進するのは、社区の良好な状況なのである。

第15表 重回帰分析（ステップワイズ法）

	環境意識	環境行動
年齢	—	—
教育年数	—	—
家庭のゆとり	—	—
権威主義的態度	—	—
社区状況	.173*	.293**
社会的ネットワーク	—	.177*
環境保護意識		—
テレビ	—	-.200**
ラジオ	—	—
インターネット	—	—
映画	—	—
調整済み決定係数R ²	.024*	.189**

**p<.01, *p<.05

「—」は除外された変数、空欄は未投入の変数。

環境保護行動についていえば、環境保護意識からの有意な効果がない。やはり、節水等の環境保護行動が、必ずしもエネルギー資源の保護を想像することではなされないのであると考えられる。権威主義についても、有意な効果がみられなかった。権威主義について有意な効果がないことから、「上から」環境行動を促進する政策がみられないということが想定できよう。

環境保護行動を促進するのは、社区の良好な状況に加え、社会的ネットワーク活動であるといえる。意識と行動の差異をもたらすのは、社会的ネットワークにおける活動力である。そして、テレビをみないことも、環境保護行動に貢献している。メディアの広報活動はむしろ否定的な結果としてあらわれたことができ、メディアよりもむしろ重要なのは、活動力であるといえる。

5. おわりに

以上検討してきたように、中国のデータに基づく分析から、環境保護行動や環境保護意識に対する教育効果やメディアの正の効果がみられないことが判明した。また環境保護意識が、環境保護行動に必ずしも結びつかないことも明らかになった。節水等の環境保護行動が、必ずしもエネルギー資源の保護を想像することではなされないと考えられる。環境保護行動は、環境問題に対する意識を介さずに、活動的な性格が環境保護行動を促進する。

権威主義が、環境保護行動や環境保護意識と関係がみられなかったのは、筆者にとっては意外であった。一党中心の中国における社区リーダーということで、権威主義的な人ほど、環境保護意識が高く、環境保護行動をしているという可能性も考えられた。権威主義と環境保護意識、環境保護行動の関係がみられなかったということは、中国政府が社区を通じて環境保護に関する施策をしていないという可能性を示唆するといえるだろう。

社区リーダーは、環境保護意識の高低とは必ずしも関係なく環境保護行動を行う。北京市の社区リーダーにおいて、環境保護行動は環境保護意識とは無関係の次元でなされる。環境保護意識で促進される環境保護行動ではなく、活動力及び社区との良好な関係でなされる環境保護行動なのである。他方で、環境保護意識も、社区との良好な関係で環境問題への興味が増すのであるが、環境保護行動につながらない。「上から」環境行動を促進する政策がみられないと考えられる点を踏まえれば、社区の状況を良

好にすることが、「下から」の環境保護を促進することにつながるといえるのである。

[注]

- 1) 詳細は、町田(2005)を参照。
- 2) この調査は、平成19年度長崎大学高度化推進経費(学長裁量経費：萌芽研究)による。なお調査実施及び調査票回収にあたっては、南京大学の朱氏にお世話になった。
- 3) 最近では選挙で委員を選ぶ社区も出現している
- 4) 東京調査(2000)は、平成12年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励金)による。東京都民2400名を無作為抽出で選び、888名から回答を得た(郵送調査法)。なお、中国において日本と同じ権威主義的態度尺度を用いることの詳細な検討については、与謝野(2000)を参照。筆者は、与謝野の議論を踏まえ、権威主義的態度尺度を中国で用いることは、比較の上でも必要であると考えている。
- 5) メディア項目については、「あなたはこの1年間、平均して以下のことをどれほどしていましたか」という質問に対し、「週4回以上」「週1～3回程度」「週2～3回程度」「まったくしない」という選択肢で回答を得た。
- 6) 社会的ネットワーク項目の質問については、「社区外の社会的活動に参加する」は「週4回以上」「週1～3回程度」「週2～3回程度」「まったくしない」で、他は「ほとんど毎日」「週4回以上」「週1～3回程度」「週2～3回程度」「まったくしない」で回答を得ている。なお、後述するように、社会的ネットワーク項目は、社区リーダーの活動力を測定していると考えられるため、社区外の活動にまで取り組んでいることもスポーツ等と並んで尺度として一貫性を持つ結果が得られたと考えられる。
- 7) (C)の節水については、第9表の単純集計表をみる限り、(A)(B)と回答分布が異なるが、主成分が1つ抽出されたことと、因子負荷量が0.6以上と高い値が得られたことをふまえ、(A)(B)とともに尺度化をしている。

[文献]

- 青柳みどり、1995、「環境保全活動を担う人々」『環境社会学研究』創刊号、新曜社、145-159。
 青柳みどり、1997、「環境に関する知識格差に与えるメディアの効果」『環境社会学研究』第3号、新曜社、196-211。

- 保坂稔、2007、「知識と自然支配——環境保護における権威主義的性格と環境知識——」『名古屋大学社会学論集』第27号、101-116。
- 吉川徹、1998、『階層・教育と社会意識の形成』ミネルヴァ書房。
- 町田俊彦、2005、「地方行政の下請機関と住民自治組織の二重の性格を持つ社区居民委員会」『専修大学社会科学研究所月報』505・506、87-92。
- 三上俊治、1995、『環境問題をめぐる市民意識とマスコミ報道に関する実証研究』東洋大学社会学研究所。
- 朱安新、2004、「北京における地域社会の形成」『日本都市社会学会年報』日本都市社会学会、22: 93-104。
- 朱安新・宋金文・田中重好、2003、「中国におけるコミュニティづくりの展開——中国都市の構造転換——」『日本都市社会学会年報』日本都市社会学会、21: 81-96。
- 与謝野有紀、2000、「中国国有企業の『改革』と労働者意識の分化——権威主義とヒエラルヒー絶対主義——」『変貌するアジアの社会心理——中国・ベトナム・日本の比較——』松戸武彦、高田利武編、ナカニシヤ出版、71-96。

学 術 資 料

【研究ノート】

学校給食の質的改善のための給食献立評価の基準および 評価票の提案

秋永優子*, 中村 修**, 下村久美子***, 井上由岐子****,
藤田雪子*, 本田 藍*****, 片渕結子*****

Proposal for a Standard and Evaluation Sheet for Qualitative Improvement of Menus for School Lunch Services

Yuko AKINAGA, Osamu NAKAMURA, Kumiko SHIMOMURA, Yukiko INOUE,
Yukiko FUJITA, Ai HONDA and Yuiko KATAFUCHI

Abstract

An evaluation sheet was proposed as one method of improving school lunch service. The items for evaluation that were identified in the previous report were reorganized, and 15 items, such as “menu composition consisting of a staple food dish, soup and main dish”, “ratio of fat-derived energy”, “amount of vegetables used”, “use of frozen food and secondary processed food”, and “the number of locally-grown food products”, were selected. Full marks were set at 100 points, and 10 points were allocated as a basic score for each item. The scoring standard and the methodology were discussed and then utilizing them, a menu evaluation sheet was prepared.

Key Words: school lunch services, menus, qualitative improvement, evaluation sheet, items for evaluation, standard

I. 緒言

平成17年に制定された食育基本法では、その前文で、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」と規定している。これに則り、食育が国の政策として推進されている。学校給食もこれに則したものとする必要が生じており、食

育の推進に重点をおいた学校給食法の改正がなされ、2009年4月からの施行となっている。

学校給食において脂質過多傾向のみられる学校があること(秋永ほか、投稿中)や、中学生が嗜好や健康に配慮されていると実感できる給食の質の確保(松本・深澤, 2007)がなされていないと考えられる学校もあることが報告されている。また、学校別の給食での食事内容や食教育の状況が、中学生の給食に対する意識・評価における学校間差に大きく反映されていると考えられている。

著者らは、学校給食献立における総合的な質向上を目的とし、多忙な学校栄養士自身が質的改善に向けて取り組むことのできる献立の評価の一手法として、献立評価票の提案に取り組んできた。前報(秋永ほか, 2007)では、給食における献立評価の意義を明らかにし、学校給食の献立評価項目について検討し

* 福岡教育大学教育学部

** 長崎大学大学院生産科学研究科

*** 純真短期大学

**** 中間市立中間南小学校

***** 長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程

受領年月日 2008年10月31日

受理年月日 2009年3月19日

た。

献立計画と栄養計画とを合わせた食事計画は、給食の品質を決定づけるものであり(香西ほか, 2005a), 献立の善し悪しは食事サービスの評価を支配する最大の要因となっている(西岡, 2000)と言われる。そして、常にある基準を設けて意識的に献立作成されることが肝要であり、評価した資料は以後の献立作成に対する反省材料とし、一層の向上を促すための貴重な資料となりうる(赤羽ほか, 2006a)とされる。学校給食においても、献立評価は、献立や食事内容のあり様の客観的把握だけでなく、評価項目を念頭においた献立作成、評価結果のフィードバックによって次の献立改善につながり、質の向上のために必要である(秋永ほか, 2007)と考える。

学校給食の献立については、「学校給食栄養報告(週報)書」を、選定された学校や共同調理場が年2回提出することになっているが、栄養摂取状況評価の一方法(茂木, 2001)ではあっても、評価結果を次の献立作成へ生かす仕組みとはなっていない。福岡県内でも、各校、各調理場が平均摂取栄養量や、エネルギー比、残食率、給食回数、平均食品摂取量などについて、年に数回、各都道府県教育委員会や保健所に提出することとなっている。しかし、一ヶ月、あるいは一週間の平均値や実施回数の合計を算出するもので、あくまで結果の報告である。

学校給食の内容等について、残滓との関連(大藪ほか, 2008)や家庭の食事との関連(多田ほか, 2000), (鈴木ほか, 2007)で検討したり、韓国の小学校の給食と比較(多田ほか, 2005)するなどの研究は行われているが、日々の献立内容を点検・評価して次の給食へとフィードバックさせるための具体的な手法に関する研究は、まだ見られない。赤羽ら(2006b)も、献立を評価し、改善することに取り組んでおり、有効なものであると考えられるが、評価項目として定めたものや手法は示されていない。著者ら(秋永ほか, 2001)は、教育としてなされる学校給食に対し、『人権の尊重』『社会性の育成』『自然的環境との関わり』を評価基準として、質改善のための総合評価を試みたが、献立に関する項目は一部にすぎなかった。

平成20年1月17日に出された中央教育審議会答申では、「国の責任として、全国において一定水準以上の学校給食が実施されるよう基準を示すという観点から、『学校給食実施基準』をより明確に法体系に位置付けることを検討すること」が求められている。

学校給食は、基本的に栄養バランスがとれた食事が摂取できるよう工夫(日本スポーツ振興センター健康安全部健康安全事業課, 2006)されたものであると言える一方、前報までに述べたように、例えば「献立構成」や「地場産物の使用」、「二次加工品の使用」、「食品添加物の含有」などについては、改善の必要が見られる学校も少なくない。本報では、献立の質的改善の一手法として、学校給食献立評価票について提案する。評価のための基準を明らかにし、その考え方について論じる。

II. 方法

献立評価を給食業務の流れ(芦川・古畑, 2005)に位置づけ、評価を日常の業務の一環として行うために、各評価項目に対する配点、採点基準について検討した。各項目について、当該献立の出現頻度、当該料理の実施頻度、当該食品の使用頻度を一ヶ月の給食実施回数から算出し、あるいは野菜の重量や品目数、脂肪エネルギー比率から、一ヶ月を通じた状況を100点満点で採点するものとした。なお、各献立出現頻度は各献立出現回数を一ヶ月給食実施回数で除したもの、各料理実施頻度は各料理実施回数を除したもの、各食品使用頻度は各食品使用回数を除したものである。

実際の献立を採点するための、一ヶ月の学校給食献立評価票を作成した。

III. 学校給食献立評価票作成のための評価項目の決定

前報において総合的な献立の質的改善のために必要と考えられた評価項目は、「主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成」「揚げ物料理」「和食献立」「主食が米飯」「主食が味なしご飯」「主菜の主材料が魚介類・大豆・豆製品」「主菜以外で畜肉食品使用の料理」「牛乳を出さない日」「野菜・きのこ・海藻・いもの使用」「旬の野菜等の使用」「旬の果物の使用」「地場産物の使用」「地場産物指定品目」「産直農産物指定品目」「脂肪エネルギー比率」「油脂を使用した料理の有無」「マヨネーズの使用」「冷凍やレトルト等の二次加工食品の使用」「有害性の高い食品添加物の含有」「ビタミン強化していない米の使用」であった(表1)。評価項目数が多く、煩雑な評価法であれば、評価を日常業務に位置付けて実施するには、不適當である。そのため、この20

項目について、評価票に用いる項目の統廃合あるいは変更を行った。

内容が重複している項目や、評価の対象とする事項が学校給食全体を見渡した際、比較的些末であるもの、評価作業に時間や手間がかかるものなどについて、項目を整理した。

廃止したのは「主食が付け味なし」「油脂を使用した料理の有無」「マヨネーズの使用」の3項目であった。「旬の野菜の使用」と「旬の果物の使用」は「旬の野菜・果物の使用」に、「地場産物の使用」と「地場産物指定品目数」は「地場産物品目数」に統合した。また、「野菜・きのこ・海藻・いもの使用」は「野菜の使用量」に、「有害性の高い食品添加物の含有」は「食品添加物無添加のしょうゆの使用」に変更した。なお、郷土料理については学校給食における実施のされ方に、材料や料理の組み合わせ方、実施時季などに問題を含んでいる(秋永ほか, 2001)ことから、また、食物アレルギー等への対応については、対象児童の在籍の有無によって異なってくることから、評価項目としては取り上げないこととした。

その結果、評価項目として15項目が選定された

(表1)。

IV. 学校給食の献立評価項目への配点と採点基準

学校給食献立評価のための15の項目について、配点と採点基準を検討した。配点については表1に併記し、採点の基準と考え方を表2に示した。

全体を100点満点と設定したことから、各項目への配点は、一項目10点を基本とし、内容の大きさや重みが比較的小さい項目は、5点とした。配点の根拠は各項目の説明の際に述べる。

また、基本的な評価項目数をできるだけ減らし、かつ、次に述べるような目的で、プラス α での加点とする項目を設けた。例えば、施設設備の不備や自治体の事情などの制約によって得点が低い学校にとって、その制約の中でも改善点が見出せるように、また、得点のチャンスを増やして献立作成者のやり甲斐を高めるために行う。プラス α の対象となるのは、関連の深い重要項目における得点が特に低い場合とした。「牛乳」については、後述する理由によって、プラス α で取り扱う項目とした。

表1 学校給食献立評価項目と配点

統廃合前		統廃合後		
柱	小項目	柱	小項目	配点
献立構成	主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成	献立構成	主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成	10
	揚げ物料理を含む献立		和食献立	10
	和食献立		主食が米飯である献立	10
	主食が米飯である献立		主菜の主材料が魚介類・豆類・豆製品である献立	5
	主食が付け味なし		揚げ物料理を含む献立	5
	主菜の主材料が魚介類・豆類・豆製品である献立	栄養・食品構成	脂肪エネルギー比率	10
	主菜以外で畜肉食品使用の料理		動物性脂質含有食品を使用した料理	プラスαで3
	牛乳を出さない日		野菜の使用量	10
野菜の使用	野菜・きのこ・海藻・いもの使用	食品構成	旬の野菜・果物の使用	10
	旬の野菜等の使用		牛乳を出さない日	プラスαで3
	旬の果物の使用		食材・生産	冷凍やレトルト等の二次加工食品の使用
地場産物の使用	地場産物の使用	ビタミン強化していない主食の実施		5
	地場産物指定品目数	食品添加物無添加のしょうゆの使用		5
	産直農産物指定品目数	地場産物品目数		10
エネルギー・脂質等	脂肪エネルギー比率	合計	産直農産物指定品目数	プラスαで3
	油脂を使用した料理の有無		加工食品等	100
	マヨネーズの使用			冷凍やレトルト等の二次加工食品の使用
	有害性の高い食品添加物の含有			
	ビタミン強化していない主食の使用			

表2 学校給食の献立評価採点基準

(単位: 点)

1. 献立構成	
1) 主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成	
一汁二菜および汁のつかない三菜の献立出現頻度* ¹ (デザートは一菜にはカウントしない)	
0.7 以上	10
0.65 以上 0.7 未満	9
0.6 以上 0.65 未満	8
0.55 以上 0.6 未満	7
0.5 以上 0.55 未満	6
0.4 以上 0.5 未満	5
0.3 以上 0.4 未満	4
0.2 以上 0.3 未満	3
0.1 以上 0.2 未満	2
0.1 未満	1
* ¹ 漬物や納豆, 佃煮, のり, チーズ等, 古くから利用されている加工食品は, 副菜とみなす。比較的歴史の浅い加工食品であり, 主食の副え物と言えるふりかけやパン用ペーストおよびデザートは, 手作りした場合のみ副菜とみなす。該当料理数・皿の配置で考えていくため, ここでは, カレーライスやどんぶりもの, 調理パン, 麺類などの料理は主食としてのみカウントし, 主菜も兼ねるという取り扱いをしない。(ハンバーガーやドッグなどは, 挟んで主食1品となる)	
2) 和食献立	
和食献立の出現頻度* ²	
0.6 以上	10
0.55 以上 0.6 未満	9
0.5 以上 0.55 未満	8
0.45 以上 0.5 未満	7
0.4 以上 0.45 未満	6
0.35 以上 0.4 未満	5
0.3 以上 0.35 未満	4
0.25 以上 0.3 未満	3
0.2 以上 0.25 未満	2
0.2 未満	1
* ² デザートを含めて1品でも和食でない料理が含まれている場合は和食とみなさない。ただし, パンについては, 食パン, コッペパン, ライ麦パン, ミルクパン, バターロールなど付け味のほとんどされていないものは, 和食とみなしうるものとする。菓子パン, 調理パンなどや, パン用ペーストが副えられている場合は和食とみなない。	
3) 主食が米飯	
主食が米飯である献立の出現頻度* ³	
0.8 以上	10
0.75 以上 0.8 未満	9
0.7 以上 0.75 未満	8
0.65 以上 0.7 未満	7
0.6 以上 0.65 未満	6
0.55 以上 0.6 未満	5
0.5 以上 0.55 未満	4
0.45 以上 0.5 未満	3
0.4 以上 0.45 未満	2
0.4 未満	1
* ³ 麺などと米飯が組み合わせてある場合は主食が米飯であるとはみなさない。	

4) 主菜の主材料が魚介類・豆類・豆製品

主菜の主材料として魚介類・豆類・豆製品が使われている献立の出現頻度*⁴

0.45 以上	5
0.35 以上 0.45 未満	4
0.25 以上 0.35 未満	3
0.15 以上 0.25 未満	2
0.15 未満	1

*⁴ 「豆・豆製品」の主菜は, 豆の使用量が, 肉類の二倍量であれば 0.5 とカウントし, 4 倍以上であれば 1 とする, 同量の場合は, 肉料理とする。乾物の豆は, 戻して約 2 倍の重さで比較する。

5) 揚げ物料理

揚げ物料理を含む献立の出現頻度

0.2 未満	5
0.2 以上 0.25 未満	4
0.25 以上 0.3 未満	3
0.3 以上 0.35 未満	2
0.35 以上	1

2. 栄養・食品構成

1) 脂肪エネルギー比率

脂肪エネルギー比率の一ヶ月の平均値

27.0%以下	10
27.0%より上 27.6%以下	9
27.6%より上 28.4%以下	7
28.4%より上 29.2%以下	5
29.2%より上 30.0%以下	3
30.0%より上	1

2) 動物性脂質含有食品を使用した料理・・・プラス α

獣鳥肉類, 卵類, 乳類等動物性脂質を含有する食品を使用した料理の実施頻度*⁵

(加算対象は, 「脂肪エネルギー比率」における得点が 3 点以下であった学校のみ)

1.1 未満	3
1.1 以上 1.4 未満	2
1.4 以上 1.7 未満	1

*⁵ 菓子パン, 調理パンにバターやチーズ, マヨネーズ等が使用されている場合も, 1 品としてカウントする。調理用牛乳およびヨーグルトは, 脂質濃度が低く, 使用量も少ないためカウントしない。飲用牛乳は, 分量は多いが, ほとんどすべての学校でつけられているためカウントしない。

3) 野菜の使用量

緑黄色野菜類とその他の野菜類の重量合計*⁶

95g 以上	10
92g 以上 95g 未満	9
89g 以上 92g 未満	8
86g 以上 89g 未満	7
83g 以上 86g 未満	6
80g 以上 83g 未満	5
77g 以上 80g 未満	4
74g 以上 77g 未満	3
71g 以上 74g 未満	2
71g 未満	1

*⁶ 野菜の乾物(切り干し大根, かんぴょう, 大根葉等)は, 戻すと 6 倍になると計算する。

学校給食の質的改善のための給食献立評価の基準および評価票の提案

4) 旬の野菜・果物の使用

旬の野菜*⁷・果物の使用頻度

(1日当りの使用品目数)

3.5 以上	10
3.25 以上 3.5 未満	9
3.0 以上 3.25 未満	8
2.75 以上 3.0 未満	7
2.5 以上 2.75 未満	6
2.25 以上 2.5 未満	5
2.0 以上 2.25 未満	4
1.75 以上 2.0 未満	3
1.5 以上 1.75 未満	2
1.5 未満	1

*⁷ しょうがやニンニク等、ごく少量が使用される薬味は、カウントしない。タマネギ等貯蔵の利く野菜も、収穫時期以外はカウントしない。冷凍や水煮も除く。漬け物については、夏場のきゅうり漬けや真冬のたくあん漬け、白菜漬け、高菜漬けなどのように、その野菜の旬の時期に漬けられたものはカウントする。

5) 牛乳を出さない日・・・プラス α

牛乳を含まない献立の実施

1 回につき	0.5
--------	-----

(最高 3 点)

3. 食材・生産

1) 冷凍やレトルト等の二次加工品の使用

冷凍やレトルト等の二次加工品の使用頻度*⁸

0.2 未満	10
0.2 以上 0.3 未満	9
0.3 以上 0.4 未満	8
0.4 以上 0.5 未満	7
0.5 以上 0.6 未満	6
0.6 以上 0.7 未満	5
0.7 以上 0.8 未満	4
0.8 以上 0.9 未満	3
0.9 以上 1.0 未満	2
1.0 以上	1

*⁸ 漬物や納豆、佃煮、のり、チーズ、プレーンヨーグルト等、古くから利用されている加工食品は、二次加工品とはみなさないこととする。比較的歴史の浅い加工食品、あるいは、主食もしくはおかずとみなすのには適当ではないと考えられるふりかけやパン用ペースト、付け味されたパンおよびデザート類等は、二次加工品とみなす。

2) ビタミン強化していない主食食品の使用

米またはパンに強化ビタミンが添加されていない主食の実施頻度

0.7 以上	5
0.55 以上 0.7 未満	4
0.4 以上 0.55 未満	3
0.25 以上 0.4 未満	2
0.25 未満	1

3) 食品添加物無添加のしょうゆの使用

濃口しょうゆの食品添加物と原料大豆の産地

食品添加物不使用	5
添加物一種につき	マイナス 1
外国産大豆の場合	マイナス 2

4) 地場産物*⁹ 品目数

I 法

1 日ごとの種類数による月平均の算出

5 以上	10
4 以上 5 未満	9
3 以上 4 未満	8
2.5 以上 3 未満	7
2 以上 2.5 未満	6
1.5 以上 2 未満	5
1 以上 1.5 未満	4
0.5 以上 1 未満	3
0.2 以上 0.5 未満	2
1 ヶ月を通して 1 回以上の使用	1

II 法

1 ヶ月間で一度でも使用された種類数

20 以上	10
16～19	9
13～15	8
10～12	7
8～9	6
6～7	5
4～5	4
3	3
2	2
1	1

*⁹ 地場産とは、当該市町村産のものに限定した。加工品については、主原料の産地をその食材の産地とした。

5) 産直農産物指定品目数・・・プラス α

当該市町村産ではないが生産者を指定した農産物の品目数
(加算対象は、「地場産物品目数」における得点が 3 点以下であった学校のみ)

I 法

1 日ごとの種類数による月平均の算出

0.4 以上	3
0.2 以上 0.4 未満	2
1 ヶ月を通して 1 回以上の使用	1

II 法

1 ヶ月間で一度でも使用された種類数

3 以上	3
2	2
1	1

出現頻度算出方法

各献立出現頻度＝各献立出現回数／1 ヶ月給食実施回数

各料理実施頻度＝各料理実施回数／1 ヶ月給食実施回数

各食品使用頻度＝各食品使用回数／1 ヶ月給食実施回数

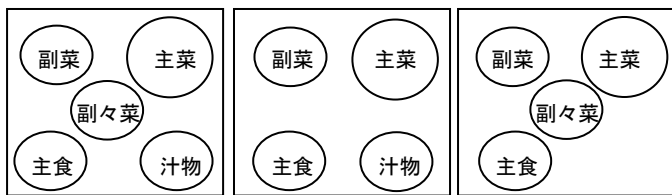


図1・1
一汁三菜

図1・2
一汁二菜

図1・3
三菜

図1 食事の基本的な構成

(1) 献立構成

1) 主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成

学校給食の献立が「主食・主菜・副菜を基本とした献立構成」であるかどうかは、食事内容全体を左右する要因であることから、10点を配点した。

我が国の食事の基本的な構成は、本膳料理を起源とする米飯を主食とした一汁三菜(図1-1)である。給食において、これを基本にしたパターンは、日常食であれば和・洋・中華いずれにも対応でき、もともと広範囲に活用できるものである(赤羽ほか, 2006c)と言われる。実際の庶民の日常食の基本構成は、「飯、汁、菜、漬物」(石川・江原, 2002)であったとされ、一汁二菜に献立を整えると栄養的なバランスがとりやすくなる(福田, 2000)とも言われる。学校給食でも、調理員の人数や施設設備、食缶、食器などの数、費用などの面から、多くの場合、一汁三菜の実施は困難である。これらのことから、主食に一汁二菜(図1-2)あるいは汁をつけずに主食に三菜(図1-3)以上を組み合わせた献立構成を目指すものとする。

この献立構成は、ほぼ0.9回の出現頻度の学校があれば、0.4回に満たない頻度で実施(秋永ほか, 2008)されている場合もあり、さらに低いところもある。週5回の給食のうちの3〜4回程度を示す0.7回以上であれば、レベルは高くかつある程度可能であると考えられる。そこで、一ヶ月における出現頻度が0.7以上であれば満点とする。一方、様々な要因からほとんど実施できていない場合も見られるため、出現頻度0.1未満の場合は1点とし、この間に原則として均等になるように得点を割り振った。

なお、漬物や納豆、佃煮、のり、チーズ等、日本でも欧米でも早くから食品加工業として発達したものは、副菜とみなす。比較的新しい加工食品であり、また、主食の副え物と言えるふりかけやパン用ペーストおよびデザートは、手作りである場合のみ料理一品とみなして副菜に数えることとする。また、平

成17年に策定された「食事バランスガイド」にみられる「複合的料理」(武見・吉池, 2006)としての取り扱い等は、次の理由から行わない。すなわち、例えば、カレーライスやどんぶりもの、調理パン、麺類などの料理は主食のみとして取り扱う。

2) 和食献立

食育基本法で用いられている「日本の『食』」、および食育推進基本計画で用いられている「日本型食生活」という表現は、一般に使用されている言葉では「和食」に相当する。和食であるか否かは、食事の内容に及ぼす影響が大きいことから、献立評価項目への配点を10点とした。

なお、「和食献立」とは、献立を構成している全ての料理が和風の名称である場合(秋永ほか, 投稿中)とする。ただし、パンが主食で出されている献立については、パンの名称が和風ではないものの、米飯の回数を学校で決められない自治体も多いため、付け味されていなければ和食のおかずにも合うと考え、「和食献立」とみなすこととする。該当するのは、食パン、コッペパン、ライ麦パン、少々付け味されているが頻用されているミルクパンやロールパン、ソフトピタパンなどであり、パン用ペーストが副えられている場合や菓子パン、調理パンなどを除く。

和食献立は、日本人にとって食事の基本であり、子どもたちが日常的に食べていくことが望まれているものであるため、毎日に近い週4回程度の頻度で実施されることが望ましいと考えられる。しかし、この献立評価においては、1品でも和食でない料理が含まれている場合は和食とみなさないことを勧告し、週3日に相当する出現頻度0.6以上であれば10点、0.2未満を1点とし、この間に得点を割り振った。

3) 主食が米飯

主食は献立の中の料理の一品にすぎないが、主食の内容によって献立全体が大きく変わるものであり、主食が米飯であるか否かは子どもへの食育においても重要な要素であるため、10点の配点とした。

現代における多くの家庭の食事内容を考えると、子どもたちの嗜好と食習慣を育てるために、米飯給食の実施回数が週5回が望ましい。しかし、平成18年度の文部科学省の実施状況調査(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課, 2008a)では、週5回の学校は4.2%しか見られず、一方、週2回以下のところは7.5%という現状であった。そのため、主食

が米飯である献立週4回に相当する出現頻度0.8以上であれば10点、週2回に相当する0.4未満を1点とし、等間隔で配点した。なお、本研究では、麺などと米飯が組み合わせてある場合は、主食が米飯であるとは言えないものとする。

4) 主菜の主材料が魚介類・豆類・豆製品

獣鳥肉類、卵類については、平成15年3月の学校給食の所要栄養量の基準等に関する調査研究協力者会議による「学校給食における栄養所要量の基準等について(報告)」(学校健康教育法令研究会, 2006a)で、「標準食品構成表の各区分毎についての献立作成、調理または給食指導に当たっての留意点」の中で、「主菜として、使用され、児童生徒の嗜好にも合っているが、たんぱく質や脂肪の過剰摂取につながり、特に脂肪の過剰摂取は肥満傾向や生活習慣病をもたらす可能性があることから若干減量した」と記されている。

2005年に公表された「日本人の食事摂取基準(2005年版)」(第一出版編集部, 2005)では、獣鳥肉類、卵類に多く含まれる飽和脂肪酸は、血清コレステロール値を上げるものであるため、飽和脂肪酸の食事摂取基準等も設けられ、「10歳以上で血中LDL-コレステロール値が高い場合、動脈硬化が進行する可能性があるため、飽和脂肪酸摂取量の制限を含めた対策が望まれる」と付記されている。

食育基本法に先んじて平成12年に閣議決定され、「食事バランスガイド」のもととなった食生活指針においても「動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよく」とることが薦められており、これらのことと、食育推進基本計画にみられる記述「農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた『日本型食生活』」とを考え合わせると、獣鳥肉類等の摂取を控え、主菜であれば主材料として魚介類・豆類・豆製品の使用を積極的に行っていくことが大切であると言える。

この項目は、主菜一品における主材料についてであることから、5点を配点する。魚介類・豆類・豆製品が主材料として使われる献立が1週間に2回を上回った頻度である0.45以上であれば5点、0.15未満を1点として、均等に配点した。

5) 揚げ物料理

揚げ物料理を含む献立であるかについては、一食中の料理一品に関することであり、献立全体に及ぼす影響は比較的小さいため、5点を配点した。先の

調査結果(秋永ほか、投稿中)においても、揚げ物を含有する献立は脂肪エネルギー比率が有意に高いことが明らかになっており、一方、10校中2校は一週間に1回に満たない頻度で実施することができていたことから、揚げ物料理の出現頻度0.2未満であれば5点、その約2倍の出現頻度である0.35以上を1点とする。

(2) 栄養・食品構成

1) 脂肪エネルギー比率

脂肪エネルギー比率については、一食全体に関わる事項であり、また脂質摂取過剰は現代の食生活における代表的な問題であることから10点を配点した。

長い間、栄養所要量では、脂肪エネルギー比率は25～30%とされてきた。そのため、学校給食の平均栄養所要量の基準も、現在25%～30%であり、献立作成者はこの数値にある程度拘束される。18年度の学校給食の栄養素等摂取状況(平均摂取量)(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課, 2008b)における脂肪エネルギー比率は、小学校29.3%、中学校27.7%であった。一方、先に示した「日本人の食事摂取基準(2005年版)」では、総脂質の食事摂取基準が脂肪エネルギー比率「20以上30未満」と示されたことから、今後学校給食の平均栄養所要量の基準もそれに準じると予想される。

そこで、脂質摂取の現状と学校給食における栄養所要量の基準の数値を考慮し、脂肪エネルギー比率の一ヶ月の平均値が、27.0%以下であれば10点、30%を超えた場合は1点とした。

2) 動物性脂質含有食品を使用した料理

動物性脂質を含んだ食品を使用した料理をどの程度実施しているかは、前項の「主菜の主材料が魚介類・豆類・豆製品」であるかということとや、後に取り扱う脂肪エネルギー比率など、関連する他項目ですでに大きく配点されている。また、献立を大きく左右するテーマではない。しかし、子どもの嗜好を育てるという観点からは配慮を要する事項である。そこで、例えば施設・設備が不備であるために二次加工品の使用が多く、その影響で脂肪エネルギー比率が高くなっている学校の給食において、その制約の中でよりよいものとしていけるように、また献立作成者にとってやり甲斐が高まるように得点のチャンスを増やすために、プラスαで3点の配点とした。加算対象となるのは、「脂肪エネルギー比

率」の得点が3点以下である学校とした。

動物性脂質含有食品を使用した料理の実施頻度はせめて1回の給食に一品以内にとどめることが望ましいと考えられ、また、それであれば可能であろうと思われることから、1.1未満であれば3点、1.7未満を1点とする。

牛乳及びヨーグルトについては、脂質含量が低い割に評価作業の煩雑さが増大することを避けるため、約1gの脂質含量となる20g以上の使用の場合のみ、カウントする。バターやチーズ等が、パンに使用されている場合もカウントする。

なお、カルシウム補給目的のために料理にチーズなどの乳類を利用することについては、上記の理由に加え、牛乳アレルギーを有する子どもへの現場での対応などの点から、慎重に検討する必要がある。

3) 野菜の使用量

日本人に摂取が不足している食品であり、献立全体に関わる事項であるため、野菜の使用量についても10点の配点とした。

野菜は、「健康日本 21」では摂取量の指標の目安を成人で350gとされている。学校給食の標準食品構成表では、12歳以上については緑黄色野菜類35g、その他の野菜類82gとされており、これらの合計117gはちょうど350gの3分の1の量に相当する。

一般に献立表や給食日誌、月報、週報等に記載されている分量は8〜9歳の場合のもので、この年齢区分では、先にあげた標準食品構成表には緑黄色野菜類23g、その他の野菜類70gと記載されており、合計は93gとなる。しかし、実際の使用食品の分類別摂取状況（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、2008b）では、緑黄色野菜は24.5gと上回っていたが、その他の野菜は56.8gで81.1%の充足率にすぎず、合計で81.3gという状況であった。これは、一つ下の年齢区分（6〜7歳）における両者の合計79gに近似した値であると言える。

緑黄色野菜類とその他の野菜類の合計が、標準食品構成表の数値を上回った95g以上であれば10点、平成18年度の平均値である81.3gを5点となるものとした。

ただし、野菜の使用量が多くても、子どもの残す量も多いということでは問題がある。残食が増えないための工夫を、献立や調理工程において行うのみならず、子どもたちへの指導の中で実施していくことが大切である。また、野菜の種類は、学校給食に

おいて使用量の最も多い（特定非営利活動法人地域循環研究所、2003）たまねぎ、キャベツ、にんじん以外の根菜類や葉菜類も多く使用することが望ましい。

4) 旬の野菜・果物の使用

野菜の摂取不足の主な要因には、家庭の食事における野菜の使用量が絶対的に少ないことと、子どもの野菜嫌いがあげられる。その背景の一つに、野菜の自然な育ちの時季とは無関係に栽培される、旬を外れた、味の良くない野菜を食べてきたという問題がある。「もっともおいしく、栄養的にも、価格の安定と献立の変化のためにも、旬のものを使用することが望ましい」（赤羽ほか、2006d）とされ、子どもたちにも積極的に提供していきたい。「旬の野菜・果物の使用」の項目は、配点を10点とした。

著者らが5校におけるある月の使用品目数（秋永ほか、2008）、および異なる5校（白井・島田、2007）、（藤野・前田、2008）について年間を通して調べたところ、最高レベルとして1日平均3.5品目強、最低レベルとして1.5品目程度であることがわかった。そこで、3.5品目以上であれば10点、1.5品目未満であれば1点とした。

この際、旬は出盛り期をさす。旬ごよみ（秋永ほか、2005）は、東京中央卸売り市場のものではなく、地域の野菜の育ちを反映して作成された地域固有の、JAや地場産物直売所などが作成したものなどを用いる。タマネギなども収穫時期を旬と見て、貯蔵期間中はカウントしない。冷凍や水煮も除く。漬け物については、きゅうり漬けや白菜漬けなどのように比較的浅漬けで、その時期に旬である野菜で作られている場合はカウントする。

5) 牛乳を出さない日

前報で述べたように、学校給食における牛乳は、カルシウムの摂取に効果的であるため飲用に努めること（学校健康教育法令研究会、2006b）が推奨される一方、給食時間における飲用には問題（秋永ほか、2007）もみられる。とりわけ、学校給食の献立がカルシウムの摂取方法を牛乳に依存しており、子どもたちがカルシウムを得にくい献立を学習し、慣れていくことの問題を、著者らは重く見ている。成人後は、牛乳を摂取しない人が大半であり、食事の中でカルシウムの摂取もできるようになっていないことが、学校給食終了年齢以降のカルシウム摂取量不足の大きな原因の一つであると考えられる。学校給食は、牛乳に頼らなくても、十分にカルシウムが摂取して

いける食事のあり方を学習する場となることも大切であると言える。

しかし、学校給食献立作成の現場では、平均栄養所要量の基準におけるカルシウムの所要量や標準食品構成表における牛乳の数値が設定されているため、その数値にある程度拘束されざるを得ないのが実情である。

これらの点にかんがみ、「牛乳を出さない日」については、100点満点の中には含まず、プラス α するものとして3点を配点した。牛乳を含まない献立に対し、1回につき0.5点ずつ、3点までの範囲で加算する。

(3) 食材・生産

1) 冷凍やレトルト等の二次加工品の使用

冷凍やレトルト等の二次加工品の使用については、様々な調理場の事情を反映して実施状況に幅が大きく、昨今の輸入農産物・食品や偽装の問題も含めて給食の質に及ぼす影響も大きいことから、10点配点した。

二次加工品使用の背景には、調理施設・設備や衛生面の問題などもあるものの、認識や工夫次第である程度改善可能である。これまでの調査結果(秋永ほか、投稿中)、(秋永ほか、2008)から、使用の少ないところでは2週間に一度に満たない頻度で実施することができており、多いところでは、毎日の使用となっていることが確認されることから、冷凍やレトルト等の二次加工品の使用が、一週間に1回に満たない頻度0.2未満であれば10点、平均毎日1品という出現頻度である1以上を1点とする。

なお、「1. 主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成」における取り扱いと同様、付け味されたパンや一食包装のパン用ペースト、デザート類、ふりかけ等、主食もしくはおかずとみなすのには適当ではないと考えられる加工食品および一食包装のドレッシングも、手作りでない場合は二次加工品とみなす。他方、付け味の少ないパン、佃煮やのり、納豆、漬物やチーズ、プレーンヨーグルト等、日本でも欧米でも早くから食品加工業として発達したものは、二次加工品とはみなさないこととする。

2) ビタミン強化していない主食食品の使用

食品の安全性に関わる項目として、食品添加物のうち、主食食品へのビタミン強化に注目し、5点を配点した。

主食食品へのビタミン強化については、カルシウ

ム供給源としての牛乳の摂取と同様の考え方ができる。すなわち、学校給食において、主食食品にビタミンが強化され、栄養量の不足を補うということは、そのビタミンを副食で補うための工夫が充分なされないということを意味する。その結果、子どもたちは、副食でビタミンB群を得る献立を学習できない、ということになる。これが成人になってからのビタミンB群不足につながっていると考えられることもできる。

また、合成されたビタミンが主食食品に添加されていることの是非も考える必要がある。

ビタミン強化していない主食の実施頻度が、0.7以上の場合5点、0.25未満は1点とする。なお、全ての主食食品を対象として調べるのは手間が大きいため、ほぼ毎日使用されている食品である米とパンについてのみ評価を行う。

3) 食品添加物無添加のしょうゆの使用

濃口しょうゆは、使用される頻度も高く、食品添加物無添加のものも比較的入手しやすく、価格の面からも利用しやすい加工食品であることから、5点の配点とした。

濃口しょうゆには、食品添加物として、調味料(アミノ酸等)や、甘味料、着色料、保存料等が見られる。

また、原料大豆は、地場産、県産、国産のほか、中国産や遺伝子組み換え作物の可能性の高いアメリカ産など、産地も様々である。国産の場合、栽培や流通における管理に対する信頼性が高いだけでなく、食品への残留の可能性が高く小若(1993)が「食品添加農薬」と表現したポストハーベストも使用されていないため、原材料レベルでの安全性が高いと言える。

そこで、食品添加物が不使用であれば3点で、一種添加ごとにマイナス1点減点する。あわせて、原料大豆が外国産であればマイナス2点とする。

4) 地場産物品目数

学校給食における地場産物の使用については、食育推進基本計画の中に目標値が設定されているものであるため、10点を配点した。

同基本計画には、「平成16年度に全国平均で21%となっている割合(食材ベース)について、平成22年度までに30%以上とすることを目指す」と記されている。この場合の地場産とは、「都道府県単位での地場産物を使用する割合」とされている。

しかし、それに先立っては、「学校給食に『顔が見

える, 話ができる』生産者等の地場産物を使用」することの意義が明記されている。「顔が見える, 話ができる」生産者を想定する場合, 子どもたちにとっては, 市町村という範囲でも広すぎて, 校区に住んでいる生産者が望ましい(秋永ほか, 2004)とすら言えるものである。ましてや都道府県という範囲では, 「地場」すなわち「地域」という感覚は抱くことができず, 期待する効果は得られにくい。

また, 同じ項には, 「子どもが食材を通じて地域の自然や文化, 産業等に関する理解を深める」と書かれているが, やはり地域を都道府県単位と捉えるのは, 子どもたちの実態として困難であろう。

著者らは, 「地場産自給率調査」(中村ほか, 2003), (福岡県農政部生産流通課, 2006)で一貫してとられてきた考え方を採用した。すなわち, 地場産とは, 当該市町村産の食材のことを指す(中村・秋永, 2001)ものとする。加工品については, 主原料の産地をその食材の産地とした。例えばパンの場合, 主原料の小麦粉が国内のいずれかの地域で生産されたということが明示されていなければ, アメリカやカナダなどの外国産であると考えられるので, そのパンの製造は市町村内でなされても, 外国産とみなす。同様に大豆製品も, 市町村産大豆を指定して使用している場合のみが地場産に該当する。そのため, 学校給食で地場産物を使用する割合は, 食育推進基本計画の数値とは全く異なったものとなる。

地場産物品目数の算定は, 少数の種類の地場産物が高頻度で使用されている場合や, 種類は多いが低頻度で使用されている場合, 多種類が高頻度で使用されている場合などがある。それぞれの実態を積極的に反映し, かつ栄養士の手間を省くように, 1日ごとに使用されている種類数を数えて月平均を出す方法(I法)と, 一ヶ月間を通して一度でも使用された種類数を数える方法(II法)を併記し, どちらかやりやすい方を選んでもらうのが適当であると考ええる。

I法の場合, 使用された地場産物の品目数の1日平均が5品目以上であれば10点, 一ヶ月を通していずれかが1回以上使用されていれば1点とした。

II法では, 一ヶ月間で使用された地場産指定食材の種類が25品目以上であれば10点, 1品目の使用で1点とした。

なお, これらの採点基準は, 5校(秋永ほか, 2008)における1ヶ月の使用品目数, および異なる5校(白井・島田, 2007), (藤野・前田, 2008)についての年

間を通して調べた結果を併せて検討して決定した。それぞれ上限の数値はレベルが高いが可能な学校もあること, 下限の数値はレベルがかなり低く, 月によっては該当する学校があることを確認した。

5) 産直農産物指定品目数

産直農産物指定品目数については, 農業があまり行われていないため地場産物を使用できない地域などを考慮して, 産直農産物を指定して注文することの意義を評価したものであり, 救済措置的な意味合いも含むものである。したがって, 3点を配点し, プラス α の位置づけとして加算するものとする。加算対象となるのは, 「地場産物品目数」の得点が3点以下である学校とした。

当該市町村産ではないが生産者を指定した農産物の品目数について, 地場産物と同様, 1日ごとに使用されている種類数を数えて月平均を出す方法(I法)と, 一ヶ月間を通して一度でも使用された種類数を数える方法(II法)の二通りを示し, 適宜選択して算定できるものとする。

採点基準は, 地場産物品目数と同様の方法で検討して決定し, I法の場合, 産直農産物指定品目数の1日平均が0.4品目以上であれば3点, 一ヶ月を通していずれかが1回以上使用されていれば1点とした。II法では, 一ヶ月間で使用された産直農産物指定品目の種類が3品目以上であれば3点, 1品目の使用で1点とした。

V. 学校給食献立評価票

前項で示された基準に基づいて, 実際の学校給食の献立を評価するための, 各項目に関する状況を日ごとに記入できる月別の献立評価票を作成した(表3)。この評価票の使用方法は,

①まず, 各学校の献立管理者が, 項目ごとの状況を日を追って記入する。

②自動的に算出される「平均等」の数値に対し, 採点基準(表2)を用いて項目ごとの評点を「点数」欄に記入する。

③その結果, 合計点が自動的に算出される。という要領になる。

次報ではこの献立評価票を用い, 小学校で実際に実施された給食の献立について, 評価を行い, 本評価票が実際の学校給食の献立の評価に用いることができるものであるかどうかを検証する。この評価法によって, 各校の給食献立の現状を食育基本法の観

表3 学校給食献立評価票

〇〇小学校		〇〇〇〇 年		〇〇 月		〇〇 日										
評価の小項目	産地産物産物正産品目数															
	地場産物産品目数															
	食品添加物無添加のしょうゆの使用															
	ビタミン強化していない主食の養食															
	冷凍やレトルト等の二次加工食品の使用															
	牛乳を出さない日															
	旬の野菜・果物の使用															
	野菜の使用量															
	動物性脂質含有食品を使用した料理															
	脂肪エネルギー比率															
揚げ物料理を含む献立																
主菜の主材料が魚介類・豆類・豆腐品である献立																
主菜が米飯である献立																
和食献立																
主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成																
日																
1																
2																
3																
28																
29																
30																
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
平均等																
点数																
配点*	10	10	10	5	5	10	(3)	10	10	(3)	10	5	5	10	(3)	合計点 0 (満点 100)

点からよく把握することができ、なおかつ、評価結果から今後の献立改善に取り組むための具体的な方策も明らかにすることができるかどうかを確認する。それを踏まえて改良した上で、実際の学校給食の現場でPDCAを繰り返しつつ実施していくことが、有用な評価票として必要であり、改善を可能とすると考える。すなわち、まず献立を作成し、次にその献立を実施し、その実施内容を評価して改善の必要箇所のあぶり出しとそれに基づく改善策の考案を行い、得られた改善案を次の献立に反映させ、かつ、評点の変化により改善の効果を確認する、というものである。この献立評価による手法は、献立の良否を判定するためのものではなく、一貫して述べてきたように、当該校における改善に役立てることを目的とするものである。

VI. 結語

小切間(中山・小切間, 2005)は、給食経営について「経営体が経営を維持していくためには、顧客が嗜好、安全性、利便性などにおいて満足する製品やサービスを提供し続けなければならない」と述べ、小松(香西ほか, 2005b)も、「給食サービスは食事の配膳のたびに評価に曝される」と述べている。学校給食が一般の給食と異なる第一の点が、教育の一環として行われることである。学校給食の実施努力は義務教育諸学校の設置者の任務であることが、

学校給食法で定められている。一般の給食と異なっており、被サービス者である子どもたちによる評価を最優先できない。現代の子どもたちの偏食や小食などの問題も大きい中、「学校給食実施基準」が定められており、その一方で、学校給食固有の衛生管理上の制約に加え、施設設備の不十分な調理場も多く、学校給食における献立の質的改善は容易ではない。栄養面ではかなりよく配慮されている学校給食献立について、多面的実態把握とともに改善の方策を得ることのできる評価の実施によって、可能な箇所から取り組むことを、改善への着実な一方法として提案するものである。

引用文献

- 赤羽正之, 飯樋洋二, 大島恵子, 桂きみよ, 富岡和夫, 富田教代, 中川悦, 西川貴子 (2006a) 給食施設のための献立作成マニュアル 第7版, 医歯薬出版, 東京, 118
- 赤羽正之, 飯樋洋二, 大島恵子, 桂きみよ, 富岡和夫, 富田教代, 中川悦, 西川貴子 (2006b) 給食施設のための献立作成マニュアル 第7版, 医歯薬出版, 東京, 121, 131
- 赤羽正之, 飯樋洋二, 大島恵子, 桂きみよ, 富岡和夫, 富田教代, 中川悦, 西川貴子 (2006c) 給食施設のための献立作成マニュアル 第7版, 医歯薬出版, 東京, 107
- 赤羽正之, 飯樋洋二, 大島恵子, 桂きみよ, 富岡和夫, 富田教代, 中川悦, 西川貴子 (2006d) 給食施設のための献立作成マニュアル 第7版, 医歯薬出版, 東京, 99
- 秋永優子, 中村修 (2001) 食文化教育の観点から行う学校給食評価の試み, 日本調理科学会誌, **34**, 181～189
- 秋永優子, 清水知子, 比嘉雅美, 川口進, 中村修 (2004) 学校給食における地場産物使用を通した子どもたちと生産者の交流の効果, 福岡教育大学教育実践研究, **12**, 111～118
- 秋永優子, 三浦梨沙, 川口進, 中村修 (2005) 学校給食における旬の野菜活用のための旬ごよみの提案, 福岡教育大学教育実践研究, **13**, 63～70
- 秋永優子, 中村修, 下村久美子, 片渕結子, 渡邊美穂, 宮崎藍 (2007) 学校給食における献立評価の意義と評価項目の検討, 長崎大学総合環境研究, **10**(1), 1～10

- 秋永優子, 中村修, 下村久美子, 安部めぐみ, 宮崎藍, 渡邊美穂, 片渕結子 (2008) 食育基本法の趣旨を踏まえた学校給食献立改善のための評価の視点と試み, 日本食育学会誌, **2**, 149-157
- 秋永優子, 中村修, 下村久美子, 糖須海圭子, 片渕結子, 本田藍 (投稿中) 学校給食における脂質量の現状と増加に及ぼす献立要因の検討
- 芦川修貳, 古畑公 (2005) 栄養士のための給食計画論, 学建書院, 東京, 24
- 石川寛子, 江原絢子編 (2002) 近現代の食文化, 弘学出版, 神奈川, 27
- 大藪千穂, 近藤朱美, 杉浦利治 (2008) 学校給食の残滓, 日本家政学会誌, **59**, 621-630
- 香西みどり, 小松龍史, 畑江敬子 (2005a) 給食マネジメント論, 東京化学同人, 東京, 22
- 香西みどり, 小松龍史, 畑江敬子 (2005b) 給食マネジメント論, 東京化学同人, 東京, 14
- 学校健康教育法令研究会監修 (2006a) 学校給食必携, ぎょうせい, 東京, 478
- 学校健康教育法令研究会監修 (2006b) 学校給食必携, ぎょうせい, 東京, 460
- 小若順一 (1993) 食品添加農薬, 学陽書房
- 白井裕子, 島田貴恵 (2007) 学校給食改善のための評価方法の提案, 平成 18 年度福岡教育大学卒業論文
- 鈴木恵美子, 濱名涼子, 久野真奈見, 早渕仁美 (2007) 福岡県内の小学 2・4 年生の給食あるいは学校に対する意識が生活習慣や健康状態に及ぼす影響, 栄養学雑誌, **65**, 289-298
- 第一出版編集部 (2005) 厚生労働省策定 日本人の食事摂取基準(2005 年版), 第一出版, 62
- 武見ゆかり, 吉池信男編 (2006) 「食事バランスガイド」を活用した栄養教育・食育実践マニュアル, 第一出版, 東京, 11 (2006)
- 多田賢代, 宮原公子, 中永征太郎 (2000) 学童の栄養摂取量に及ぼす学校給食の影響について, 幼少児健康教育研究, **8**, 45-49
- 多田賢代, 康薔薇, Jung-ae Kang, 山口光枝, 山本由喜子 (2005) 日本と韓国の小学校における給食内容の比較, 日本食生活学会誌, **16**, 11-17
- 特定非営利活動法人地域循環研究所 (2003) 大村市学校給食に関する調査報告書, 3
- 中村修, 秋永優子 (2001) 学校給食の地場産自給率に関する調査- 長崎県における調査から, 長崎大学総合環境研究, 3 (合併号), 19-31
- 中村修, 秋永優子, 田中理恵, 辻林英高, 川口進 (2003) 学校給食の地場産自給率に関する研究, 長崎大学総合環境研究, 6 (1), 89-112
- 中山玲子, 小切間美保編 (2005) 給食経営管理論, 化学同人, 京都, 93
- 西岡葉子編 (2000) 21 世紀の献立管理入門, 学建書院, 東京, 79
- 日本スポーツ振興センター健康安全部健康安全事業課 (2006) 学校給食要覧, 日本スポーツ振興センター, 12
- 福岡県農政部生産流通課 (2006) 平成 17 年度福岡県学校給食の地元産物利用率調査事業報告書, 1-920
- 福田靖子編 (2000) 食生活論(第 2 版), 朝倉書店, 東京, 139
- 藤野聡美, 前田季恵 (2008) 米飯給食週 5 日の実施に関する取組み, 平成 19 年度福岡教育大学卒業論文
- 松本晴美, 深澤早苗 (2007) 家庭の生活環境と学校の給食調理方式が中学生の食意識・食行動, 給食に対する評価および健康状態に及ぼす影響, 家政誌, **58**, 681-692
- 茂木専枝 (2001) 学校給食実務書, 光生館, 東京, 51
- 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 (2008a) 学校給食実施状況等調査, http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index24a.htm
- 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 (2008b) 学校給食栄養報告, http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index47.htm

【研究ノート】

英国の肥満対策としての食教育

片渕結子*, 中村 修**, 本田 藍*

Food and Nutrition Education as an Obesity Measure in England

Yuiko KATAFUCHI, Osamu NAKAMURA, Ai HONDA

Abstract

In England, a plan has been formed to make mandatory class that teaches cooking of healthy dishes for students 11 to 14 years old, starting in 2011. I clarified the background of England, which made cooking practice compulsory, and the characteristics of eating habit-related education in the country. Then, I studied the factors for the decision to strengthen cooking education.

As a result, it became clear that obesity is regarded as a problem in England, and various government agencies are tackling obesity measures. As another factor of this country's background, medical expenses are entirely paid for by the government, so it was easy to obtain understanding over implementation of eating habit-related education, which leads to reduction of medical costs.

England has already introduced the "Food in School Program," which has produced results in improvement of citizens' eating habits. In this country, vocational education was emphasized during the educational reform in 1988, and the content of food-related education was also compiled from the viewpoint of vocational education. However, the content has been changed to emphasize practicality at home, from the perspective of obesity control.

England is considered to have decided to strengthen cooking education in order to respond to the urgent issue of aggravating obesity.

Key Words : England , obesity measure , food and nutrition education , cooking lessons

1. 緒言

わが国では、食生活の乱れを背景に肥満の割合の増加（健康・栄養情報研究会 2006）や、肥満傾向児の増加（文部科学省 2007）が見られる。肥満は糖尿病などの生活習慣病のリスクを高める。

一方で、子どもが家庭で調理に携わる機会も減っている。小学校4年、6年、中学校2年、高校2年

生を対象として2001年に日本家庭科教育学会が行った全国調査の結果では、家庭での「包丁で食べ物を切る」実践率は、51%～55%であった。子どもが日常で調理をする機会の乏しい現状において、学校教育で調理実習を行い、子どもたちに日常食の調理技能を身に付けさせることは、健康的な食生活をおくる上で意義深いと考える。

現在に至るまで、食教育は家庭科が大きな役割を担ってきた。柿山ら（1999）の報告では、中学校において食生活指導の機会は、「技術・家庭科」が87.7%で最も多いという結果を示している。また、小学校における栄養教諭・職員による食に関する指

*長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程

**長崎大学大学院生産科学研究科

受領年月日 2008年10月31日

受理年月日 2009年2月24日

導実践は、教科の中で家庭科が最も多い（鈴木 2007）。食教育の場として最も機会の多い家庭科であるが、授業時間数は減少しており、調理実習の時間を確保することが難しい。限られた授業時間数の中でいかに調理実習指導を行うかについて、これまでも研究が行われてきた（例えば、林ら 2008；岡田ら 2008）。さらに、家庭科以外でも生活科や総合的な学習の時間などで調理実習は実施されているが、発達段階に適した調理操作の配列となっていないように、家庭科との連携もない（鈴木 2005）。このように、日本の学校教育における調理実習については課題があると考えられる。

本研究で注目した英国では、肥満対策の一部として、11 歳～14 歳の生徒を対象にした健康的な料理の調理実習を行う授業を 2011 年までに全ての学校で必修化すると決定した（DCSF 2008a）。英国では、調理実習の必修化は初めてのことである。一方、わが国では、2005 年に食育基本法が制定されているが、食に関する指導の授業時間の設定はなされていない。また、2008 年 3 月に告示された新学習指導要領でも、食物領域を有する家庭科の授業時間数の増加は行われていない。さらに、食教育は、地域や学校ごとに取り組みや回数に差が見られる（例えば、楠本ら 2008；渡邊ら 2006）。英国では、調理教育が見直され、調理実習が必修化された。その要因について明らかにすることは、今後の日本の食教育推進において意義があると考えられる。英国における食教育の先行研究は鈴木（2000；2008）が「フードテクノロジー」や「学校の食べ物計画（Food in School Programme）」の内容について明らかにしている。しかし、教育の背景にある英国の政策については明らかにされていない。

そこで、本研究は英国の調理実習必修化の内容と背景について明らかにし、調理実習必修化に踏み切った要因について検討した。

2. 肥満対策政策導入の背景

2. 1 英国国民の健康状態

2007 年 10 月に保健省（Department of Health）から公表された「英国の健康状態 2007（The health profile of England 2007）」によると、全国レベルではがんや循環器系の疾病による死亡率は減少している。さらに乳児死亡率も減少し、平均寿命も高くなってきているという改善傾向が認められている。しかし、糖尿病患者の増加、肥満率の上昇が挙げられている。

肥満は英国国民の健康状態の中で、最も問題視されている。英国は、EU 諸国で肥満率（BMI が 30 以上のものの割合）が最も高い。英国における肥満率の推移を図 1 に示す。成人（16 歳以上）の肥満率は、1996 年から増加し続けている。さらに子ども（2～10 歳）の肥満率も増加傾向にあり、1996 年には 2 歳～10 歳の肥満率が 10.6%であったが、2005 年には 16.7%にまで増加している（DH 2007a）。また、ODCA の調査結果では、英国の肥満率は 1980 年には 7%であったが、1991 年に 14%、2005 年には 23%に達している（ODCA 2007）。

2. 2 英国の子どもの食生活状況

英国の子どもの肥満率が急激に増加していることは前述したとおりである。英国の子どもたちの食生活は乱れており、肥満率の増加の大きな要因となっている。子どもの大部分が食塩や砂糖、脂肪を過剰に摂取していると指摘されている。食塩摂取量の平均値は推薦量の 2 倍以上であり、砂糖は、75%の子どもが過剰摂取である現状が報告されている。飽和脂肪は 92%、総脂肪量は 58%の子どもが過剰摂取である。さらに、野菜不足が指摘され、特に経済的に困窮している家庭の子どもは富裕層と比較して約半分しか野菜や果物を摂取していない傾向がある。また、清涼飲料水の消費量が多いことも指摘されている（DH 2007b）。このような状況が続くことは、さらなる肥満率の増加に繋がると考えられる。

2. 3 医療費の増加

前述したように肥満が英国では大きな問題となっている。その他の背景として、英国の医療費負担増加の問題があると考えられる。英国の医療費は 1996 年に年間 4 億 9037 万ポンドであったが、増加の一途をたどり、2005 年には年間 10 億ポンドにまで膨れ上がっている（図 2）。このまま肥満率の増加傾向が続けば、生活習慣病患者が増加し、更なる医療費負担の増大を招くことは明らかである。さらに、英国では、NHS（National Health Services）という国民保健サービスを保健省が運営しており、原則無料で医療を受けることができるようになっている。医療費を全額、国が負担していることから、医療費削減に繋がる政策が国民の理解を得やすいと考えられる。また、英国では医師不足など医療水準の低下が深刻化しており、手術が必要であるにも関わらず、病院内のベットが満床で入院できない状況などからも、国民の健康状態を改善することは緊急の課題と

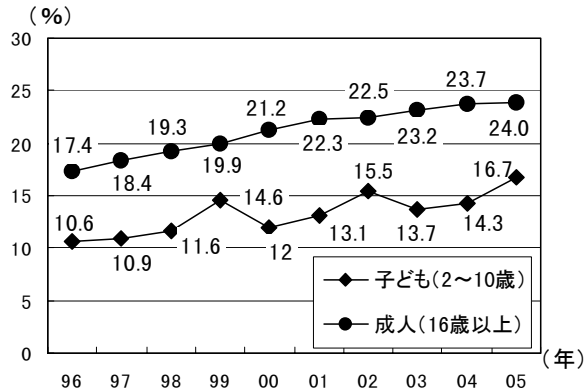


図1 英国における肥満率の推移

(資料) Department of Health : Health Profile of England 2007, 2007a, pp17, 62-63 より筆者作成

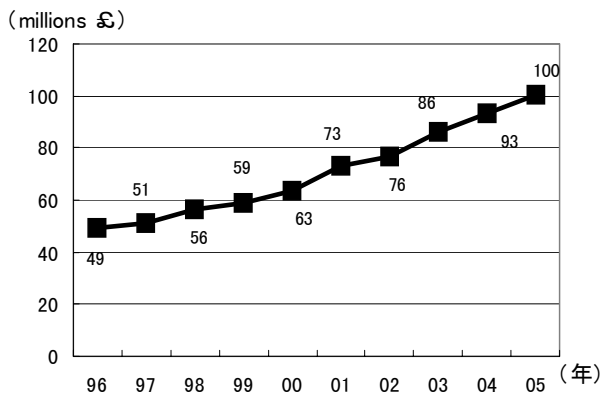


図2 英国における医療費の推移

(資料) European Communities : European social statistics – Social protection Expenditure and receipts, 2008, p357 より筆者作成

なっている。

3. 肥満対策にかかる政策

前述した背景のもと、英国政府は健康的な食習慣や運動習慣の確立などを目指し、様々な肥満率低下のための対策を行っている。「PSA Delivery Agreement 12^{注1)}」では、肥満が最も深刻な問題のひとつであるとして、「2020年までに11歳以下の子どもの肥満率を2000年のレベルまで下げる」ことを目標として設定した(HM Government 2007)。英国では国を挙げて、肥満対策に取り組み、好ましい食習慣と運動習慣を身に付けるための環境づくりを進めている。

2008年1月に発表された、英国における肥満対策にかかる政策である、「健康的な体重、健康的な生活：英国における横断的政策(Healthy Weight, Healthy lives: A Cross-Government strategy for England)」の内容を表1に示す(DH 2008)。子どもの肥満予防やスポーツの推進、減量した人に奨励金を支給するなどが含まれている。内容は、次の5つの領域に集約されている。「子どもたちの好ましい成長と発達」、「好ましい食品選択」、「生活の中の運動を推進」、「よりよい健康のためのインセンティブを作り出すこと」、「個人的なアドバイスと支援」である。この肥満対策の政策には、3億7200万ポンドが投入され、多くの省庁が関わっている。本研究

表1 「健康的な体重、健康的な生活：英国における横断的政策」の内容

子どもたちの好ましい成長と発達	
①	肥満のリスクの高い家族を早い段階で特定し、母乳育児を推進する
②	全ての学校で11歳～14歳までに健康的な料理の調理実習を必修化する
③	子どもの食生活を改善し、運動習慣を確立するために、保護者への情報提供やサポート体制を整備するために投資する
好ましい食品選択	
④	食品企業や関係者と連携し、砂糖・飽和脂肪酸・塩の消費量を減らすための食品基準をまとめる
⑤	地方自治体が特定の地域(公園や学校の近くなど)のファーストフード店の出店を管理できるようにする
⑥	すでに実施されている「子ども向けの不健康な食品広告の制限」が効果があったのか調査し報告する
生活の中の運動を推進	
⑦	国民が今よりも多く歩くようにするための「ウォーキング&健康キャンペーン」への投資をする
⑧	「健康都市」に3,000万ポンドの投資をする
⑨	子どもが座ったまま行うゲームの時間を保護者が管理する方法を開発するために、専門調査委員会を関係企業で設立する
⑩	運動の取り組みを再検討し、運動量が増加するように新しいプログラムを展開する
よりよい健康のためのインセンティブを作り出すこと	
⑪	従業員が健康促進をすることができる職場の開発、推進をする
⑫	健康的な暮らしを送るためのインセンティブとなる奨励金を個人に支払い、その方法に効果的があるのか評価する
個人的なアドバイスと支援	
⑬	健康的な体重維持の方法の情報提供。食事と運動について個人化されたアドバイスを得るためのウェブサイトの開発をする
⑭	体重管理のためのサービスの利用を支援するため、3年間投資をする

で注目した調理実習の必修化はこの政策の一部である。

4. 英国の教育改革と家庭科教育

1980年代以降、英国では教育改革が進められ、1988年には「教育改革法 (Education Reform Act)」が可決され、全国統一のナショナルカリキュラム (National Curriculum) が導入されたことで、学校教育は大きく変わった。教育改革以前には英国には日本の学習指導要領にあたるものがなく、教育内容は各学校の裁量に任されていた。教育改革以前の英国の家庭科的教科目は女子中心の技能科目であり、「料理」「裁縫」などの個別の科目であった (佐藤 1993a)。

1981年に日本の文科省にあたる教育科学省 (Department of Education and Science) が教育課程編成に関するガイドライン「学校教育課程 (The School Curriculum)」の中で家庭科を男女共修の共通科目として位置づけた。しかし、1988年の教育改革法によって必修科目から外された。その要因として「家庭と家族」領域の未熟さ、職業教育^{注2)}の欠落、家庭科教員養成上の問題点、家庭科教育実施に関する財政上の問題、家庭科に対する社会的な評価^{注3)}が指摘されている (佐藤 1993b)。特に若者の失業者の増加に対応するため、職業教育が重視されていた中で、家庭科が必修科目として成立するためには職業教育の視点を取り入れる必要があったのではないかと考えられる。

ナショナルカリキュラムでは、家庭科に関連する内容のうち、食物 (フードテクノロジー) と被服 (テキスタイルテクノロジー) は、必修教科であるデザイン&テクノロジー (Design & Technology) の一領域となった。職業教育重視を背景に、デザイン&テクノロジーは製品の生産を中核にとらえている。フードテクノロジーは、食品加工に重点を置いており、職業選択を援助する内容を多く含んでいる。フードテクノロジーはキーステージ (Key Stage) 1~3^{注4)}が必修であるが、男子中学校では、調理設備の不整備を理由にフードテクノロジーが履修されないこともあった。鈴木はフードテクノロジーは、食の学習の中心に生産があり、人間と食物との関わりを扱う学習が希薄になっていることを批判的に捉え、食生活改善に繋がらないと述べている (鈴木 2000)。

前述したとおり、英国では職業教育が重視されてきた。その背景には若者の失業率の増加がある。しかし、2. 2節でも述べたように肥満が深刻な問題と

なり、学校における食生活改善に対する実践が重ねられている。さらに、2008年9月の中等教育のナショナルカリキュラムの改定に伴い、キーステージ3におけるフードテクノロジーの内容に健康的に食べるために栄養バランスのよい食事などの内容が盛り込まれた。デザイン&テクノロジーは職業教育が重視され製品企画や生産を重視しているが、その中に家庭で実践可能な内容を含むこととなった (QCA 2007)。また、前述したように肥満対策の一環として、キーステージ3における調理教育の必修化が2011年までにすべての学校で実施されることが決定した。英国において調理実習が必修化されることは初めてのことである。英国では家庭科に関連する内容の中で、肥満対策のための政策に直結した食教育、特に調理教育が充実することとなった。

英国ではすでに学校をあげて食生活改善を行う、「学校の食べ物計画」が実施されている。そのうちの一領域である「料理クラブ (Healthier Cookery Clubs)」の実施効果として、生徒にとどまらず家族も健康的な飲食物を選ぶようになったという結果が得られている (鈴木 2008)。学校の食べ物計画の実施が食生活改善に効果があったことも、調理実習必修化へ踏み切る後押しをしたと考えられる。

5. 英国における調理実習必修化

調理実習のキーステージ3における必修化は基本的・日常的な調理技術の習得を目的としている。さらに、生徒が自宅で保護者と料理をしはじめる波及効果もねらっている。必修化された調理実習の授業は、短期間に集中的に調理技術を身に付けさせようとするものであった。扱う食材は生鮮食品を使うこととし、経済的に調理実習の食材費を払うことが難しい家庭の子どもには政府が支援をすることも盛り込まれている。また、施設整備や教員の養成などについても計画されており、肥満対策として調理実習が重要視されていることが分かる (DCSF 2008a)。本章では調理実習指導の充実のために実践されている具体的な施策の内容について整理する。

5. 1 調理設備の整備

85%の学校には、フードテクノロジーのための調理設備が既にあり、設備がある学校では、2008年9月から授業を導入する。2011年までには全ての学校で設備を整え、授業実施を可能にする。さらに、最新の調理設備で全ての生徒が学ぶことができるよう、順次、調理設備を整備していくことも決定された。

なお、調理設備がなく、フードテクノロジーが実施されていない学校の生徒でも「料理実施権 (licence to cook)」を持つとし、本人が望めば、放課後の料理クラブを近隣の学校で受けることが可能であるとしている。

5. 2 調理実習で扱う料理

調理実習で扱う料理は、国民から募集したものから基本的な料理として認定された 32 の料理である。ボローニャ風スパゲティ、きのこリゾット、ミネストローネなどが選ばれており、レシピ集の「手作りの食事ーおいしいシンプルな料理 (Real Mealsー Simple cooking that tastes greatー)」が 2008 年 9 月に出版されている (DCSF 2008b)。このレシピ集は学校で使用する場合に無料で配布される。また、このレシピはホームページ上からダウンロードをして使うことが可能になっている。

5. 3 教員の育成

新しいフードテクノロジー担当教員 800 人を 3 年にわたって育成する。2008 年 3 月までに 100 人の調理の教員を募集し、現在フードテクノロジーを教えていない学校に配置するため育成する。また、小学校への支援策として、中学校の食物の専門教員が、小学校の教員に調理技術研修を行い、料理や健康的な食べ物、食の安全について教えることができるように訓練することができる仕組みがある。この支援策は「食のパートナーシップ (Food Partnerships and Training)」と呼ばれ、学校の食べ物計画の支援策としてもすでに実施されてきた。

6. 結語

本研究は英国の調理実習必修化の内容と背景について明らかにし、調理実習必修化に踏み切った要因について検討した。

その結果、英国では肥満が深刻な問題となっており、国の政策として様々な省庁で肥満対策に取り組んでいることが明らかになった。英国では医療費を全額国が負担しているため、医療費削減に繋がる食教育の実施に理解が得やすいという背景もあった。こうしたことから、国が直面する肥満問題の深刻化という緊急の課題に対応するため、調理実習の必修化に踏み切ったと考える。

調理実習の必修化の内容としては、以下のことが明らかになった。

- ・ 肥満対策を明確な目的としたこと

- ・ 基本的・日常的な料理の調理技術を、キーステージ 3 で集中的に身に付けさせること
- ・ 設備投資や教員の養成、具体的な教材の提示など教育現場の整備を進めたこと

なお、フィンランドでは、生活習慣病の改善などを目的とした国民栄養教育において家庭科が重要視され、効果を挙げている。フィンランドの家庭科の目的は「日常生活を営むにあたって役立つ力をはぐくむこと」であり、実践的・体験的な内容が重視されている (表 2004a)。また、家庭科の多くの時間を調理実習に使っている。ここ 20 年の間に食生活改善により、生活習慣病の死亡率が減少しており、家庭科が栄養教育の期待を担っていることも考えられると表 (2004b) が報告している。英国とフィンランドに共通している点は、短期間に調理技術を身につけさせるために調理実習を充実させ、肥満対策や生活習慣病対策としていることである。

日本においても肥満の割合が増加していることが指摘されている。肥満は糖尿病や脳梗塞などの生活習慣病を引き起こす一因となる。また、一般診療医療費のうち約 3 分の 1 が生活習慣病に関する医療費であるという実態がある (内閣府 2007)。

英国では、医療費増加に直結する生活習慣病の原因となる肥満率の増加を防ぐべく、短期間で日常的な調理技術を身に付けさせる調理実習の時間が設けられ、教材や設備の整備など具体的な施策が提示され取り組まれている。また、様々な省庁が共同で肥満対策に取り組んでいる姿勢は、わが国も学ぶべきところが多いと考える。

謝辞

本研究は、財団法人江頭ホスピタリティ事業振興財団の研究開発助成事業による研究 (テーマ「おいしい給食」のための研究) の一部である。財団のご支援に感謝し、ここに御礼申し上げます。

注

- 1) Public Service Agreements (PSA) は政府及び各省庁が実施する政策評価システムである。PSA は予算制度に関連しており、達成状況が財務省によって定期的に確認される。
- 2) 英国における職業教育は、職業準備的な内容、つまり職業選択にかかる内容のことを指す。英国において家庭科が必修科目から外された要因のひとつとして、生活教育を強調しており、家庭科を

学習した後にどのような職業に就くことが有効なのかと言及されていなかったことが指摘されている。

3) 1975 年に「性差別禁止法」が施行され、男女の教育の機会均等を実現するための政策が取られていたが、家庭科は女子が学ぶものという社会的な評価が根強かった。それにも関わらず、性の隔たりを除くための効果的な対策について検討されていなかったことが、家庭科が必修科目から外れた要因であるという指摘を指す。

4) 英国では、義務教育は 5～16 歳であり、義務教育期を 4 つのキーステージに分けている。キーステージ 1 (5～7 歳)、キーステージ 2 (7～11 歳) が初等教育である。キーステージ 3 (11～14 歳)、キーステージ 4 (14～16 歳) が中等教育である。

引用・参考文献

岡田恵子, 伊藤圭子: 小学校家庭科における「代表例教授法」を用いた調理実習授業, 日本家庭科教育学会誌, 第 51 巻, 2008, pp28-37

表真美: フィンランド総合学校における家庭科教育 (第 1 報), 日本家庭科教育学会誌, 第 47 巻, 2004a, pp128-135

表真美: フィンランド総合学校における家庭科教育 (第 2 報), 日本家庭科教育学会誌, 第 47 巻, 2004b, pp136-146

柿山哲治, 武川素子, 高石昌弘, 八倉巻和子, 大森世都子: 中学校における食生活指導の実態—往復はがきによる全国抽出調査結果より—, 学校保健研究, 第 41 巻, 1999, pp168-177

楠本健二, 山岸あづみ, 戸嶋ひろ野, 坂野麻里子, 大森桂, 大貫義人, 田村朝子: 山形県内の小学校における食に関する指導の実態, 日本家政学会誌, 第 59 巻, 2008, pp517-524

健康・栄養情報研究会: 平成 16 年国民健康・栄養調査報告, 第一出版, 2006, p36

佐藤園: 英国における家庭科教育の改革 (第 1 報) —家庭科成立以前の家庭科的科目の性格と家庭科の成立過程—, 日本家庭科教育学会誌, 第 36 巻, 1993a, pp55-61

佐藤園: 英国における家庭科教育の改革 (第 2 報) —DES のガイドラインに示された家庭科の性格とその問題点—, 日本家庭科教育学会誌, 第 36 巻, 1993b, pp63-70

鈴木洋子: 「技術・家庭」分離独立へ向けての考察—英国フードテクノロジーからの検討—, 日本教科

教育学会誌, 第 23 巻, 第 2 号, 2000, pp11-17
鈴木洋子: 小学校低・中学年における食育の現状と課題—生活科, 総合的な学習の時間, 特別活動における調理の扱い—, 日本教科教育学会誌, 第 28 巻, 第 3 号, 2005, pp1-8

鈴木洋子: 小学校における家庭科担当教員と栄養職員 (教諭) の連携による食育の実態と課題, 日本教科教育学会誌, 第 30 巻, 第 2 号, 2007, pp9-15

鈴木洋子: 児童を対象にした食育推進への提言—英国における Food in Schools Programme および Healthire Cookery Clubs からの検討—, 日本家庭科教育学会誌, 第 51 巻, 2008, pp11-18

内閣府: 平成 19 年度食育白書, 2007, pp54-56
日本家庭科教育学会: 家庭科で育つ子どもたちの力—家庭生活についての全国調査から—, 明治図書, 2004, p21

林未和子, 住田佳奈美, 江州りょうこ, 福田公子: 中学校「50 分の調理実習」授業のエスノグラフィ—, 日本家庭科教育学会誌, 第 51 巻, 2008, pp87-95

文部科学省 生涯学習政策局 調査企画課: 平成 19 年度学校保健統計調査, http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/h19.htm, 2007 (last access 2008/10/30)

渡邊美穂, 中村修, 宮崎藍, 秋永優子: 学校教育における食育の現状, 長崎大学総合環境研究, 第 8 巻, 第 2 号, 2006, pp53-60

Department of Health (DH): Health Profile of England 2007, 2007a, pp17, 62-63

Department of Health (DH): http://www.dh.gov.uk/en/Publichealth/Healthimprovement/Foodinschoolsprogramme/Foodinschoolsgeneralinformation/DH_4080799, 2007b (last access 2008/10/30)

Department of Health (DH): Healthy Weight, Healthy lives: A Cross Government strategy for England, http://www.dh.gov.uk/en/Publichealth/Healthimprovement/Obesity/DH_082383, 2008 (last access 2008/10/30)

Department for children, school and families (DCSF): http://www.dcsf.gov.uk/pns/DisplayPN.cgi?pn_id=2008_0015, 2008a (last access 2008/10/30)

Department for children, school and families (DCSF): <http://publications.teachernet.gov.uk/>

default.aspx?PageFunction=productdetails&PageMode=publications&ProductId=DCSF-00685-2008&, 2008b (last access 2008/10/30)

European Communities : European social statistics—Social protection Expenditure and receipts, 2008, p357

HM Government : PSA Delivery Agreement 12:Improve the health and wellbeing of children and young people, 2007, p5

ODCA (経済協力開発機構) : Health at a Glance 2007:ODCA Indicators, <http://puck.sourceoecd.org/vl=2133948/cl=21/nw=1/rpsv/health2007/3-3.htm>, 2007 (last access 2008/10/30)

Qualifications and Curriculum Authority (QCA) : Design and technology Programme of study for key stage 3, 2007

【研究ノート】

保田与重郎と三木清におけるロマン主義 — 「近代の超克」再考（その5） —

菅原 潤*

Rethinking of “the Attempt to Overcome the Modern”(5)

Jun SUGAWARA

Abstract

In “About Schestov’s Anxiety” Miki Kiyoshi regards Schestov’s thought as the research for extraordinary reality. In this respect his interpretation is different from existentialistic one of Kamei Katsuichiro. And Miki asserts in “Ideology and Pathology” that pathetic elements should play more serious roles than ideologies, this issue influences Yasuda Yojuro’s romantic conceptions. While Miki criticizes that Yasuda’s romanticism floats between objectivism and subjectivism, Miki’s proposal of pathos leads to mythical critics of Yasuda.

Key Words : pathology, romanticism, myth

1. 保田と三木の関係 ― 二重の視点より

前々回見てきたように、保田与重郎と亀井勝一郎は、一般に「日本浪漫派」として一括されることが多いものの、保田の関心が主にドイツロマン派に限定されるのに対し亀井がニーチェ、ゲーテに興味を抱いているという具合に、両者の間にはいささか見解の差異が見受けられた。ただしこのことは両者の決定的な差異を導かず、亀井に存在するシェストフへの熱狂は、雑誌『日本浪漫派』の前身である雑誌『コギト』の同人である中島栄次郎を介して保田に受け継がれている。詳しい事情は前回述べたが、改めてかいつまんで言えば、中島は「生活について」のなかで明らかにシェストフの不安論を念頭に置いた転向文学批判を展開し、これに示唆を受けて保田は「当麻曼陀羅」のなかで不安の精神史について論及しており、その意味で亀井と保田は「不安」をキ

ーワードにして緩やかな結合をなすと見ることができるのである。

他方で保田における「不安」への関心は、亀井との関係だけでは説明し切れない要因を含んでいる。既に示唆したことだが、シェストフの不安論の意義を声高に唱えたのは亀井勝一郎一人ではなく、文学畑の亀井とは違う立場ではあるが、哲学の三木清もシェストフに注目していた。三木は1934年に発表した「シェストフ的不安」という論考のなかで若者を中心としたシェストフ熱を紹介し、シェストフの議論は若者の言うような実存的な不安ではない別の社会的次元を含んでいると指摘した。このある意味で亀井批判とも受け取れる三木の言説は、保田と中島にも大きな影響を与え、その後保田と中島の不仲の原因にもなっていく。このように考えれば保田について考察する際は確かに亀井との関係が重要であるものの、これとは別に三木と保田の関係にも注目しなければならないだろう。

こうした事情を受けて今回は保田と三木の間を考察するが、この組み合わせは近代の超克全体を考

* 長崎大学環境科学部

受領年月日 2008年10月31日

受理年月日 2009年2月24日

える上で極めて重要な意味をなすことに注意を促しておきたい。連載の第1回目で指摘したように、竹内好は座談会「近代の超克」に欠席したものの、本来なら出席すべきだった論者として保田与重郎と三木清の名を挙げている。2人のうち保田は、座談会の司会の河上徹太郎が言うように、実際に座談会のメンバーとして招待されたが、座談会の当日に急に都合が悪くなったことを理由に欠席している。それゆえ竹内が出席すべき識者として保田の名を挙げることにしたものの、そうした事実経過がないにもかかわらず、三木について竹内の不参加の理由としてわざわざ「当時軍の報道班に徴用されて国外にいたからだろう」¹と推測しているのは極めて異例である。事実関係の説明だけでは満足できない竹内の推測は、近代の超克の言説において三木の影響力がとりわけ大きいことを示唆している。

私見によれば座談会「近代の超克」に三木が招かれなかったのは、彼が鈴木成高、西谷啓治らの京都学派と関係がよくないことを配慮してのものと思われる、たとえ三木が国内にいても呼ばれなかった可能性はある。とはいえ、近代の超克全体のなかで三木と保田が重要な位置を占めるものの、実際の座談会「近代の超克」に2人が出席していないことにはある重要な意味が隠されているように思われる。というよりも、この2人をキー・パーソンとして近代の超克を理解することがこの連載のテーマなのだが、三木ないし保田一人の言説をクローズアップするのではなく、あくまでもこの2人の関係の視点から近代の超克のあり方に肉薄してゆきたい。

2. 非日常的なリアリティの探究 ― 三木のシェストフ論

それでは先述した「シェストフ的不安」における三木の議論から見ておこう。まず三木は「不安の文学、不安の哲学」というものが、我が国においてあからさまに問題にされるようになってから、もはや2年にもなるであろう。この頃のレフ・シェストフの流行はその連続であり、その最近の形態である」と述べ、この論考の書かれた年に翻訳されたシェストフの『悲劇の哲学』の反響の大きさを確認する。その上で三木は、シェストフの流行は社会的条件や個人の単なる気分還元できないある問題を言い当てていると言う。

不安の文学、不安の哲学は、しばしば懐疑論とか厭世論とかいう風に無造作に批評されている。し

かしこの不安は単なる厭世の如きものではないであろう。シェストフは、運命について探究したドストエフスキーの主人公たちが、キリロフの場合を除き、誰も自殺しなかったことを指摘している。キリロフにしても、彼がみずから生を奪ったのは、生から逃れるためではなく、自分の力を試すためであった。彼等は生が如何に重く彼等にかかぶさろうとも生の忘却を求めはしなかった。またもし懐疑が真理はないとして探究を断念することであるとしたならば、この場合の懐疑というのも正しくはない。シェストフはパスカル論において、「イエスは世の終まで悩み給うであろう、その間は眠ってはならぬ。」というパスカルの語を引き、その意味について繰返し論じている。眼を殺して探究を続けることが懐疑の精神である。何がそのように探究され、また探究されねばならぬのか。日常は蔽い隠され不安において初めて顕わになるリアリティである。不安の文学、不安の哲学は、その本質において、非日常的なリアリティを探究する文学、哲学である。……かくしてまた本来の不安を憂鬱、低徊、焦燥などの日常的な心理から区別することが必要である¹¹。

ここでの三木の主張は、不安の思想の目的が「非日常的なリアリティ」の探究にあるということに集約できるが、その結論にいたるまでの彼の議論の足取りには、近代の超克に関わるこれまでの議論にいろいろ関わるものが見られて興味深い。先ずドストエフスキーの小説の登場人物がほぼ誰も自殺していないという指摘だが、これは前回触れた中島栄次郎の「リアリズムの問題」における「作家は決して自殺しない」という印象的な表現と呼応しているし、またシェストフの議論を紹介する際に彼のパスカル論に言及する姿勢は、第3回の連載で触れた河上徹太郎がシェストフのパスカル論を重視する態度と一致するものがある。これらはいずれも亀井勝一郎が見逃していた点であり、この問題をさかのぼれば亀井が反近代主義者と規定するニーチェを、必ずしも非合理主義者と見なさない生田長江を三木が高く評価した論点にたどり着くだろう。

ニーチェ理解に関する三木と亀井の対立については既に別の機会に論じたので¹¹¹、ここでは三木が「非日常的なリアリティ」からどのように社会的次元を見出したのかを考察していく。実は三木には、自分が誰よりも先に不安の哲学・不安の文学に着目していたという自負心があった。つまり三木は「シェス

トフ的不安」の1年前に書いた「不安の思想とその超克」の論考のなかで、ヨーロッパでは第一次大戦後顕在化した不安の思想が、我が国では満州事変後にクローズアップされたと言っているのである。周知のように満州事変が勃発したのは『悲劇の哲学』の邦訳が刊行された1934年から数えて3年前に当たる1931年なのだから、不安の思想を先導したのは他ならぬ自分だという態度が言外ににじみ出ているのだが、この段階で三木は既に、不安の哲学・不安の文学は不安にとどまり続けたい旨のことを述べている。

人間はいつまでも不安のうちにとどまり得るものではない。ゲーテがいった如く、植物でさえすでに「純なる太陽に向う」、「色どられたる地上に向う」衝動をもっているように見える。人間もまたかくの如きヘリオトロピズム（向日性）を具えている。……例えば、ブルーストはもはや人格の破壊者とは見られないで、人間に芸術的創造をその生存理由として与える詩人と見られるようになった。同じように、ジードはもはや道德の破壊者としてでなく、ヒューマニストとして、「新しいゲーテ」として理解されるようになった。……「知識の悲劇」に「新ヒューマニズム」の肯定が継ぐのである……^{iv}。

ここで言う「新ヒューマニズム」に、三木は不安の思想の進むべき道を認めるようになる。

3. 不安からネオヒューマニズムへ——パトスへの眼差し

彼は「不安の思想とその超克」の直後に書いた「ネオヒューマニズムの問題と文学」のなかで、「新ヒューマニズム」を次のように展開する。

すこし以前私は不安の思想とその超克について論じ、現代の文学と哲学とに共通する態度及び方法の主要なものを分析し、そのひとつの結論として、新しい人間タイプの構成ということに及んだ。これはいうまでもなく、より広い関連と立場において考察されねばならないことであって、その場合すぐに思い附かれるのはネオヒューマニズムの問題であろう。……ネオヒューマニズムのもとに理解するべきは何よりも新しい人間性の探求、人間の新しいタイプへの努力であり、それはかような探究と努力とを文学においても期待するものでな

ければならぬ。……ルネサンスの仕事がよく言われるように「個人の発見」にあったとすれば、新しいヒューマニズムの問題は社会的人間でなければならぬであろう。けれどもそこでは単にいわゆる「社会」のみが問題になるのではなく、ヒューマニズムはもとよりヒューマニズムとして人間性の問題を割引して考えることを許されていない。かくして新しいヒューマニズムにとっては社会性と人間性との結合ということがその中心的な問題であるべき筈である。もちろんこの2つのものは本来別のことがらではないであろう。しかしながらこれまで、社会性を強調する場合多く客観主義の弊に陥り、人間性を力説する場合多く主観主義の害を伴ったということも争われない。それ故に新しいヒューマニズムにとっては、単なる主観主義と単なる客観主義とを自己のうちに包むより高い立場において、人間性と社会性との総合を企てるということが問題である^v。

三木らしく気宇壮大な思想の構想が語られているが、ここではどちらかといえばネオヒューマニズムの出発点となるべき「不安」の問題よりも、ネオヒューマニズムの名の下で「人間性」と「社会性」、「客観主義」と「主観主義」の対立の克服が早急に唱えられている印象があるので、この点について若干付言しておきたい。

三木はシェストフ的不安に深入りする直前に、マルクス主義の摂取に真剣に取り組んでいた。少し具体的に言えば、1927年に彼はマルクス主義に関する論考を次々と発表し、それらをまとめて翌年に『唯物史観と現代の意識』を刊行した。そしてこの本がマルクス主義者から様々な批判を受けることになる。例えば自然弁証法の研究者として名高い加藤正は、三木の言うイデオロギー解釈はマルクス主義に馴染まない旨のことを述べている^{vi}。他にも多くの激しい批判が相次ぎ、このことに懲りた三木はその後マルクス主義に対して目立った発言をしなくなる。けれども上に挙げた「ネオヒューマニズムの問題と文学」の一節にある「社会」、「客観主義」といった語句を読めば、これを書いた時点の三木はマルクス主義に関心を失ったのではなく、ネオヒューマニズムのなかにマルクス主義という「客観主義」を包摂しようとしていることが読み取れる。

ともかくこうした三木の隠された目論見は、ほぼ同時期に発表された「イデオロギーとパトロギー」のなかで鮮明になってゆく。この論考で三木はイデ

オロギーの問題をその起源であるフランスのイデオロギーにまでさかのぼり、そもそもイデオロギーは「人間を単に客観的にしか捉え」なかったと批判し、こうしたイデオロギーに代わって「パトス」ないし「パト斯的意識」の必要性を説く。彼によれば人間のなかにある何か身体的なもの、物質的なものを言い当てるのがパトスであり、そうしたパトスとロゴスが結合するところに弁証法的な発展を見ることができると主張する。

人間の意識はロゴスとパトスという相反する方向のものから弁証法的に構成されると考えられねばならぬ。一方は客体的な意識であり、他方は主体的な意識である。そしてロゴ斯的意識にいろいろな種類と段階があるように、パト斯的意識にもさまざまな種類と段階が区別されるであろう。ロゴ斯的意識が、感性知覚の如きものから思惟の方向に次第に高まるに従って、その対象性或いは客体性を次第に増してゆくのは反対に、パト斯的意識は、主体的方向に次第に深まるに従って、その対象を失い、次第に無対象になってゆくと考えることができる。そこに両者の対立が最も明瞭に現われる。一定の対象、従って一定の表象に結び附いているようなパトスはなお浅薄だといえる。深いパトスはむしろ対象を含まないものであり、かような無対象なパトスとして、たとえばあの運命の意識、原罪の意識などは解釈さるべきものである。……かような無対象なパトスに表現を与えるものが芸術である。またそのように表現を求めるところにパトスの主体性があるともいえる^{vii}。

先述のマルクス主義者との論争を背景にして考えれば、ここで三木は社会的現実に関与されるべき人間の主観的意識を言い表すものとして「イデオロギー」よりも「パトス」の方が適切だと主張していると考えられる。しかもイデオロギーを用いれば文学・芸術といった上部構造はどうしても社会的現実を反映させるものとして消極的に捉えられるのに対し、パトスだと作者自身すら判然とは言い表せない芸術作品の深みがうまく説明されるという利点がある。そのパトスがロゴスと結びつくことで社会が説明されるというわけだから、三木のパトス論は芸術の社会からの独立性を確保しつつ社会とのつながりも説明できるという、芸術家や作家にとっては好都合な議論だと受け止められよう。

4. ロマン主義をめぐる三木と保田の対立

こうした三木清の提言を保田与重郎は真剣に受け止めている。彼は1933年の論壇を回想するにあたり、三木の所説に注目する旨の話を次のように述べている。

「作品」3月号で三木清氏は「イデオロギーとパトロギー」と題するエッセを書かれた。……僕らは具体的な現実の人間として文学をなす事実を考えるなら、作家は主体的真とか客観的に見た真を識別するといったところから発足し得ない。……現実の矛盾そのものをみつめるか——そこにたしかに今日の一つのリアリズムは成立する、もしくは現実を超越するロマンティズムに立たない限り、主体的真実は方法的に成立せぬのでなかろうかと考える。勿論ここで示された客観的真は日常的な誤謬に対するものではなくさらに深い真であるとしてである。しかもこうした場合客観的真はどこへおちつくのであろうか。……僕らの考えるリアリズムは作家と作品のへだたりを除き、作家に於ける世界観以上にリアルな精神を尊重するのである。作家が真実に体験し、真実に見ていない世界を描くことは不可能である。そしてこの方法は今日のリアリズムである。しかるに三木の方法論は「文芸」創刊号の三木氏のネオヒューマニズムの主張によって文学上に於ける社会的人間の原理の提証となった。ここに於て僕らも亦希望していたところの、方法としてのリアリズムへの近よりが感じられる。方法としての原来のリアリズムは所謂思想とか世界観ではない。リアリズム(文学上の)はむしろそれらの地盤であり、パトスをパトスたらしめる世界である。ここに於て三木氏の主体とか客体の真というものはどう処置せられるかに大きい興味がある^{viii}。

ここで保田は、中島栄次郎をはじめとする雑誌『コギト』における議論にささか強引に引きつけて三木の所説を解釈している。文中にある「作家と作品のへだたり」という表現が分かりにくいのが、保田がここで念頭に入れているのは、以前に紹介した中島の「生活について」と「リアリズムの精神」で述べられているような、主体と客体の落差をいかにして解消するかという問題である。この落差を無理に解消するのが中島の言う「転向」であり、三木の言う対象的な意識を斥けたパトスの主張は、不安から感動にいたるリアリズム論に相応しい論点を提供した

と見たのである。

他方で保田は、イデオロギーではなくパトロジーによりマルクス主義に再接近しようとする三木の隠れた意図にも気づいていた。後年になって否定するが、当時の保田はマルクス主義側の文学活動に強い関心を抱いており^{ix}、マルクス主義から転向した亀井勝一郎に日本浪漫派への参加を呼びかけたり、日本浪漫派に反対するマルクス主義側の人民文庫と共同討議を行ったのも、ある意味でマルクス主義とロマン主義の結合を呼びかけてのことであった。当初保田は、自分が信奉している「現実を超越する」ロマン主義が現実との接点を有していないことを嘆いていたが、三木の言うように無対象的で深いパトスをロマン主義に呼び込めば、ロマン主義もロマン主義なりの仕方現実社会との折り合いがつけられると考えたのである。

こうした保田の活動に対し、彼に影響を与えた三木の反応は極めて冷ややかなものであった。三木は「浪漫主義の台頭」という論考のなかで『日本浪漫派』の広告文を取り上げ、保田が普及しようとするロマン主義が主観的だと断定する。

この頃の文壇における顕著な現象として指摘され得ることは、とりわけ若い世代の批評家たちの間に見られる主観主義的傾向である。客観的な基礎付けや論理的な連関には無頓着に、ただ自己の「心情」を主観的に語ることが彼等に喜ばれる。この人々の文章が難解であるというのも、彼等が意識的に或は無意識的にアイロニーを好むからにはかならない。アイロニーは風刺やユーモアとしばしば混同されているが、夫らは性質的に違ったものであって、互に明瞭に区別されねばならぬ。先ずこのアイロニーの本質を究めることが、浪漫主義の意義を明かにするために必要である^x。

こう前置きした上でキルケゴールのアイロニー論を取り上げ、保田を含めたロマン主義者が現実と接点をもたないことが痛烈に批判される。

彼〔キルケゴール〕はその〔論文の〕中で云う、アイロニーは否定性である、なぜならそれは唯否定するのみであるから。それは無限である、なぜならそれは此のもしくは彼の現象を否定するのでないから。それは絶対的である、なぜならアイロニーはその力において否定するものは実は存在しないところの、より高いものであるから。アイロ

ニーは無を建てる、なぜなら建てらるべきものは、その背後にあるのであるから。またアイロニーにおいて主観は消極的に自由である、なぜなら主観に内容を与えるべき現実はそのうちに主観を縛る束縛から自由である、主観は消極的に自由であって、かかるものとして浮動的である。このような自由、このような浮動が人々に或る感激を与える、なぜなら彼等はいわば無限の可能性に酔っているのであるから。キルケゴールがアイロニーを説明したこれらの言葉は、今日の日本の青年浪漫主義者の心理をかなり適切に説明していないであろうか。

この人々は現状に対する反抗者である。このことは誰も尊敬をもって認めなければならぬ。彼等のアイロニーはそこから生れる。然しながらその反抗は具体的な、限定された現実に対するものではなく、寧ろ無限定的な反抗であるというのがその特徴である。……現実狭隘卑小なものとして感ぜられるが、如何なる原因に限定されてそうであるのかは客観的に考察されることなく、それ故に現実と云っても無限定的なものに過ぎない。彼らの戦いは一定の戦線というものをもちぬ^{xi}。

前述したように保田は「一定の戦線」をもたなかったわけではなく、彼なりに浪漫主義陣営とは別の勢力との共同戦線を張る努力をしていたのだが、三木の激しい口調から察するに、そもそも彼はロマン主義に何ら期待していなかったように思われる。三木にとって大事なのはシェストフの言うところの「非日常的なリアリティ」の方であり、その実存的な感覚の延長にあるものとしてロマン主義を評価したに過ぎない^{xii}。これに対して保田は必ずしもシェストフ的不安に興味を抱いているわけではないが、中島栄次郎を介してそれがロマン主義と通じるものがあると思って不安の問題に近づいたのだから、保田と三木のロマン主義理解は出発点からしてすれ違ったと言ってよい。後年になった保田は三木清のことを「言いたくない人の名」^{xiii}といったのは、当初抱いていた三木への期待が裏切られたからなのだろう。

5. ミュトスの視点——三木から保田への影響

けれども保田与重郎は、こうしたロマン主義批判を受けて三木清の思想から完全に縁を切ったわけではない。むしろ保田は三木の主張する「ミュトス」の思想を引き継いで、その後の日本主義的な批評への道を切り開くのである。

それでは三木は、どういう文脈でこのミュトスの視点を主張するようになったのか。実はこの視点は、先に取り上げた彼のパトス論から必然的に帰結するものである。「文学における世代の問題」(1933年)において三木は、「イデオロギーとパトロギー」では十分に論じることが出来なかったパトスの社会的次元を熱心に論じている。ここで彼は世代を単に同時期に生を受けたという生物学的事実として規定するにとどまらず、ある種の歴史的なものが考慮されねばならないと言う。ただしこの場合の歴史的なものは、マルクス主義のように個人から超越した類的存在のようなものではなく、個人に出発しつつ個人を凌駕する契機が世代のなかで考えられなければならないというのである。こうした契機として、パトスが次のように論じられる。

第二、世代の理論は文化の形成においてパトスの意味を重要視するものでなければならぬ。パトスというのは主体的に規定された意識、内的自然乃至内的身体によって規定された意識である。文化は理性的なもの、ロゴスの的なものであるとする立場にとっては世代の問題は多くの意義を有し得ない。例えば現代の文化哲学として知られる新カント派の哲学は、すべての文化はいわゆる文化価値を担うものであると説いているが、この場合価値は文化の含む普遍妥当的な理性内容、非性格的なロゴスの意味にほかならず、従ってかくの如き価値哲学的立場においては世代の理論は歴史及び文化に関する生物学主義として単純に排斥されるのほかないであろう。歴史理論として世代の問題を重要視する立場は、これに反して、いずれの文化においても、そのうちにその生産者の「人間」、この人間の「性格」が表現されていると考え、これを重んずるのでなければならぬ。このような人間といい性格というのはパトスのなかにほかならない。

第三、世代はいうまでもなく個人ではない。とりわけ歴史的に意義ある世代の概念は家族系図学的遺伝的のものを指すのでなく、種々なる家族に属する諸個人の群を意味している。世代の基礎と考えられる根源的な物質としての主体は単に個人的なものではなく、社会的なものでなければならぬ。それは個人的身体のことではなく、却って社会的身体、社会的物質というべきものである。主体はいわゆる主観のことではなく、却って主観・客観的と考えられる人間を包むものである。世代は

我々の外部にある社会ではない。社会的世代はパトスを共に分つことによって形作られる^{xiv}。

このようにパトスが世代の問題を介して社会的身体、社会的物質と呼び換えられた上で、パトスを包むものとして「ミュトス」が提唱される。

運命というものに突き当たったとき創造は始まる。文学は単に知ることではなく、作ることである。作ることとはつねに身体的なものと結び附いている。創造もしくは創作の基礎はパトスである。デモンの協働なしには芸術作品はないといわれるとき、デモンとはあの内的自然もしくは内的身体のことであろう。デモンは外部から干渉する力ではない、それは人間の性格と離れ難く結び附いている。しかるに注意すべきことには、このような創作的なものこそ実はまた伝統的なものである。文学にとつては科学の場合などとは比較にならぬほど伝統というものが重要な意味をもっている。最も創作的なものが同時に最も伝統的なものであるという一見矛盾したことがらは、伝統ということも創造ということと同じくパトスを基礎としているということによって説明される。伝統は合理的な、理性的な作用であるというよりもパトスにもとづくのである。伝統と創造とのいずれの場合にもパトスから生れるミュトスがその根柢にある……^{xv}。

いささか難解な説明なので、少しかみ砕いて説明しよう。パトスが個人に出発しながら個人を超越するという三木の規定を念頭に置けば、パトスにおける超越の方向が2つあることが分かる。1つは個人を超越した社会的次元であり、このことはとりわけ世代の問題を考慮すれば了解できることだろう。もう1つの超越の方向は個人的主観を超えた無意識的なものであり、これがとりわけパトスと深く結び附いている。三木によれば深いパトスは無対象的で、対象をもたないがゆえに意識的主観によっては捉えがたいからである。他方で社会的次元も個人的主観では把握しきれないわけで、こうした個人からの超越の層である社会的次元と無意識的なものが結びつくところに三木は「ミュトス」を見届けるのである。三木によれば芸術的営為は個人の力だけで達成できるものではなく、創作を支える無意識的かつ社会的な「ミュトス」という伝統を介することで初めて成立するのである。

こうした手続きでミュトスの意義を説く三木の議

論は、保田および雑誌『コギト』の関係者に大きな影響を与えた。上記の議論のうち「社会的身体」と述べられた部分の中島栄次郎が継承し、作家主体と対象の落差を克服する「言語の唯物化」の議論を展開する。そしてこの議論を後ろ盾にして中島は、保田の提唱する「書くことをためらう」立場が言語の唯物化に徹していないとして批判した。この点については、既に前回述べた通りである。この中島の批判に対し、保田がやはり三木的な「ミュトス」の視点で、次のような反論を試みていることに注意すべきである。

〔中島〕氏が僕の11号の所説を生が内外からうける「ためらい」と解された。従って氏の現実を借りて自己の肉体とする立場と、（ここに氏の唯物言語の概念があるらしいが）現実と自己との錯乱の心情を自己の肉体とすることとどれ程の差があるかと称する。正しくこの意味に於ては「ためらい」と称するものはわずかに素材の問題となるであろう。しかし僕の専らのべようとしたのは、生に於ける内外の不安の心情ではなくして、作家に於ける、作家が作家としてもつ特殊な意識の心情の情勢であった。作家が作品と緊密に結びつく場所、即ち作家が作品を自己の原始の作品から投げだす、その仕方に於てであった。……僕が「ためらい」と称した作家的な危機の意識、つまりそれが正しく作家のミュトスにまで上るものであるが、——僕らは宗教に入った多くの天才的な同時に反省的な作家を知っている——（かかる意識の形態に於て僕はモラリテを見たのである）このものの中に僕は作品の原型とも称すべきものを考える^{xvi}。

ここでの保田の議論は同じ『コギト』の同人の松下武雄の作品論などを踏まえて行われているのでなかなか分かりにくいのだが、彼がこの文章を書いた1933年の時点で翻訳語の「神話」ではなく「ミュトス」を用いた目立った論者は三木しかいないので、保田が「ミュトス」の語を用いているのは三木の議論を念頭に置いていることが推測される。さらに言えば、保田は自分の言説も中島のそれもとをたどれば三木から影響を受けているのを自覚しているので、「どれ程の差があるか」と言ったとも考えられる。

ここでの保田による中島の反論は、やはり前回触れた「当麻曼陀羅」との関係でも大きな意味をなしている。なぜなら、この論考の直後に書いた「中島栄次郎へ」のなかで、保田は「当麻曼陀羅」みたい

なものは今後書きたいと思っている^{xvii}と述べ、中島栄次郎との共同作業から訣別して独自の批評を確立する旨を述べている。保田が感じた中島との距離は、中島が亀井を通じて保田に紹介した不安の問題が言語の唯物化によって解消するかということにあるのだが、同様の疑念を保田は、三木がその後強調した「行動的人間」、「能動精神」といった語にも感じている。これらの語の説明は別の機会に検討するとし、ここでは保田における不安への強いこだわりは、座談会「近代の超克」における小林秀雄の態度にも影を落としていることだけを言っておく。次回は三木清とともに「ミュトス＝神話」の問題に携わった京都学派の哲学者である高山岩男を取り上げ、「近代の超克」と「世界史的立場と日本」をつなぐはずのミッシング・リングを模索することにしよう。

参考文献

- i 竹内好「近代の超克」、竹内他編『近代の超克』富山房百科文庫、1979年、287頁。
- ii 「シェストフ的不安について」『三木清全集』第11巻、岩波書店、1967年、392-393頁。引用文は新字に変え、現代仮名遣いに改めた。以下も同様である。
- iii 拙著『昭和思想史とシェリング——哲学と文学の間——』萌書房、2008年、117-118頁。
- iv 「不安の思想とその超克」『三木清全集』第10巻、岩波書店、1967年、299-300頁。ついでに言えば、このエッセーの論題に「超克」の語を採用したことも、三木に対する長江の影響を感じさせる。
- v 「ネオヒューマニズムの問題と文学」『三木清全集』第11巻、217-221頁。
- vi 内田弘『三木清—個性者の構想力—』御茶の水書房、2004年、236-244頁。
- vii 「イデオロギーとパトロギー」『三木清全集』第11巻、212-213頁。
- viii 「深さへの探求——33年の文芸評論——」『保田与重郎全集』第6巻、講談社、1986年、366-368頁。
- ix あるエッセーのなかで保田は、平林初之輔の論文を皮切りに主にプロレタリア文学者の間で展開された芸術的価値論争について比較的長目のコメントを付している（「批評の問題」『保田与重郎全集』第2巻、講談社、1985年、191頁）。
- x 「浪漫主義の台頭」『三木清全集』第13巻、岩波書店、1967年、159頁。
- xi 同上、160-161頁。
- xii あるいは、そもそも三木が当初パスカル研究から

出発した事実を重視すれば、彼がシェストフの実存的な感覚を評価したというのは必ずしも適切な言い方ではないかも知れない。先の引用文のなかでシェストフのパスカル論を引き合いにしていることに注目すれば、三木はパスカルを重視している点でシェストフを評価しているとも考えることも出来る。このことは、先に述べたように河上徹太郎がシェストフのニーチェ論よりパスカル論とスピノザ論を評価していることに合致して興味深い（拙論「亀井勝一郎におけるニヒリズム ― 「近代の超克」再考（その3）」『長崎大学総合環境研究』第10巻第2号、2008年、41頁）。

xiii 「日本浪漫派の時代」『保田与重郎全集』第36巻、1988年、117頁。

xiv 「文学における世代の問題」『三木清全集』第11巻、258-259頁。

xv 同上、265頁。

xvi 「文学時評（コギト昭和8年8月号）」『保田与重郎全集』第6巻、335-336頁。

xvii 「中島栄次郎に」『保田与重郎全集』第2巻、1985年、226頁。

【環境教育実践報告】

長崎県立国見高等学校における EMS を活用した 環境教育の展開

松田香穂里*・清水耕平**・遠藤はる奈**・中村 修***

Development of Environmental Education Used Environmental Management Systems in Kunimi Highschool

Kaori MATSUDA, Kohei SHIMIZU, Haruna ENDO and Osamu NAKAMURA

Abstract

The necessity of environmental education in the educational institution is recognition now. Kunimi highschool Examined highschool version EMS in 2003 and, operated high school version EMS and worked on conservation of energy and the saving resource by examining in 2004. The operation of high school version EMS of Kunimi school is year fifth in 2008. Therefore, the activity is steady.

Last year's policy is "The activity is expanded from the inside in the high school to the outside in Kunimi high school. They acted by this policy. This has brought the characteristic of high school version EMS that has understood from current high school version EMS operation.

Key Words : Environmental Management Systems, high school, ISO14001

1. はじめに

2002年の国連総会では、「国連持続可能な開発のための教育の10年」(ESD: Education for Sustainable Development)が決議され、また、わが国では2003年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行された。2006年の教育基本法の改正では、第2条に「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定され、これに継ぎ2007年の学校教育法の改正では、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定された。

新教育課程では旧教育課程と比較して環境教育についての指導について記載がより明確にされており、各教育機関での環境教育の取組みの必要性が認識されるようになった。

そのような中、長崎県立国見高等学校(以下、国見高校)は、2004年4月から現在まで高校版EMSを導入して校内で省エネ・省資源に取り組んでいる(清水ほか、2006)。高校版EMSとは、環境マネジメントシステム(以下EMS)の手法を利用した高校における環境教育の仕組みである。筆者らは、2003年より、国見高校において高校版EMSの確立に向けて研究を行ってきた。現在はより高校に適した高校版EMSの確立と発展に向けてフォローアップを行っている。

本稿では、国見高校における高校版EMSの経緯と概要について整理し、これまでの運用による効果、今後の展望について報告する。

*長崎大学環境科学部環境科学科

**長崎大学大学院生産科学研究科博士後期過程

***長崎大学大学院生産科学研究科

受付年月日 2008年10月31日

受理年月日 2009年2月24日

2. 国見高校における高校版 EMS の経緯

国見高校は、生徒数 545 人、教職員数 35 人、学級数 15 クラスで編成された普通科高等学校である（2007 年度現在）（国見高校、2007）。国見高校では、2000 年度 2 学期より環境対策に積極的に取り組んできた。しかし、担当していた教諭が 2004 年 3 月で退職することになり、その環境対策の継続的な取り組みが危ぶまれた。そこで、筆者らが学校長に対して従来の省エネ・省資源活動をシステム化することを提案し、2003 年 4 月より国見高校、長崎県環境政策課、中村研究室の 3 者で高校版 EMS の構築に向けた検討が開始された。システムの構築期間は 2003 年 4 月から 2004 年 3 月の 1 年間で、2004 年 4 月からシステムの運用を開始した（清水ほか、2007）。

3. 高校版 EMS の概要と効果

3. 1 高校版 EMS の概要

高校版 EMS とは、ISO14001 を基に運用上の負担を軽減する形で、高校向けに再構成したシステムである（清水ほか、2006）。国見高校の高校版 EMS の特徴は次の 3 点にまとめられる。

- ①電気・ガス・水の使用量、ごみ排出量の削減を目標に掲げた EMS である。
- ②EMS 運用について議論を行う環境づくり推進委員会と、EMS 運用において必要とされる作業を行う環境づくり事務局を設けた。
- ③環境づくり事務局は、教職員（教職員環境マネージャー）と有志の生徒（生徒環境マネージャー）で構成されている。国見高校の EMS 運用の組織図を図 1 に示す。

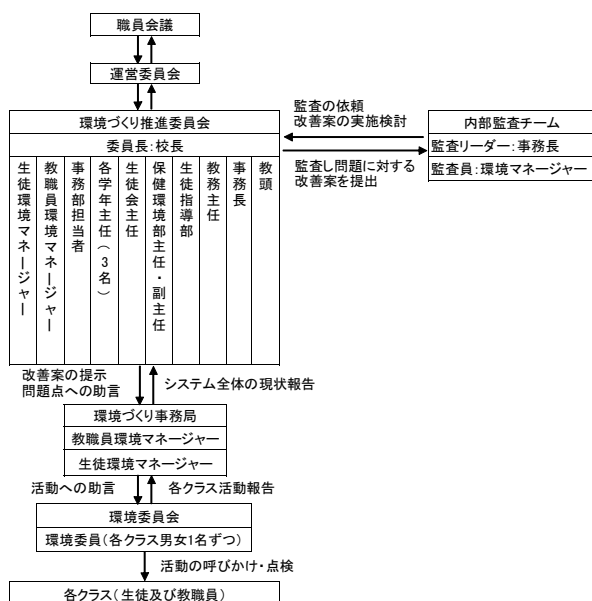


図 1 国見高校 EMS 組織図

運用の中心的機関である環境づくり推進委員会及び環境づくり事務局に生徒が参加することで様々な効果がある（清水ほか、2006）。その効果の 1 つには、生徒から生徒へ省エネ・省資源活動と呼びかけたり、もしくは自ら行動をすることで、教職員から生徒に対し呼びかけを行うより生徒に活動が広がることが挙げられる。

3. 2 高校版 EMS の効果

表 1 に EMS 導入後の国見高校における環境負荷低減の成果をまとめる。この表から明らかなように、電気使用量を除くすべての項目で大幅な削減を達成している。

このほかにも、EMS の運用に携わる生徒（生徒環境マネージャー）の環境に対する意識が高まったことや、生徒環境マネージャーが高校版 EMS の運用を通して環境マネジメントシステムに関する知識や技術を習得することができたことも効果のひとつとして評価できるだろう。

表 1 国見高校の環境負荷低減の成果

削減項目	2007 年度 (2003 年度比)
コピー用紙使用量	48%削減
燃料使用量	23%削減
電気使用量	8%増加
廃棄物発生量	55%削減

4. 高校版 EMS の新たな展開

4. 1 生徒環境マネージャーの育成

高校版 EMS では、省エネ・省資源活動を行う PDCA サイクルのほかに、生徒環境マネージャーが、教職員環境マネージャーと共にシステムの運用を行う PDCA サイクルがある。国見高校の EMS では一般の生徒・教職員は手順書に定められた省エネ・省資源活動を日常的に行っている。一方、教職員環境マネージャー及び生徒環境マネージャーは省エネ・省資源活動に加え、システム全体の運用に関する諸作業を行い、学校の EMS 運用を担っている。そこで、彼らは、外部の講習会や筆者らとの勉強会を通して EMS の運用に必要な知識・技術を学んでいる。このため生徒環境マネージャーは、卒業するまでに、組織における環境対策のための知識や技術を身につけることができる。つまり、高校版 EMS は生徒環境マネージャーに対する発展的な教育を行う場としても機能しているといえる。

また、国見高校の EMS は 5 年目の運用を迎え、システムの運用に携わる教職員や生徒の活動が安定してきている。そのため、国見高校では環境活動を高校の内部から外部へ広げていくという方針を立てた。その一環として国見高校が立地する雲仙市に協力を要請し、2007 年 8 月 10 日に雲仙市役所において周辺の高等学校と合同で環境対策の意見交流会を開催した。この意見交流会を実施したことで、国見高校で行っている環境対策活動が他校や雲仙市への刺激となり、また国見高校の環境マネージャーにとっては自校の取組みの意義についてより認識を深め、モチベーションを高めるきっかけとなった。

2007 年度末には、1 年間の環境対策活動の達成状況を評価する「環境対策活動達成状況調査」が行われた。調査にあたり、生徒環境マネージャーは、水光熱費の点検、生徒・教職員にアンケート・ヒアリング調査を行った。これにより多くの教職員や生徒から、更に高校にあったシステムにするための意見が上げられた。この調査結果を元に、次年度のシステム運用のマニュアル変更等が行われることとなっている。

4. 2 総合的な学習の時間における環境教育の展開

4. 2. 1 環境教育プログラムの実施の目的

高校で実施する環境対策活動は、全生徒及び全教職員の協力が不可欠である。そのため、学校で取り組む環境対策活動について周知を行うことが必要となる。

しかし、国見高校では、2004 年度に高校版 EMS に取り組み始めてからの 3 年間は、環境推進委員会・環境づくり事務局を中心として PDCA サイクルを回すことを第一に運営を行っていた。そのため、一般の生徒に対しては、環境対策活動に取り組む意識付けや動機付けが十分にできていないという問題点があった。そこで、国見高校では 2007 年度より 1 年生を対象として「総合的な学習の時間」に環境教育を行った。新たに高校版 EMS の構成員となった 1 年生に対して、国見高校で行っている環境対策活動について説明をすることで、入学して間もない生徒に環境対策活動を周知させるのが、この授業プログラムの目的の一つである。

この授業プログラムを実施するにあたり、教職員環境マネージャーの教師が環境教育担当に任命され、プログラムの原案作成を行った。このプログラムが実施されるまでは、「総合的な学習の時間」では進路学習を行っていた。高校の方針で進路学習を無くす

ことはできないため、総合的な学習の時間を進路学習と環境教育で日程を調整させた上で行った。

4. 2. 2 環境教育プログラムの実施内容

この環境教育プログラムは、まず生徒たちが自校の環境対策活動の取組みや環境問題や地球環境の現状を知った上で、外部講師による講演で環境対策活動の必要性について考え、さらに具体的な環境への取組みを実践するという流れである。1 時間目に実施された自校の環境対策活動の取組みについての説明は、3 年生の生徒環境マネージャーが行った。2 時間目は、地球温暖化についてのテレビ番組のビデオを上映した。3 時間目は、エネルギー環境教育情報センターからエネルギーコミュニケーターを外部講師として招き、環境対策活動の必要性についての講演会を行った。4 時間目はスライドを用いて、長崎県内の小中学校や近隣の高等学校の活動について紹介を行った。5 時間目は、生徒が考案した実生活で役立つ「ごみ拾いに使うバック」を作成した。6 時間目は、紙・ごみ・電気について個人としての削減目標とクラスとしての削減目標を掲げさせ、7 時間目は、この総合的な時間の環境教育から得られたものをまとめさせた。表 2 に授業で扱ったテーマを、写真 1 に授業の様子を示す。

表 2 国見高校で行われた総合的な学習のテーマ

時間	年月日	取り組んだテーマ
1	2007/4/26	国見高校の環境対策活動を知ろう！
2	2007/5/25	みんなで知ろう地球温暖化
3	2007/7/6	アルミ缶から省エネルギーを考えよう
4	2007/10/5	みんなで知ろう他校の環境対策活動
5	2007/11/2	国見高校オリジナル『ゴミフバック』を作ろう
6	2008/1/18	環境対策活動のクラス目標とあなたの目標を考えて実行してみよう！
7	2008/3/7	総合的な学習の時間で実施された環境教育内容から得られたものをまとめてみよう！



写真 1 「総合的な学習の時間」の授業の様子

このプログラムは 2007 年度から試験的に実施しているもので、今後はさらに教育効果の高いカリキュラムづくりに取り組むこととしている。

5. おわりに

本稿では、国見高校における高校版 EMS を軸とする環境教育の実践報告を行った。これまで筆者らは、「資源やエネルギーをより節約する」という環境負荷の削減に重点を置いて、国見高校における高校版 EMS の運用を支援してきた。国見高校では、省エネ・省資源活動を長期間に渡り続けてきたため、これ以上の削減が難しくなっているというのが現状である。この現状を踏まえ見直したところ、教育機関における EMS 運用の課題として明らかになったことを以下に述べる。

EMS を運用する事業所では、PDCA サイクルを回すことで継続的改善を行い、旧システムとは異なる取組みをすることでより効率的で環境負荷の少ない経営を実現することが可能である。しかし、生徒が毎年入れ替わる教育機関では事業所とは異なり、PDCA サイクルを回し毎年異なる活動をして EMS を改善させていくことは、困難である。また、公立高校は自治体の予算削減が続くなか、環境対策に充てる費用の捻出は容易ではないため、省エネ・省資源活動を更に推し進めるための新しい設備を導入することも難しい。

一方、教育という観点からみた高校版 EMS の特性も明確になった。高校版 EMS では、生徒が入学し卒業するまでに3回のPDCAサイクルを体験させることができる。これにより、一般の生徒は学校生活を営む中で、省資源・省エネルギー行動が習慣化すると

ともに、EMS を運用する立場にある生徒環境マネージャーは、卒業までに EMS に関する深い知識や技術を習得することができる。つまり、生徒に対して習慣としての環境配慮行動と EMS 運用にかかる発展的な知識・技術との二重の学習機会を提供できることが、高校版 EMS の最大の特性であると考えられる。

以上の理由から、今後の高校版 EMS の運用サポートの重点を「資源やエネルギーをより節約する」ことから次のように変更した。

- ①今までの EMS 運用によって確立された省エネ・省資源の手法を構成員（一般の生徒、教職員）に定着させる。
- ②環境負荷の削減目標としては、紙・電気・水の使用量、ごみの排出量が目標値を「上回らない」こととした。
- ③生徒環境マネージャー・教職員環境マネージャーがより深くシステム運用に要する知識や技術を習得できるような学習機会を設ける。

今後はこの方針に沿って、国見高校における EMS の確立と発展に向けてサポートを行い、より高校に適した EMS、環境教育プログラムの開発について、今後の研究課題として取り組んでいきたい。

参考文献

- 1) 清水耕平・中村修・山口龍虎・遠藤はる奈・渡邊美穂・後藤大太郎 (2006) : 「高等学校における環境対策としての EMS に関する研究－『高校版 EMS』の提案」長崎大学総合環境研究, vol18 No. 2, pp9－16
- 2) 清水耕平 (2007) : 「高等学校における環境対策としての EMS に関する研究－長崎県立国見高等学校を事例に－」長崎大学 2006 年度博士前期課程学位論文
- 3) 長崎県立国見高等学校 (2007) : 「平成 19 年度学校要覧」

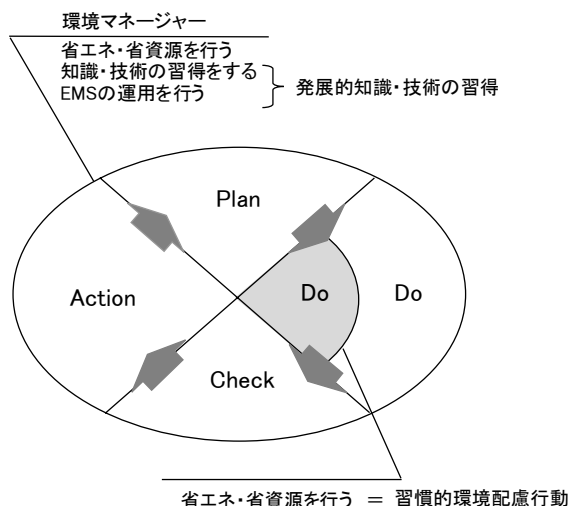


図2 高校版 EMS におけるそれぞれの生徒の役割

【史料紹介】

1720 年のマレショーセ改革に関連する 2 つの国王宣言 : 「マレショーセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言 (1720 年 3 月 28 日)、「新マレショーセに関する」国王宣言 (1720 年 4 月 9 日)

正本 忍*

Déclarations du Roi concernant la réforme de la maréchaussée de 1720 : celle "Portant règlement pour les nouvelles Compagnie de Marechaussées" du 28 mars 1720 et celle "Concernant les Nouvelles Marêchaussées" du 9 avril 1720.

Shinobu MASAMOTO

Résumé

Nous avons traduit ici les textes des deux déclarations du Roi concernant la réforme de la maréchaussée de 1720 : celle "Portant règlement pour les nouvelles Compagnies de Marechaussées" du 28 mars 1720 et celle "Concernant les Nouvelles Marêchaussées" du 9 avril 1720. Documents essentiels à l'étude de la réforme de la maréchaussée de 1720, et au nombre de quatre, ces lois royales ont amené la réorganisation de la maréchaussée en mars et en avril 1720. Le pouvoir royal a essayé, par là, de compléter la réforme prescrite, et ce principalement par un édit et une ordonnance du mois de mars 1720, précisant à nouveau les fonctions de la justice prévôtale et celles du personnel de la maréchaussée.

Key Words : maréchaussée, déclaration du Roi, France, police, Ancien Régime

はしがき

以下に訳出するのは、1720 年 3 月 28 日にパリで発布された「マレショーセの新しい中隊に関する規則を記した国王宣言」及び翌 4 月 9 日に同じくパリで出された「新マレショーセに関する」国王宣言の全文である⁽¹⁾。

1720 年 3 月、王権は従来のマレショーセの中隊

のほとんどを廃止し、新たにマレショーセを編成し直す大改革を断行する⁽²⁾。その際、同年 3 月、4 月に 4 つの王令類が発布され、マレショーセ改革を規定するが、ここで訳出したのは、すでに訳出した先行する 2 つの王令、すなわち「全王国におけるマレショーセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレショーセの中隊創設を定める王令(édit)」(同年 3 月。以下では「創設王令」と記す)と「マレショーセの指揮命令系統(subordination)及び規律に関する王令

*長崎大学環境科学部

受領年月日 2008 年 10 月 31 日

受理年月日 2009 年 2 月 24 日

(ordonnance)」(同年3月16日)を補完する2つの国王宣言である⁽³⁾。

3月28日の国王宣言は全9条。各条文の内容はおおよそ以下のようになっている。

- 第1条 旧マレシオーセから引き続き勤務するプレヴォ (prévôt des maréchaux, prévôt général) 及び副官 (lieutenant) の就任手続に関する補足
- 第2条 上座裁判所 (présidial) に対するマレシオーセの裁判先取権 (prévention)
- 第3条 陪席裁判官 (assesseur) の職務
- 第4条 プレヴォ裁判の頭書
- 第5条 プレヴォ裁判のために行うマレシオーセ隊員の職務
- 第6条 成員の就任の際に書記官が受け取る金額
- 第7条 プレヴォ裁判の証人に対する手当
- 第8条 終身追放刑、終身漕役刑、死刑に値する犯罪の被疑者の所持品
- 第9条 成員に対する俸給の支給停止

成員の就任手続に関する第1条と第6条、俸給に関する第9条を除く6つの条文は、プレヴォ裁判とそれに関わる成員の職務に関するものである。1720年のマレシオーセ改革は主として、全面的改組に基づく組織編成の統一、管轄区の統一、指揮命令系統の統一、親任官システムの部分的導入、班 (brigade) の形による警察網のより広い展開を目指すものであって、「創設王令」第8条に明言するように、プレヴォ裁判手続に関する変更はない。前述の第8条では特に1670年の刑事王令 (Ordonnance criminelle) の規定を遵守するようにマレシオーセの将校及び裁判役人に厳命されており、ここに訳出した2つの国王宣言を読む際、我々は常に、プレヴォの管轄(=プレヴォ専決事件)とプレヴォ裁判手続を定めた前出の刑事王令(第1編、第2編)と、彼らの裁判管轄と訴訟手続を最終的に確定する1731年2月5日の「プレヴォ専決事件あるいは上座裁判所専決事件に関する ("Sur les cas Prevôtaux ou Présidiaux)")」国王宣言を念頭においておく必要がある⁽⁴⁾。

新マレシオーセ創設時に出された4法令の最後に発布された4月9日の国王宣言は複数の条文に分けられてはいないが、テキスト自体は決して短くはなく、重要な論点を含んでいる。すなわち、新マレシオーセのプレヴォ裁判役人には、「可能な限り」、バイイ・セネシャル裁判所の裁判役人が親

任状 (lettres de commission) によって採用されること、また、このプレヴォ裁判役人の職とバイイ・セネシャル裁判所の裁判役人の職の間では兼職が許されること—実態は別にして、裁判役人の官職の兼職は法的には禁止されている⁽⁵⁾—が当該国王宣言に明記されている。

この国王宣言にはまた、各地方の新生マレシオーセの中隊の一覧が添付されており、この一覧によって我々は、王国全体に展開するプレヴォの駐在、プレヴォ裁判所の所在地、将校(プレヴォ、副官)及びプレヴォ裁判役人(陪席裁判官、国王検事、書記官)の構成、将校の官職権利金 (finance) の額を知ることができる。

以下、先に訳出した2王令と同様、訳文と原文の対応を見やすくするために両者を併置し、1720年3月、4月の2国王宣言を全訳していく。原文にない改行は、読みやすくするために訳者が入れたものである。なお、訳註は当該王令の内容の理解と訳に関わるものに留め、先の2王令の訳出の際に付した註と重複するものは可能な限り割愛したので、上述の2王令の拙訳も併せて参照していただければ幸いである。

註

- (1) 筆者が参照したのはいずれも防衛省歴史課文書館の陸軍部門(旧陸軍歴史課文書館)に所蔵されている印刷されたテキストで (Service historique de la Défense, X^e 1)、3月28日の国王宣言は1751年にパリの王立印刷所で印刷されたもの ("à Paris, de l'Imprimerie royale. M.DCCCLI"), 4月9日の国王宣言も同様に1721年に印刷されたものである ("à Paris, de l'Imprimerie royale. M.DCCXXI")。
- (2) 1720年のマレシオーセ改革に関しては、拙稿「1720年のマレシオーセ改革—フランス絶対王政の統治構造との関連から—」(『史学雑誌』第110編第2号、2001年、1～36頁)、同「近世フランスにおける地方警察の創設—オート＝ノルマンディー地方のマレシオーセ(1720～1722年)—」(『法制史研究』第57号、2008年、161～188頁)を参照されたい。
- (3) 「創設王令」、1720年3月16日の王令のテキスト、その訳及び解説については、拙稿「史料紹介 『全王国におけるマレシオーセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレシオーセの中隊創設を定める王令』(1720年3月)」(『西洋史学論集』第45号、2007年、95～111頁)(以下では「史料紹介1」と略記)、同「史料紹介 『マレ

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

ショールセの指揮命令系統及び規律に関する王令』（1720年3月16日）」（『総合環境研究』第10巻第2号、2008年、67～78頁）を参照。

- (4) 1670年の刑事王令の第1編及び第2編のテキスト及びその訳については以下を参照。*Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 429 jusqu'à la Révolution de 1789*, éd. par Jourdan, Decrusy et Isambert, Paris, t. XVIII, 1822-1833, pp. 374-379 ; *Code Louis*, Milano, 1996, t. II, pp. 4-9（中村義孝「資料 ルイ14世 1670年刑事王令」『立命館法學』第263号、1999年、260～267頁）。1731年2月5日の王令のテキストは SHD, X^F 1, Y^a 351に見られる。
- (5) Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue, 1598-1789*, Paris, t. II, 1980, p. 38 ; Doyle (William), *Venality. The Sale of Offices in Eighteenth-Century France*, Clarendon Press, 1996, p. 76.

マレシオーセの新たな中隊に関する規則を記した国王宣言（パリにて、1720 年 3 月 28 日）

神の恩寵によりフランス及びナヴァールの王たるルイより、当該書状を目にする者すべてに挨拶を送る。

この 3 月の王令により従来のマレシオーセの中隊を廃止・解体し、新たなマレシオーセの中隊 — これらの中隊は、余の王国全域で継続的に遂行する、統一された職務によって、公共の安寧を保証することになる — を組織し、設置した際、余は、この組織が余が意図した結果を得るために為すべきことに留意する必要があると判断した。

以上のことから、またこれとは別の余の心を動かし、理由から、さらに、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族であり「フランスの孫」でもある摂政オルレアン公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族たる筆頭血統親王シャルトル公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族ブルボン公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族たる血統親王コンティ大公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族であり正嫡となりし親王トゥルーズ伯⁽¹⁾、及びその他のフランス同輩衆、余の王国の偉大なる名高き人々の意見に基づき、かつ余の確実なる学識、完全なる権威、王としての権限により、余は告げ、宣言し、命じし、余が手ずから署名せし当該国王宣言により、告げ、宣言し、命ずるものである。余は以下を望み、以下が余の意に適うものである。

第 1 条

（1720 年 3 月の王令で：訳者補足。以下同様）廃止された官職の保有者であったプレヴォ及び副官で、この 3 月の王令で創設された官職を遂行すべく余に選ばれる者たちに関して⁽²⁾、余は、改めて受け入れ手続をすることを免除したし、免除する⁽³⁾。余はまた、その者たちが以前の官職叙任状によって（職務を）遂行するように望む。ただし、余が送付させる任命許可証（brevet de nomination）⁽⁴⁾を以前の官職叙任状とともにマレシオーセの書記局に登録させた上でのことである。余はさらに、余の上座裁判所及びその他の裁判所で持っていたのと同じ裁判への列席権を彼らが持つよう、望むものである⁽⁵⁾。

DECLARATION DU ROY, *Portant règlement pour les nouvelles Compagnie de Marechaussées.*

Donnée à Paris le 28 Mars 1720.

LOUIS, PAR LA GRACE DE DIEU, ROY DE FRANCE ET DE NAVARRE : A tous ceux qui ces presentes Lettres verront, SALUT. Ayant, par notre édit du présent mois de mars, éteint & supprimé les anciens compagnies des Maréchaussées, & en ayant formé & établi de nouvelles, qui, par le service uniforme qu'elles rendront continuellement dans toute l'étendue de notre royaume, assureront la tranquillité publique ; Nous avons jugé nécessaire de pourvoir à ce qui peut convenir pour que cet établissement ait l'effet que nous nous sommes proposé. A CES CAUSES & autre à ce nous mouvant, de l'avis de notre très-cher & très-ami oncle le duc d'Orléans petit-fils de France, Régent ; de notre très-cher & très-ami oncle le duc de Chartres premier prince de notre Sang, de notre très-cher & très-ami cousin le duc de Bourbon, de notre très-cher & très-ami cousin le prince de Conti, Princes de notre Sang ; de notre très-cher & très-ami oncle le comte de Toulouse prince légitimé, & autres pairs de France, grands & notables personnages de notre royaume, & de notre certaine science, pleine puissance & autorité royale, nous avons dit, déclaré & ordonné, & par ces présentes signées de notre main, disons, déclarons & ordonnons, voulons & nous plaît ce qui ensuit.

ARTICLE PREMIER.

NOUS avons dispensé & dispensons les Prevôts & Lieutenans pourvus d'offices supprimés, & qui seront par nous choisis pour remplir les offices créés par notre édit du présent mois de mars, de se faire recevoir de nouveau : Voulons qu'ils exercent sur leurs anciennes provisions, en faisant néanmoins enregistrer au greff de la maréchaussée, le brevet de nomination que nous leur en ferons expédier, avec leurs anciennes provisions ; qu'ils prennent la même séance qu'ils avoient dans nos présidiaux & ailleurs.

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

第2条

余の諸王令によってその裁判権がマレショールセの将校・裁判役人に割り当てられた人物及び犯罪について、プレヴォと副官は裁くことになる。マレショールセが裁判権を持つ事件においては、（被疑者の）逮捕がマレショールセの将校によって裁判先取権（*prévention*）⁽⁶⁾により行われた時には、余の上座裁判所の裁判役人がマレショールセの裁判役人に先立ってあるいは同じ日に被疑者の身柄の拘束令状を発した（*décréter*）⁽⁷⁾にもかかわらず、その訴訟はプレヴォ裁判として審理され、裁かれる。ただし、これは、その逮捕が上座裁判所が設けられている都市で為されなかったとすれば⁽⁸⁾、の話である。余はこのために、必要の範囲内で1670年の王令第1編第15条⁽⁹⁾の適用を除外した。

第3条

陪席裁判官は、裁判管轄判決が下された後⁽¹⁰⁾、プレヴォ、副官、あるいは国王検事によって要請された時はいつでも、プレヴォあるいは副官によって審理が行われる場所に彼らとともに遅延なく赴かねばならない。違反者は解任される。

また、プレヴォ裁判の審理を遅らせないことが重要であるから、陪席裁判官がプレヴォ及び副官とともに赴くことを拒否する場合には、プレヴォ及び副官はその旨調書を作成し、国王検事にその調書に署名させるよう、余は望む。同時に、余は、その際、ここで問題になっている訴訟の審理に参加できるように、陪席裁判官の職務を、（プレヴォ・副官への随行を拒否した陪席裁判官と）同じ裁判所に所属する別の裁判役人に委ねることができるよう、望むものである。プレヴォと副官は、大評定院（*Grand Conseil*）の検事総長（*procureur général*）に対して、陪席裁判官の拒絶に関する調書をその都度直ちに送付しなければならない。当該調書には、彼らが陪席裁判官の代行に任じた人物に対してしかるべき命令が下されるべく、その人物の名前が示されることとなる。

第4条

準備判決、中間判決、あるいは終局判決⁽¹¹⁾は、裁判管轄の判決後では、いかなる裁判所においても⁽¹²⁾、プレヴォの名で頭書が付けられる⁽¹³⁾。審理を行った当地の副官によって当該判決が下された旨、判決の末尾に記載される⁽¹⁴⁾。

II.

LES Prevôts & Lieutenans connoîtront des personnes & crimes dont la connoissance est attribuée par nos ordonnances aux Officiers des maréchaussées : Voulons audit cas, que lorsque les captures auront été faites par lesdits Officiers des maréchaussées, par prévention, les procès soient instruits & jugés prévôtalement, nonobstant que les Officiers de nos sièges (sic) présidiaux eussent décrété les accusés avant ceux des maréchaussées, ou le même jour, si ce n'est dans les villes seulement où les sièges présidiaux sont établis ; & à cet effet avons, en tant que besoin, dérogé à l'article XV du titre premier de l'ordonnance de 1670.

III.

LES Assesseurs seront tenus, après la compétence jugée, de se transporter sans aucun délai, avec lesdits Prevôts & Lieutenans, dans les lieux où l'instruction sera faite par lesdits Prevôts ou Lieutenans, toutes & quantes fois qu'ils en seront requis par eux ou par nos Procureurs, sous peine de destitution : Et d'autant qu'il est important de ne point différer l'instruction des jugements des procès prévôtaux ; voulons, en cas de refus par lesdits Assesseurs de se transporter avec lesdits Prevôts & Lieutenans, qu'ils en dressent leurs procès verbaux, qu'ils feront signer par nos Procureurs, & qu'ils puissent commettre, pour cette fois, aux fonctions d'Assesseurs un autre Officier du même siège, pour assister à l'instruction du procès dont il s'agira : & seront tenus lesdits Prevôts & Lieutenans d'envoyer incontinent à notre Procureur général au Grand Conseil, autant du procès verbal de refus desdits Assesseurs, qui contiendra le nom de celui qu'ils auront commis, pour sur iceux être ordonné ce qu'il appartiendra.

IV.

LES jugemens préparatoire, interlocutoires ou définitifs, après la compétence jugée, seront intitulés au nom du Prevôt général dans tous les sièges ; & sera fait mention à la fin dudit jugement, qu'il aura été donné par le Lieutenant de résidence, qui aura fait l'instruction.

第5条

余は、マレシヨーセ隊員に対して、宣誓及びフランス尚書局 (*grande Chancellerie*) で封印された親任状の登記の後、以下の権限を付与したし、付与するものである。すなわち、①証人に対して召喚状 (*assignation*) を通達する権限、②中間、準備、終局のいずれの段階であれ、プレヴォ裁判の審理及び訴訟手続の通達、また、プレヴォの管轄に属する事件に関連するあらゆる調書 (*acte*) の通達をする権限、③プレヴォによって身柄の拘束令状が出された人物を収監し、逮捕し、勾留の延長を求める (*recommander*) 権限、がそれである。しかしながら、隊員は、その他の事件では、それがいかなる性質の事件であろうとも、令状を送付する (*exploiter*) ことはできない。違反者は文書偽造罪に問われ、9年間の漕役刑に処せられる⁽¹⁵⁾。

上述の件に関して、国王裁判所の執達吏・下級役人あるいはその下役の職務はマレシヨーセ隊員の職務と兼任不可であると、余は宣言したし、宣言する。いかなる理由であれ、兼任許可証が交付されることはない⁽¹⁶⁾。仮に当該国王宣言に反して兼任許可証が不正に入手されたとすれば、あらゆる裁判官に対してはそれを考慮することを禁じ、隊員に対してはそれを用いることを禁ずる。違反者には同じく文書偽造罪と9年間の漕役刑が適用される。

第6条

官職叙任状、受け入れ証書 (*acte de réception*)、及び親任状の登記の際、マレシヨーセの書記官は、プレヴォ、副官の場合6リーヴル、陪席裁判官、国王検事、上級班長の場合4リーヴル、班長、班長補佐、騎兵の場合2リーヴルのみを受け取るものとする。

第7条

プレヴォ裁判の審理及び犯人の処罰を早めることが求められるため、また、証言のために召喚される者が自分たちの生計を立てている仕事を離れることができないとの口実でなかなか召喚に従おうとしない事例がいくつも見られるため、余は、各総徴税管区あるいはマレシヨーセ管区の税收から証人に対して手当が直ちに支払われるよう望むものである⁽¹⁷⁾。

V.

AVONS attribué & attribuons aux archers, après leur prestation de serment, & enregistrement de leurs commissions scellées en notre grande Chancellerie, le pouvoir de donner les assignations aux témoins, & de faire les significations dans les instructions & procédures des procès prévôtaux, soit interlocutoires, préparatoires ou définitifs, & tous actes concernant les affaires de la compétence desdits Prevôts, même d'écrouer, arrêter & recommander les personnes qui auront été décrétées par lesdits Prevôts : sans néanmoins que lesdits archers puissent exploiter dans aucunes autres affaires, de quelque nature & qualité qu'elles soient, à peine de faux, & des galères pour neuf ans : à l'effet de quoi nous avons déclaré & déclarons les fonctions d'huissiers & sergens royaux ou subalternes, incompatibles avec les places d'archers, sans que, sous quelque prétexte que ce soit, il puisse être obtenu aucunes Lettres de compatibilité ; & si aucunes étoient surprises au préjudice des présentes, défendons à tous juges d'y avoir égard, ausdites archers de s'en servir, sous même peine de faux & des galères.

VI.

LES greffiers des Maréchaussées ne prendront, pour enregistrement des provisions, acte de réception & commissions des Prevôts & Lieutenans, que la somme de six livres ; pour ceux des Assesseurs & nos Procureurs & Exempts, que quatre livres ; pour ceux des Brigadiers, Sous-brigadiers & archers, que deux livres.

VII.

ET d'autant qu'il est nécessaire d'accélérer l'instruction des procès prévôtaux, & la punition des coupables ; que dans plusieurs occasions ceux qui sont assignés pour déposer, diffèrent d'obéir, sous prétexte qu'ils ne sont pas en état de quitter le travail qui les fait subsister ; Voulons que les salaires desdits témoins soient payés sans aucun retard, sur les produits des impositions de chaque généralité ou département.

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

第8条

終身追放刑、終身漕役刑、あるいは死刑を科せられ得る犯罪の被疑者の、逮捕の際に押収された身の回りの品、金銭、衣服は、書記官の手に委ねられる⁽¹⁸⁾。もし馬が押収されたなら、その馬は裁判所の権限で売却される。金銭も同様に書記官に委ねられ、最終判決までその他の衣服とともに書記官の手許に保管される。それから3ヶ月後までの間に、上述の押収品が（所有者によって自分のものとして）請求され、その請求がプレヴォあるいは副官、及び当該訴訟が裁かれた裁判所の裁判役人によって適当、妥当と判断されるならば、押収品は返還される。その際、当該訴訟に関するいかなる費用も謝礼（épice）⁽¹⁹⁾も、その押収品の中から取られてはならない。以上は、自分が当該訴訟の当事者（partie）だと明言しなかった請求者に関してさえ、同様である。

第9条

何らかの（差押え債務に伴う）身柄の拘束を免れないマレショールセの将校・プレヴォ裁判役人、隊員、及びラッパ兵に対しては、官職報酬・俸給が継続的な勤務に対するものであることに鑑み、官職報酬・俸給は支給されない。ただし、その差押えが騎乗馬、食料及び装備（の購入）の際に負った債務が原因であればこの限りではなく⁽²⁰⁾、俸給の半分の天引きだけが行われる。プレヴォ及び副官に関しては、彼らの官職の獲得に充てられた金銭による負債に関して⁽²¹⁾、官職報酬だけが天引きされ得る。

かくして、余は、親愛なるまた忠実なる余の大評定院の評定官たちに対して、当該国王宣言、すなわち「規則」の形式を持つ余の書状を読み上げさせ、公にさせ、登記させること、また、この国王宣言に違反せず、どのような類のことであれ、違反を容認することなく、当該国王宣言に含まれる内容をその手続と文面に従って維持し、維持させ、守らせ、遵守させることを命ずるものである。余は、当該国王宣言とは相容れないあらゆる王令、国王宣言、王令、規則、その他にかかわらず、以上を命ずるものであり、それらの諸法令を当該国王宣言をもって適用除外にしたし、適用除外にする。余の親愛なるまた忠実なるフランス尚書局所属の評定官・国王秘書官の一人によって厳正なる照合が為されたので、当該国王宣言の謄本について原本と同様に信が置かれるよう、余は望むものである。

以上が余の欲するところである。その証拠に余はこ

VIII.

L'ÉQUIPAGE, argent & effets de ceux qui seront prévenus de crimes qui peuvent emporter peine de banissement à perpétuité, des galères à perpétuité, ou de mort, dont ils seront trouvés saisis lors de leur capture, seront remis entre les mains du greffier ; les chevaux, s'il y en a, seront vendus par autorité de justice, & les deniers pareillement remis entre les mains du greffier, pour y demeurer avec les autres effets jusqu'au jugement définitif du procès, & trois mois après ; pendant lequel temps, s'ils sont réclamés, & que la réclamation soit jugée bonne & valable par le Prevôt ou son Lieutenant, & les Officiers du siège où le procès aura été jugé, ils seront rendus, sans que sur iceux il puisse être pris aucuns frais ni épices du procès ; ce qui aura lieu même à l'égard des réclamans qui ne se seront pas déclarés parties au procès (sic).

IX.

NE seront les gages & soldes attribués aux Officiers, archers & trompettes desdites compagnies des Maréchaussées, sujets à aucunes saisies, attendu le service continuel pour lequel lesdits gages & soldes seront accordés, si ce n'est pour dettes contractées à l'occasion de leurs montures, nourritures & équipages, auquel cas pourra seulement être fait retenue de la moitié de la solde : Et à l'égard des Prevôts généraux & leurs Lieutenans, pourront seulement les gages être retenus, pour dettes dont les deniers auront été employés à l'acquisition de leurs offices. SI DONNONS EN MANDEMENT à nos amés & féaux Conseillers les gens tenant notre Grand Conseil, que ces présentes nos lettres en forme de règlement, ils aient à faire lire, publier & registrer, & le contenu en icelles entretenir & faire entretenir, garder & observer selon leur forme & teneur, sans y contrevenir, ny souffrir qu'il y soit contrevenu en quelque sorte & manière que ce soit, nonobstant tous édits, déclarations, ordonnances, réglemens & autres choses à ce contraires, auxquels nous avons dérogé & dérogeons par cesdites présentes ; aux copies desquelles, dûment collationnées par l'un de nos amés & féaux Conseillers Secrétaires, Maison, Couronne de France & de nos finances, voulons que foi soit ajoutée comme au présent original : CAR TEL EST NOTRE PLAISIR. En témoin de quoi nous avons fait mettre notre scel à cesdites présentes. DONNÉ à Paris, le

の国王宣言に余の印璽を施させた。パリにて、西暦 1720 年、余の治世の 5 年目の年、3 月 28 日。

署名：ルイ。より下に、王命により、オルレアン公、現摂政。ル・ブラン。黄色の封蝋の大印璽が施された。

その手続と内容に従って守られ、遵守され、執行されるべく、当該国王宣言は、大評定院の公文書押印手続 (audience) の際に読み上げられ、公にされ、大評定院の登記簿に登記されるべし。また、検事総長は請求を求められ、以上のように請求した。照合された当該国王宣言の謄本は、王国内の上座裁判所、セネシャル裁判所及びバイイ裁判所で同様に読み上げられ、公にされ、登記されるべく、また、その手続と内容に従って執行されるべく、上述の裁判所における検事総長代理 (= 国王検事) に送付されるべし。本日 1720 年 5 月 4 日付の大評定官裁決に従って、上述の裁判所の検事総長代理に対しては、上記手続に着手し、1 ヶ月後にこの点について大評定院に証明するよう、厳命されるべし。署名：ヴェルデュック

国王に代わって。エキュイエでありフランス尚書局所属の評定官・国王秘書官である余によって原本と照合済み。

vingt-huitième jour de mars, l'an de grace mil sept cens vingt, & de notre regne le cinquième. Signé LOUIS, Et plus bas, Par le Roy, le duc d'Orléans Régent présent. Signé LE BLANC. Et scellé du grand sceau de cire jaune.

Lûe & publiée en l'audience du Grand Conseil du Roy, oiii & ce requérant le Precureur général du Roy ; & enregistré ès registres d'icelui, pour être gardée, observée & exécutée selon sa forme & teneur, & copies d'icelle envoyée aux Substituts audit Procureur général ès présidiaux, sénéchaussées & bailliages du royaume, pour y être pareillement lûe, publiée & enregistrée, pour être exécutée selon sa forme & teneur : Enjoint auxdits Substituts d'y tenir la main, & d'en certifier le Conseil dans un mois, suivant l'arrêt dudit Conseil du quatrième jour de mai mil sept cens vingt. Signé VERDUC.

POUR LE ROY. Collationné à l'Original par Nous Écuyer, Conseiller Secrétaire du Roy, Maison, Couronne de France & de ses Finances.

訳註

- (1) これら国王の親族について、また "oncle" や "cousin" を「親族」と訳した点については、拙稿「史料紹介 1」、108～109 頁、註(8)、(9)を参照。
- (2) 例えば、オート＝ノルマンディー地方のマレショールセでは、副官 Gabriel Blandin が新旧のマレショールセに続けて勤務しており (SHD, Y^b 858, p. 459.)、この条項の対象となる。
- (3) マレショールセに採用される将校や隊員は通常、パリのパレ (Palais) にあるコネタブリ＝マレショールセで受け入れ手続を行わねばならない。ここで言及されているのは、その手続の免除である。
- (4) "brevet" は国王が発する書状の一種で、まだ空席になっていない官職への就任の保証、襲職権 (survivance) の許可、大臣や国務評定官 (conseiller d'Etat) への任命、ある階級への軍人の任命の際に用

いられる。国王の署名と国務卿 (secrétaire d'Etat) の副署だけで発効する。Mousnier, *op. cit.*, t. II, pp. 241-242.

- (5) プレヴォ裁判を行う上座裁判所などの国王の中・下級裁判所 (プレヴォは自らの裁判所を持たず、プレヴォ裁判は上座裁判所などの国王裁判所で行われた) におけるプレヴォやその副官の列席権と投票権 (voix délibérative) は、国王裁判所 (特に上座裁判所) に対するプレヴォ (及びその裁判権) の独立性を保つためには重要であった。プレヴォらマレショールセの裁判官の列席権と投票権については、すでに旧マレショールセの時期、1598 年 6 月 18 日の国王宣言、1647 年 8 月の王令、1693 年 5 月 30 日の国王宣言、1693 年 9 月 29 日の国王諮問会議裁決で規定されている。Larrieu (Louis), *Histoire de la maréchaussée et de la*

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

gendarmerie des origines à la Quatrième République, Maisson-Alfort, 2002, pp. 108-109. それぞれの法令のテキストは Saugrain (Guillaume), *La Maréchaussée de France ou recueil des Ordonnances, Edits, Déclarations, Lettres patentes, Arrests, Reglements & autres Pieces*, Paris, 1697, pp. 318-320, 706-711, 1095-1096, 1102-1103 を参照。

- (6) 裁判先取権とは、ある事件の裁判権を持ったはずの裁判所に先んじて別の裁判所がその事件の裁判権を持つ権利のことである。Jousse (Daniel), *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle du mois d'août 1670*, Paris, 1763, pp. 23-24 ; Marion (Marcel), *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1923, pp. 452-453. プレヴォに対する上座裁判所やバイイ（セネシャル）裁判所の裁判先取権はすでに16世紀から言及されているが、ここで指摘されているように、1670年の刑事王令第1編第15条でも改めて規定されている。すなわち、「上座裁判所の裁判官もまた、上述の諸条に言及されている人物及び犯罪に関して最終審で裁く権限を有するが、プレヴォ・デ・マレショール、短服の刑事代理官、副バイイ、副セネシャルよりも早く、あるいは彼らと同じ日に令状を発したのであれば、上座裁判所の裁判官が優先的に裁判権を持つ」のである。*Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XVIII, p. 374. ここでは、上記の条項の適用除外が扱われているのである。cf. Jousse, *Nouveau commentaire*, p. 70.
- (7) 刑事訴訟における令状（décret）は、犯罪、証拠、被疑者の質に応じて、「聴取のための召喚令状（décret d'assigné pour être ouï）」、召喚令状（décret d'ajournement personnel）、身柄の拘束令状（décret de prise de corps）の3種類がある。Ferrière (Claude-Joseph de), *Nouvelle introduction à la pratique, ou Dictionnaire des termes de pratique, de droit, d'ordonnances et de coutumes*, Paris, 1734, t. I, pp. 536-538. プレヴォが裁判権を持つ犯罪は基本的に体刑に値する犯罪であり、そのような犯罪の被疑者に対して適用されるのは身柄の拘束令状であって、ここで言及されている「令状」も身柄の拘束令状と考えてよいであろう。実際、筆者が現在まで読んだオート＝ノルマンディー地方のプレヴォ裁判文書で出てきた "décret" は全て身柄の拘束令状である。
- (8) この部分はマレショールセの都市外の犯罪を担当する裁判所・警察としての性格を端的に示している。cf. Esmein (Adhémar), *Histoire de la procédure criminelle en France et spécialement de la procédure inquisitoire*

depuis le XIII^e siècle jusqu'à nos jours, Paris, 1882, p. 220. 1731年2月5日の国王宣言は、プレヴォや副官の駐在する都市及びその城外区（faubourg）では彼らはプレヴォ専決事件について裁判権を持たない旨、規定している（第6条）。

- (9) 1731年2月5日の国王宣言は第9条で、1670年の刑事王令第1編第15条にあるプレヴォに対する上座裁判所の裁判先取権を再び規定し、上座裁判所だけでなく、バイイ（セネシャル）裁判所のプレヴォに対する裁判先取権も謳っている。
- (10) 裁判管轄判決は、被疑者の逮捕が行われた場所を管轄する上座裁判所が当該事件がプレヴォの管轄に属するか否かを判断するもので、プレヴォや副官はその判決に参加しない。1670年の刑事王令第2編第15条に規定されている。*Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XVIII, p. 374 ; *Code Louis*, t. II, p. 8.
- (11) 準備判決と中間判決は、訴訟手続の「前半」にあたる「審理（instruction）」の部分で下される決定である。より具体的には、準備判決とは、証人尋問（information）の実施や証言命令書（monitoire）の取得を許可する裁判官の命令、また身柄の拘束令状など令状発布の裁判官の命令をいう。中間判決について現代のある法制史家は、その主要なものは、「正当化事由（fait justificatif）を証明する機会を被疑者に認める判決、予備拷問（question préparatoire）の判決、証拠調査の補充（plus ample informé）の判決」であるという。Muyart de Vouglans (Pierre-François), *Les lois criminelles de France, dans leur ordre naturel*, Paris, 1781, t. II, pp. 166, 170, 172 ; Laingui (André) et Lebigre (Arlette), *Histoire du droit pénal*, t. II (*La procédure criminelle*), Paris, 1980(?), p. 100. 石井三記『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、1999年、9～10頁。
- (12) 先述のように、プレヴォは自分専用の裁判所を持たなかったため、プレヴォ裁判は通常、上座裁判所（したがって、バイイ（セネシャル）裁判所でもある）の評議室（chambre du conseil）で執り行われた。プレヴォや副官は場合によっては、上座裁判所の所在地を離れて地方に赴いて裁判を行うこともあり、ここでは、「プレヴォ裁判がどの裁判所を借りて行われるのであっても」ほどの意味であろう。
- (13) "intituler" は王令や判決等の冒頭に頭書を付けることである。ここでは、裁判管轄判決によってプレヴォの裁判権に属すると判断されて以降は、当該裁判がプレヴォの名において行われることを言っていると思われる。

- (14) プレヴォとその副官は、マレショーセの陪席裁判官と近隣の国王中・下級裁判所（具体的にはバイイ（セネシャル）裁判所、上座裁判所）の裁判役人に補佐されながら、プレヴォ裁判を執り行う。1720 年 4 月 9 日の国王宣言に添付されている各管区のプレヴォ裁判所の編成一覧（後出）に見るように、プレヴォは各管区に 1 名だけなので、プレヴォが駐在していない都市に設けられた、全体の過半数のプレヴォ裁判所では副官がプレヴォの裁判権を行使することになる。この第 4 条の条文は、プレヴォ裁判において実際に判決を下すのはプレヴォではなく副官だ、とっているのではない。審理を行っていた、つまり当該訴訟手続の「前半」部分を担当したプレヴォあるいは副官が、裁判管轄判決後も引き続いてその訴訟を執り行うことの確認の意味であろう。最終審として行われるプレヴォ裁判の判決には少なくとも 7 名の裁判官が必要であり、プレヴォ裁判所は必然的に 4～5 名以上の近隣の国王中・下級裁判所の裁判役人の応援を仰がねばならない。裁判役人の派遣による国王中・下級裁判所からの介入を阻止し、プレヴォ裁判所、すなわちマレショーセの裁判権の独立性を保持することがこの箇所の意味するところと考えられる。
- (15) 文書偽造については 1670 年の刑事王令第 9 編に規定されているが、文書偽造犯に科せられる漕役刑など体刑に関する記述はない。*Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XVIII, pp. 386-388 ; *Code Louis*, t. II, p. 15-17.
- (16) Larrieu によれば、旧マレショーセにおいては騎兵の中に国王裁判所の執達吏の官職を兼任する者もいたが、1623 年 1 月 23 日の高等法院判決が上記の官職の兼務を禁止してそこから生じる支障に終止符を打ったという。この条文は上記高等法院判決を再確認したものであろう。Larrieu, *Histoire de la maréchaussée et de la gendarmerie*, p. 121 ; Saugrain, *La Maréchaussée de France*, pp. 470-471. 国王裁判所の執達吏とマレショーセ隊員は裁判役人の補佐として同様の職務を遂行したが、マレショーセ隊員の場合、主要な職務は田園地帯と幹線道路の日常的なパトロールであったから、国王裁判所の執達吏との兼任は、この主要な職務に大いに支障を来す危険があったのである。
- (17) 1670 年の刑事王令第 6 編第 13 条は、証人への手当に関して以下のように規定する。「証人の費用及び手当は裁判官によって支払われる。もしそのように命令されているのでなければ、国王検事、領主裁判所検事、及び裁判当事者に対して、証人にいかなる物

品も供与することを禁ずる。」*Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XVIII, p. 382 ; *Code Louis*, t. II, p. 12.

- (18) 1670 年の刑事王令第 2 編第 9 条によれば、このような厳しい刑を受ける犯罪者に限らず、プレヴォは逮捕時、被疑者から押収された所持品のリストを逮捕現場の近くに住む証人 2 名の立ち会いのもとで作成し（証人の署名も必要）、遅くとも 3 日後には押収品全てを逮捕現場の裁判所の書記局に（マレショーセの書記局とは明示されていない：筆者註）提出しなければならない。*Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XVIII, p. 377 ; *Code Louis*, t. II, p. 7. ここで挙げられた死刑、終身の漕役刑や追放刑には附属刑として財産没収が伴う。Muyart de Vouglans, *Les loix criminelles de France*, t. I, p. 73. この財産没収のことも想定して、このように規定されているのであろう。
- (19) 王権は、すでに 16 世紀の半ばには、プレヴォや副官、隊員が犯人逮捕や証人尋問などの訴訟手続を口実として地域住民から裁判費用、経費、謝金を徴集することを禁じている。しかしながら、プレヴォ裁判に伴う活動に経費が必要だったことは事実で、私訴原告人 (*partie civile*) がいないプレヴォ裁判においては訴訟費用は国王の直領地収入によって賄われる旨、1685 年 5 月 5 日の国王諮問会議裁決が定めている。Larrieu, *Histoire de la maréchaussée et de la gendarmerie*, pp. 215-216 ; Saugrain, *La Maréchaussée de France*, pp. 160, 1031-1033.
- (20) マレショーセに入隊しようとする者にとって騎乗馬の調達が大きな負担であったことを想起せねばならない。Hestault (Eric), *La lieutenance de maréchaussée de Nantes (1770-1791)*, Maisons-Alfort, 2002, p. 179.
- (21) プレヴォ職の価格は 3 万～4 万リーヴル、副官職のそれは 1 万 5000 リーヴルであったから、それぞれの官職の購入の際に借金をする可能性があったのである。実際、18 世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方のマレショーセでも、副官ポストに就任直前にまで至った候補者が官職購入資金を調達できず、就任を断念した事例がある。Lettre sans signature (de La Bourdonnaye) à D'Argenson, 26 juillet 1745, Archives départementales de la Seine-Maritime, C 749.

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

新マレショールセに関する国王宣言。先の3月の王令にしたがって、国王陛下が王国の各管区に設けられることを望まれる新マレショールセの将校及びプレヴォ裁判役人の一覧表付き。（パリにて、1720年4月9日）

神の恩寵によりフランス及びナヴァールの王たるルイより、当該書状を見る者すべてに挨拶を送る。

先の3月の王令によりマレショールセの従来の中隊を廃止・解体し、新しい中隊を組織・創設した際、新生マレショールセの陪席裁判官、国王検事及び書記官の職務には、可能な限り、バイイ裁判所・セネシャル裁判所⁽²²⁾に所属する裁判役人を選ぶことを意図していたので、余は、前述の職務は余の大印璽で封印された親任状によって行使される旨、前述の王令で命じたのである。また、同じ王令で、上級班長は現行犯逮捕の時にのみ証人尋問を行うことができる旨、命じたので⁽²³⁾、これら2つの異なる規定について余の意図をより詳細に説明する必要があると余は思う。

以上のことから、またこれとは別の余の心を動かした理由から、さらに、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族、「フランスの孫」、摂政オルレアン公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族、筆頭血統親王シャルトル公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族ブルボン公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族、血統親王コンティ大公、余のいとも親愛なるいとも愛すべき親族であり正嫡となりし親王トゥルーズ伯、及びその他のフランス同輩公、余の王国の偉大なる名高き人々の意見に基づき、かつ余の確実なる学識、完全なる権威、王としての権限により、余は、余が手ずから署名した当該国王宣言によって、1720年3月の王令がその手続と文面の通りに実施されるよう、そして、マレショールセの新たな中隊は添付の一覧表（余の大法官府の連署つき）に従って直ちに組織されるよう、告げ、宣言し、決定し、命じし、告げ、宣言し、決定し、命ずるものである。また、このことを余は望み、このことは余の意に適うものである。

陪席裁判官、国王検事、書記官は、パリにある余のパレの大理石法廷のコネタブリ＝マレショール

DECLARATION DU ROY, Concernant les Nouvelles Marêchuassées. Avec l'Estat des Officiers desdites Marêchaussées que Sa Majesté Veut & Entend estre Establis dans chacun des Départemens du Royaume, en consequence de son Edit du mois de Mars dernier.

Donnée à Paris le 9 Avril 1720.

LOUIS PAR LA GRACE DE DIEU, ROY DE FRANCE ET DE NAVARRE : A tous ceux qui ces presentes Lettres verront, SALUT. Ayant par nostre Edit du moi de Mars dernier étein & supprimé les anciennes Compagnies des Marêchaussées, & en ayant formé & établi de nouvelles ; Le dessein que Nous avons eû de choisir autant que Nous le pourrions, pour les fonctions d'Assesseur, nos Procureurs & Greffiers desdites nouvelles Marêchuassées, des Officiers du Corps de nos Bailliages & Senêchaussées, Nous auroit engagé à ordonner par ledit Edit que lesdites fonctions seroient exercées sur des Commissions de Nous scellées de nostre grand Sceau ; Et comme Nous avons aussi ordonné par nostredit Edit que les Exempts pourroient informer en flagrant délit, & lors de la capture seulement, Nous croyons qu'il est necessaire d'expliquer plus particulièrement nos intentions sur ces deux differentes dispositions. A CES CAUSES, & autres à ce Nous mouvans, de l'avis de nostre tres cher & tres amé Oncle le Duc d'Orleans petit Fils de France, Regent de nostre Royaume, de nostre tres cher & tres amé Oncle le Duc de Chartres premier Prince de nostre Sang, de nos tres cher & tres amé Cousin le Duc de Bourbon, de nostre tres cher & tres amé Cousin le Prince de Conty Princes de nostre Sang, de nostre tres cher & tres amé Oncle le Comte de Toulouse Prince Legitimé, & autres Pairs de France, Grands & Notables Personnages de nostre Royaume, Et de nostre certaine science, pleine puissance & autorité Royale, Nous avons par ces Presentes signées de nostre main dit, déclaré, statué & ordonné, disons, declérons, statuons & ordonnons, voulons & Nous plaist, que nostre Edit du mois de Mars dernier soit executé selon sa forme & teneur ; Et en consequence que les nouvelles Compagnies de Marêchaussée soient incessamment establies suivant l'Estat cy-attaché sous le Contre-scel de nostre Chancellerie. Voulons que les Assesseurs, nos Procureurs & Greffiers, soient reçûs en la Connestablie & Marêchaussée de France au Siege de la

せで通常の手続に従って受け入れられなければならない。ただし、バイイ・セネシャル裁判所、マレショーセの現職あるいはかつての役人で、最高諸法院、バイイ・セネシャル裁判所、あるいはコネタブリで受け入れ、宣誓を終えている者はこの限りではない。余はその者たちに対してコネタブリでの新たな宣誓を免除する。しかし、その場合でも、その者たちは、親任状と、現在就いている官職あるいはかつて就いていた官職の受け入れ証書を、パリにある余のバレの大理石法廷のコネタブリ＝マレショーセの書記局とプレヴォの駐在地のマレショーセの書記局に改めて提出し、登記させねばならない。上述の新しい親任官職がバイイ・セネシャル裁判所の官職との間での兼職を禁止されることなく行使されることを余は望み、意図するものである。

1708年3月20日の国王宣言⁽²⁴⁾に従って、上級班長は、書記官に立ち会ってもらわなければ、1720年3月の王令に記されている事例であっても、いかなる証人尋問もできない。違反の場合、その証人尋問は無効となる。本来の書記官が不在の場合には、上級班長は、自分で気付くような主要な人物に宣誓をさせた上で、彼らに正規の書記官の役割を委任し、それと見なすことができる。ただし、この場合、プレヴォの駐在地、あるいは証人尋問が行われた場所を管轄する副官の駐在地のマレショーセの書記局に、その証人尋問調書が即座に提出されねばならない。

かくして、余は、親愛なるまた忠実なる評定官諸氏、パリ高等法院を開廷する諸氏に対して、当該国王宣言を読み上げさせ、交付し、登記するよう命ずるものである。また、彼らに対して、この国王宣言に違反せず、どのような類のことであれ、違反を認めることもなく、当該国王宣言に含まれる内容をその手続と文面の通りに維持し、維持させ、守らせ、遵守させるよう命ずる⁽²⁵⁾。何となれば、以上が余の欲するところだからである。その証拠に余はこの国王宣言に余の印璽を施させたのである。パリにて。西暦1720年4月9日。
署名：ルイ。より下に、王命により、オルレアン公、現摂政。ル・ブラン。黄色の封蝋のある大印璽が施された。

その手続と内容に従って執行されるべく、当該国王宣言は、登記されるべし。また、(パリ高等法院の)

Table de Marbre de nostre Palais à Paris, en la maniere accoutumée, à l'exception néanmoins de ceux qui seroient ou auroient esté Officiers de nos Bailliages, Senéchaussées & Maréchaussées, & qui auroient esté reçûs & presté serment, soit en nos Cours, ou dans les Bailliages & Senéchaussées, ou à la Connestablie, lesquels nous disposons de prester un nouveau serment en ladite Connestablie ; A la charge de représenter & faire enregistrer leurs Commissions & Actes de Reception dans les Offices dont ils sont, ou estoient précédemment pourvûs, tant au Greffe de ladite Connestablie & Maréchaussée de France au Siege de la Table de Marbre de nostre Palais à Paris, qu'au Greffe de la Maréchaussée du lieu de la residence du Prevost general. Voulons & entendons que lesdites nouvelles Commissions puissent estre exercées sans aucune incompatibilité avec les Offices de nos Bailliages & Senéchaussées ; Ordonnons que conformément à la Declaration du 20. du mois de Mars 1708. les Exempts ne pourront faire aucune information dans les cas portez par nostredit Edit sans se faire assister d'un Greffier, à peine de nullité ; Et en cas d'absence du Greffier ordinaire, leur permettons de commettre & prendre pour Greffiers d'Offices telles personnes majeures qu'ils aviseront, en leur faisant prester le serment, Et à la charge de remettre incontinent les informations au Greffe de la Maréchaussée du lieu de la residence du Prevost general, ou du Lieutenant dans le Departement duquel elles auront esté faites. SI DONNONS EN MANDEMENT à nos amez & seaux Conseillers les Gens tenans nostre Cour de Parlement à Paris, que ces Presentes ils ayent à faire lire, publier & enregistrer, & le contenu en icelles, entretenir & faire entretenir, garder & observer selon leur forme & teneur, sans y contrevenir, ni souffrir qu'il y soit contrevenu en quelque sorte & maniere que ce soit. CAR TEL EST NOSTRE PLAISIR ; En témoin de quoy Nous avons fait mettre nostre Scel à cesdites Presentes. DONNÉE à Paris le neufvième jour d'Avril, l'an de grace mil sept cens vingt, Et de nostre Regne le cinquième Signé LOUIS. Et plus bas, Par le Roy, le Duc D'ORLEANS Regent present. LE BLANC. Et scellée du grand Sceau de cire jaune.

Registrées, Oüy, ce requerant le Procureur General du Roy, pour estre executées selon leur forme & teneur, Et

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

検事総長は請求を求められ、以上のように請求した。
照合された当該国王宣言の謄本は、高等法院管内の
バイイ裁判所及びセネシャル裁判所で読み上げられ、
公にされ、登記されるべく、上述の裁判所に送付され
るべし。上述の裁判所の検事総長代理（＝国王検事）
に対しては、本日の裁決に従って、上記手続に着手し、
1ヶ月後にこの点について当該高等法院に証明するよ
う、厳命されるべし。パリ、高等法院にて1720年4月29
日。署名：ジルベール⁽²⁶⁾

*Copies collationnées envoyées aux Bailliages &
Seneschaussées du Ressort, pour y estre lûes, publiées &
registrées ; Enjoint aux Substituts du Procureur General
du Roy d'y tenir la main, & d'en certifier la Cour dans un
mois, suivant l'Arrest de ce jour. A Paris en Parlement le
vingt-neufvième jour d'Avril mil sept cens vingt. Signé
GILBERT.*

一 覧 表	ESTAT
先月(1720年)3月の王令の結果、陛下が王国内の各マレショールセ管区に設置されることを望み意図しておられるマレショールセの将校・プレヴォ裁判役人の一覧。以下の通り。	Des Officiers des Marêchaussées que Sa Majesté Veut & Entend estre Establis dans chacun des Départemens du Royaume, en consequence de son Edit du mois de Mars dernier ; SÇAVOIR.
PARIS 管 区 (département)	
MELUN プレヴォ1名（官職権利金は40 000リーヴル） 副官1名（その官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名 TONNERRE 副官1名（官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名 SENS 副官1名（官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名 PVOVINS 副官1名（官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名	MEAUX 副官1名（官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名 MANTES 副官1名（官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名 SENLIS 副官1名（官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名 BEAUVAIS 副官1名（官職権利金は15 000リーヴル） 陪席裁判官1名 国王検事1名 書記官1名

SOISSONNOIS 管区	
SOISSONS プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 LAON 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル）	陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 CLERMONT EN BEAUVOISIS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
PICARDIE ET ARTOIS 管区	
AMIENS プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 ABBEVILLE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	ARRAS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 BOULOGNE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
CHAMPAGNE 管区	
CHAALONS (sic) プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 RHEIMS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	TROYES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 LANGRES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

ORLEANNOIS 管区	
ORLEANS プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 第二副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 CHARTRES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	BLOIS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 MONTARGIS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
TOURAINE, ANJOU & le Maine* 管区	
ANGERS プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 CHATEAUGONTIER 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	LE MANS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 TOURS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 第二副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
BERRY 管区	
BOURGES プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	CHASTILLON SUR INDRE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名

BOURBONNOIS 管区	
MOULINS プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	GUERET 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
POITOU 管区	
POITIERS プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 FONTENAY-LE-COMTE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	MONTAIGU 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 MONTMORILLON 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
LIMOSIN 管区	
LIMOGES プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 TULLES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル）	陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 ANGOULESME 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
AUVERGNE 管区	
CLERMONT プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	SAINT FLOUR 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

LYONNOIS 管区	
LYON プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 MONTBRISON 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル）	陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 BOANNE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
PAYS D'AUNIS 管区	
LA ROCHELLE プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	SAINTES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
DUCHÉ DE BOURGOGNE 管区	
DIJON プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 CHALON 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	MASCON 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 AUXERRE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
BRESSE, BUGÉY, GEX & Valromey* 管区	
BOURG プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	

ROUEN 管区	
ROUEN プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	CAUDEBEC 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
CAEN 管区	
CAEN プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	COUTANCES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
ALENÇON 管区	
ALENÇON プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	FALAISE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
BRETAGNE 管区	
RENNES プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 NANTES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	VANNES 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 QUIMPERCORENTIN 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

GUYENNE 管区	
BORDEAUX プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 PERIGUEUX 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル）	陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 AGEN 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
MONTAUBAN 管区	
プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル）* CAHORS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	RODEZ 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
DAUPHINÉ 管区	
GRENOBLE プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 VALENCE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル）	陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 GAP 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
LANGUEDOC 管区	
MONTPELLIER プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 LE PUY EN VELLAY 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	CARCASSONNE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 TOULOUSE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名

PROVENCE 管区	
AIX プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	DIGNE 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
BEARN 管区	
PAU プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 MONTDEMARSAN 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名	国王検事 1 名 書記官 1 名 AUCH プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
ROUSSILLON 管区	
PERPIGNAN プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	PAMIRS 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
TROIS EVESCHEZ 管区	
METZ プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	VERDUN 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
FLANDRES 管区	
LILLE プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 別の副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	

1720年のマレショールセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言（1720年4月28日）、「新マレショールセに関する」国王宣言（1720年4月9日）

HAYNAULT 管区	
VALENCIENNES プレヴォ 1 名（官職権利金は 30 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	
ALSACE 管区	
STRASBOURG プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名	COLMAR 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
COMTÉ DE BOURGOGNE 管区	
BESANÇON プレヴォ 1 名（官職権利金は 40 000 リーヴル） 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 VEZOUL 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル）	陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名 LONS-LE-SAUNIER 副官 1 名（官職権利金は 15 000 リーヴル） 陪席裁判官 1 名 国王検事 1 名 書記官 1 名
FAIT à Paris le neufvième (sic) jour d'Avril mil sept cens vingt. Signé LOUIS. Et plus bas, LE BLANC.	

* これらの表記はオリジナルのまま。

訳註

(22) 原文では「余のバイイ・セネシャル裁判所」とあるが、これは領主裁判所がバイイ・セネシャル裁判所を称することがあるからで、国王裁判所のバイイ・セネシャル裁判所を意味するために「余の」としている。ただし、通常、バイイ・セネシャル裁判所といえば、国王裁判所のそれを示すので、ここでは「余の」を省略して訳出した。

(23) 「創設王令」第8条。「史料紹介1」、104頁。

(24) Déclaration du Roi, « Qui permet aux Exempts de la

Compagnie du Prevost de l'Ile de France, qui commandent des Brigades aux environs de Paris, de faire les mêmes fonctions que les Lieutenans & le Guidon de ladite Compagnie », Saugrain (veuve Saugrain), *Suite de la La Maréchaussée de France ...*, Paris, 1717, pp. 155-156.

(25) 王令は各地の高等法院で登記されなければ、その高等法院の管区内では適用されない。マレショールセは全国に展開しているから、当該国王宣言はパリ高等

法院だけでなく、その他の高等法院でも登記される必要があるので、この国王宣言がパリ高等法院にだけ宛てられることはないはずである。王国内全ての高等法院における当該国王宣言の登記と登記時期を確認すべきだが（例えば、当該国王宣言はノルマンディー高等法院では 1722 年 7 月 16 日に登記されている）、その作業は今後の課題となる。

(26) 1718 年にパリ高等法院の次長検事 (avocat général) に就任した Gilbert de Voysin のことであろう。

Almanach royal, Paris, 1732, p. 165.

【付記】本稿は、平成 20 ～ 22（2008 ～ 2010）年度科学研究費補助金「フランス絶対王政の統治構造におけるボリス：オート＝ノルマンディーのマレシヨーセ」（基盤研究(C)、研究代表者：正本忍）の研究成果の一部である。

【講演原稿】

日本文学と環境思想 ― 金子みすゞの詩を中心に ―

佐久間 正*

Japanese Literature and Environmental Thought — centered on Misuzu KANEKO's poems —

Tadashi SAKUMA

はじめに

現在、資源枯渇と環境劣化に象徴される環境問題を克服し、地球環境を保全するとともに人間社会の永続化を図っていくことは、人類にとって喫緊の課題となっています。そのためには何が必要か。第一に、科学技術的対応があります。石油等の化石エネルギーから太陽光や風力等の自然エネルギーへの転換、資源節約・長寿命の機械の開発、リユース・リサイクルシステムの整備等、既に進められているこれらの対策を一層広範囲にわたって加速化する必要があります。第二に、政策的対応があります。法的規制と経済的誘導等を組み合わせて、現在でも地球温暖化や廃棄物処理及び廃棄物抑制に関する規制等が行われていますが、このような対策の一層厳格な実施が求められています。しかし、以上の科学技術的対応及び政策的対応のみでは、現在の環境問題を克服し、地球環境を保全し人間社会の永続化を図っていくことは恐らく不可能と思われます。環境問題の根本的解決のためには、環境問題を生み出してきた私たちのこれまでの生活のあり方を見直し、その

ような生活を善しとしてきた近代的価値観そのものを改めなければなりません。第三に、ライフスタイルの変革と価値観の転換が求められる所以です。欲望を解放し、消費を美德として物質的欲望の充足を追求してきた従来のライフスタイル、それは疑いもなく大量生産に支えられた大量消費を特徴とするものでした。このようなライフスタイルを適正規模の消費に基づく新たな環境共生的ライフスタイルに改めていくことがどうしても必要です。そのためには、欲望を抑制し非物質的欲求の充足こそ生の目的とする価値観が広く社会に浸透していくことが不可欠です。そのような新たなライフスタイルと価値観に基礎づけられてこそ科学技術的対応や政策的対応も環境問題の解決に向けて真に実効あるものとなるように思われます。

そして、そのような新たな価値観の社会的浸透は根本的には教育と学習によると言えましょう。消費＝物質的欲望を抑制し非物質的欲求を充足することの意義を訴え、人間と環境の適切な関係を明らかにする（言うまでもなくその中心は科学としてのエコロジーです）環境教育の学校教育及び社会教育における必要性が指摘される所以です。環境教育の内容やカリキュラム等については今後さらに検討される必要がありますが、私たちが従来のライフスタイルを支えてきた近代的価値観を問い直し、環境共生的

*長崎大学環境科学部

受領年月日 2008年10月31日

受理年月日 2009年2月24日

なライフスタイルを身に付けようとする場合、これまでその思想的意義が正しく理解されてこなかった過去の環境思想から学ぶことは不可欠と言えましょう。その場合少なからぬ文学作品が貴重な示唆を与えてくれるように思われます。換言すれば、適切に吟味精選された文学作品は、環境教育のテキストとしての役割を十二分に果たすことが期待できるので、文学作品の〈新たな読み〉として、その環境思想（史）における意義を明らかにし、環境教育に果たす役割を具体的に示すことが求められていると言えましょう。このような視点から見てみますと、1992年に刊行されベストセラーとなった中野孝次（1925～2004）の『清貧の思想』（草思社）はその先駆的試みと言えると思います。同書の「まえがき」で著者は次のように述べています。

日本には物作りとか金儲けとか、現世の富貴や栄達を追求するものばかりでなく、それ以外にひたすら心の世界を重んじる文化の伝統がある。……現世での生存は能う限り簡素にして心を風雅の世界に遊ばせることを、人間としての最も高尚な生き方とする文化の伝統があったのだ。……わたしはそれこそが日本の最も誇りうる文化であると信じる。今もその伝統——清貧を尊ぶ思想と言っていい——はわれわれの中にあって、物質万能の風潮に対抗している（2頁）。

いま地球の環境保護とかエコロジーとか、シンプル・ライフということがしきりに言われだしているが、そんなことはわれわれの文化の伝統から言えば当り前の、あまりに当然すぎて言うまでもない自明の理であった、という思いがわたしにはあった。かれらはだれに言われるより先に自然との共存の中に生きて来たのである。大量生産＝大量消費社会の出現や、資源の浪費は、別の文明の原理がもたらした結果だ。その文明によって現在の地球破壊が起ったのなら、それに対する新しいあるべき文明社会の原理は、われわれの先祖の作り上げたこの文化——清貧の思想——の中から生まれるだろう、とい

う思いさえわたしにはあった（4頁）。

このような理解を基に同書では、本阿弥光悦、鴨長明、吉田兼好、芭蕉、良寛、池大雅、与謝蕪村らの「清貧の思想」が外国人読者を想定して紹介され、「清貧の思想」の内容及び諸相が述べられます。

本講演では、以上を踏まえ、近年脚光を浴びてきた金子みすゞの詩を取り上げ、その環境思想（史）における意義及び環境教育における果たす役割について考えてみたいと思います。

1 金子みすゞの生涯

最初に主として、みすゞの再発見に大きな役割を果たした矢崎節夫氏（1947～）の『童謡詩人金子みすゞの生涯』（1993、JULA 出版局）に拠って、彼女の生涯について必要な限りでふれておきます。

みすゞは本名をテルといい、明治36年（1903）4月11日、日本海に面した山口県大津郡仙崎村（現長門市）に、小規模運送船を操業していた金子庄之助と妻ミチの長女として生まれました。彼女には2歳上の兄堅助と2歳下の弟正祐がいます。彼女が3歳の時、母の妹フジの婚家である上田文英堂書店（下関市）の清国営口（遼寧省）支店長として中国に渡っていた父が病死します。彼女が4歳の時、弟の正祐（2歳）が母の妹であるフジが嫁いでいた上山文英堂書店店主上山松蔵の養子となります。この頃から、祖母ウメと母は上山文英堂の後押しで金子文英堂書店（当時、大津郡で唯一の本屋）を始めます。7歳の時、瀬戸崎小学校（6年制義務教育）に入学し、13歳の時卒業。小学校では1年生から6年生までずっと級長で成績は首席でした。小学校卒業後、郡立大津高等女学校（4年制、定員50名）に入学します。高等女学校は、当時、中学校、実業学校と並ぶ女子中等教育機関でした。彼女は高等女学校時代も成績優秀で、在校生を代表し入学式では新入生歓迎の辞、卒業式では卒業生を送る送辞を述べています。高等女学校4年生の16歳の時、母が前年妻フジを亡くしていた上山松蔵と再婚します。彼女は成績が

優秀だったため、奈良女子高等師範学校へ進学し教師になることを先生に勧められますが断ります。卒業式では、卒業生総代として答辞を読みました。この後、彼女が仙崎を離れるまで、弟の正祐がしばしば来仙し、兄堅助とテル 3 人の「文芸サロン」（矢崎、前掲書）が続きしました。この時点では正祐は堅助とテルが実の兄姉とは知りません。

大正 12 年（1923）4 月、20 歳のテルは下関の上山文英堂書店に移り住み、5 月、市内にあった同書店の支店で働き始めます。この頃から、ペンネーム「みすゞ」で童謡を書き始め、6 月に入り雑誌に投稿を始めます。そして『童話』9 月号に「お魚」「打出の小槌」、『婦人倶楽部』9 月号に「芝居小屋」、『婦人画報』9 月号に「おとむらひ」、『金の星』9 月号に「八百屋のお鳩」が掲載されました。投稿作品全てが掲載されたのです。〈童謡詩人〉金子みすゞの登場です。以後、昭和 4 年（1929）までに 90 編が諸雑誌に掲載されます。こうして彼女が私淑していた西條八十（1892 ～ 1970）に認められ、たちまち若き投稿詩人たちの憧れの星となります。

大正 14 年（1925）5 月、20 歳の正祐に徴兵検査の通知があり、彼は松蔵が養父であることを知ります。ただし、彼はこの時点でもテルが姉だとは知らず、彼女に対して好意を抱くようになりました。22 歳のみすゞは自選詩集『琅玕集』の作成を始めます。この自選詩集には諸雑誌の大正 14 年 2 月号から 15 年 9 月号までに発表されたものなど 101 人の作品 178 編が収録されています。この自選集はみすゞの詩の学びの記録と言ってもよいものです。大正 15 年（1926）に入ると、正祐のみすゞに対する想いを察知した松蔵夫妻により、みすゞと上山文英堂に勤めていた宮本啓喜との結婚話が具体化されます。1 月、正祐はみすゞと宮本との結婚話を聞き、結婚に反対する「建白書」をみすゞに送ります。2 月、正祐は仙崎を訪れ、みすゞに「涙の談判」をします。正祐に好きな人はいないかと問われ、「黒い着物を着て、長い鎌を持った人」とみすゞは答えます。これは死神ですね。またこの時に正祐はみすゞが実の姉であることを知ります。この頃、既にみすゞの第一童謡集『美しい町』、第二童謡集『空のかあさま』

が完成していたようです。2 月 17 日、みすゞは宮本啓喜と結婚し下関で新婚生活を始めました。しかし、愛情の伴わない、正祐の言う「政略結婚」であった二人の結婚は破綻し、4 月頃には離婚話が出ますが、みすゞの妊娠が判り離婚話は立ち消えます。7 月、童謡詩人会編『日本童謡集』に「お魚」と「大漁」が掲載され、みすゞは与謝野晶子に継いで同会 2 人目の女性会員となり、当時の代表的女性詩人と評価されるようになります。11 月 14 日、一人娘ふさえが誕生します。

昭和 2 年（1927）24 歳の夏、みすゞは下関駅で西條八十に会います。これに関する八十の追憶は「下関の一夜一亡き金子みすゞの追憶—」として、『蠟人形』昭和 6 年 9 月号に載りました。同年末、みすゞは夫より移された性病が発病します。昭和 3 年（1928）夏ないし秋頃、みすゞは夫より創作と詩人仲間に手紙を書くことを禁じられます。これは詩人仲間の島田忠夫の回想「薄幸の童謡詩人—金子みすゞ氏の作品（1）」（『蠟人形』昭和 12 年 2 月号）によりますが、異論もあります。昭和 4 年（1929）の夏から秋にかけて、みすゞは 3 冊の遺稿集（前掲の第一、第二童謡集と第三童謡集『さみしい王女』）を 2 部清書し、1 部は西條八十に贈呈し、もう 1 部は正祐に託しました。10 月下旬頃より娘ふさえの言葉を採集した『南京玉』を書き始めます。昭和 5 年（1930）2 月 9 日、『南京玉』の筆記を止めます。『南京玉』に採集された語句は全部で 344、末尾に「二月九日止む。このごろ房枝われと遊ばず、われまたものうき事多くして、一語をも録せざりし日多し」と記されています。みすゞの結婚生活は娘ふさえの誕生後も好転せず、2 月 27 日、とうとう離婚届が提出されます。みすゞは 3 月 9 日、最後の写真を写し、翌 10 日、離婚後戻っていた上山文英堂の居室で睡眠薬を服毒、自死しました。遺書は夫宛、母ミチと松蔵宛、弟正祐宛の 3 通。自殺の理由は、ふさえはふさえの父である夫宮本啓喜の手から離し、ふさえの祖母に当たる母ミチが養育するようだという夫への死をもつての嘆願とされていますが、これについても異論があります。享年満 26 歳。故郷仙崎の浄土真宗の遍照寺の無縁墓に葬られまし

た。自死であったため、「金子家累代之墓」ではなく無縁墓に葬られ、また戒名も付けられませんでした。この後、みすゞが再発見された後の昭和 62 年（1987）まで、正祐は仙崎を訪れることはありませんでした。

みすゞの 20 歳から 25 歳までの 6 年間の作品全 512 編（うち雑誌掲載作品 90 編）は 3 冊の自筆遺稿集に収められています。第一集『美しい町』は大正 12 年から 13 年までの作品 172 編を収録。雑誌掲載作品は「お魚」「大漁」など 47 編。第二集『空のかあさま』は大正 13 年から 14 年までの作品 178 編を収録。雑誌掲載作品は「蘭と墓」「土」など 35 編。第三集『さみしい王女』は大正 15 年から昭和 3 年頃までの作品 162 編を収録。雑誌掲載作品は「不思議」「雪」など 8 編。第三集は結婚後の作品集と言えますでしょう。

みすゞの詩は、掲載雑誌以外にその後いくつかの詩集に収録され発表されましたが、晩年の不幸もあり彼女の生と詩は長く埋もれてしまいます。1982 年、大学時代にみすゞの「大漁」に出逢い、それからみすゞの生涯と詩を追っていた児童文学者矢崎節夫氏が、みすゞの弟正祐にめぐり逢い、みすゞが再発見されることになります。正祐が保持していた自筆遺稿集に基づき、1984 年、JULA 出版局より『金子みすゞ全集』全 3 巻が刊行され、さらに同年『新装版金子みすゞ全集』全 3 巻が刊行され、広くみすゞが知られるようになります。その後同社より『現代仮名づかい版 金子みすゞ童謡全集』（全 6 巻、2003～4）が出版され、また『琅玕集』（2 巻、2005）、『南京玉』（2003）も刊行されています。

既に矢崎節夫氏が「みすゞの童謡は、ある意味ではみすゞの日記であった」（矢崎前掲書、297 頁）と指摘しているように、私もまたみすゞの詩と彼女の生活との関連に着目します。詩の世界を、詩を詠む作者の生活にすべて還元する立場を私はとりませんが、しかし同時に、作者の現実の生活がその詩想（詩的想像力＝創造力）に影響を及ぼすという立場を私は排除しません。詩を理解する上で、作者の生の内実がどのようなものであったのかを私は重視します。

みすゞは仏教的な雰囲気のある濃厚な海辺の町に生まれ、そこで成長し、青年期を海外に開かれた都市で過ごしました。生誕の地であり青年期まで過ごした仙崎にしても、その後移り住み結婚生活を送った下関にしても、常にみすゞのそば近くに海があったことを看過してはならないと思います。みすゞは、生涯ほとんど仙崎と下関を離れることはありませんでしたが、そこからみすゞの生が狭小な世界に跼蹐していたと速断することはできません。海は常に外なる世界に開かれているのであり、下関は今私たちが思う以上にみすゞが生きていた当時は国際都市であったのです。みすゞの詩想がそのような地域的特色を有する場において育まれたことを先ず理解する必要があります。ここで、みすゞが生きた 1900 年代初めから 1930 年までの帝国日本の政治社会的特質を踏まえながら、みすゞの生と詩を理解する上での留意点についてふれておきます。

第 1 に、みすゞの家族生活に関してです。彼女の 2 歳の時、父は家族を残し中国に渡り、翌年病死しました。だからみすゞには生前の父に関する記憶はほとんどありません。そして 20 歳で故郷仙崎を離れるまで、祖母と母を中心とする生活を送りました。また、彼女が 4 歳の時、2 歳の弟が叔母夫妻の養子となり別離しました。この姉弟関係は、みすゞが 15 歳の時に叔母が病死し、翌年そこに母が後妻として入っていくことにより、複雑なものとなっていました。これらの家族にまつわる事柄はみすゞの内面にある陰翳をもたらしたと思われる。

第 2 に、みすゞの修学に関してです。みすゞは当時の義務教育である 6 年制の尋常小学校卒業後、女子中等教育である 4 年制の郡立高等女学校（故郷の山口県大津郡唯一の高等女学校）を卒業しています。小学校、高等女学校を通じて彼女の成績は優秀であり、教師から女子高等師範学校への進学を勧められたほどです。彼女の修学について、以上の学校教育以上に重要と考えられるのは、彼女の家が小さいとはいえ書店であったことです。当時であって書店は地方の文化的中心の一つであり、読書が好きで感受性に富んでいた彼女は、そこで一般の家庭とは比較にならないほど文化の新しい動向等にふれる機会が

ありました。仙崎の金子文英堂と下関の上山文英堂は<みすゞの大学>でありました。このような環境であったからこそ詩の学びの記録と言ってよい自選詩集である『琅玕集』が成ったと言えましょう。

第3に、社会的背景としての大正デモクラシーに関してです。大正7年から9年にかけてあいついで創刊された『赤い鳥』、『金の船』、『童話』に代表される新しい<童謡><童話>運動は、近代日本における相対的な自由の時代である大正デモクラシーの文化観・人間観を背景にしていました。童謡・童話は大正期に始まる子どもに理解でき子どもの成長に役立つ詩や物語の創作を指し、現在では広く児童文学と称されます。投稿を通じて比較的容易に表現の場を確保できたことはみすゞの詩作を考える上で極めて重要です。その中で既に詩人としての地位を確立していた西條八十というよき理解者を得て、創作—投稿—評—（創作）という詩作サイクルが存在したことは、地方在住の詩人であるみすゞにとって貴重でした。

第4に、みすゞの短い生涯において容易に気づくことですが、結婚までの自由で温かな生活（明）と不幸な結婚生活（暗）の対照に関してです。後者に関する、「金子みすゞ的な悲劇は、日本の少し早く生まれた女性たちのかなりの人の持った悲劇」（『日本児童文学』1989年9月号17頁、座談会「金子みすゞとその時代」での浜野卓也の発言）という指摘は、当時の女性の社会的地位を考えると否定できませんが、勿論そう言っただけではみすゞの詩の特質を捉えたことにはなりません。文学史が教えるように、生の不幸と詩の不幸は決してパラレルではありません。

第5に、みすゞの詩の思想史的意義と現代的意義に関してです。みすゞの詩の特徴の一つは、この両者の間の距離が極めて小さいことです。それは単にみすゞの用いる日本語がほぼ私たちが用いる日本語と同じであるということに解消できないと思われます。恐らくそれはみすゞの詩の特質に関わる事柄なのです。特に私の当面の問題意識である環境思想史という視点から見た場合、誰もが親しみやすい平明さを備え鋭敏な詩的イメージ、豊かな詩的喚起力を

持っているみすゞの詩は、現代における環境意識・環境思想を育む、環境教育のテキストとして極めて重要な内容を有しているように思われます。この点について少しでも明らかにすることこそ本講演の中心的内容にほかなりません。

2 金子みすゞの詩を読む

浜の石

浜辺の石は玉のやう、
みんなまるくてすべつこい。

浜辺の石は飛び魚か、
投げればさつと波を切る。

浜辺の石は唄うたひ、
波といちにち唄つてゐる。

ひとつひとつの浜の石、
みんなかはいいい石だけど、

浜辺の石は偉い石、
皆して海をかかへてゐる。

みすゞの詩想の特質の一つは、<視点の転換>あるいは<様々な視線>です。例えば「浜の石」（全集1）では第1連から第4連まで浜辺の石の形状を詠んだ後に、最終連で、通常私たちが考える海と浜辺の石の関係を逆転させ、浜辺の石が「皆して海をかかへてゐる」と詠みます。授業の発表でこの詩を取り上げた学生は、「それまで自分になかった全く新しい視点を与えられてとても新鮮な気持ちになりました。……／金子みすゞは、動物や植物はもちろん生き物以外にも、深い愛情や敬意を持つことのできる心の優しい人だったのだと思います。彼女にとっては、この世界に意味のないものなど一つもなかったのではないのでしょうか。一つ一つの存在に敬意を持って接するから、多くの人には見つけにくい

ものを認識することもできたのでしょう。／私にとって金子みすゞの詩の魅力の一つは様々な視点を提供してくれることです。異なる立場から見たり考えたりすることは、思いやりや優しさを育む上でも重要な意味があると思います」と述べています。

積もった雪

上の雪

さむかろな。
つめたい月がさしてゐて。

下の雪

重かろな。
何百人ものせてゐて。

中の雪

さみしかろな。
空も地面もみえないで。

「積もった雪」(全集2)は、しばしば詩の対象として取り上げられる白銀の世界、雪景色を詠うではありません。雪を擬人化して「さむかろな」「重かろな」「さみしかろな」と雪の気持を詠むのです。これは、みすゞの詩想の特質の一つである〈やさしい眼差し〉をよく示しています。しかし、さらに私が注目したいのは、積もった雪を「上の雪」「下の雪」「中の雪」と細かく視ていくみすゞの視線であり、そして「中の雪」のさみしさを想う彼女の心です。積もった雪を擬人化すれば「寒い」「重い」ということは比較的容易に連想しますが、マスとして存在する積もった雪の「さみしさ」の発見にはある飛躍が必要です。みすゞの詩の特質として「イマジネーションの飛躍」をいち早く指摘したのは、彼女が私淑した西條八十でしたが、私が言う〈視点の転換〉あるいは〈様々な視線〉は勿論それを含みます。

最もよく知られているみすゞの詩の一つであ

る「大漁」(全集1。『童話』大正13年3月号)は、この〈視点の転換〉によって、私たちが通常想像もしなかった世界をあざやかに描き出してみせました。

大漁

朝焼子焼だ

たいれふ
大漁だ
お お ば い わ し
大羽 鱈 の
大漁だ

浜は祭りの

やうだけど

海のなかでは
なんまん
何万の
い わ し
鱈 のとむらひ
するだらう。

「浜」と「海のなか」、「祭り」と「とむらひ」、喧噪と静寂、これらの対比は人と「大羽 鱈」の、敷衍すれば人間と人間以外の生物の関係を鋭く示すものと言ってよいでしょう。私たち人間の生活が他の生物の犠牲の上に成り立っていること、そしてそのような他の生物の犠牲をまさに〈人間中心主義〉の立場から私たちはしばしば祝祭化するのですが、ひとたび犠牲となる生物の立場から見れば、その〈不条理〉は明白です。「大漁」のキーワードである「とむらひ」はそのことを端的に示しています。こうして「大漁」は平明な表現にもかかわらず、環境思想の論点の一つである人間中心主義 anthropocentrism を鋭く告発する思想的役割を果たしているのです。

おさかな

さかな
海の 魚はかはいさう。

お米は人につくられる、
牛は牧場で飼はれてる。

こひ
鯉もお池で麩^ふを貰^{もら}ふ。

けれども海のおさかなは、
なんにも世話にならないし、
いたずら一つしないのに、
かうして私^{わたし}に食べられる。

ほんとに魚はかはいさう。

みすゞのデビュー作の一つである「おさかな」(全集1『童話』大正12年9月号)も、詩的インパクトという点では「大漁」に劣るとはいえ、人間とは無縁に生きている無垢の海の魚が私たち人間の食に供せられる〈不条理〉を描いています。ただし冒頭と末尾で「かはいさう」と述べ、その〈不条理〉に常識的な態度表明をしてしまっている点が、私が「大漁」に比べて詩的インパクトが弱いと評する理由です。

日本列島に住む人々は、人間の生活が存続するためには他の生物が犠牲となるのは当然であるとすると〈人間中心主義〉に安座していたわけではありません。恐らくは仏教の教えの影響もあり、人々は、生きるために他の生物の命を奪わざるをえない〈不条理〉を、キリスト教の言葉を借りるなら〈一種の原罪〉として受け止めていたように思われます。みすゞの詩「鯨法会」はそのことをよく示していると思います。

鯨法会

くちらほふゑ
鯨法会は春のくれ、
海に飛魚^{とびう}採れるころ。

浜のお寺で鳴る鐘が、
みのも
ゆれて水面をわたるとき、

れふし
村の漁夫が羽織着て、
浜のお寺へいそぐとき、

くちら
沖で 鯨の子がひとり、

その鳴る鐘をききながら、

死んだ父さま、母さまを、
こひし、こひしと泣いています。

海のおもてを、鐘の音は、
海のどこまで、ひびくやら。

鯨1頭が捕れば七つの浦(漁村)が潤うと言われるほど捕鯨は多大な恵みを人々にもたらすものでしたが、人々は鯨の命を奪わねばならないやりきれなさに無感覚ではありませんでした。捕獲された鯨に対しては、敬虔な感謝と慰霊の意を込めて、4月に法要を行いました。それは浄土宗では鯨回向^{えこう}、浄土真宗では鯨法会と呼ばれました。人間と同様1頭1頭に戒名を付け位牌と過去帳を寺院に安置したのです。そのような背景の下で詠まれたみすゞの「鯨法会」(全集3)は、視覚や聴覚に訴える感覚豊かな描写の中で、父母を人間に狩られ、ひとり残された子鯨の悲しみを詠うのです。

また「魚市場」(全集3)では、「鯨法会」とは逆に、子どもを人間に獲られ、魚市場に子どもを探し求める魚類の親の姿が描かれています。

魚市場

瀬戸に
うず
渦まく
夕潮

とほく
とどろく
ゆうやみ
夕暗

市のひけた
市場に、
海からかげが
のぞくよ。

子供は、子供は、
どこにと、
何か、何か、
のぞくよ。

きん ま
秋刀魚の色した
夕ぞら、
からす な
鳥が啼かずに
わたるよ。

「魚市場」はみすゞの詩には極めて珍しく全編にわたって暗鬱な不安感が漂い、^せ競りが終わ^{ひとけ}り人気のなくなった薄暗い魚市場に、子どもを探し求める影が海から立ち現れるという描写は、一種の不気味ささえ感じさせます。最終連に描かれた、青黒い色の夕空を真っ黒な鳥が鳴き声もたてず飛んでいく情景は、実存的不安を描いたノルウェーの画家ムンクの絵画を思わせます。みすゞの非人間中心主義的視点は、このような情景を描くほどの鋭敏な感受性に支えられていたことを看過してはなりません。

〈視点の転換〉あるいは〈様々な視線〉は、まさにエコロジカルな視点をもたらしました。彼女は、一見すると何の役割も果たしていないように見えるものにもやさしい眼差しを向け、それらがこの世界において果たしている役割を平明な言葉で的確に描き出すのです。

土

こつつん こつつん
^ぶ
打たれる土は
よい畠になつて
よい麦生むよ。

朝から晩まで
踏まれる土は
^{みち}
よい路になつて
車を通すよ。

打たれぬ土は
踏まれぬ土は
^い
要らない土か。
いえいえそれは
名のない草の
お宿をするよ。

土と草

かあさん知らぬ
草の子を、
なん千万の
草の子を、
土はひとりで
育てます。

草があをあを
茂つたら、
土はかくれて
しまふのに。

私の好きな詩である「土」（全集2）はその典型と言ってよいでしょう。授業でこの詩を取り上げた学生は、次のように述べています。「もしも短絡的に何にもない土は役に立たない土だと考えてしまえば、小さじに軽く一杯の土に数百万から数億の微生物が棲んでいることに気づくことはないでしょう。その微生物を食う虫やその虫を食う小動物にも思いを馳せることはないかもしれません。つまりこの金子みすゞの「土」という詩は生態系に関する詩であるということが言えるのではないのでしょうか。人間に害をなすオオカミは要らない動物か。いえいえそれは増えすぎた動物を食ってくれるよ。かわいい鹿は要る動物か。いえいえそれは草を食い尽くして山を荒らすよ。生態系というのはとても短絡的な思考で取り扱えるものではありません。まさに、一見すると要らないような土を見て名のない草のお宿と考えることのできる広い視野、もしくは広い考えが要求されるでしょう」。「土と

草」(全集2)もこのような文脈でその意義を捉えることができると思います。土は私たちの生活を支える文字どおりの意味における基盤ですが、私たちはそれがあまりに自明であるが故にしばしばその根源的意義を忘れてしまい、「土」の第1連と第2連に描かれたように日常的な有用性の視点のみで捉えがちです。しかし、土は「名のない草のお宿」であり、「なん千万の草の子」、さらには無数の生命を育てる母胎なのです。そしてそのような土の働きは、第2連からうかがえるように、〈無償の愛〉と評することもできましょう。それは、人間社会を根底から支える自然の根源的特質なのです。

星とたんぽぽ

青いお空の底ふかく、
海の小石のそのやうに、
夜がくるまで沈んでる、
昼のお星は眼にみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、
見えぬものでもあるんだよ。

散つてすがれたたんぽぽの、
瓦のすきに、だアまつて、
春のくるまでかくれてる、
つよいその根は眼にみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、
見えぬものでもあるんだよ。

上に指摘したなみすゞの視線は、日常生活においては通例気づかない見えぬものにまで届くのです。「星とたんぽぽ」(全集2)はそのような見えぬものの象徴として昼の空の星と春を待ったんぽぽの根を取り上げていますが、「見えぬけれどもあるんだよ、／見えぬものでもあるんだよ。」というリフレインは、可視的な日常生活に踰越しがちな私たちの視野の限局性に鋭く楔を打ち込めます。そのような、みすゞの視線があらゆるものに驚き＝不思議さを感じる鋭敏な感受性に基づくものであることは、「私は不思議でたまらない」と

いうリフレインを各連冒頭に有する「不思議」(全集3)に明瞭です。

不思議

私は不思議でたまらない、
黒い雲からふる雨が、
銀にひかつてゐることが。

私は不思議でたまらない、
青い桑^{くは}の葉たべてゐる、
蚕^{かひこ}が白くなることが。

私は不思議でたまらない、
たれもいちらぬ夕顔^{ゆふがほ}が、
ひとりでばらりと開くのが。

私は不思議でたまらない、
誰にきいても笑つてて、
あたりまへだ、といふことが。

この詩のモチーフは第4連に示されるみすゞの思いでしょう。みすゞは銀の雨、白い蚕、夕顔の花に不思議を見るだけでなく、それらにみすゞと同じようには不思議を見ないことに不思議を見るのです。今では環境学の古典と言ってよい *SILENT SPRING* を1962年に著したレイチェル・カーソンは、自然に対する畏敬のこもった驚きの思いを *sense of wonder* と呼びましたが、このみすゞの不思議はそれに通ずるように思われます。「あたりまへ」の現実の裏面にあるものにみすゞの眼差しは確かに向けられていたのです。みすゞのこのような眼差しは、さらに、世界の根源的なあり方の詩的表現にまで突き進んでいきます。

蜂と神さま

蜂はお花のなかに、
お花はお庭のなかに、
お庭は土塀^{どべい}のなかに、
土塀は町のなかに、
町は日本のなかに、

日本は世界のなかに、
世界は神さまのなかに、

さうして、さうして、神さまは、
小ちやな蜂のなかに。

彼女の理解する「神さま」のあり方を誰にもわかるように描いた「蜂と神さま」(全集2)は、キリスト教やイスラームの超越的唯一神とは異なる「神さま」の内在超越的性格を極めてよく表現していると思います。このような内在超越的性格は仏教の「仏」や朱子学の「理」の特徴であり、その意味では彼女特有のものではなく伝統的なものであったと言えます。そのような内在超越的あり方を「蜂と神さま」は極めて平明に表現し得たのであり、そしてそれ以上に私が注目したいのは、日本を「世界」と「神」によって鋭く相対化し得た詩を、昭和初年に、地方都市に住んでいた20代前半の女性が書いたことです。私たちはそこに、しだいに歴史の表舞台から消えつつある大正デモクラシーの鮮やかな残映を見るべきでしょう。

みすゞの詩想の中心に、さらに敷衍すれば彼女の世界観の根底に、彼女特有の神・仏の存在を指摘し得ることは、「蜂と神さま」からもうかがえますが、最後に彼女の神・仏観をめぐって考えてみます。

さびしいとき

私がさびしいときに、
よその人は知らないの。

私がさびしいときに、
お友だちは笑ふの。

私がさびしいときに、
お母さんはやさしいの。

私がさびしいときに、
仏さまはさびしいの。

「さびしいとき」(全集2)に詠われているのは、さびしい時にそのさびしさを一緒に共有してくれる、いわば〈同伴者としての仏〉です。「さびしさ」はみすゞの詩を理解するキーワードの一つですが、「玩具おもちゃのない子が」(全集3)では母親でもそのさみしさを癒せないことが次のように詠われています。

おもちゃ
玩具のない子が

玩具のない子が
さみしけりや、
玩具をやつたらなほるでせう。

母さんのない子が
かなしけりや、
母さんあげたらうれ嬉しうでせう。

母さんはやさしく
かみ髪を撫で、
玩具は箱から
こぼれてて、

それで私の
さみしいは、
何を貰うたらなほるでせう。

寄り添ってさびしさを共有してくれる同伴者としての仏の存在こそが、さびしさを癒してくれるのです。

そしてそのような仏への通路として家々には仏壇があるのです。その名も「お仏壇」(全集2)というみすゞの詩は、仏が日常の生活の中に息づいていることを明瞭に示しています。

ぶつだん
お仏壇

お背戸せどでもいだ橙も、
町のみやげの花菓子も、
仏さまのをあげなけりや、
私たちにはとれないの。

だけど、やさしい仏さま、
ぢきにみんなに下さるの。
だから私はていねいに、
両手をかさねていただくの。

^{うち}家にやお庭はないけれど、
お仏壇にはいつだつて、
きれいな花が咲いているの。
それでうち中あかるいの。

そしてやさしい仏さま、
それも私にく下さるの。
だけどこぼれた花びらを、
^ふ踏んだりしてはいけないの。

朝と晩とにおばあさま、
いつもお^{あかり}燈明あげるのよ。
なかはすつかり^{きん}黄金だから、
御殿のやうに、かがやくの。

朝と晩とに忘れずに、
私もお礼をあげるのよ。
そしてそのとき思ふのよ、
いちんち忘れてゐたことを。

忘れてゐても、仏さま、
いつもみてゐてくださるの。
だから、私はさういふの、
「ありがと、ありがと、仏さま。」

^{きん}黄金の御殿のやうだけど、
これは、ちひさな御門なの。
いつも私がいい子なら、
いつか通つていけるのよ。

私事で恐縮ですが、戦後生まれの私の生家は
みすゞの家の浄土真宗とは異なり天台宗でした
が、「お仏壇」の第1連や第3連で詠われている
有様は、私の幼少時の仏壇をめぐる日常的光景
でした。ある時期まで毎朝お花を換え、最初に
煎れたお茶を供えるのは私の役目でした。私は
詩の後半で描かれているみすゞほど仏さまに対
して敬虔ではありませんでした。私もまた仏
壇を「仏さま」と呼び、仏壇の隣にあった神棚

の「神さま」とともに、神仏に親炙した生活を送ったのです。

みんなを好きに

私は好きになりたいな、
何でもかんでもみいんな。

^{ねぎ}葱も、トマトも、おさかなも、
残らず好きになりたいな。
うちのおかずは、みいんな、
母さまがおつくりになつたもの。

私は好きになりたいな、
誰でもかれでもみいんな。
お医者さんでも、^{いしや}^{からす}鳥でも、
残らず好きになりたいな。

世界のものはみいんな、
神さまがおつくりになつたもの。

私と小鳥と鈴と

私が両手をひろげて、
お空はちつとも飛べないが、
飛べる小鳥は私のやうに、
^{ちべた}^{はや}地面を速くは走れない。

私がかからだをゆすつても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のやうに、
たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがつて、みんないい。

みすゞの詩の中でもよく知られている「みんなを
好きに」（全集3）と「私と小鳥と鈴と」（全集3）
は第三詩集『さみしい王女』に収録されたものです

が、不遇な結婚生活における彼女の哀切な思いが込められているように思われます。「みんなを好きに」では、「神さま」は母のごとき存在として捉えられています。現代日本の格差社会、競争社会を撃つ言葉としてしばしば取り上げられる「みんなちがつて、みんないい」という詩句を末尾に有する「私と小鳥と鈴と」には、神・仏への直接的言及はありませんが、「世界のものはみんな、／神さまがおつくりになつたもの」という理解を背景としていることは容易に想像できます。しかし、繰り返しますが、「私と小鳥と鈴と」は「みんなを好きに」とは異なり、神への直接的言及はありません。それだけにむしろ、非生物を「鈴」に、生物を「小鳥」に代表させ、それらの他と異なるあり方に注意を向け、「みんなちがつて、みんないい」と主張するみすゞの祈るようなメッセージが、詠む人の心に強く迫ってくるように思われます。環境思想では、私たち人間や人間以外の生物は勿論、土や石に至るまで敬虔な気持を持って尊重すること、生物とその生育環境を保全していくためには生物多様性を維持していくことの重要性が強調されます。「みんなを好きに」と「私と小鳥と鈴と」から、そのような環境思想の主張を読みとることは決して難しいことではないと私は考えています。

おわりに

金子みすゞが詩作のペンを置いてからほぼ 80 年が過ぎました。しかし、彼女の生と詩が再発見されてから、彼女の詩は多くの人々に大きな感動を与え、その平明な表現とも相俟って、矢崎節夫氏の「私たちがはじめて手に入れた、三世代が共有できる文学宇宙」(『金子みすゞ童謡集』1998、角川春樹事務所、221 頁) という評価は決して過褒ではありません。それは、これまで述べてきたように、環境思想・環境教育という視点から見ても、極めて適切な評価と言えましょう。26 年の短い生涯において生まれ故郷の仙崎と結婚生活を含め青年期を送った下関をほとんど離れることのなかった彼女が、なぜこのような詩想を身に付けたのか。それは、彼女の豊かな感性と知性、それらに支えられた鋭敏な詩的表現力の故であることは言うまでもありません。しかし、そのような彼女の個性に限局し得ないものが何かあるとしたら、それは、私たちが人類の存続さえ危ぶませるに至っている環境問題の根底にある自己中心性そして人間中心主義を克服していく上で大きな示唆を与えてくれるように思われます。

付記 本稿は 2008 年 9 月 28 日、吉林大学外国語学院(長春市)で行った講演の原稿であるが、一部修正と補足を行った。

【講演原稿】

琉球王国と儒教 ― 蔡温を中心に ―

佐久間 正*

RYŪKYŪ Kingdom and Confucianism – centered on CAI WEN (蔡温) –

Tadashi SAKUMA

はじめに

16 世紀末に始まる貿易以来長崎とも縁の深い福建の地で、皆様を前にしてお話できることをとても嬉しく思っています。今日は、福州と交流のあった琉球王国と儒教に関して、特に福建からの渡来人の子孫である蔡温という人物に焦点を当ててお話ししたいと思います。まず琉球王国について必要な限りでふれておきます。

沖縄県以外に住んでいる日本人はしばしば忘れがちですが、日本列島に住む人々は、二つの国家を形成しました。一つは、大和朝廷から徳川国家に至るものです。これを〈大和国家〉と呼んでおきます。他の一つは、15 世紀に統一した姿を現す沖縄島を中心とする琉球王国（中山）です。〈大和国家〉は、東アジアにおいて一貫して自立の構えを取りますが、琉球王国はそれとは異なり、中国の明・清帝国の冊封体制に入ることにより東アジアにおける国家としての正統性を保持しました。王国はその地理的な位

置を生かして東アジア貿易の重要拠点として繁栄し、16 世紀初め最盛期を迎えますが、その後 16 世紀後半に日本船やポルトガル・スペイン等のヨーロッパ船が東アジア貿易に参入するようになると衰退しました。

琉球王国における外交及び貿易に関しては、福建を主とする中国からの渡来人が大きな役割を果たしました。彼らは王府のある首里近郊に久米村（唐榮とも呼ばれます。首里、久米村とも現在那覇市）と呼ばれる華僑社会を形成しました。しかし 16 世紀後半王国の貿易が衰退すると久米村も衰退し、中国側の記録には 17 世紀初頭久米村は半ば廃墟と化していたと記されています。

1609 年、琉球王国は、730 挺の鉄砲を有した百艘余りの軍船に乗る 3 千人の薩摩藩島津氏の軍勢の侵攻を受けますが（勿論徳川将軍の了承の下でした）、抵抗らしい抵抗もせず占領されます。これ以降、王国は徳川国家に吸収され、島津支配下の「領分」とされます。そして、王位の継承及び王国行政の中心である三司官の任免等は島津氏の承認が必要とされ、島津氏への貢納が義務づけられるとともに、中国貿易も島津氏の統制下におかれました。これは日本史では第 1 次琉球処分と呼ばれます。しかし、一

*長崎大学環境科学部

受領年月日 2008 年 10 月 31 日

受理年月日 2009 年 2 月 24 日

方で、王国は「異国」と見なされ、中国の皇帝から冊封を受けることは幕府に容認され、王国内では元号（和暦）ではなく中国年号が用いられました。こうして王国は徳川国家の中の「異国」という、他の藩とは異なる位置を与えられました。歴史家の安良城盛昭氏はこのような王国の性格を「半国家的＝疑似国家的存在」と述べています（1980『新・沖縄史論』）。

それでは、琉球王国の落日はどうだったのでしょうか。徳川国家の解体とともに形成された明治国家は、1871（明治 4）年、一定の自立性を有していた藩を廃止し、中央集権的な県を置きます。いわゆる廃藩置県です。翌年、琉球王国に替わって琉球藩を設置します。そしてさらに、1879 年（明治 12）琉球藩を廃止し、新たに沖縄県を置きます。「琉球」という呼称が注意深く避けられていることに注意してください。そこには明治政府の考えが明確に示されています。こうして琉球王国は名実ともに消滅しました。これは第 2 次琉球処分と呼ばれています。

ちなみに、大日本帝国が 1945 年に敗北したアジア太平洋戦争（最近の日本の歴史学界では 1931 年に始まる中国への侵略戦争及びそれに続く 1941 年に始まるアメリカを始めとする連合国側との戦争をこのように呼んでいます）の戦後処理は、1951 年サンフランシスコ平和条約の締結によって一応終わりますが（ご承知のように中国との関係回復は遅れ、1978 年に締結された日中平和友好条約で漸く解決します）、沖縄県は同条約第 3 条により、日本から切り離され、アメリカの施政権の下に置かれました。これは第 3 次琉球処分と呼ばれています。1972 年、施政権がアメリカから日本に返還され、沖縄県が復活し、現在に至っています。

琉球－沖縄は、このように本土（沖縄以外の日本の地をこのように呼んでおきます）とは大きく異なった歴史を辿りました。その歴史は現在も沖縄の社会と文化、その地に住む人々の意識に特徴的な刻印を残しています。それを考察することは日本の社会と文化、人々の意識を考える上で極めて興味深いのですが、今日の私のテーマからははずれますので、以上を指摘するのみにとどめます。

話を戻します。島津氏の侵攻以降、琉球王国は新たな歩みを始めます。大名島津氏の支配下でありつつ中国の冊封を受けるという新たな状況の下で、王国は国家としての〈自立〉を目差しました。この歴史的課題の解決に向け王国の政治を牽引したのが、1666 年から 1673 年の間、国王の下で政治を統括する摂政（王族のみが任命されました）を務めた向象賢でした。向象賢は唐名、琉球名は羽地按司朝秀と言います。彼の行った政治は「羽地仕置」として知られていますが、その中心は島津侵攻以前の王国（琉球史では「古琉球」と称します）の社会と政治のあり方を根本的に改めることでした。そして、向象賢の路線を継承し、さらにそれを整備強化し、それ以降の王国のあり方の基本を定めたのが、1728 年から 1752 年まで実に四半世紀にわたって三司官（摂政の下で実際の政務を担当。通常 3 人置かれるのでこのように呼ばれます）を務め、王国の政治を主導した蔡温でした。琉球・沖縄史の代表的研究者の一人である高良倉吉氏は、琉球史における向象賢と蔡温の位置について次のように的確に指摘しています。

17－18 世紀、琉球王国に羽地朝秀（唐名・向象賢、1617－75 年）および蔡温（琉球名・具志頭文若、1682－1761 年）という二人の傑出した政治家が登場している。両者が活動した時代は琉球史にとって決定的とも言える転換期に相当しており、変革の基本コンセプトを羽地が準備し蔡温の段階においてその細部にわたる整備・強化が図られた。彼らを軸に構築された王国の再興・展開路線はその後の基本的制度となり、それによって生み出された社会的・文化的状況はその後の歴史において「琉球的」と評価される価値体系の一つとなった。

（1998「琉球王国の展開」）

こうした中で衰退に瀕していた久米村も再興します。久米村の人口を見てみますと、明末の 30 数人から 1654 年には 305 人、17 世紀末の 1690 年には 558 人、蔡温が三司官となった 1728 年にはほぼ 1500

人と急増しています。近世久米村は中国との冊封・進貢関係の職務を担当する職能集団の共同体としてまさに新たに作り出されたのです。この時期、以前からの渡来人の子孫に加え、新たに招いた中国人、倭寇の捕虜とされた中国人や王国に漂着した中国人を久米村に入籍させたほか、中国人に限らず中国語や航海技術に堪能な人材を久米村以外から入籍させました。こうして近世久米村は政治的に再建されたのです。

恐らくこの時期にいわゆる「閩人三十六姓」の伝承も、久米村の歴史的正当性を保証するものとして明確になったものと思われます（真栄平房昭、1992「対外関係における華僑と国家——琉球の閩人三十六姓をめぐる——」）。36姓の福建人が1392年（洪武5）、明の洪武帝から琉球王国に「下賜」され、これが久米村の起源となったという「閩人三十六姓」に関する記事は、琉球王国の文献では向象賢が1650年に著した、王国の最初の歴史書である『中山世鑑』に初めて登場します。しかし、『明実録』等の同時代の中国側の史書には見えず、中国側の記録に「閩人三十六姓」に関する記事が現れるのはずっと時代が降った17世紀初めです。

徳川日本において幕府の対中国貿易を実務的に支えたのは長崎の唐通事ですが、ここで、長崎の唐通事社会（久米村のような地域共同体は形成しませんでした）と琉球王国の久米村とを比較してみましょう。両者を大きく分けるのは、その〈日本化〉の相違です。それを典型的に示すのが両者の姓名の違いです。長崎の唐通事も出自は福建等から渡来した中国人ですが、17世紀後半にはその姓名は日本化します。多くは出身地の名称を取り単姓から日本風の複姓に換わりました。私には東海という姓の親しい友人がいますが（長崎市内にある東海家の中国風の墓所は長崎県の史跡に指定されています）、東海家はそもそも中国出身で徐を姓としていましたが、東海の出身だったのでその後日本風の東海とうかいに改めたのです。こうした唐通事とは異なり、中国の冊封下にある琉球王国では久米村は勿論、支配身分とされた「士」（日本の武士と異なり中国風の官人＝文官です）は、向象賢や蔡温に見られるように琉球名の他

に中国風の唐名を持っています。それは中国からの渡来人の子孫であるかどうかに関わりません。王国では唐名を持つことは支配身分である士の社会的特権でした。琉球名について説明しておきます。蔡温は琉球名具志頭親方ぐしちゃんうゑーかたぶんじゃく 文若ですが、文若が字（名前）、具志頭は彼の最終的な領地名です。ですから領地の変更によってこの部分は変わります。「親方」は一般名称ではなく、一種の身分呼称です。例えば、王族の場合は「按司あじ」、そして「親方」、次の「親雲上べーちん」があります。蔡温は1713年に初めて沖縄本島中部の神谷に領地をもらった時は神谷親雲上と名乗り、続いて1719年からは末吉親方、具志頭親方と称するようになるのは1728年沖縄本島南部の具志頭に領地を有するようになってからです。王国内の公文書等（王国では本土と同じ和文で書かれました）には普通「具志頭親方」とのみ記されます。士の家の系図である「家譜」や中国との外交文書等の漢文の文書では勿論蔡温です。

中国の冊封によって王国が成立し、またそれとともに久米村という華僑社会も形成されていった琉球において、中国の思想文化もしだいに受容されていったと思われます。天妃（媽祖）や閩帝等の道教と関わりの深い神々は琉球に伝えられましたが、道士が渡来し定住したり道教寺院（道観）が建立されたという記録はなく、教義を持ち宗教制度を有する道教が伝来した形跡はありません。近世琉球では再建された久米村を中心に儒教と風水が社会的に浸透していきました。久米村に孔子廟が創建されたのは1676年です。中国への官生（留学生）の派遣は1392年に始まり、最後の1868年まで29回、約百人が派遣され、明代は南京の、清代は北京の国子監で約3年間学びました。ただし古琉球における儒教の思想的受容については資料もなく不明です。地の吉凶の選択等に風水が重視され、風水見ふうしみ（地理師）が活躍したのは中国や朝鮮と共通するとともに、本土と異なる琉球王国の大きな特徴です。

1 蔡温の生涯と思想形成

それでは次に、琉球王国の政治社会の動きにも留

意しながら、蔡温の生涯を辿ってみましょう。資料としては、彼が晩年に著した和文の『自叙伝』（ちなみに王国では自伝としては唯一のものです）及び蔡氏の「家譜」、こちらは漢文です。そして彼の著作等です。

蔡温は1682年、清朝の康熙21年、琉球王国の尚貞王の14年、和暦では徳川5代将軍綱吉の天和2年、久米村の最高職である惣役を務め、王国の三司官座敷（三司官待遇）となった蔡鐸の次男として久米村に生まれました。蔡氏は「閩人三十六姓」の一つであり、久米村の名門です。『自叙伝』によれば、幼少期は学問に関心がなかったようですが、16歳の時、学問のないことを朋友から嘲笑されて発奮し、通事に抜擢された19歳の頃には、「未だ見申さざる書物も見通し」、20歳からは「諸書物過半見渡す」ようになったといいます。21歳の時には久米村の漢籍の読みを教える訓詁師となり、25歳で漢籍の文意を説く講談師となりました。

そして27歳から29歳（1708年から1710年）まで、進貢存留役として福州に派遣され、また風水の学習を命ぜられました。風水の学習を命ぜられたことに留意してください。こうして彼は福州の柔遠駅（琉球館）に滞在し、儒教や詩文を学ぶとともに劉先生（諱は日霽、字は希開、号は瑞徴。長楽県の人）から風水を学び、風水の「秘書及び大羅経」を先生より授与されました。また、福州滞在中の28歳の8月、近郊の金鷄山凌雲寺に避暑に行ったところ、同寺に仮寓する「湖広の人」から、「人間実理実用の道、有形無形其秘旨、一々不残伝授、其外儒道異端の取分ケ迄委細被相教」えられ、蔡温はここで禅の開悟にも似た体験をしたようです。彼は次のように記しています。「先生の御一言にて（書物の）糟粕正味の取分始て承之、夢の如醒罷成候儀、畢竟先生の御蔭故」だと。このエピソードは『自叙伝』中の白眉と言ってよいでしょう。これほどの影響を若き蔡温に与えた「湖広の人」がどのような人であったのか全く不明なのは残念です。蔡温は、感謝の意を表すため今後毎月1日と15日に先生の名前に礼拝したいと考え、名前と生国を尋ねたのですが、彼は笑って答えなかったというのです。ただこの時、釈

迦は異端ではないという先生の指摘は納得できなかったようです。ただし後には蔡温もこの考えに同調します。また彼は鼓山湧泉寺で仏教の一切経のうち重要なもの及び天竺（インド）の様子を記したものを閲読しました。蔡温の思想形成を考える上で20代末のこの福州滞在は大きな意味を持っています。

福州から帰国した年の翌1711年、30歳の時、蔡温は「世子職兼近習役」となり、世継ぎの尚敬の側近に仕えるようになり、翌年13歳の若さで尚敬が国王位に就くと「国師職」に任ぜられます。国師といういわば国王のブレーンとでも言うべき職は蔡温から始まりますが、いかに彼が国王の信任を得ていたかがよく分かります。彼は1713年、32歳の時に久米村から首里に移住し、久米村籍を離れますが、まさに都築晶子氏の指摘するように、蔡温は「前半生を久米村人として、後半生を首里人として過ごした」（2002「蔡温の「国」の思想」）のです。この「首里人」には為政者として活躍したという含意があることは言うまでもありません。1715年、蔡温34歳の時、尚敬王は初めて蔡温宅を訪れますが、この年彼は、「于聖經賢伝百家諸書之内、掇取先聖之嘉言、前哲之懿行及切於日用躬行之実者」して『要務彙編』を編纂します。この「家譜」の内容説明から予想されるように、同書は恐らく国王の座右の書としてまとめられたものと思われます。同書は散佚して長く不明でしたが、近年国会図書館の内閣文庫に福州で出版された刊本10巻4冊が現存することが判明しました。同書を分析した都築晶子氏によれば（1995、「蔡温の儒家思想について——『要務彙編』をめぐる——」）、同書は構成や引用等『性理大全』（言うまでもなく朱子学の正統的テキストです）の影響が大きいことが分かります（ただし本体論に関する引用はありません）。またこの頃、彼は風水理論に基づいて王府の置かれていた首里の地理を論じた、「夫地理之大、莫先於建都立国」に始まる「首里地理記」を著します。そこでは、「若以俗眼觀之、則首里城何足称焉。然竜之来歴気脈所鐘誠有可取焉」と指摘され、「首里斯都万万世決勿改建」と結論されています。なお彼はこれ以前にやはり風水理論に基づき王墓と国廟の地理を論じた「玉^{たまうどん}陵地理記」

「国廟地理記」を著しています。このように、彼の学んだ風水は単なる知識ではなく実践的な意味を持っていたことを看過してはなりません。

1717 年、36 歳の時、康熙帝の尚敬王に対する冊封の勅書を得るため、蔡温は副使として中国に渡ります。都築晶子氏はこの渡航の際に福州で『要務彙編』が出版されたと推察しています（前掲論文）。北京に行く途中、衢州府で天竺僧に会い、天竺の地の事情を聞いたりします。彼は『自叙伝』に「唐言葉は通不申、漢文は相達候」と記していますから、中国語の会話能力は覚束なかったようです。しかし勿論中国語の読み書きは堪能でしたから、「家譜」にはこの時の筆談の内容が記されています。翌年、無事任務を終え、勅書を得て帰国し、引き続き国師職を勤めます。同年、久米村の孔子廟に隣接して儒教教育の学校である明倫堂が創建され、儒教教育システムが完成します。またこの年、彼は京都の前摂政近衛家熙（1667 ～ 1736）に乞われ（勿論薩摩経由です）「木仮山記」を執筆します。

1719 年、38 歳の時、冠船（中国の冊封使の乗った官船）が来航し、蔡温はその対応に当たります。彼は、冊封使徐葆光の持参した琉球の沿革史や中国の使録等を読み、向象賢の著した『中山世鑑』（蔡温の父の蔡鐸によって既に『中山世譜』と題されて漢訳されていました）の記述の誤りを知り、その改定を志します（1724 年、改訂増補されたものが国王に献上されました）。また、冊封使の従員に同族の蔡氏がおり、「蔡氏世紀」1 巻等を贈られ、蔡氏の祖先に関する知識を得ます（これは「家譜」に反映しています）。また冠船のもたらした物品の売買に関わる^{はんがー}評価事件に活躍します。その際の三司官らの高官をしのぐ蔡温の活躍ぶりは、『自叙伝』に詳しく述べられています。翌年、冠船来航時の功勞により、三司官座敷になり、さらに前々年の「木仮山記」執筆の功により、近衛家熙から硯箱を拝領します。この一件には程順則（名護親方。名護聖人と称され、王国を代表する文人で、徳川日本の知識人にも知られていました。1663 ～ 1734）も関わっていましたが、程順則も薫物を拝領しました。蔡温は近衛家熙からさらに詩文を乞われ、「物外楼記」及び詩四編

を献上しています。これらによって、彼が当時程順則と並ぶ王国を代表する文人でもあったことが分かります。

ところで、既にお分かりのように、琉球王国は徳川幕府を始め本土の他の藩と異なり、天皇との関係は全くありません。徳川国家において將軍は実質的には王権といってよい存在でしたが、そもそも將軍（征夷大將軍）位は天皇から下賜されるものであり、依然として小なりとはいえ京都には特別の權威を有する天皇を中心に朝廷が存在しました。このことを抜きにしては、明治維新による日本の近代国家としての天皇制国家の樹立はなかったと言えましょう。繰り返しますが、琉球王国は全く天皇とは関係ありません。王国の消滅した 1879 年の第 2 次琉球処分以後、強権的に行われた本土への同化政策、特に臣民化教育と呼ばれる大日本帝国の天皇制教育により、沖縄県においては天皇イデオロギーが本土から持ち込まれたのです。本土と異なる、沖縄県における現在に至る天皇の存在の〈希薄さ〉はこのような歴史的由来によるものです。

1725 年、44 歳の時、蔡温は忌服の制の改修をリードします。「家譜」には「本国服制略具、而族戚親疎之弁多失其序。由是奉旨改編服制、而族戚親疎之序燦然以明焉」と称賛されています。言うまでもなく忌服の制は儒教の礼の秩序において重要なものです。

1728 年、清朝の雍正 6 年、琉球王国の尚敬王 16 年、徳川日本においては 8 代將軍吉宗の享保 13 年、47 歳の時、蔡温は三司官となり（1752 年、71 歳まで）、具志頭に領地を拝領し、知行高は 400 石、具志頭親方を称します。400 石という知行高は本土においては必ずしも大きなものではありませんが、琉球王国の総知行高 9 万 4 千石余り（これも本土の藩と比較すると大きくはありません。例えば島津氏の薩摩藩は王国の石高を除いても 60 万石です）の中では大きなものです。以降、蔡温は王国政治の中核的存在として活躍することになります。彼の思想を考える上で重要と思われる事柄を挙げてみます。

1732 年、蔡温 51 歳の時に、摂政三司官連著で評定所（王府の最高評議機関）から「御教条」が發布

されます。これは蔡温の立案で豊川親方が執筆したものとされていますが、蔡温の考えが大きく反映していることは確かでしょう。全 32 条の内、最初の 7 条は「土農工商之働」、すなわちそれぞれの職分を述べたものです。王国においては「役儀位階之大小無構、皆以主君之補助人」であり、王国の統治はあたかも船を動かすことと同じであり、「何連茂其働不仕者、船者及難儀、国者及衰微候儀決定之事候」。この「皆以主君之補助人」という把握は、同時代の徳川日本の代表的儒者である荻生徂徠（1666 ～ 1728）のいわゆる万民役人論（「満世界の人ことごとく人君の民の父母となり給ふを助け候役人に候」、『徂徠先生問問書 上』）に類似しています。次の 13 条は「孝行」をはじめ「分限次第」「女人節義」等の儒教的な「人倫之勤」を述べています。残りの 12 条では酒色を謹むこと、「死霊」や「生霊」等に迷ってはならないこと、善悪は「一氣」に萌すから「氣持之修行」（心の修養。後述の「攻氣操心」）が大切であること等の「諸事之^{わけ}訳」が述べられています。「御教条」は王府の各役所から地方の番所に至るまで広範に行き渡り、村においても毎月 1 日と 15 日に農民を集めその趣旨を読み聞かせることが図られました。蔡温の思想を精力的に考察してきた糸数兼治氏は、次のように評しています。

『御教条』の発布は、蔡温の思想が単なる個人的な学問・教養の域を超えて、国家レベルの思想にまで高められ、（蔡温の信奉する朱子学が）琉球において体制教学としての地位を獲得するに至ったことを明瞭に示している（1990「蔡温の思想とその時代」）

私は朱子学を王国の「体制教学」と把握することには異論がありますが、蔡温の思想が単に個人的レベルに止まるものではなかったことは糸数氏の指摘するとおりです。

蔡温は、沖縄本島を除いては狭小な島嶼から成り河川が発達せず平野が乏しく地理的に厳しい条件の下にある琉球王国において、農業を始め産業の振興及び山林の復興にも努力を傾けました。1733 年、

52 歳の時には、彼の意見により、商品生産を増大させるため、王国の町方である首里・久米村・那覇・泊（現那覇市）の職人税が免除されました。また翌年には「農務帳」が公布され、河川が発達せず天水に頼らざるを得ない王国の農業の発展のための具体的施策（その特徴は集約農業にあります）を提起しました。因みに、私が蔡温に具体的関心を抱くようになったのは、日本の環境思想に関する最初の資料集である宇井純編『谷中村から水俣・三里塚へエコロジーの源流』（1991）に収録されていた「農務帳」を読んで以来です。ですから蔡温への関心は、そもそも私の専門の一つである環境思想からでした。1735 年、54 歳の時に蔡温は、しばしば氾濫して田畑を荒らしていた沖縄本島中部にある羽地川を改修するとともに、山林の復興に注意を向けます。

「家譜」には当時の衰微しつつある山林をめぐる状況が、「本国無能知山林之法者、而国人逐年加繁、山林逐年増衰」と記されています。翌年以降、幾度か彼は関係する諸役人を引き連れ耕地や山林の視察のため各地に出かけます。こうした中で、村々の境界を正し田畑山林原野を適正に区分するとともに、土地の生産高の実態を掌握する検地が 1737 年から始められます。乾隆検地（元文検地）と称されるこの大事業は 1750 年まで続けられます。同じく 1737 年以降次々と山林の育成管理と山林を管轄する山奉行の職務に関する「杣山法式帳」「山奉行規模帳」（1737）、「杣山法式仕次」「樹木播植方法」（1747）、「山奉行所規模仕次」（1748）が公布されます。これらはいずれも和文ですが、蔡温の造林学原論と言ってよい『山林真秘』（1737 以前に成る）は漢文で書かれています。これらに見られる蔡温の造林法は、都築晶子氏が明らかにしたように風水理論に基づいています。都築氏は、「蔡温の風水論の二つのモチーフ——（山林の）気の密封と植樹による風水景觀の補填」が造林法にも見られること、また彼の指摘する理想的な杣山の景觀が風水理論に根ざしていることを明らかにしました（1997「蔡温の造林法について——風水と技術——」）。蔡温の造林法は実際の観察から得られた経験的知識と風水理論の双方から成り立っているのです。

こうした中、蔡温は 1746 年、65 歳の時に、思想的著作である『寰翁片言』を著します。同書を含む『澹園全集』(他に客問録、家言録、一言録、図治要伝を収録。澹園は彼の邸宅の名称)が福州で刊行されたのは、糸数兼治氏によれば翌年以降とされています(1987「〈資料紹介〉蔡温著作等補遺」)。「澹園全集」の刊本は散佚し現在では写本が伝わるのみです。そして興味深い著作である和文の『独物語』は 68 歳の 1749 年、漢文の『醒夢要論』は 73 歳の 1754 年、そして前述のように『自叙伝』は晩年の 76 歳以降に成りました。

1752 年、71 歳の時、蔡温はほぼ四半世紀勤めた三司官を辞します。国王は彼の功績に報い養老俸米 20 石を賜いました。翌年には、尚穆王の元服に際し、烏帽子親を勤めます。蔡温に対する王家の絶大な信任が感じられます。彼の家は長男翼が継ぎ、1761 年、清朝の乾隆 26 年、王国の尚穆王 10 年、徳川日本においては 10 代将軍家治の宝暦 11 年、彼は 80 歳の生涯を閉じました。

2 蔡温の儒教

最後に蔡温の儒教についてふれておきます。彼の儒教理解の基本は戦前の伊波普猷(1876 ~ 1947。沖縄研究の先駆者)の指摘以来陽明学であるという理解があり、現在でも賛同者がいます。それに対して、糸数兼治氏は蔡温の思想を陽明学と見るのは誤りであるとし、「蔡温の思想のよりどころは宋代に成立した朱子学であって、朱熹の理気二元論がその思想の根底をなしている」(前掲「蔡温の思想とその時代」)と指摘し、蔡温の思想が朱子学であることを精力的に主張しています。また都築晶子氏は、蔡温の儒教を「朱子学か陽明学かという二項対立で把握することは余り意味がない」、むしろ「蔡温自身の多面性に注目すべき」と指摘しつつも、「蔡温自身の儒学思想を述べた著作も朱子学の修身・齐家・治国(「平天下」はない——都築氏による)の枠組から逸脱するものではなかった」と述べています(前掲「蔡温の「国」の思想」)。確かに蔡温はしばしば朱子学の用語を用い(それに反して「心即理」

「致良知」等の陽明学の用語は全く見られません)、朱子学の理解に沿って論述する場合があります(前述のように、彼の最初の著作である『要務彙編』は朱子学の正統的テキストである『性理大全』等をベースにしていました)、彼の儒教は正統的な朱子学とは言えないように思われます。こうした中で、「実学」という視点から蔡温の思想を考察した荻生茂博氏の「明末の心学思想」との関連の指摘は注目されます(2002「琉球の実学者、蔡温」)。氏の急逝が惜しまれます。これらの詳細な検証は私の今後の課題としますが、以下、主要な論点のみ、必要な限りで朱子学の所説に言及しながら見てみたいと思います。

私が蔡温の思想を糸数氏と異なり正統的な朱子学と見なさないのは、彼に「片言続録」という著作があるからです。同書は蔡温の儒教を考える上で極めて重要なものですが、糸数氏の場合も含めこれまでほとんど考察されていません。同書は糸数氏によれば、『澹園全集』刊行の時点(蔡温 66 歳の 1747 年以降遅くない時期)に既に脱稿していた『寰翁片言』に追加されたものです(前掲「〈資料紹介〉蔡温著作等補遺」)。「片言続録」に収録された「哩囉解」の全文をは次のとおりです。

哩囉解<其体則隱而無言可説。其用則費而愚
民亦有可知可能、聖天^{ママ (人か)}地亦有不能尽者>。
爰有物矣。亦非有物。蓋是物也、本無生無死、
本無成無壞。玄而離玄、妙而離妙。民無能名、
強叫太翁。太翁良能、猶有可述。堯舜曰中、大
学曰明、中庸曰誠、仏曰真如。匪言真体。太翁
真体、哩囉哩囉嚶呦哩囉。太翁安在。曰処不定。
或跨天地、或跨螻蟻。事事物物、無一不跨。噫
太翁乎、合則帰一、散則為万。万即太翁、一即
太翁。太翁太翁真個哩囉<申明誠真四字、有言
可説、故謂之能>。(〈 〉は割注)

「本体」を「太翁」と呼んだ例はこの「哩囉解」以外、寡聞にして私は知りません。そしてそれはまた言語表現を超えたものとして「哩囉」とされています。本体論にこの語が用いられることも他に例を知

りません。「太翁安在」以下の「太翁」の本体論的説明は明代心学にしばしば見られるものであり、その影響を受けた徳川日本の中江藤樹（1608 ～ 48。日本の陽明学の嚆矢です）の論述にも類似します。「本体」の「用」（作用的側面）として儒教の「中」「明」「誠」とともに仏教の「真如」が挙げられていることにも留意しておきたいと思います。

また同書の「道学綱要」では、朱子学で重視される太極図に似た「・ — ○ — 太極」便是万名之祖」—— 陰陽」便是万色之源」—— 天地」便是万相之初」—— 人物」便是私妄之宅」」が示され、「円圈亦名也、相也。一点亦名也、亦相也。然不仮設之、則不能使人知乎真空之有味也。是故強設点圈、要使人悟其真体矣」という説明が付されています。「名・相」という仏教用語が用いられ、「本体」が「真空」とされていることに留意してください。先の「哩囉解」の記述と併せると仏教用語である「真空妙用」が重要な役割を与えられています。そもそも「太極之前」の穿鑿こそ朱子学の嫌う仏教的臭味です。さらに「片言続録」には、次のような記述もあります。

天地未闢之前、名曰太極。太極之前、無言可説、強名曰天」指哩囉言」。蓋此天也、在於日用事物間而其為則不可須臾離焉。聖人坐乎此天而治衆人之齟齬。之謂仁。

すなわち、彼は「太極」以前の言語表現を超えたものを強いて「天」（言うまでもなくこの「天」は「天地」の「天」とは異なります。下に引用する一節から分かるように、彼は「指擬議不及之处」して、強いて「天」と呼んだのです）と名付けあるいは「哩囉」と称したのであり、それはまた「太翁」とも呼ばれるのです。正統的な朱子学では、「無極而太極」と称される「本体」以前を穿鑿することは厳しく批判されます。一方で、上述の図からも分かるように、「陰陽」以後の理解は朱子学に類似します。朱子学の存在論は言うまでもなく理気二元論であり、論理的にも、また発生論的にも、太極（理）— 陰陽（気）— 五行（質）— 万物という存在の階梯を辿りますが、蔡温は『醒夢要論』では次のように述べています。

ここには太極は理であるという記述はないものの、ほぼ朱子学的な理解と言ってよいでしょう。

一氣未萌之前、混々沌々無言可説、強叫太極。……大虚虚空也。一氣之萌自虚空而起。是物者之初也。此处可以点識。此氣既起而后循序陰陽分天地闢人物生。是一氣妙用之所致、所謂造化者是也。

上に見たように蔡温は本体論においては「真空妙用」「名相」といった仏教用語を用い、仏教の本体論を自家のものとしていましたが、彼の著書の随所に見られるように仏教の修養論等に対しては厳しく批判しました。「片言続録」には次のような記述も見られます。「人道」の実践を主題化しない仏教が批判されているのは明瞭でしょう。

道体之極、非言説所及。吾見他家誦書、或雖強説、皆係隱僻之語無益于人道。蓋天地間唯人為貴。是修人道故也。人道者歲月干支五倫四民及万般事業。皆修身治国之道、即凡夫所及所謂則也。聖人深得道体至極之妙而不苟語。只要常談人道以治国家而已矣。若道体是論而不談人道、則其論雖妙其実乃索隱属怪而不^{（是カ）}是聽。此非所謂異端而何哉。

また同書には次のような問答も見られます。ある人が、「理は心に在って物に在るものではない。それは、月が天に在って、水に映るのはその影であり、それを真の月とは言えないのと同じである。儒教の言う則は、この理の妙応の影であって真ではない。儒教はこの影に過ぎない則を求め、それをういようとするばかりだ。仏教はこの影に囚われることなく真を求めるのであり、この点が儒教の仏教に及ばないところなのだ」と述べたのに対して、蔡温は次のように反論しています。

道者万則之総名而斯天之良能也。蓋日月星辰為首而人及禽獸虫魚草木等類、各有其形各有其則。豈謂之影也哉。皆自斯天中生得來而形与則不可

私窃変之不可私窃欠之。故曰有物有則。所謂斯天者非実指天言之。指擬議不及之处強叫之天。古人所謂無生無死無声無臭是也。即前章所称哩囉也。……夫人之為則也歲月干支五倫四民以及万般事業。皆修身齐家治国之道而斯天所使也。唯天不言聖人代天教之而已。然則所謂則者即人道也。人道即天道也。人而違乎人道則違斯天離其則。而罪莫大焉。聖人深恐後世之違天失則乃能代天而垂教于万世矣。若別立一說違乎人道、則其所說雖似至極之言而其実則誑世。舍則之說何足聽焉。惜凡夫之情、為俗習所惑妄信其說、動輒以虚為実以実為虚而違天道。輕其則者不可勝数也。嗚呼鳥獸虫魚草木等類尚且守則尽性。況可以人而違天道輕其則乎。

このように「人道」とその実践を強調することこそ蔡温の儒教が「実学」である所以です。しかし彼が「釈氏聖人也」とし、「釈学之実旨」を肯定し、「蓋聖人釈氏、世雖相隔国雖相異、而天理經權底要旨、如合符節」と指摘していることを看過してはなりません。

蔡温の儒教をめぐる他にもいくつかの論点があります。一つは彼の修養論である「攻気操心」に関してです。それは、気による障礙（気惑）を取り除き（攻気）、心本来の靈妙な働きを発揮保持する（操心）ことであり（例えば『醒夢要論』）、朱子学の修養論（気質変化説）と大差ないものとはいえ、「片言続録」に見られるように心学的色彩が濃厚です。彼が頻りに用いる「攻気」という語が何に由来するのか不明です（あるいは彼の造語でしょうか）。「操心」は言うまでもなく『孟子』尽心篇に由来します。さらに、「経」と「権」に関する彼の所説です。経と権をめぐるのは、蔡温が生き活動した琉球王国の地理的・政治的位置と関連づけて、彼の思想特に政治的思考の特色を示すものとして、糸数兼治氏や都築晶子氏によって論じられていますが、資料の理解等をめぐってもなお検討の余地があるように思われます。

おわりに

与えられた時間も少なくなりましたので、終わりに琉球王国の思想と蔡温に関して必要な限りでまとめて私のお話を終わります。王国において、儒教及び風水は中国から渡来した人々によって伝えられました。また儒教は 17 世紀初め鹿児島からも伝えられました。所謂薩南学派と呼ばれる徳川日本の初期朱子学です。今日はふれませんでした。仏教は 15 世紀後半に本土から伝えられたようです。しかし、儒教が思想として学ばれるようになるのは 17 世紀後半以降であり、ほぼ同時期に風水も意識的に学ばれるようになります。風水が学ばれ社会に浸透したことは本土と大きく異なります。王国の儒教がどのようなものであったのかを資料的にも最もよく示しているのは、政治家としても活躍した蔡温です。彼は儒教を自らの内に止めることなく、彼が主導した王国の政治においても、公布された「御教条」の内容に典型的に見られるように、儒教思想を鼓吹しました（彼の儒教的政治論は『図治要論』等に詳述されています）。彼の儒教理解の基本については陽明学あるいは朱子学と大別して二つの説があります。彼の著書には陽明学の用語は全く見られず、一方朱子学の用語が用いられ、朱子学的理解に沿った主張もありますが、「片言続録」に収録された所論が端的に示すように、彼の儒教は朱子学の正統的な立場とは異なるものと思われます。私は現在のところ荻生茂博氏が指摘したように、明代心学との関連で彼の儒教を考えています。

蔡温の思想については、琉球王国の政治的位置も関係して、従来の日本思想史においては全く顧みられませんでした。私は昨年『徳川日本の思想形成と儒教』という 17 世紀初頭から 18 世紀中葉までの徳川日本の人々の思想を考察の対象とした著作を上梓しましたが、蔡温については全くふれていません。今回の講演はその反省の意味もあります。東アジアにおいて儒教の果たした役割を正しく理解する上で、また日本と中国の文化的思想的交流の実態を一層明らかにしていく上でも、蔡温をはじめとする琉球儒教の研究は大きな意義を持っているように思わ

れます。私自身この研究を進めていくことを改めて述べ、本日のお話を終わります。ご清聴ありがとうございました。

付記 本稿は、2008 年 6 月 1 日集美大学（福建省廈門市）外国語学院訪問研究員として、同大学で行った講演、及び 6 月 2 日、福州大学（同省福州市）訪問研究員

として同大学外国語学院で行った講演、福建師範大学（同上）外国語学院日本語学科「旗山日本学セミナー」で行った講演の原稿であるが、一部修正と補足を行った。また本稿に関連して、日本思想史学会（10 月 19 日、愛知教育大学）において、「蔡温の儒教」と題する研究発表を行った。

の肘掛け椅子に座っていた。彼の周りにはあらゆる年代の一ダースの夫人や少女が取り巻いていた。かれらはみな裸足で歩いていた。それゆえブーツは、もしマルケス氏が私たちに敬意を表して履いているのでなければ、マカオでは家長の印であるように思われる。

このときではなくもつと後にしたマカオからの散歩では灣仔鎮にあるいわゆる「鳴り響く石」に行った。西江をこえて中国の港に降りた後、森の丘のそばの、米を作っている谷を三十分歩いてそこに到着する。そこにあるのは大きな花崗岩の塊で、硬いもので叩くと音が響くのである。ちなみにマカオ自体は同じような音の出ない塊で石が敷かれている。中国の港も同じようになっている。ここでは石は港の上におかれている小さな寺院に野生的なロマンチックな様子を与えるのに役立っている。

十二月十五日に私たちは再びアルコナ号に乗り込み、ポルトガルの堡壘の挨拶を受けながら第三の、最後の目的地、タイへの旅を始めたのであった。

年表（本書翻訳者による）

一八六一年

二月二十四日 長崎出航

二月二十八日 長江河口

三月四日 国王の死

三月七日 上海移動

三月八日 ブラント天津行きを命じられる

三月十七日 崇厚と会う

四月二十八日 アルコナ号大沽到着

六月二十日 ブラントは北京行きを命じられる

六月二十一日 ブラント、画家ベルクと北京へ

八月五日 ブラントは病に倒れる

八月九日 ブラント、アルコナ号に送られる

九月二日 中国とプロイセンの条約締結

九月十日 使節団は北京訪問へ

十月三日 北京から天津へ

十月十四日 芝罘着

十月二十一日 長崎着

十一月五日 長崎から香港へ出航

十一月十一日 香港着

十一月二十日 広東へ

十二月二十三日 香港

十二月三日 マカオへ

十二月十五日 タイへ向かう

泉の二つが渴いてしまった。第三の源泉である賭博の独占も一般的繁栄の凋落に悩んでおり、今日では一年に三十万マルクから四十万マルク以上をもたらしことは難しいだろう。香港と広東は私が述べている当時は、あたつていなくもないが、不健康とみなされていた。この二つの港にあるヨーロッパとアメリカの会社はどこでもマカオに家を所有していて、病人と回復期の社員はその家に送られるか、あるいは会社の職員によってその家に向けて土曜日の夜から月曜日早朝まで続く遠足が行なわれた。これはもちろん人々に多くの金をもたらした。―マカオの賭博場で行われた賭博はたいいファンタンであった。一種の偶数ペアあるいは奇数が問題であった。胴元の前には三つの一、二、三と書かれた仕切りが分かれている。賭博者は好き好きにそれらの仕切られた場所におくことができる。ゲームが始まると、胴元が茶碗のような容器で彼の前に置かれた金箔の銭の山から一部を取り出す。そしてそれを小さな箸で数を数える。一から四までを繰り返す。銭の数が割り切れれば、銀行家がすべての金額を手元に取り。一つ、二つ、あるいは三つ残れば、勝った数におかれた額の一倍から三倍までを数に応じて、支払う。それ以外は回収する。儲けの十パーセントを胴元が手に入れる。賭博に参加している人々の興奮と気の入れぶりを観察するのは面白かった。手一杯の銭がテーブルに残っていると、しばしば誰かが残っている数字を叫ぶ。誰かが間違えた例を私は見たことがない。

街そのものは生氣のない、退屈なポルトガル人の部分と中国人の部分に分かれている。ポルトガル人街は堂々としているがいかめしい見かけにかかわらず、簡単なつくりの家が並び、その家の中では足を踏みしめるとすべての吊ランブが踊り、立っているろうそくがみな震えてしまう。それに一連のイエズス会スタイルの教会があり、そのなかでは一八三五年に燃やされたサンパウロ教会だけが好ましい外観を持っているだけである。中国人が住む部分はマカオと湾仔鎮を分けている西江の河口にあり、活動的中国人が動き回り、活発な行き来があるように見えた。金を豊かに使った二つの新しい寺院は同様に住民の九〇パーセント以上を占めている中国人のほうがポルトガル紳士以上にうまくいっていることを語っていた。ポルトガル紳士について言

うと、時々一人の士官が拍車を鳴らしながら海のそばにある中央広場に行くのを耳にした。そしてたいいが混血のマカオ人の一人あるいは他の一人が黒い帽子をかぶり、黒いモーニングのボタンをかけて、下着を見せずに黒いズボンをはいて、海辺の胸壁を作っている石の一つに腰を下ろして釣りをするのを目にした。そのうえ四方から響く無数のトランペットの合図が少なくとも強いラッパ隊がいることを知らせていた。

散歩でいわゆるカモンイス庭園に行ったことがある。そこはテラス状で岩の塊と大きな樹木でできた土地で、もし段丘が菜園に利用されていなければ、とても魅力的な印象を呼び起こしたであろう。カモンイスが一五五六年から一五五七年のマカオ滞在時に彼の「ウズルジーアダス」の最初の六つの章を書いたかもしれない、小さな洞穴（実際は暗い穴である）のなかには油絵の具が塗られた詩人の胸像が立っていた。テラスの一段高いところにある小さな寺の白い壁と柱は彼の心酔者に消えやすい鉛筆で彼らの感情を吐露する機会を与えていた。ちっとも構想力のないこれらの韻を踏んだ文章は批判されても仕方がないだろう。もっとも長いものの一つに次のようなのがあった。

愚か者の鉛筆は

詩作の名譽を磨き上げようとするが、

静かにしておくべきだったろう

作者のポケットのなかで

私にはもう一つの、そこで見つけた感情の表現が状況にびったりしているように思われた。

なによりもこの温度が

フランネルのチョッキの効果を思い出させる。

これは少なくともこの季節の昼時には完全に適切であった。私たちはマカオ滞在を利用して、私たちは以前の通訳であったマルケスを訪ねた。喜ばしいことに、彼の回復よりは相当のものだった。しかしそのとき見た室内はマカオの状況に典型的であった。年寄りの主人は定められた黒い服で、帽子なし、しかし両足にブーツを履き、部屋の中央にある唯一の家具

したこと、壁が数百の、その日の朝広東からやってきたバナナの木で作られたこと、大きな貝とコケで覆われた螺旋状噴水から噴出している下の層で、つまり中甲板で四人のがつしりした水夫が顔に汗をたらしてポンプで生み出していた噴水をその晩、私がもっとも魅力的な女性に示したとき、この噴水はいつも出ているのかと、彼女が甘美な微笑を浮かべながら訊ねたことである。

香港を去る前に、私たちは北京で起こったクーデタの知らせを受け取った。咸豊帝によって始められた徹底的に外国人に敵対的な摂政会議は廃され、死亡した皇帝の正妻である皇帝の未亡人で皇帝の母親（唯一の息子の誕生によってその子供に皇帝位がもたらされた）と恭親王が、同治帝が幼年の間、摂政権を握った。これが四〇年間中国の運命を操り、良きに付け、悪しきにつけ、特に最近においては、摂政として話題になる注目すべき婦人の公的経歴のはじまりであった。この女性については私の回想のなかでまたしばしば触れることだろう。

中国と外国の関係史において頻繁に名前が出てくる場所を見物するために、十二月三日に私たちはアルコナ号でマカオに行った。船の旅は私たちが動き出すや否や、船縁に男がいるぞ、という叫び声で始まった。私たちがその男がすぐさま船縁に投げられた救助用ブイのそばに現れるのを見なかったことで、最初は大きかった驚きから、今回は免れたのだった。彼は落ちるときに測鉛綱の一本につかまったのだ。それでたっぷり水浴びをしただけで、すぐさま船上に引き上げられた。マカオへの航海は最初は広東へ行ったときと似ていたが、建物と住居の多い兩岸を持った河で終わるのではなく、大小の樹木のない島の間で続けられるのである。短い、狭い通路を通り抜けた後で、やっと私たちはマカオの投錨地に着いた。ここは街から四ないし五海里離れていて、投錨地を囲んでいる島々からも確かに同じくらい離れていた。堡壘を備えた丘を上昇している街は、たくさんの美しい建物や堂々とした教会を含んでいるように見え、その眺めは実に美しかった。しかし私たち以外には香港とマカオの間を行き来する蒸気船だけしか見えない投錨地は、ポルトガルの真珠からだらしなさと怠惰を作り出していたものが何であるかを示して

いた。

その日の午後のうちに私たちは陸地に航行した。その際に私は命拾いをした。海はかなり波が立っていた。タラップのそばの小船に飛び移るのは簡単でなかった。私は小船に飛び移り損ねた。もしタラップを固定している綱につかまっていなければ、私は水中に落ちたことだろう。次の瞬間、小船は再び船にぶつかった。もし私が力の限り高いところでごんばっていなければ、私は全身あるいは部分的にべしゃんこになっていただろう。そうやって両足を濡らして、脛骨を擦りむいて危機を脱したのである。その傷跡は長い間マカオの投錨地での危うい場面を思い起こさせた。

マカオは西江の二つの河口の間に、狭い岬によって大陸と結び付けられている岩の多い前山の上に位置している。マカオは毎年の税金で一五五七年以来ポルトガルの所有ということになっている。ここは一八四二年のイギリス人による香港獲得まで外国の中国交易関係において重要な役割を果たした。もし思慮なき交渉によって英国人をして珠江の河口の所有権を求めさせる代わりに、ポルトガル当局が、適当なときに英国と中国の間に勃発した争いで英国の側につくことができたなら、マカオの重要な役割はそのままだったろう。香港の隆盛でマカオの役割は終わった。街を自由港だと宣言し、町から中国の関税官を追いつ出したアマラルも、とても有能で、すぐれた総督であったにもかかわらず、たとえ一八四九年に中国人たちに殺されなかったとしても、植民地の没落を止めることはできなかっただろう。一八八七年にようやくポルトガル政府はマカオを無制限に支配する権利を中国から得るのに成功したが、この外交上の成功も植民地に新たな生命をもたらすことはできなかった。わたしたちがマカオを訪ねたときは、植民地は隆盛のときに当たっていた。隆盛の原因は活発に行われた苦力（クーリー）貿易だった。つまり中国南部（南シナ）の労働者を必要とする国、キューバ、ペルー、その他の国へ輸出すること、それに賭博独占と香港と広東にある外国の会社がもたらす金銭の結果によるものだった。一八七三年に外国の特にアメリカとイギリス政府の要求にもとづいて中止されなければならなかった苦力貿易の廃止と、夏の休暇として香港のヴィクトリア丘の利用が始まったことで、マカオの繁栄の源

いていて、祖母たちの、私たち中年のものの母親たちの盛装のときに使われ、今ではわずかに南アメリカに輸出されるだけであつた。ところで少数の女性の読者のために打ち明けるが、少なくとも進歩と流行の要求に反対してない中国人の工場主たちはしばらく前から、その種のローブのための、それに適当なクレープ布を作っている。私は広東で幸運にも、二つの古い漆しの箱を見つけ、わりに安い値段で購入した。それはプロイセンのカール皇太子夫人が自分とメックレンブルク＝シュヴェリーン大公の未亡人のために欲しがっておられたものだった。

英国公使モリソン博士と後に狂気のうちになくなる、恐れられた、風変わりなフランスのトゥレンクワリ男爵、それに日本を世界に開かせたペリー総督の息子、アメリカ人のペリー氏に対してなされた訪問の際には、金持ちの中国人ととくに高官の住まいが―英国とフランスの公使館はそのような衛門の中に設けられていた―路上の混雑からは離れた数多くの中庭と大きな、影の多い庭園の真ん中にあるのを発見した。現在モリソン博士が住んでいる地所には大きな石板が敷かれた道が、入り口から母屋まで、少なくとも二百メートルはある。その道はさまざまな門や中庭、大きな木が茂る並木道である。家々や、とくに私たちが訪れた寺院で気がついたことは、スタッコあるいは貝細工とロカイユでできた中国装飾がフランスロココの装飾ときわめて似ていることだった。この様式はおそらくフランス使節によってトンキンからフランスに持ってこられ、そこで必要に応じて洗練され、高められたということとを、私は後年の観察から確信した。

私たちも訪れた広東の有名な観光地点の一つはいわゆる五階建てのパゴダである。これは約十キロメートルの城壁の一番高い地点にあり、一八五七年に英国人が襲撃した地点から遠くない。パゴダの最上階からは街の最高の眺望が得られる。街は畑と木の多い丘に囲まれて、灰色の屋根の海のように見える。街中の大きな庭にもかかわらず、見回しても町のなかに樹木が少ないのが、不思議に思われる。これは城壁からタタール人の町を見たとき、樹木の上方に黄色あるいは青色の宮殿の高い屋根あるいは大寺院の屋根しか見えない北京とはまったく違っている。

当然のこと、私たちはある晩「花ボート」を訪ねた。これは大きな船で、水上レストランである。中国人の考えではとても贅沢な施設である。とくに夜には、紙提灯、ガラス提灯と明かりで、輝かしい照明がなされる。これは裕福な中国人がお互いに、あるいは外からの友人や訪問者を歓待するために利用する。自分の家族あるいは親しい家族の女性たちは、男たちとの交際は一切禁じられている。それで中国人は多少とも評判の良くない若い女性たちとの交際でその埋め合わせをしようとする。ちなみにそのことからもと許されていない交際だと考えるならば、それは誤りであろう。ギリシャの遊女、中世イタリアの遊女、日本の芸者のように、花ボートの宴会に出てくる中国女性とは本来、客を談話と機知と音楽と歌で楽しませることになっている。それより地位の低い女性たちは客に食事を出し、酒の酌をするのである。宴の終わりとともに、決まりに従い、宴の参加者と宴を盛り上げるために呼ばれた若い女性たちとの関係は終わるのである。ジョン・バロウ卿は彼の自伝のなかで語っている。アムハースト卿の滞在時に皇帝の使いがバロウ卿のために花ボートの上で設けた宴で総督と長官と省の高官たちの奥方たちがいた。ジョン・バロウ卿はホスト役のからかいの犠牲となった。ちゃんとした中国女性とは高官の妻はなおさらのことけつして花ボートには足を踏み入れない。教育の完成のために茶屋に送られる高貴な日本の家族の娘の伝説みたいに、この出来事から伝説ができあがらなかったのは幸運である。

十一月二十三日に私たちは香港に帰った。そこでは私たちのために催された行事がまた始まった。オイレンブルク伯爵がアルコナ号の船上で十一月二十八日に開催した舞踏会は、私たちに示された親切に対する答礼であつた。伯の希望にしたがつて私がまとめた舞踏会の記述はその当時、つまり三十八年前「クロイツツァイトウング」に発表された。しかし私は記事の写しを無くしたか、仕舞い忘れたかで、この件については確かな記憶を当てにするわけにいかない。覚えているのは、二十名ばかりの婦人と二〇〇名以上の男性がこの催しに参加したということである。その際、ロビンソン夫人が私たちの上司のそばでとても感じのよい挨拶をした。さらに記憶しているのは、デッキが輝かしい照明で照らされ、植物と花と武器で飾られた舞踏の場に変化

ドイツは中国人の人ごみの中で、開いていたハッチを見落とした。そしてここから十二フィート以上、下に落ちた。彼は意識を失ってデッキに運ばれてきた。彼は二、三時間後には、広東到着後、支えられながら、徒歩で近くの自分の住まいに歩き、見たところ数日後には元に戻ったようにみえるほど回復したが、私の考えるところでは、彼はこの落下事故から完全には回復せず、ついにはこの落下事故が原因で死亡したのである。

航海は、少なくとも一部はジャンクで一杯の投錨地から、(この投錨地を私たちの船はともうまく進んでいった)鯉魚門を通って、海へと進められた。それからしばらくすると、漁民の小屋が時々見つかると漁民の休憩場所であるむき出しの岩の島の間をまた進んだ。これらの島は海賊と密貿易者の隠れ場所である。彼らはここらあたりの海上コース、とくに広東省の海辺の無数の運河と、河の安全を脅かしていた。何時間かのあと、私たちは珠江の河口に近づいた。ポルトガル人は横たわる虎の姿に近い岩にちなんで「虎の口」と名づけていた。堡壘や多くの地点でさまざまに設けられている砲列や要塞は、もし数年前に外国の、英国とアメリカの戦艦によつていともやすやすと無力にされ、征服されたかを知らなければ、恐ろしい印象を与えたであろう。流れの兩岸はよく耕され、人口が多かった。水路そのものは無数のジャンクと漁船とロルシャと呼ばれる舟で溢れていた。中国式の装備と帆を備えた半ばヨーロッパ風のロルシャは古いポルトガルの船を模倣したものであろう。ジャンクの舳先の両側には大きな目が描いてあった。「安全かどうかは誰も分らない」と広東人は奇妙なビジン英語で言う。タイではこの中国人の習慣が利用されていた。外国の帆船は外側は中国式のパウ・スプリットと二つの目を備えていた。それでジャンクとみなされた。つまり関税の軽減措置を受けたのである。しかしタイが中国依存の傾向から離れて以来、この見入りの悪くない商売も中止されていた。朝八時から午後二時まで六時間の航海のあとで私たちは広東の海の港の黄埔港に着いた。ここはかなり大きな船が河を遡ることが出来る地点で、一八四〇年まで東インド会社のアヘンと茶の船の投錨場所であった、そしてそれによつてアヘン密貿易者と省の行政府との無数の戦いの舞台であった。その戦いには外国の船の乗組員も参加することが珍

しくなかった。今でもなお黄埔港とその河の住民から見取れるものは、信頼を呼び起こす印象をまったく与えなかった。黄埔港の背後で流れは狭くついていた。河の北の岸で山が迫っていた。パゴダや村、森と畑がますます多く現れる。そして河の上の交通はますます活発になる。蒸気船があらゆる種類の船(それらの小さな船は女性たちによつて漕がれ、操縦されている)の混雑のなかを縫って進むのが奇跡のように思えるほど水上交通は活発である。岩の岸が船を閉じ込めてしまいそうに見える。しかし船は一方の側を通り抜け、河南と沙面の間で錨を下ろす。河南島には当時外国人が住んでいた。一方、英国とフランス人の居住用に定められていた対岸の地域は、まだ住むものもなく、河と中国人の街の間に広がっていた。そこには一八五六年十二月十二日に破壊された商館の、いわゆる東インド会社の十三の会社と他の外国の、つまりアメリカの商人の商館の残骸が残っていた。私たちは二人のドイツ商人、ヒッチェロート氏とドライヤー氏のところで歓待された。夜には、夫に起こった事故にもかかわらず私たちがテーブルに招きたいと主張したフオン・カルロヴィッツ夫人のところで広東在住のドイツ人十三人と知り合いになった。

北京に比べると、広東は狭くて、大きな石板が敷かれ、麦わらマットあるいは布を上方に張った道でもって、南方そのものという印象を与えた。手職のものが路のいたるところにともに住んでいることもまた東洋的特徴を高めていた。家々のたいていは二階建てであった。商売が行われる通りでは、豊かに彫刻が施され、金箔の張り出しの部分で、あるいは白、赤、黒または金の銘いりの商店の看板で飾られていた。商店の内部は美しく作られていた。重量のあるチーク材、あるいは黒檀で彫られたテーブルと大理石板をつきの椅子、それに同じような戸棚と棚はすぐれたものという印象を与えたが、売りにだされている陶器とブロンズと翡翠、象牙は、北京や部分的には天津の店において見たものにすら比較できないしろものだった。陳列品からは、私たちがいるのは、長い間外国人のために、外国に輸出するための商品が大量に生産される場所なのだということが見て取れた。そこで私たちは大きな、真っ白な刺繍されたクレープ布だけを買うことにした。布は絹の縁飾りがつ

所の価値が信じられないくらいに上昇したことに基づく上海の富に関しては、オーバーベックが八万ドル以上の、つまり当時の四十万マルク以上の年収を所有していたということである程度想像がつくだろう。オーバーベックはデント株式会社で会社の保険部門の手代にすぎなかった―彼は会社の所有者になることを何度も拒否していた―しかし話題になっているこのころはオーバーベックはまだ黄金の中を泳いでいた。私たちの船が着くと、彼は将校と士官候補生の各々に紅茶の箱とジンジャーの箱と広東製の三番目の大きさの漆製品を贈った。そして私たちに對してもっと広がりそうなかれの氣前のよさを拒否するのにずいぶん苦労したのであった。

ところでジームセンの舞踏会のもっとも素晴らしい成功は、舞踏会の終了後、新米の兵曹長が、二階の社交室に続いているこの家の階段を下りて後ろに行くことだ、そこは船員風だからだ、と強く主張したことであつた。

私たちは故郷への旅に赴こうとしている天津から来たたぐさんのイギリス人、特に「フェインズ ホース」の面々と香港で再会した。彼らとは「ブルカン」が悪天候のため浪費した石炭のたくわえを補充するため入港せざるを得なかった長崎ですでに再会していた。香港で「ブルカン」はドックに入らなければならなかった。連隊は船の修理が済むまで、九龍の、つまり湾の対岸で、一八五八年に英国に割譲された地区にテントを張っていたのだ。ある晩アウグスト・オイレンブルクとブンゼンと私は、旧友と食事をするために中国式ボートで九龍に出かけた。「フェインズ ホース」の士官の食事のときいつもそうであるように、夕食はたいへんよかった。夕食の後で連隊の幾人かは英国クラブで夜を締めくくるために、私たちを香港へ連れ帰ることにした。私たちを九龍に運んできたボートには、ブンゼンと私、それにインド連隊のカルナック大尉が座った。二隻目が呼ばれたところであつた。私たちが岸を離れたとき、アウグスト・オイレンブルク伯と他の士官たちは小さな上陸場所にとどまっていた。私たちが岸から数百歩はなれたところで、帆が揚げられた。すると船が転覆した。私は水の中に投げ出された。私は上陸場所の明かりをまだ見ることができた。それで助けを求めるためにそこをめぐりながら泳いだ。ブンゼンはどこだ、とオイレンブルクが私に叫んだ。ここです、

と私のすぐ後ろにいたブンゼンが答えた。しかしカルナックはどこに行ったのだろう。その間にやってきた二隻目のボートがすぐさま事故現場へ出された。嬉しかったのは、水一杯になりながらもとの位置に戻った船の中にカルナックが見つかったことであつた。彼はマストにしがみついて、ずぶぬれで状況を楽しんでいるように見えた。歌の終わりはみなで英国クラブに行つて、外側は暖炉で、内側は熱いグログでそれぞれ自分を乾かしたことであつた。香港は、季節はすでに涼しくなり、十一月であり、それでも軽い鼻かぜで済んだだけに、それでよしとしなければならなかつた。

私たちの訪問の一つは中国の少女のためのドイツ孤児院に当てられた。これは以前のベルリンの靴屋で、現在は牧師のラーデンドルフが指導していた。全体はよく整えられ、運営されていた。この使節を援助している人々の目からは確かに立派な仕事であるが、私自身は、オイレンブルク伯爵が手紙で述べたように、次のようなことを考えざるを得なかつた。その考えというのは、この事業あるいはその他の目的のために中国で支出された金は、ドイツではもっとよい、もっと有益な使い方ができるだろうということである。

十一月二十日に私たちは広東のブローイセン領事、カルロヴィッツに案内されて、私たちの上司とともに広東に向かった。広東とマカオにいく船はアメリカの川蒸気船と同じくいくつかの階に分かれたつくりである。そのうちの下のほうの階は中国人に、上のほうは外国人にあてられている。これらの船は甲板に大きな揺れ梃子をもった輪つき蒸気船である。これらの船はくりかえし中国人の海賊による攻撃を受けた。海賊は乗客として船に乗り込んでいた。船が外海に出ると、奪われ、ヨーロッパの船員は殺され、あるいは捕らわれた。その後で、中国人の乗客と荷物は略奪され、海賊は、それらの荷物とともに用意されたジャンクで雲を霞と逃げさるのである。そのような出来事ができるだけ予防するために、中国人の客室とヨーロッパ人の客室は強固な鉄の格子で分けられた。そのそばには乗組員の武装した見張りが立てられた。襲撃の際に使用するために銃とピストルとサーベルが用意された。

残念ながら、私たちの広東行きでも、私たち一行の一人が重大な事故に遭つた。私たちの荷物が運び込まれた後、見回ろうとしていたフォン・カルロ

すでに十一月十一日朝には、つまり五日後には、すでに香港に入ったのである。

陸地で囲まれている香港の投錨地へ続いている狭い鯉魚門をとおるのはとてもおもしろかった。香港島にある街はヴィクトリアと呼ばれるが、ここは離れているとはいえ、美しさと広さでは今日の街に匹敵したので、街は宮殿のような家々と、それを囲んでいる本当の熱帯植物と、急峻で、はげた、六百メートル以上の山によって、堂々とした感じを与えた。私たちが錨を下ろすや否や、一群のボートが私たちを取り巻いた。そしてかわいらしい中国人の洗濯女たちの集団が船に上がってきた。異なった商店に所属している若い女性たちの間で士官と士官候補生と水浴客の洗濯物をめぐる争いが引き起こされた。その戦いでは、ほかのところでもおなじだが、もともきれいな女性たちが勝利者になった。幸いなことに競争する女性たちにとって好き嫌いは同じではなかった。ちなみに娘たちは幾人かは本当に美人だった。小柄で、かわいらしい姿で、日本の女性みたいに人形のようにでなく、好感を与える顔で、曲がった足ではなかった。服装は簡素で好感が持てるものだった。暗褐色のあるいは地味な青のキヤラコ地で仕立てた、くるぶしまで届くズボン、同じ布地で作られた広い袖を持った、脇を結んだ、広い膝まで届く上着、あごの下で結んだ、その先端は後ろに垂れた、青みがかった白の、あるいは青みがかった褐色のカチーフを身につけていた。そしてその服装はかわいらしい顔つきと優美な手と、私が見た限りでは、裸足の足を際立たせていた。娘たちは広東の水上の民で蛋民であるということであった。原住民の末裔で、一七三〇年までは陸地に住むことは禁じられていた。これまで法律であったことは、今でも習俗として残っている。いずれにしろ、これらの人々は公共の試験が受けられず、それによって官吏の仕事からは排除されている。そして習俗は通婚によって陸地の住民と混血することを許していないのである。

香港滞在の最初の日々は訪問とお返し訪問に費やされた。後にオーストラリアの植民地と南アフリカで相当の役割を果たした長官のヘラキューズ・ロビンソン卿は、ギリシャ的特徴をぜんぜん持っていないかった。そのため彼の細君にあつては、その特徴がますます目立った。彼ら二人は上司と私たち

を極めて親切に歓待してくれた。同じように私たちは香港では、どの方面においても愉快な時間を過ごしたのである。江戸と天津における追放の期間、女性との付き合いをまったく止めていたので、女性をテーブルに導き、隣隣の女性たちと会話を交わさなければならぬのは、最初は堅苦しく思われた。ロビンソン卿、植民地秘書の妻であるアレクサンダー夫人、ウォーキングシヨー夫人、ヒュプナー夫人、ドナルド・マッケンジー夫人が競って私たちを親切にもてなしてくれた。マッケンジー夫人は若く、魅力的で、音楽を好み、歌がうまかった。彼女は完璧にフランス語を話すことで、私たちにとって大いに好都合であった、私たちは英語よりフランス語が得意であったからである。彼女は、残念にも、一年後ロンドンでジフテリアで亡くなった。ヒュプナー夫人とプロダーゼン夫人は香港にいる唯一のドイツ人たちだった。一方広東では、カルロヴィッツ夫人の名があげられるだけである。

香港でもまたピクニックが日常であった。ドイツの公使代理オーバーベックがイエルサレムにちなんだ名づけられた場所でのような機会を設けたのである。オーバーベック氏は後年ボルネオのラジャとして相当の国際的名声を得た人物で、ボルネオ島の権利をもつヨーロッパ中を売り歩いたあと、その権利がイギリスの北ボルネオ会社社に買い取られた。ところで、イエルサレムにちなんだ名づけられた場所では、レメディオスという名の金持ちのポルトガル人が別荘を建てていた。彼自身は住まわずに、新婚のものに、もしそういうひとがない場合にはさまざまな社交にその場を提供していた。私たちはそこまで徒歩で出かけ、たっぷりした朝食の後、また徒歩で帰ってきた。そのことは同じ晩にドイツの会社ジームセンの支配人のところで夕食と舞踏会に出席することから、それだけ都合が良かった。舞踏会には総督も姿を現した。これは、彼の後継者が女王の個人的代表者と想像して次第に止めた習慣であった。香港の社交性はそれによってまじはしなかったが、彼らの目にはそのように見えなかったかもしれないが、そのことで彼らの地位も高くはならなかった。この問題には後で触れてみることにする。

当時の香港の富、つまり太平天国の乱で数千人、数万にのぼる中国人がほかの土地より安全である上海に移り住み、中国人のために建てられた家や地

で終わった。それに関しては、アルコナ号の音楽が少なからず役立った。寺の住民も、押し寄せた日本人も、大いに楽しんでいて、とくに私たちの士官候補生たちがお互いにテンポの速いダンスをしたときには大いに喜んでいて。彼らは多くが海軍准将で、ほかの外交上の地位を持っていたが、愉快な人たちで、船長のマリヤットの話（注、英国の小説）のミディのようにいたずらの用意をしていた。しかし一度はそれがまづいことになった。最近、英国公使ラザフォード・オールコックとともに企てた日本の南部と中部の地域への旅行から長崎に帰ってきていたオランダ総領事デ・ヴィット氏が、出島の彼のところで泊まるように私たちの上司を招待したことがあった。上司はその申し出を受け入れた。そのうえオランダ軍艦「ザヘルト」が長崎に停泊していた。私たちはその軍艦の船長ファン・ゴッホとは、デ・ヴィットと同じように、ヒュウスケンの葬儀の際に知り合いになっていた。二人の中年の外交官と両国の中年の海軍士官、つまりオランダ人の士官と私たちの艦隊司令官は当然よく集まった。そこで、当然のごとく、ある晩、日本人の生活の内輪の面を知ろうということになり、ある御茶屋に行ったのである。私は以前考えたのだが、その玄関には「思い邪しまなる者に災いあれ」と書き付けるべきだろう。部屋を仕切っていたふすまが引かれて、アルコナ号の海軍士官候補生が一人現れたとき、四人はちょうどたたみの上でくつろぎ、かわいらしい小さな娘たちに酒を注がせていたところであった。そして彼らの前におかれた日本料理を箸で口に持っていたとき、この男はびっくりした表情で不動の姿勢をとって、お詫びを述べて、部屋の反対の方向から出て行った。客の面々が驚きからさめるや否や、第二の、すぐ後に第三の、第四、第五、第六の士官候補生たちが現れた。彼らは同じ動作を、少し優雅に、上手に繰り返したのである。私が知らされたことに間違いなければ、オランダの外交官は微笑し、プロイセンの外交官は笑い、二人の海軍士官は、軽率な若者が犯した規律違反に大いに腹を立てたということである。翌朝、士官候補生は夜八時以降は船を出ることを禁ずるという命令が出された。しかしその命令は公使の尽力で二四時間後か四八時間後に再び取り消された。

ピクニック、遠出、会食が相次いだ。二、三の同僚と私は機会を利用して、

湾の入り口の島へ狩猟に出かけた。むろんこのときは何も収穫がなかったし、なにひとつ見かけもしなかったが、しかしそれでもおおいに楽しんだ。私たちは湾に沿ってかなり大きな日本の船で出かけた。そして私たちの趣味に合う小屋が建っている島を見つけた。そこに私たちは陣を構えた。私たちは魚と、子えびと、殻を持つていないことでザリガニと区別されるイセエビと、持参した冷たい肉と、アチュンが手を加えてくれる缶詰で暮らした。そして私の兄の旧友の例にならって猟をした。この人は猟の装いをした絵の下に次のように書いたのである。

彼は猟の気分を楽しむ、

多く狩り、多く喫煙し、ほとんど射撃することなし

私たちの場合は「ほとんど」という代わりに「まったく」ということになるのだろう。私たちは最高の空気と素晴らしい自由を味わった後、帰路についてのである。持参した飲み物はちようど尽きかけていた。この狩猟の旅で再び真価を発揮したアチュンは、外交官の会食にますます欠かせない人間になっていた。彼は、天津では私たちの個人的なワイン貯蔵庫の鍵を任されていた。彼は一度ならず、私たちの会議が彼にとってあまりに長く続くように思われたときには、眠る時間です、もう何もありません、と言った。その言葉は大きな歓声で忠実に実行されたのである。

十一月四日の夜にはアルコナ号で団員による劇の上演が行われた。その後で士官と士官候補生の一部は招待されたお客と陸に出かけた。

私を含めて事情に通じているものは船にそのまま残った。それによってまちがいなくよいほうを選んだのだ。なぜなら香港へ出航した翌朝には、たくさんの夜更かしした顔が見受けられたからである。湾の外では酔いがなくなるだろうと考えていたこの面々は、明らかに気分が良くないようであった。それはそれとして、私たちは外ではさわやかな風を受けたので、エンジンは止められて、帆が張られた。私たちは十ノットあるいはそれ以上で航海した。そのことは極度の不愉快さをもたらし、良心の痛みを持っている人たちにも、船が強く揺れたときには、実に困った結果をもたらしたのであった。風は完全に風いでしまう日中を除くと、帆走に都合の良い強さで吹いた。その結果

き、焼けている村々の反射する明かりが水平線を照らしていた。

太平天国の乱でプロテスタントの宣教師が果たした役割をここで短く思い返してみるのが適当だろう。運動の開始者で指導者で、後に皇帝を名乗り、南京を支配し、死亡した洪秀全は、教育がなかったといわれるアメリカの宣教師、イッサチャー・ロバーツの生徒であった。ロバーツの授業は疑いもなく洪秀全の宣言文の中でキリスト教的三位一体を使うことで、癲癇の狂信者の教義と予言にキリスト教的趣を与えるのに役立った。いずれにしろプロテスタントの宣教師の多くのものが、反乱のなかに、バイブルの読書によって喚起されたキリスト教徒の運動を見たのである。洪が自分を神のより若い息子（年上の息子がキリストである）だと自称している事実も、太平天国軍による恐るべき荒廃と蛮行も、宣教師たちがそのように見ることを妨げなかった。多くのプロテスタントの宣教師を太平天国に対する好意的立場から癒すためには、六十年代の初めにも南京のかつての生徒の元に赴いたロバーツの個人的恫喝と、太平天国皇帝のますます目立ってきた狂気と不道徳が必要だった。しかし三十年後もエドキンズ師は彼の著書『中国の宗教』のなかで、反乱はキリスト教的であり、間違つて指導された貧民は、旧約の教えを新しい時代に調和させることができなかったただけだという主張を繰り返している。いずれにしろ、太平天国の乱のあいだにおけるプロテスタントの宣教師たちの政治的好感と活動が、中国政府と当局とひとびとに疑惑を抱かせたこと、そしてそのとき以来起こった多くのことがこの印象を強めたことは確かである。

私たちの長崎への旅は時間がかかり、快適でもなかった。向かい風と済州島の近くで切り抜けねばならなかった嵐は、私たちを引き止めた。そのため私たちは二十日の最初の曙にいわゆる現場に到着したのである。権限のある士官が報告を艦隊司令官に送った。艦隊司令官は自分はずくにデッキに來ると、その間に舵を少し西に取るようにと答えさせた。艦隊司令官がデッキに來たとき、彼は、あまりに東によりすぎていると思った。五島列島の一番南の五島岬にしていると日中の観察によって確信していたので、彼は確信に従って命令を下した。コースが変更され、幸運にも、夜のうちに湾に入り、出島の前に錨を下ろした。ちなみに同じようなことが以前にも起こっていた。有名

な航海者で発見者のクルーゼンシュテルンがその例で、彼は一八〇五年に湾の入り口を見つけるまでに一週間そこらを航海したのである。陸の形と地図の不足、標識の不足と水先案内人のいないことがそのような間違いを簡単に引き起こすのである。販売用として日本に送られたアメリカの川蒸気船で、私が数年後に長崎に航海したとき、船長はちょうど間違った入り口に入り、それによって船を座礁させるところであった。そのとき私は彼に間違いを教えてやった。

私たちがこの年の二月に長崎を去つて以来、日本の状況は不都合な方向に変化していた。私たちが出發してからイギリスとフランスの公使と將軍の政府との間で行われた会談は、イギリス、フランスの人々が江戸に帰り、再度そこに住まいを持つという結果をもたらしたが、七月五日における浪人によるイギリス公使館員への夜襲と、それについての政府の説明は、この国の事情がどんなに乱れているかを表していた。この夜襲では公使館員の二名が傷を負い、奇跡的に死を免れたのだが、政府は、個々の人間のその種の行動を妨げたり、それに対して公使館員を効果的に守ることは不可能だという説明をしたのである。幸いなことに、長崎は、稀なことかもしれないが、そのような出来事から免れていた。その結果、私たちは邪魔されることなく、素晴らしい環境と当地のドイツ人とオランダ人の歓待を楽しむことができた。そのような歓待の一つはすでに述べたことがある金比羅山でのピクニックであった。正確に言えばその山の三分の二の高さにある諏訪神社でのピクニックであった。頂上への登山が軽食とたづねりした朝食の間に試みられた。秋の日が照りつけ、たづねり汗をかいたにもかかわらず、晴朗さと約四〇〇メートルの高さの木の少い、岩の多い頂上からの素晴らしい眺めは苦勞に十分に報いてくれた。魅惑されて視線を海面と島々、森で覆われた山と丘、家のある谷、小さな、あるいはかなり大きな村々の上をさまよわせた。そして最後には二四〇〇メートル（注、実際はこれほど高くない）の雲仙嶽に目を止めた。その温泉は十八世紀にはたくさんのかトリックの司祭と信徒の殉教の場所であった。今日、源泉は、多くの日本人が喜んで訪れる温泉場である。ピクニックは、たいいていの場合そうであるように、若い人々の愉快な出来事

所と食卓のための道具が荷造りされていたからである。崇厚が別れのために私たちの上司を訪れた後、正午に私たちは英国の砲艦「クラウン」に乗り込んだ。その船が私たちをアルコナ号へと運んでくれることになっていた。オイレンブルク伯爵はこのたびはありとある嫉妬を避けるために、英国人の申し出を受け入れていた。夜のうちにアルコナ号の船上に着きたいという希望はだめになった。私たちが大沽に到着したとき、「クラウン」にとって砂洲には十分水がないことがわかった。そこで私たちは英国人に占領されていた要塞にとどまることを決めた。そこからの招待を先の理由からオイレンブルク伯爵は受け入れたからだ。オイレンブルク伯爵はありとある榮譽、敬礼、榮譽などを持って迎えられた。私たちはイーガー少将と七人の士官たちがほとんど十四ヶ月占領していた荒涼とした場所で、自分たちと兵隊たちのために生活をどんなに快適で住みやすくしているかを確信する機会を持った。これはもつとも悪い環境のもとでも生活からよい一面を引き出す英国士官の機転と才能の証拠であった。翌朝「クラウン」は要塞から再度の礼砲が鳴るなか、私たちをアルコナ号へ運んだ。アルコナ号は塗りなおされ、出発の準備をしていた。かくも長い間別れていた後で飾られた船と気持ちのよい士官たちに再会するのは私たちすべてにとって本当の喜びであった。投錨地には私たちから遠くないところに英国の旗艦「インペリウーズ」と大きな運搬用蒸気船の「ブルカン」が停泊していた。「ブルカン」の船上には馬以外の「フェインズ ホース」が乗っていた。午後二時頃にアルコナ号は錨を揚げ、円を描いて、それから英国国歌の演奏されるなか、「ブルカン」に挨拶をした、それに対して「フェインズ ホース」は声を限りに「万才」で答えた。それからアルコナ号は投錨地を離れた。私たちは、何とか手に入れた条約を懐にし、北河と、こんなに困難な日々をすごした北部中国を後にすることができの嬉しかった。

VII 香港、広東とマカオへ

天津へ—中国人の反乱—太平天国とプロテスタント宣教師の立場—長崎—金比羅山—いたずら好きの海軍士官候補生たち—狩—予感—香港へ—ヴィクトリア—中国の

洗濯女—蛋民—イギリスとドイツの女性たち—香港の富—原因と結末—九龍への船旅—ドイツ—中国孤児院—広東へ—海賊—事故—珠江—黄埔港—広東—町—商店—中国式ロココ—フラワーボート—香港へ帰る—アルコナ船上での舞踏会—北京でのクデターマカオへ—苦力貿易—ファンタン—外国人訪問客—ポルトガル人町と中国人町—カモンイス庭園—マルケス氏—音を出す石—タイへ

私たちの旅の最初の目的地は芝罘であった。そこには十月一四日の正午過ぎに着いた。そこはすべてが興奮状態であった。一週間来太平天国軍と思われた騎馬集団が天津の近くにある中国の町、煙台の周りに姿を現していた。しかし彼らはおそらくは捻匪、馬に乗ったターバンを巻いた盗賊であり、数年間北部中国を略奪し、天津と北京の間まで前進してきていた。近郊の村の住民は町に逃げ込んでいた。そこでは中国南部（南シナ）の、そこに錨を下ろしている船乗りが、略奪するために、機会を利用しようとしていた。一八六〇年の戦闘からそこに置かれていたフランス軍の部隊が血を流してそれを防いでいた。以前には太平天国軍とかかわりがあった英国人とアメリカ人の二人のプロテスタントの宣教師が、略奪者で殺人者の群れのところに馬で出かけていたが、彼らは私たちの到着時点まで帰ってきていなかった。後で聞いたところでは彼らは中国人によつてはりつけになったという。つまり十字の木に縛り付けられ、火あぶりになったのである。フランス軍とイギリス軍は、あらゆる方面から脅かされている町の救助に駆けつけた。海軍准将のプロテは小さい小隊で中国人に対峙した。煙台と芝罘では交通は完全に止まっていた。食料、あるいは武器を手に入れるのはまったく可能ではなかった。そこで艦隊司令官は長崎に行くことに決めた。その決定は公使の希望にも沿うものだった。大きな被害をもたらすことになる東シナ海の台風の知らせをすでに大沽で受け取っていた公使は、大いに心配をしていた。この決意は幸運だった。それによつて私たちは十月一九日に台湾海峡で荒れ狂つて、三隻のドイツの帆船を完全に沈没させた台風を逃れることができた。この台風では、すべての国民の船の多くは重大な損害を被っていた。それに私たちは芝罘に必ずしも留まる必要はなかった。というのも中国人たちの攻撃を退けるに十分の軍隊がそこにはいたのだから。私たちが夜、投錨地を去ったと

総理衛門、つまり当時ちょうど設置された外務省での恭親王訪問が、私たちの北京滞在の終わりとなった。プロイセンは北京へ外交上の代表者を送らないことになっていたので、むしろ親王は最初、私たちの上司を迎えるのに反対した。しかし礼儀上の形式を遵守するだけだということが明らかになると、親王は拒否を撤回した。親王が訪問に少し公的形式を与えるために、私たちが馬で来ることをはっきりと望んだので、私たちは九月二十七日に衛門へ馬で出かけ、そこでウエンシアン Wensiang とハンキ Hanki をともなった親王と会った。私たちが応接された場所は小さな、狭い部屋で、十五年後にも同じ部屋を見た。その後数年後やっとそれは修理され、拡張され、見栄え良くなった。これに対し親王はとても卓越した印象を与えた。彼は高貴な男性に見え、またそのような物腰であった。ただ彼のつやのない声と短い切れ切れの話しぶりが幾分耳障りであった。しかし彼の言ったことは愛想が良かった。しかし彼の同国人に対しては親王だと強く意識させた。ほとんど二十年後に私にはそのことを確信する機会があった。私たちの公使館の地に満州人の旗人の地所が入ってきた。そこに二軒の古い、崩れそうな家が建っていた。旗人の長官は私たちにそれを売ることも、貸すことも完全に拒否した。総理衛門の大臣たちは肩をすくめて、何もできませんと言った。それで私は歯噛みをして、我慢しなければならなかった。ある日私は親王のそばにいた。私は話を友人の旗人の長官のことに向けた。親王は彼についての意見を述べた。私は付け加えた。「そして彼は古臭さの代表ですね」と。「そうとは思わない」と親王は答えた。「殿下。私はその証拠を持っております」と私は答えた。「彼は何を言っているのか」と親王は居合わせた大臣たちの一人に問うた。その大臣が事柄を説明した。「ばか者に言いなさい、あるいはそれが片付くよう等価の金を払いなさい」そう締めくくって親王はこの出来事を終わりにした。一週間後、家付きのその地所は永久にドイツ公使館に貸されることになった。私たちが腰を下ろすや否や、親王は北京に侵入した二人の暗殺者を見たいといった。私たちは彼に紹介された。彼は私たちに非常に親切に敬意を示した。正直で物分りがよいという評判のウエンシアン Wensiang は卓越した印象を与えた。彼の同僚のハンキ Hanki はあまり有利な

印象を与えなかった。しかしそれはひょっとしたら彼に関して私たちがいろんなよくないことを耳にしていたせいかもしれない。二日後に二人の大臣は親王の名前でお返し訪問を行った。赤痢の病にかかっていたために家にいなければならなかった崇綸に対しては私たちはそれより早く訪問していた。そのとき彼が恰幅のよい二〇歳の息子の父親であることが分かった。息子は第二回目の試験を受ける場所であった。彼の能力と熱意の証拠として彼は足まで届く長さの漢字で書かれた銘を示した。彼はそれを大きな筆一本で書き上げていた。

十月二日に私たちは北京を離れた。街と街の中と郊外で見たものに私たちは魅了された。私たちの判断は部分的には少なくともいたるところで経験した親切な歓迎によって、そしてずっと続いた理想的な天気の影響を受けているかもしれない。しかし後で同じ季節に北京を旅行した人たちから似たような肯定的判断を耳にした。もちろん街そのものより、街の郊外についてのほうが多かったのだが。郊外には実際多くの美しい場所がある。私たちの友人のデヴァランヌを北京にうけいれることができなかったことが残念であった。彼はそこに行くことにあるがれていたし、もし可能なら、と約束していたからである。しかし私たちがフランス公使館で受けた歓迎で約束の履行は残念ながらだめになった。つまりドウ・ブルブロン氏とデヴァランヌの間が不和であったからである。「テレーズ」がはじめてフランス公使館のためのものをもって天津に来たとき、小さな見栄えのしない外国人が赤いフランネルのシャツを着て、へんなカラーをつけて、ジャンクを越えて船上に上がり、声高に喋り散らしていた。長い難しい航行の後で気嫌がよくなかったデヴァランヌは、そのことがもとで部下の一人に呼びかけたのであった。「水兵長、このきざなおとこを船から追い払え」。そのブルジョワがフランス公使であった。彼にはこの誤解を笑って済まずエスプリが欠けていた。その結果デヴァランヌは北京を見ることなく中国を去らなければならなかった。

流れに沿った航行は速やかに進んだ。私たちは三日の午後に北京を離れ、六日の早朝には天津に着いた。別れのための訪問と荷造りの日々が続いた。最後の二日間は隣人の英国警察局の士官のところまで客になった。すべての台

石で素晴らしい追悼記念物を設置させた。記念建造物の八角形の土台はラマの生涯の場面を内容とする高肉浮き彫りで飾られた。全体はダゴバの形で保たれ、アーチと広い階段がそこへ続き、スタイルの仰々しさにかかわらず、あるいはその様式のなさにもかかわらず、それは何がしかの感銘を与えたのである。

ドウ・ブルブロン夫人の企画した龍の王の寺、龍王寺へのピクニックの際に、ルチウス医師と私ともう一人がひどく病気の重い中国人が道路の真ん中に倒れているのを見つけた。その状態から判断するに―彼の顔は蛆虫に覆われていた―かなり長い間横たわっていたに違いなかった。そばを通るものも、家々の住人も同国人のことを気に留めているように見えなかった。それで私たちは馬を下りて、その男を持ち上げて、近くの家々の一つに運び込もうとした。しかしその住人から拒否された。そこで私たちは家々の一軒の日陰に横たえ、ルチウス医師がその男の顔を拭き、水を吹きかけて、私たちの一行を追いかけた。夕方戻ってきたところ、その男は死んで再び道の中央に横たわっていた。後になって、この中国人の冷淡さは死者を見つけたときもつとも近い家の住人が家族からも役所からも責任があるとみなされるので、そのような不運を自分から遠ざけようとするのが原因なのだということを聞いた。

英国公使が四フィートのたかさの木製の、金箔の立像がある広間をもち、しっかりとした下部の建物の上に彫刻で覆われた木製の五層のチベット式寺院がある正覚寺で開催したピクニックの帰り道では「完璧な輝く庭」、円明園の北側を通ることになった。ここの宮殿は一八六〇年に英国人によって破壊されていた。ホスト役のフランス公使は、中国人の感情を傷つけないために、できれば回り道をしたかっただろうが、私たちの上司は馬を砂丘のほうに進めて、全体の景色を眺めようとした。しかし見えたのは本来の円明園の付属部分である一万世代の墓の最高点の背後だけだった。しかも付属部分の宮殿は園内の木々で覆われていた。ちなみに幾分かトリアノンに倣った、色あざやかな装飾つきの白い大理石で建てられた宮殿は完璧なものからは程遠いものだった。数年後撮影された写真は宮殿の破壊が表面にとどまり、天井に限

られたものであることを示していた。ちなみにそれらの写真の何枚かは、ヒルデスハイムのローマ博物館におけるオールマーの中国陶器のコレクションガイドブックのなかでオールマー博士によって模写されている。時の歯車と水道の鉛管を得るために宮殿を荒廃させた中国人の欲が破壊のためにそのほかのことを成し遂げたのだった。噂ではものすごい費用を要する再建の試みを不可能にすることを望んだ恭親王にそうするように促されたということであった。馬による町の散策をしたが、その際に交差点で道の上で渡りである二つ、あるいは四つの木製の、色を塗ったアーチと、多くの商店の前にある、多くの彫刻をほどこした、金箔の表側と、それにさまざまな手職を表す独特の看板が私たちの目を引いた。高い値段が私たちを驚かせた骨董店めぐり、イエズス会士の後継者ラザリスト派の古い教会で十七世紀の中ごろできた南堂、そして宮殿の中の土地の中に宣教師に与えられた土地に立てられた教会で一八二三年に中国人に壊され、一八六〇―六四年に再建された北堂、それにモンゴル人の王朝のもとで作られた天文台訪問（ちなみにこの天文台には青銅製の、一部は南京で作られた道具と、一部はフランスで製作された道具があつたが、南京製のものが疑いもなく芸術的にすぐれていた。）で時間を過ごすことができた。いつもとくに驚いたのはタタール人街の城壁で、圧倒的建物で、バビロンやセミラミスを想起させた。十五―二十メートルの高さ、うえは十四―二十メートルの広さで、コーナーと門の上には巨大な三十メートルを越す、五層の四角な重量感のある塔がそびえていた。この城壁は二十四キロメートルに達し、これより低いぜんぜん量感のない中国人街の壁は十六キロメートル以上であつた。これらの城壁で囲まれた土地にはもちろん一部は建物がなかった。他の部分は皇帝の庭と個人の庭、湖と天の寺院の土地が目につく寺院の土地、それに公共の建物の中庭と個人の家を含んでいた。その結果ほとんどすべての家屋が平屋であることを考慮に入れると、北京の人口は四十万から五十万人だと見積もることができた。実際に繁華なのは中国人街のメインストリート、門、北から南へタタール人街を通っている街路、それに異なつた日と時間に開かれる市場と定まつた季節に開かれる年の市だけだった。

た。もちろん彼女の顔に水を吹きかけるとすぐに、目を覚ましたのだが。このほか英国公使館の秘書で、後の在中国公使になったウェード氏、英国公使館秘書で、後のベルリン大使館秘書のミンダム氏、それに英国公使館の医師レニ博士がほとんど毎晩姿を現した。ここでは音楽演奏がされ、ダンスがあり、ホイストがされた。もし弁髪召使が中華の国にすることを思い出さなかったら、自分がヨーロッパにいたいという思いがするのだった。

私たちの最大の娯楽はもちろん町そのものとその周囲をあらゆる方向にわたって散策することだった。その際、ドウ・ブルブルン夫人もフォン・バルツェク夫人も馬に乗るのが上手であったということが、私たちにとって大いに役立った。フォン・バルツェク夫人はそのとき男装でモンゴルを通る旅行を終えたところであつた。また三人の公使連中も私たちをガイド役にすることを大いに喜んでいたことも役に立った。北京についてはこれまでもしばしば書かれたので、私は滞在中の特徴的な二、三のエピソードに話を限りたい。ある晩、アウグスト・オイレンブルク伯爵とベルクと私が馬による散策から帰ってくると、町の北部の通りで、いく人かの頭を剃った、黄色い服装の人々に引き止められた。彼らは身振りで馬を下りて、自分たちについてくるように求めた。彼らは私たちをいくつかの寺の中庭と寺の建物の中に案内した。それらの建物は豪華さと、青銅の獅子と容器、巨大な七宝の花瓶、絨緞、絵、巨大な立像、剥製の虎、彫刻、その他のあらゆるものを備えた外装と内装の点で、私たちが中国あるいは日本で目にしたあらゆるものを凌駕していた。大きな寺の広間には五百人から六百人の僧がいて、同じように黄色の服で、頭にはかぶどのような帽子をかぶり、座り、鐘と太鼓の音にあわせて歌っていた。部屋は線香の煙で一杯で、全体としてどうしてもカトリック教会のミサを思い起こさせた。この広間から案内者たちは小さな広間へ案内した。そこには一種の棧敷席の上に黄色い服の、とがった帽子の若い男が足を組んで座っていた。彼はまわりにいるものすべてから畏敬の念をもってかきずかれていた。ドイツ語と中国語で行われた会話は、通訳がいなかったもので、実りがなかった。しかし私たちには茶が出され、私たちはシガーとタバコを分けた。そのなかか的一本を取り出して、若い男は吸ってみた。最後に時間にな

ったので、私たちは案内者たちにさまざまの中庭を通り抜けて通りの馬のところまで丁重に連れ戻された。フランスの公使館での食事のときに私たちの冒険のことを物語ったとき、一座の不思議がりようは限りがなかった。ラマ僧のヨンホクン Yungbokung であるかもしれない、若い男はそこに住む死んだ聖者の化身である(普通生き仏と呼ばれる)フツホツ Hutuchu に違いないということになった。それはありえない、とドウ・ブルブロン氏が付け加えた。

自分は二度手紙を書き寺院を見たいと述べた。しかし二回とも外務省から、それは不可能だ、なぜなら寺院は中国人にも開かれていない、ましてや外国人においておや、という返答を得た。食事の後では北京の地図が持つてこられた。私たちは問題の場所をすぐ見つけた。するとどうだろう、そこはラマ寺院であつた。私たちのホスト役も私たちの経験を生かして、寺院に出かけたら、そこで疑いもなく同様に親切に迎えられるだろう、と考えるはずである。しかしそうする代わりに、フランス公使は公的に恭親王に文書を送り、フランス公使には寺院への立ち入りを拒み、プロイセンの公使の若い随員には立ち入りを許可した、と文句をつけた。彼はその件についてきまりきった次のような回答を得た。つまり該当する日に何人かの外国人が力づくで寺院に侵入し、ふさわしくないやりかたで、虐待した。しかし一般的規則に違反しているとは云えない、という画一的返答を得た。この出来事の結果は、寺院がそれからかなり長い間外国人に閉ざされたということだった。私の長い経歴の間に、このフランス公使のような強硬な外交官にたくさん出会ったが、それはたいいていラテン系の国民の外交官で、これらの人たちによつてもたらされた損害は、しばしば少ないものではなかった。

タタール人街の北城壁の外のもう一つのラマ寺院、黄寺は簡単に訪れることができた。寺院は北京占領の間イギリスの最高司令部の本陣であつた。その横には砲兵中隊が作られた。この中隊は街の明け渡しによつて使われることはなかった。將軍参謀部の狂信的輜重隊士官が鬱憤晴らしに、ハインツエ法の規定に従つて、もちろん完璧とはいえないチベットの神々の像を破壊していた。この寺院において乾隆帝の時代にチベットから北京へやつてきたテシュ・ラマが天然痘で死亡したのである。そして皇帝は彼のために白い大理

作られ、赤く塗られた墓塚が立っていた。全体は良く保存されていた。

まだなにひとつ目にすることなく、私たちが街に近づいたとき、私たちは再び、ずっと私たちの右側にあった運河のそばに出た。その後数分で左側に中国人街の地味な城壁を見た。すぐその後、東のいわゆる安楽門を通過して街に入った後、私たちは荒々しい角形の塔と、同様に塔がそびえた門を備えたタタール人街の南の城壁を目前にしていた。城壁は強い感銘を与えた。一つには大いなる知識の門、哈徳門という第一の門まで見渡せること、他方で城壁が砂の山から姿を現し、城壁の下をたどってきた道の反対側には、私の一回目の北京訪問のとき述べた平たい、無数のアヒルがいる堀が延びていたことで、それだけ強い印象を与えたのだった。私たちは今度は馬車に隠れて車と通行人の雑踏のなかを哈徳門を通り抜けることはせず、数分後には二頭の大理石の獅子が見張りをしているフランス公使館の、量感のある、壮大な門の前に着いていた。ブルブロン夫妻は最高に親切に私たちを歓迎してくれた。用意された宿舎で私たちがくつろいでいる間に、ブンゼンとルチウス医師は数分しか離れていないロシア公使館へ向かった。そこででも彼らは大いに歓迎されたのだった。

フランス公使館は親王宮殿に設置されていた。イギリスの場合と違って、私の間違いでなければ、政府に認められた八万フランの大部分を巨大な門と訪問客のための部屋のために支払っていた。応接の間は大きな開けた通り抜きのホールの中に組み入れられていた。そしてその彫刻された天井の枠の一つひとつにはナポレオン家のシンボルであるミツバチが見て取れた。この応接の間は完成されることなく、長い間公使館の駕籠の倉庫として使用され、一度か二度祝典に使われた後、二十年後には取り壊された。それで今日ではそれが闊してきたありとある転変の後で、大きな、私にいわせれば巨大な入り口ホールが、親王家の所有者のものであったときとまったく同様にそこにある。それは西側の、進歩的イデオロギーと努力に対する中国の保守主義の像とシンボルである。それほどたくさんの金が役に立たない目的のために使われたので、公使とその部下の住まいのためには比較的わずかしき支出されなかったのは不思議ではない。公使の住まいは小さく、彼の随員たちは小さな、大

きなうっそうとした庭の中にあずまやに住まっていた。イギリス公使館ではもつと賢明で、中国式様式で三つの大きな玄関ホールを作らせた。必要と分かったとき、既存の中国建築にヨーロッパ式を付け加えたのである。たくさん、ますます増大する職員は、多くの個々の堂々とした家々に住まわされたが、これは相当の支出を伴うことになった。私の聞いたところでは、一八九二年には土地と家の購入のために五万ポンドが、つまり百万マルクを超える額が支出されたという。ちょうどそのころ到着していたロシア公使バルツェク大將は南のロシアの教会の宣教師の小さな棟割の家に彼の妻と住んでいた。そこから正教会の司祭たちとともに教会長は町の北部にある施設につきつぎと引越していったのである。一八六〇年に同盟国が北京を占領して、首都に住むことになっていったイギリスとフランスの外交団の宿泊場所が問題になったとき、ロシア人たちは、自分たちは町の両側にすでに居ついているので、町の北側でも南側でもかまわないと声明した。また町の北の隅には大きな、まだ建物が立っていない場所があり、そこに完全な外国人の居住地を設けることができるので、自分たちは北を好む、と言った。しかしイギリス人たちは宮廷と政府によりよく影響を及ぼすことができるように、皇帝の宮殿のすぐ近くに住むことを主張した。フランス人たちは彼らの例に倣った。それでロシア人たちは南のほうに留まった。そこで時とともに北京に居を置いた他の国の公使館も同様に英仏の居住区に居を定めることになった。条約締結国の公使館はこうして、町の真ん中に、中国人街のなかにばらばらに、交通の幹線地帯に位置し、不愉快さと不便、それに最後に明らかになったが、この状況の危険に耐えなければならなかった。この代わりに、気持ちのよい、ヨーロッパ文化の利点を備えた、何らかの警察を持ち、そこから簡単に街の外に出かけられる孤立した居住地をもつこともできたと思われるが。

夜になると、イギリス人で長い間アメリカに住んでいたドウ・ブルブロン夫人がよく客を招いた。そこで私たちは北京に滞在しているたいのいの人たちと再会したり、知り合ったりする機会があった。ブルース氏、バルツェク夫妻、この人はシレジアの出身で、夫人は実にきれいなロシア人であったが、突然ある文章や単語を聞くとすぐ失神してしまうあまり愉快でない癖があっ

の当時はフランスの旅団の將軍オマレーの住まいになっていた。後にはこの土地には中国人の反対にもかかわらず、フランスの聖堂と孤兒院と修道女の救護院それにフランス領事館が建てられた。これらすべては一八七〇年の反乱のときに破壊され、その住人は殺された。長年の間、焼けた聖堂の塔と天井のない側翼は幾分かフランス人の驕りと中国人の狂信の象徴としてその場所に立っていた。ついに一八九六年になってフランス公使のジェラル氏が教会を再建し、ミサのために役立てることを愚かにも実行したのである。その教会は王朝への思い出と民衆の迷信によって、そしてその場所に教会があることによって絶えず新たな衝突の理由と口実であり続けるだろう。

北河の船旅は単調であった。天津の近くでだけ墓場と二、三の回教寺院が多くの針葉樹林などのおおきな樹木に覆われていた。そのほかは木々に囲まれた、多くは柳と果樹に囲まれた村があるだけであった。ボートからの眺めは、河の低い水位と川辺のとうもろこしと黍がびつりと生えている畑で限られていた。植物は十二フィートから十五フィートに達していて、その一帯は六月の終わりに見られた景色とは完全に異なった眺めを呈していた。私たちの生活はとても単純だった。せいじつばい大気を吸い、怠惰の喜びを味わった。日に二回ボートを岸につけた。そして二回目の朝食と昼食のために食堂になっているボートに集まった。昼食の前後には普通かなり長い散歩を陸地でアヒルの行進のようにおこなった。というのも狭い野の道と川岸の道がそのほかの形をとることを許さなかったからである。私たちの船旅はゆっくりしていた。なぜならボートは最後まで流れに逆らって進んだからである。それに私たちは急いでもいなかった。そこで私たちは楊村、河西塢、馬頭村の前でそれぞれ一夜づつとどまった。そこではこれらの土地の少年だけでなく、全住民が外国の悪魔に興味を示したのである。数年後みたいに彼らは當時はこの悪魔を見る機会がなかったのである。三日目の晩、北京の北西に、三千から八千フィートの高さの山が現れた。青いもやも見えた。山は翌日ますますはつきりと姿を現した。そして午後に通州の十三階の高さのパゴダが現れた。それからやつと私たちは町がある狭い運河の中に入っていたのである。そこはあらゆる種類のボートや乗り物が溢れていたので、とても苦勞

して進んだ。ボートと人と活発な生活から近くに大都市があることが読み取れた。実際、通州は北京の河の港である。そして天津は首都の海の港である。

岸边にはルチウス医師とベルク、それにメリタンが待っていた。最初の二人は二日目の晩に、最後の一人は午後北京に到着していた。その夜は私的な宿で過ごした。翌朝私たちの荷物と召使を乗せた馬車を喧騒の中を先に送り出した後、私たちは馬で北京への旅を続けた。夜の間にかなりの量の雨が降っていた、雲が空一面に重く垂れ込めていた。しかし私たちはびっくりしただけで事なきを得た。そして夜の雨は、埃に苦しめられないという点で、都合がよかった。どうしてかは知らないが、通州はその日も帰り道でも清潔な良い印象を私に与えた。しかしその後の機会にはこのほか汚なく、メインストリートは泥で通りにくい道だと思った。おそらくはまもなく北京だという見込みのために実際よりよく思われたのだろう。大きな、いわゆる石道の脇を馬を進めた後、(この道自身は舗装に使われている角石のせいで、馬にも馬車にも具合が悪い) 私たちはバリカオの橋、つまり八里橋(一里は約六百メートルである)に到着した。この橋は白い大理石でできた魅力的建造物で、運河に架かり、北京と通州を結び付け、首都への年貢米の運送に役立っていた。注目すべきことに、運河には水路の代わりに堰が築かれていた。そのため積荷が北京の門の前に置かれた倉庫に着く前に、ボートは五度積み替えを行わねばならなかった。このことはなるほど多くの人々に仕事と稼ぎをもたらしたが、それより以上に多くの窃盗行為のきっかけを作っていた。すでに述べたようにドウ・モンローバン將軍がそこから伯爵の肩書きを得ている橋の背後で私たちはメインストリートからはずれ、野の道をたどった。畑、村々、規則的に植えられた木々でできている家族の墓場のそばを通り過ぎた。とくに墓場は北京の周りに独特の、いくつかの場所では陰鬱な特徴を与えている。これらの墓場のなかでもっとも大きなものの一つの前で私たちの指導者は止まった。それで私たちはそれを見学するために馬を下りた。濠らしいものの上に大理石の橋が架かっていて、二つの柱と背中に銘の入った板を乗せた巨大な亀が続き、最後に一種のアーチがあった。その後ろの囲まれた中庭には薄暗い、規則的に植えられた針葉樹の下に、五つの丸い、一種のセメントで

ができた時代を除外すれば、これらすべてはオイレンブルク伯爵のおかげなのだ。彼はプロイセンの名前が日本と中国でほとんど知られていない時代に、外的にも健康の上でも困難な状況の下で、多くの時間を持っていた人々と、敵を疲れさせ、降伏と退却させることを意図していた人々と争わなければならなかったのだ。にもかかわらず私たちの上司が彼の目的を達したのは、彼の仕事への意欲と能力、相手の論拠の隙を見つけ、見かけ上譲歩してすでに負けたと思われる要求を掬い取ることができた彼の鋭い洞察力と決して衰えなかった清新な気持ちのおかげであった。私たちが彼の精神的若々しさと失われることがなかった精神の晴朗さを賞賛するたびに、自分を若々しくしているのは、私たちが若者との付き合いなのだと、彼は答えるのであった。しかし本当はその逆であった。最近『東アジア一八六〇—一八六二』の題で発行された彼の家族との書簡は、この点で、あるいはそのほかの点で、彼の姿と合っていないようだ。この本はまるでオイレンブルク伯爵が彼の家族への報告の中で彼の随員と外界に対してかむっていた清新で明朗という仮面を投げ捨て、彼を押しつぶす肉体的、精神的惨めさを訴える必要を心から感じていたかのような印象を与える。私にとってこれらの手紙はある点で幻滅であった。なぜなら手紙は、私が見慣れ、敬愛していた私たちの上司とは違った姿を与えたからである。しかし手紙によれば、毎日、毎時間彼の周りにいた私たちに彼の魂をしばしば満たしたに違いないことをかなり隠すことを心得ていたことに驚嘆しなければならない。

天津での私たちの最後の日々は別れの訪問と荷造りのうちに送られた。英国の陣営も北部中国を離れるところであった。その友人たちも同様に出発の準備をしていた。私たちはしばしば心を重くする状況の中で彼らとしばしば楽しい時間を過ごした。そして運命によって結ばれた皆さんの士官たちのなかに多くの真に気持ちの良い性質を認めることができた。そのなかでも六十連隊の若い大尉のファルクファーンソン（ファルクソンと呼ばれていた）が特に私たちと親しくなった。この人はヴィクトリア女王の小姓であった。彼女から近衛連隊の大尉の位を贈られていた。周知のように当時は地位はある条件のもとで売り買いできたので、彼はすぐある前線の大尉の地位と交換し

たのである。イギリス士官は知識と軍隊教育の点では、プロイセンのよい士官とはいえないまでも、平均的士官によって自明と考えられるものより確かに遅れていたのだが、イギリス士官について私たちに特に目立っていると思われることは、外国の事情に適應する彼らの能力であった。天津でも大沽でも士官用食堂や陣営にはある種の快適さがあった。その快適さはまったく別の階級、私に言わせれば、カーストをつくっていた海軍を除いて、フランス人にも見られないものであった。一つの場所から、一つの気候からしばしば反対の場所、気候へ移動させられる習慣と、士官軍団のある種の裕福さにその理由を求めることができるのかも知れない。しかしまた個々の士官の、特に彼らのなかのアイランド人の個々人がそのことに貢献したのかも知れない。普通の兵隊は素晴らしい着こなしで良い食事を取っていた。その振る舞いは天津では申し分なく、すでに述べたように、中国人の取り扱いにあたってはフランス人よりましであった。しかし行軍のあいだは出てくる略奪のチャンス逃がすことはなかった。

九月十日に私たちは北京へ出発した。ルチウス医師とベルクの二人は馬で、公使と私たち三人の随員は六隻のボートに乗った。そのうちの三隻は私たちの住まいとして、一隻は食堂として、他の二隻は召使たちと荷物の場所とした。

天気は素晴らしかった。涼しいと同時に日が照り、まことに気持ち良かった。空気はすがすがしく、天津の悪臭と退屈な仕事から逃れて、まるで樂園にでもいるかのような感じがした。船は最初の数時間は郊外を通っていった、一列にあるいは二列に並んだジャンクのあいだを通り抜けた。ジャンクは南方の、特に福建からきているように見えた。多くのジャンクの甲板上には豚が縛られていた。それを私たちは見張り豚と命名した。帆かオールで航行しているジャンクに逢うと、舵を取っているのは船の女主人で、背中にはたいいてい子供を背負っていた。皇帝運河が北河に流れ込んでいる地点は美しかった。川面はそこでタウ十字架の姿をなしていて、皇帝運河が一つの腕を、北河が幹ともう一つの腕を表していた。ちょうど合流地点に宮殿が一つあり、それは乾隆帝が十八世紀に旅をするときに泊まった宮殿であった。宮殿はそ

天津での会談はドウ・メリタン氏の頭の良い活動のおかげで完全に満足できる終わりを迎えていた。彼は最初は幕の後ろで親切なアドヴァイザーとして、それからオイレンブルク伯爵の通訳として活躍した。中国人たちは要求されたことをすべて容認した。その結果条約は他の強国と以前に結ばれたものに完全に匹敵した。中国に広まっている不穏な情勢（太平天国の乱）に鑑みて、国王陛下は北京に常時外交官を派遣するという権利を五年間使用しないという、われわれの約束は別の条項に含まれることになった。他の別条項、つまり開港された港に特別の領事を任命する権利をハンザ同盟都市に許可するという条項は、オイレンブルク伯爵が受け取っていた命令に沿うものだった。ハンザ都市の上院はこの規定について固執していたので、これを含まない条約は拒否すると述べた。中国在住のハンザ都市出身者はこの要求をたいへん残念がった（彼らはその意見をいつでも公表していた。）というのもそれによって商人のシステムとそれによって中国と他の諸国に対して無力な領事が永久化される恐れがあったからである。幸いにこれは一八六六年に、この別条項に対する偏見は取り除かれた。

九月二日の台風の日、「フ라우エンロープ」は台風で失われたのだが、条約の署名が行われた。しかし中国人たちが期待し、望んでいたように思われた華々しい形ではなかった。つまり八月二十一日には承德で咸豊帝が三十一歳で死亡したのである。幸運にも彼は二十一日に彼の前に提出された条約草案を許可していたのである。そういうわけで中国の長官たちは連れのものを含め深い哀しみの状態にあった。それは髪とひげを剃らず、野暮つたい、白の木綿地の上着が絹の服に変わっているところに見られた。そして帽子の赤い房飾りは黒に変えられ、緑の駕籠の変わりに黒が使われていた。剃っていない顔と頭のせいで私たちの中国人の友人たちは普段にもまして汚く、食えない感じに見えた。周知のように中国人は剃っている頭の頂だけに髪の毛を残していて、それを絹の紐で、喪の場合は白い紐で国民的な弁髪に編んでいる。その弁髪は十七世紀はじめに満州人が中国を征服した際に服属の印として、あるいは正確には自ら弁髪をさげている満州人に編入の印として中国人に押し付けたものである。――おそらく征服者にとっては明王朝の以前の痕跡

を消してしまうことが重要だったのだろう。通例の髪型が消えてしまうとともに、中国では舞台でだけ見受けられる、そして朝鮮では役人のあいだで見受ける衣服と、多色の帯と、目立つ被り物も消えてしまった。朝鮮の役人が明時代の服装と言葉を保っていることは、私が一八八二年に条約会談を行った際に確かめる機会があった。

条約の署名は決して楽な仕事ではなかった。私たちの上司はさまざまな条約の部数と交易がその決まりの下に行われる付属決定事項に彼の名前を四十八回書かねばならなかった。それらの文書はドイツ語、フランス語、中国語でそれぞれ四部にまとめられ、それに別条項があった。私たち随員もその数だけ、使節団の印鑑を押さなければならなかった。ことが終了したことを私たちが喜んだことを誰も悪く取ることはないだろう。会談の際にいてい何もしなかった崇厚も退屈な会議を終えたことに本当に満足しているように見えた。ありとある困難と不平の元であった年寄りの崇綸ですら殊勝な面持ちで、プロイセンの公使を北京で見ると天が彼の命を永らえさせるようにという希望を述べた。この望みを天は叶えた。彼は公使レーフェスだけでなく、プロイセン公使ではなかったとしてもドイツ公使としての私をも北京で見ることになったのである。

私はこの段落を終るに当たって、私たちの上司の忍耐とエネルギーに心からの賞賛の言葉を送らないわけにはいかない。私は自分の力で十二年日本の政治家と、十八年以上を中国の政治家と、交渉しなければならなかった。だから私は、これらの人々に対して、成功を収めないまでも、不成功に終わらないためには、どんな忍耐と、注意深さと内的、外的な集中が必要であるかを、自分で経験することができた。そのとき私は気持ちの良い、健全な状況のなかで生活していた。時間に関しては縛られていなかった。私の後ろにはプロイセンとドイツというますます高まる名声と強国の気配があった。さらに私の両国での外交活動の時代は、すべての重要な問題において他の条約国の支持を当てることができた。それを私は共通の利害を持った共通の代表の時代と呼びたい。この時期はそのような時代に当たっていたのだ。オイレンブルク伯爵が英国やフランス、米国の代表部の助けを当てにすること

絶えず助けを必要とした。最後には砂州で恐ろしい嵐が襲ってきた。デヴァランヌはそこで錨を下ろさざるを得なかった。状況は危険がなくなかった。というのもも蒸気船の甲板の重い大砲が船を特に不安定にしていたからだ。私たちは幾度も大波をかぶった、しばらくは船室のなかで膝まで水に浸かっていた。その夜、私には悪寒を伴った体の冷える熱のひどい発作と熱その他の症状が出てきた、そのため、「テレーズ」が他の乗客を近くの上海行きの船に降ろした後、翌日の朝「テレーズ」がアルコナに横づけになったとき、私はとても弱っていたので、階段を上ることができなかった。わたしは椅子にしっかりと結わえ付けられて、デッキに引き上げられねばならなかった。そこで軍医のシュテファニー医師が私を引きとった。彼は、私が悪質な間歇熱の発作にかかっているが、自分はヴイルヘルムスハーフェンで他の症状を見ているので、すぐに病気を治す、と言って私を慰めた。父親のような愛と気遣いをもって私に接してくれた司令官のグルンデヴァールは、私のために船のもっとも風通しのよい彼の船室の前の部分にハンモックを吊るしてくれた。これまで私は茶匙でキニーネを取ったことはあったが、シュテファニー医師はこれまで私が飲んだうちで最大の量のキニーネを与えた。キニーネが効いて、私の熱はとれた。しかし私はまだひどく弱っていたので、数日後にやつと何時間かハンモックから離れ、ヨチヨチ歩くことができるようになった。数時間ごとに交互に黒ビールをスプーン一杯、次に鶏のスープをスプーン一杯とった。私が勧めていたように、アルコナ号はほとんどの時間を芝罘の投錨地で過ごしていた。そして投錨地を含む島のひとつに完全な小さな陣営を置いていた。そこで士官も船乗りも気持ちよく過ごしていた。私が船に滞在しているあいだに、船は廟島群島に航海した。そこは直隸湾（注、渤海湾）の入り口に位置していた。私はそれを司令官の船室の窓から眺めることができただけだった。というのも私の健康は決定的に回復して、もう再び熱が繰り返されることはなかったが、私の体力は少しづつしか戻ってこなかったからだ。そうした状態にあるときに、八月二四日に私は上司から一通の手紙を受け取った。その手紙は、事柄は今ではいぶん進捗して、数日たったら条約の調印をすることができだろうと伝えていた。自分は条約への最初の一

歩を踏み出したあなたがこの機会に居合わせないことを大いに残念に思っている、調印の後、自分は使節団の他の成員とともに北京を訪れるだろう、とその手紙はさらに続けていた。その二つの機会に居合わせようという私の決意はすぐさま固まった。私はシュテファニー医師に来てもらって、私の計画を伝えた。「不可能です」というのが答えであった。「病気がぶり返します。ひよつとしたら悪い結果になりますよ。だから私としてはあなたを行かせることに責任をもてません。」私が自分の考えを強く主張したので、私のことを大いに気遣って、念入りに診察してくれた、人の良い医師は腹を立てて言った。「私が診察するのは物分りのいい人だけです。フォン・ブランドさん、あなたが病気になるって船に戻ってきたら、私はあなたを助手の医者にゆだねます。」しかし私は言うことを聞かなかった。翌朝五時に私は司令官のギグ（ボートの一種）に座っていた。その船で五時間かかる大沽に向かった―船は漕がなければならなかった―そこで中国式の馬車に乗り、夕方の六時には公使館に着いた。当然のこと、そこには誰もいなかった。私はビーフステーキと赤ワインを一本注文し、それをたいらげた―健康だった。もちろん同僚たちが言っていたように、私は人間というよりは歩く死人に見えたかもしれない。しかし私は仕事も娯楽もほかのひとびとと同じようにした。そしてこの荒療治から悪い結果をまったく感じなかった。私が六週間後元気でアルコナの船上に戻ったとき、シュテファニー医師は言った。そのような乗馬による治療はときたま成功するが、私がしたようにやるのはとても無謀なことであると。彼の言うことはまったく間違っているとはいえないだろう。しかし私は後年においても、気分良く決意することは多くの困ったことを片付けることを助け、あまり長く考えすぎることとは物事を実際より悪く見えさせる、と思った。私が一八六六年八月にシュランゲンバートで静養をしていたとき、相当な熱の発作に襲われていたとき、音楽とともにホテルのそばを通り過ぎていた第六竜騎連隊の後ろにあのシュテファニー医師を見つけたのはめったにないことであった。多量のキニーネは、その量は私を診察している医者を選朝びつくりさせたのだが、すぐ私を元気にした。そしてちょうどマイン遠征から帰ってきた連隊の士官たちとの楽しい会話で、私はその夜を過ごすことができた。

それゆえ見かけ上、私たちの北京派遣が失敗であったにもかかわらず、それがその人々を立ち直らせ、これまでの怠惰と嫌気に留まっていたのがどんな結果をもたらすかを示したことで役に立った、と私は考えている。フランス公使が私たちの側に立ったのは主に別の偶然によることであった。それについてはあとで述べなければならない。北京行きは、長い年月の後でも、私にとって喜ばしい結果をもたらすことになった。後年の公使任命のときに私は北京で恭親王の副官、景廉と総理衙門の一員としての親王自身と会った。二人とも最高の愛想のよさと最高の礼儀正しさの見かけにもかかわらず、自分の使命を鉄のごとき一貫性をもって堅持した若い随員のことを思い出した。わたしたちの最初の武器の事件の思い出によってその後の多くのことがスムーズに運ばれた。

私たちの北京での冒険に間接的に関与した人にも、さらに困った結果もたらされようとしていた。つまり政府が、私たちのために労働者や家具などを世話し、そのほかのことも助けてくれた英国公使館のコンプラドールに釈明を求めようとしていたのだ。しかしブルース氏が彼の召使のために断固として介入したので、恭親王あるいは誰かこれを考えたものも中止せざるを得なかった。

六月三十日に長官たちとの交渉が再び始められたが、そのためにより早く進むということはなかった。常に新しい問題と口実を持ち出して交渉の締結を妨げたのは、承徳の取り巻きの陰謀と攻撃から身を守ろうとする恭親王の努力であり、伯爵を疲れさせ、退却に追い込もうとする崇綸の希望であった。数時間におよぶ会談は事実上の成果なく終わった。中国の長官たちと一つの条項について同意できたと私たちが思っても、彼らは次の会議では以前に話し合い、解決されたことを全部また持ち出すことは確実だった。そのうえ気候の不利な作用が始まった。写真家のビスマルクは熱病のために天津を去らなければならなかった。六月二十一日に伯爵の召使のパウルが死亡した。彼は熱中症からの回復過程にあった。―気温は日中には日陰でしばしば摂氏三四度にのぼった。夜にもほとんど下がらなかった―。七月二十八日には私たちの通訳のマルケスが卒中に見舞われた。彼の左半身は完全に麻痺してしまっ

た。このことは、条約交渉にとっては、ポルトガル語とおそらくは中国語以外の言葉を完全には使えなかった年寄りのこの面倒な男が中国人を凌駕できず、私たちの上司の使命を楽にするよりは面倒にしていたという限りでは、幸運なことであった。オイレンブルク伯爵はそこでちょうど天津にいたフランス公使館の通訳ドゥ・メリタン氏に話を持っていった。そして彼の助けを求めた。ドゥ・ブルブロン氏にはドゥ・メリタン氏を使わせて欲しいと依頼した。事態は急速に進んだ。ドゥ・メリタン氏はかなり昔から個人的に長官たちを知っていた。彼はオイレンブルク伯爵が望んでいることを理解していた。それに彼はその話術において中国人を凌駕することはないが、引けをとらなかった。とりわけこれまでできなかったように見えたことをやり遂げることは、フランス人にとって個人的見栄の問題であった。だからそのときからは天津においても北京においても努力をしないままほおっておかれるということはなかった。

八月五日に私は倒れた。すでに一週間にわたって気分が悪いという以上の状態だった。北京への馬での旅行と強いられた戻り旅、それに事柄全体が引き起こした怒りは私を元気にするものではなかった。さらに激しい労働、四時間から五時間に及ぶ会議、その会議録の作成、上司が私に口述する本国への報告があった。そのうえに暑さと、いたるところで立ち上ってくる不健康なもやが付け加わった。私は気を張っているためにあらゆる努力をした。しかしその晩、天津滞在がもたらす災厄に対する予防としての乗馬のあとで、馬から下りると、私は自分で部屋までたどり着くことができなかった。わたしは横にならなければならなかった。ルチウス医師は高熱を確認した。処方された薬はうまくいかなかった。そこで九日には、翌日大沽投錨地にいるアルコナ号の船上に送られることになった。それは私にとって好都合であった。私は死ぬほど疲れていたのだ。そして天津では再び回復することはないだろうと感じていた。それで十日に私は「テレーズ」に運ばれた。その狭い船室には私のほかに私が世話しなければならなかった通訳のマルケスと、二人の熱病にかかっていたイギリスの士官がいた。航海はすぐ快適というわけにはいかなかった。小さな、人が溢れた空間のなかの暑さ、それにマルケスは

り、これを広げるという重い課題が背負わされている人々に陰謀を加え、悪巧みをする機会を逃さないということであった。とうとう長官たちも一度伯爵の希望を北京に伝え、口添えすることを約束した。こうして天津での状況は、最後の四十八時間のうちに私たちにかなり有利な方向に変化した。長官たちが私たちの旅立ちを嗅ぎつけ、非難から自分を守るために、この旅行に過度の罪をかぶせたということも可能、いやありそうなことであった。しかしまた北京と天津で見解が私たちに有利に展開したということもありえた。その場合には、時期的に不適當な私たちの旅が反対の方向に変わってしまうわけだ。そこで私たちの上司の気分は、北京への到着と家の所有を伝える二十四日の午後の私の報告が到着したときよりもっと不安定になった。その夜、伯爵は長官たちの手紙で起こされた。彼らは恭親王が彼らに宛てた知らせを取り次いだのである。それによれば、公使館の高官だと自称して北京に來た二人のプロイセン人は、門番の制止を振り切つて北京に侵入し、宿屋の主人を棒で殴り、無理やり滞在を余儀なくさせ、翌日にはイギリス公使館の隣の家を、家の持ち主を力ずくで家から追い払つた後で、我が物にしたというのである。その結果プロイセン人が乱暴で野蛮な人々であることは明らかで、それゆえ長官たちにはこのプロイセン公使との交渉を中止するよう命令された。二人の北京に來た役人はすぐ北京に呼び戻されねばならない。さもなくばこの二人は総理衙門の役人によつて連れ戻される、というのであった。長官たちは親王のこの覚書に付け加えて、彼らはちょうど北京へ出かけて、プロイセン使節の申し出を受け入れるように勧めるところであった、しかしこのことは私たちの事件で不可能になった、といった。長官に宛てた六月二十五日の手紙の中で、オイレンブルク伯爵は北京へ派遣された役人に対する非難を退け、望むときに首都を訪れる権利を主張し、それに基づいて、使節の役人を自分で発行した許可証を持たせて北京へ送る権利を主張した。しかし天津での交渉を中断しないために、私たちを呼び戻している、と説明した。

北京では使節の努力が成功し、恭親王の抵抗を克服して、ベルクと私の北京行きがだめにしたよりもっと有利にプロイセンの希望に沿うという話が

なされ、準備がされていた。しかし私はこの意見をまったく信ずることはできなかった。クレツコウスキー伯爵が親王はきつとプロイセンの公使館の権利を拒否すると説明した手紙の日付は十八日であり、二十二日に私たちは北京に入ったのだ。この四日のあいだに中国人たちの意見の変更を促し、変更が実際に行われるような何かが起こつたという証拠はぜんぜんなかった。なるほど二十三日の長官たちの説明には幾分か進歩が見られた。しかし彼らの動機と目的はいまいで、先に述べたように、ほかの解釈も可能であった。

北京の事情についての私の見解は、若く甘やかされた人々と異ならず、あまりに一面的で、そつけないものだったかもしれない。しかし北京で認められた公使たちが、プロイセンはかれらの政府と同じ政治的権利を要求する、そしてその要求は拒めないのだと、中国人に言えば、私たちはたいした抵抗に遭うことはないだろうと今でも確信している。しかし彼らは、中国人が述べているように、プロイセンは何を望んでいるのだという親王の質問に答えるのが、適當だと思つたのだ。「決して政治的権利ではない」というこの答えは、後に中国人に対してある程度まで両手を縛ることになった。この答えに対し、常に外国における交易の関心だけで、政治的関心を持たないと説明した伝統的プロイセンの政策の中に、根拠と言ひ訳を見出したのかも知れない。しかしこの考え方がドイツ帝国の政治をも支配するようになったのはまだ十年とはならないのだ。それから北京の二つの外国の代表者たちの人間が問題になった。イギリス人は大變に頭が良かったが、それ以上に怠惰であった。それに個人的事情からフランスの流れの中にいて、イギリスの特別の問題に取り組んでいなかった。フランス人は知性については平均に達していなかった。しかし見栄っ張りにかけては平均をはるかに超えていた。そのうえ彼はフランス政府に対して、自分の地位が安全でないと感じていた。彼はすでに一度呼び戻されるところであった。彼が現在の地位にいることを許したのは、彼の妻がカトリックに改宗したおかげであった。その際に洗礼の立会い人になったのがエウージェニー皇后であつたというわけだ。そのような人々から他人の利益のための援助が期待されるのは、彼ら自身がそこから利益を得ることができる場合か、黙っていたら不利益になる場合だけである。

なた方のやり方はきつと条約をだめにするだろう、ベルクと一緒に天津へすぐ引き返さない」という上司の手紙を受け取ったとき、私にとってそれは晴天の霹靂であった。私は戻り旅のためのあらゆる準備をした。労働者に賃金を払い、彼らを解雇し、イギリスとフランスの公使館にかけ、それぞれの館長に天津への呼び戻しについて伝えた。ブルース氏もドウ・ブルブロン氏もこの出来事にたいへん満足しているように見えた。前者は、オイレンブルク伯爵がいつでも北京に来られるように恭親王に精力的に働きかけることを約束した。後者は私に親王の困難な状況と北京における外国代表の微妙な立場についてかなり長い講演をした。しかしフランス公使の彼にさえ、彼が中国の兵隊と行き会うときは、彼の地位にふさわしい榮譽を示されるのではないだろうか！条約締結以前における公使の側からの北京訪問の権利の問題は、後になっても、中国と外国のあいだの外交交渉で相当の役割を果たした。首都で調印された条約は、一八六五年のベルギーの条約、一八八五年のポルトガルとの条約以外はほとんど思い出すことができない。

この訪問から帰ると、私は家主が彼の――私たちの――家にいるのを見た。それで彼とともにロシアの使節のところに行った。この立派な人は損害賠償を受け取ることを断った。私たちはほんの二、三日住んだだけで、その修理をたくさん行っただけだ。この男は正直だった。そこで私は使節の前で門番に九十ドル、当時のレートでは五百マルクに相当する額を主人のために与えた。しかし私は、この男がこの金額の全額といえないまでも、相当の部分を彼のポケットに入れたことを疑わない。

夜七時に、私はロバと馬を前後につないだ中国の二輪馬車で北京の門から出て行った。御者と私は、何何でも二十四時間で天津へ連れて行くように取り決めていた。私は約百二十キロメートルある北京から天津までを、深い砂の中を動物を取り替えずに、河西務で一時間半の休息をとっただけで、二十三時間で走った。重い馬車と、二人の人間と、トランクを引っ張らなければならぬロバと馬にとつては悪くない働きであった。馬のほうは皮膚と骨だけでだいいつもよくいらだったからだ。私は夜明け前についた馬頭村でちよつと留まり、ベルク氏に受け取った命令を伝えた。ベルク氏はポニーで

天津への旅をしていた。私に遅れること二時間で到着した。同じように見事な働きであった。悪い道路と恐るべき暑さと乗り手の重い体重を苦慮に入れば。

私は怒りで一杯の状態で北京を出発した。眠れない夜、馬車の揺れ、暑さ、埃、空腹と渇きのために私の気分はよくなかった。幸いに私が到着したとき家には誰もいなかった。飲食と入浴でいくらか私のイライラした気分は和らいだ。しかし伯爵が二時間後夕方方の馬での散策から帰ってきて、私を暖かく迎え、情勢についてこまごま話し、私がこのことから学んだことについて訊ねたとき、こう答えざるを得なかった。「文書による命令なくしてこのような仕事に二度と送らないでください」と。伯爵は、事情によれば不適当な返答を決して根に持つことはなく、私にとっては常に好意的な上司であり、後年においても後援者であったことを、伯爵の名誉のために付け加えておかなければならない。

私の不在のあいだに天津で起こったことは次のようなことであった。私たちの出発した二日後に中国の長官たちの希望で伯爵との会談が行われた。その中で彼らはプロイセンに対する外交権（公使権）の要求を半分だけ認めたが、しかしそれと関係する規定が特別の条項に含まれることを求めた。その条項は最初の五年間はこの権利を使用しないということであった。これは私の上司が示唆した考えであった。もともと中国人の側から拒否され、今また採用された考えであった。しかし私たちの上司は外交権の承認は条約自体の中に、一時的なその権利の放棄は秘密の条項に入れることを主張した。中国人が憂慮したことは、オイレンブルク伯爵が彼らに宛てた文書の中で、強国としてのプロイセンは他の強国と同様に要求し、要求を受け入れてもらえるはずだと強調したことであった。どのくらい多くの強国があるのだろうか？ある一つの強国の権利の承認は無数の他の強国の要求につながっていかないだろうか？しかしとくに状況の鍵になっていたのは次のことであった、つまり長官たちは親王と、親王と意見を同じくする大臣たちの難しい立場を強調した。彼らは皇帝の保守的取り巻きの攻撃にさらされている、この取り巻きたちは外交関係の指導を自ら引きうけることは拒否するが、外交関係に携わ

屋を、中国の宮殿の広間や小さな部屋から作り上げていた。サロンと食堂は独特の趣をもっていた。少なくとも一八九三年までは公使館のその趣は保たれていた。中国の家の紙の窓は、しばしば直線の彫り物でさまざまな部分に分けられている。公使館秘書ニール大佐は、ちなみに彼とは二、三年あとで日本でイギリスの代理公使として再会したのだが、大佐は公使館のなかでヨーロッパのガラス窓の取り付けで不要になった紙の窓を集め、紙を取り除け、彫刻を暗褐色に塗らせた。それからサロンは暗赤色の壁紙を、食堂には黄色の壁紙を張らせて、魅力的で、独特の効果を作り出していた。私たちは暑い夏の夜を、長い時間、公使館の中庭で歓談した。私にとっては、これはかなり長い間、最後の楽しい時間となった。

翌朝、ブルース氏は、私たちが彼のところで朝食をとっているとき、散歩中に北京の駐屯地の一部が砲火のなかで演習しているのを見た、と言った。彼が何事だと訊ねたら、プロイセンの公使が許可を持たずに北京に来ようとしているので、それを妨げるのだという答えがあったということだった。さらに彼は付け加えた。公使がこれを試みるだろうと考えて、親王がわれを忘れていると、もしこれを妨げなければ、お払い箱にするといつて、総理衛門の首相の一人で、首都防衛隊のウエンシアン Wensiang を脅かしていると、自分分は聞いた。ブルース氏は言った。もし公使が北京へ来ることにこだわったら、中国人が公使に対して思わぬ拳に出ないでもない、自分は恐れている。それに対して、私たちの北京への派遣と伯爵による北京訪問は、受け入れることのできる条約を結ぶための最後の手段である、私たちの上司は、彼に託された民族の権利を損なうことはできない、と私は答えた。

しかしながら、いづどこであれ、衝突は避けなければならないのは、明らかにことであつた。それゆえベルク氏と私の意見は一致した、ベルク氏が北京への最後の宿营地である馬頭村にかけ、すでに北京への途上にあると思われる伯爵に状況を分かちもらう、しかしその前に、ブルース氏と彼が上司に言わなければならないことについて詳しい相談をしておくということに私たちは一致した。会談の結果ブルース氏は、もしオイレンブルク伯爵がもう一日途中で留まり、恭親王にそこから目前の北京到着を知らせるならば、

自分ではできる限りの影響力を行使して、プロイセン公使が北京に入ることを妨げたり、あるいは彼を迎えることを拒否したら、それは許されないだろう、と親王に説明するだろう、と約束した。連れのものがこの会話を交わしているあいだ、私は家の工事の進行具合の見張りを続けた。ちょうどこのときこの家の持ち主で、中年の、汚れて、零落しているように見える男が訪問してきた。通訳がいなかったたので、私たちの話はお互いに理解できない中国語とドイツ語だけで行われた。しかしお互いに理解できなかったとしても、私が彼に勧めたシャンペン酒は、親王家につながるこの持ち主にはずいぶんおいしかったみたいだった。最後には私が勧めなかったにもかかわらず、手近の葉巻を仕舞いこんだ。この不意打ちのかなりの成功にもかかわらず、彼は私たちのところから、恭親王のもとに駆け込み、彼に対して私たちが暴力を振るつたと言って訴えたのだ。彼はもちろんまず、彼の責任を逃れ、この件から身を隠すことを考えたに違いない。彼の主張によれば、彼は家を赤い髪の野蛮人に売ることがはまったく考えていない。皇帝に依存し、中国のかなり早い時期の征服者の子孫からなる旗人として、彼は土地を売る権利はないと言った。あとで聞いたところでは、彼は問題の土地を、私たちが北京を離れた後で、イギリスの使節ロックハート氏に売り、その後、土地はイギリス公使に売却されたそうである。これに隣接する家の複合は、アメリカの公使アンサム・バーリングダムによって最初の在北京ドイツ公使フォン・レーフェス氏に売られた。そこで私が一八七五年にそこへ帰ったとき、かつての戦場ではないまでも、そのすぐとなり私の陣営を開くことができた。この土地もまた後に英国公使館に移った。その地所に最初の公使館書記官のために三階建ての家が建てられた。その家は一九〇〇年には公使館占拠に当たっては相当の役割を果たしたということである。

七月二十六日にベルク氏は、ブルース氏に勧められた中国人の役人を伴って、馬頭村へ出かけた。私は家を修理する仕事と上司を迎える準備を続けた。北京でやることになっていた、一見実現不可能に思えた使命が、さまざまな幸運で可能になったばかりでなく、中国の役所との激しい衝突なく実現したという確信を私は抱くことができた。それゆえ二十五日の午後上司から「あ

らしい話を始めた。私は彼の話をさえぎって、私たちがすでに宿を見つけたといった。そしてどこで、いつ、と驚いて発した彼の質問に答え、私たちが隣人になったことを説明した。ブルース氏は最初いぶかしげな顔をしたが、それから心からの笑いを発し、私たちにできるだけの助力と支持を約束した。そして公使館のコンプラドールに労働者と家具の調達のとき助けるように手配した。彼は食事を常に公使館の彼のところで取るように招待した。午後のうちに、私は上司に私たちの成功について報じた。翌日には、五十人ぐらいの労働者が新しい住まいを住める状態にするために仕事を始めた。そうしてすべてが順調に進みそうに思われた。しかし午後ポプ神父が私たちのところに現れた。そして恭親王の副官が訪ねてきて、私たちの北京訪問は違法であり、すぐに北京を去らなければ、力づくでも退去させると伝えてくれるように依頼した、と知らせてくれた。私は、副官に次のように言ってくれと、ポプ神父に頼んだ。公的でない人物による何らかの知らせを受け取ることが拒否せざるをえないと、また使節団の成員に暴力を加えたら、政府はその重い責任を引き受けることになる。

そのあとすぐに、フランス公使館とイギリス公使館の見習い通訳を伴って、恭親王の件の副官が、私たちのところに現れた。見習い通訳の二人は、私たちに自分たちは上司から通訳に指名されている、しかしその仕事だけをするように命じられている、と説明した。それに対し、私は、私たちに示された親切にお礼を述べるとともに、そのほかのことで手伝ってもらうことがあるかは、私のほうでも分からない、と答えた。副官の景廉は丸いからだで、インテリで、満足しているように見える男で、後で聞いたところによれば、恭親王が特別に信頼を寄せている男であった。彼は、本当かそうでないかは知らないが、彼によって英国人による逮捕を免れたとうぬぼれていた。私たちはみな腰を下ろした。葉巻とシャンパンが運ばれた。会談は始まり、景廉は、私たちが通行許可証を持たずに首都へやってきた、プロイセンとの条約はまだ署名されていないので、ますますもってくる権利はないはずだ、と言った。そのうえ私たちが暴力で家を奪った、だから皇太子は私たちが直ちに北京を去るように命じている、と彼は言った。私は次のように答えた。私たちは上

司の命令で来ているのであり、その上司の命令の正当性について議論することはできない。家のことに關しては、私たちがその家を暴力で物にしたという言いがかりは完全な誤解に基づいている。あの家は数ヶ月にわたって他人に対して、売りに、あるいは賃貸しに出されている、私たちはそれを知らされたので家を借り、相当の家賃を支払う用意があると説明していた。私たちは暴力を使わなかったもので、その家のただ一人の門番は、私たちのものを家の中に運ぶのを手伝ってくれさせた。北京から去ることは私たちにはできない、わたしたちは公使の命令で来たのだ、彼の命令で動けるだけだ、親王はどうか公使に向かって言ってほしい、彼なら北京への私たちの使命が必要であった所以を伝えるであろう、私はそのようなことを述べた。しかし景廉はそれは不可能だといった。というのも親王は天津にいる長官を通じてのみ公使と接触することができた。家のことは、彼はすぐ触れるのを止めた。そのことは彼には本当とはおもわれず、陳腐な事柄に思われたに違いない――十五年後、私は総理衛門の大臣になった彼に再会したとき、私は何度も彼のすばやい把握力と知性に驚いたものだった。彼は何度も私たちの北京滞在の目的と、公使もまた来る計画があるかという質問に戻ってきた。それに対して私たちはそれについて伝えることはできないと、親しみをこめて答えた。私たちが去らなければ、政府は力で北京から追放すると景廉が再び話し始めたとき、私たちは武器を所有しているし、十人を雇うことは簡単にできると、私は彼に答えた。でも私たちは武器を使用しないだろう。ただ正当な理由に従うために、すくなくとも一ダースの人々を送らなければならない。彼らが私たちを街の外に連れ出す前に、願いが一つある。どんな？と景廉は訊ねた。私たちをまず英国とフランス公使館に連れて行って欲しい。そうすると公使たちは、友好国の使節たちが彼らが住んでいる街でどんな扱いを受けているか見るだろう。これは満州人の訪問者の連れのものに効果を及ぼしたように見える。話し合い全体は、愛想の良い、友好的調子で行われた。別れのときも同じようであった。景廉を見送り、彼が満足しないで私たちのもとを辞した時、彼は少なくともそのことを表にあらわさなかった。

私たちは夜、再びブルース氏の素晴らしい部屋にいた。彼は、それらの部

公使館だと分かった。御者をこの門から引き離し、彼らに私たちの望むところを分らせるには相当の苦勞を要した。ようやく彼らは私たちの言うことが分かったようであった。私たちはタタール人街を再び出て、中国人街の狭い小路に入っていた。そこでやつと私たちは一軒の家の前で止まった。その家の戸口ではいく人かの人々が合図をし、呼びかけた。私たちと、伴のもの、荷物とともに、いくつかの二階にある非常に清潔と言うわけにはいかない部屋に連れて行かれた。私たちはひどく疲れていた。二日間、毎日、六十キロメートル以上馬で移動し、それに二日目には一時間以上、身体を苦しめる中国式の馬車に乗って町の中をまわったので、渴きを癒し、二、三個の硬いゆで卵と杏と葡萄をがつがつ食べた後で、寢床に身を投げ出して、騒音や悪臭、虫にもかまわず、翌朝まで眠った。朝早く目が覚めたとき、私たちの部屋の窓がタタール人の街を囲む壁に面しているのを見た。その胸壁がのぼる朝日で金色に染まっていた。そしてみたところ深くもまたそれほど澄んでもない堀には無数のアヒルが泳ぎ、ガーガ泣き声を上げていた。私たちは水兵を荷物に座らせて、どんなことがあっても触れてはいけないと命じた。そして中国式の馬車でタタール人の街のフランス公使館に出かけた。そこで私たちは英国の公使館で受けたのとは別の暖かい歓迎を期待したのだが、その期待は完全に裏切られた。ドウ・ブルブロン氏は、私が彼に渡した上司の手紙を開かず、暖炉の端に置いて、天気とほかの美しい事について話し始めた。私たちは彼の慎重な態度を真似した。彼が私たちを幸運にも（というのも私たちは私たちが守らされていた食養生で半分飢えていたからである）招いてくれた朝食のときも、いろんな可能性について話されたのだが、プロイセンの使節と私たちの依頼については話がなかった。私たちがフランス人のところを辞したとき、その席にはクレツコウスキー伯爵も外交的な朝食に参加していたが、私には、英国人のところでも同じ幻滅を味あうだろうということがはつきりした。そこで私はベルクとともに、いわゆる街の南方のロシア国教の使節団のところへ行った。そこで私はフォン・ビュソウ氏に会いたいと思ったのだ。しかしこの人はそこにはいなかった。彼は別れを告げるために北の使節団へ馬で出かけていた。というのも彼は午後には北京を去ろう

と望んでいたのだ。ポポフ氏というロシアの司祭が、少しフランス語を話したので、私たちの困惑状態から救い出してくれた。私たちが上司と私たちのために適当な家を見つける難しさを訴えたとき、ポポフ氏は私たちに、英国公使館の隣の家の持ち主で、親王の家族の一員が、数ヶ月前から使節団に駆け込み、家を売るといっていると、私たちに伝えた。というのもこの持ち主は、この家が英国人に架空の家賃で奪い取られることを恐れていたからだである。というのも英国人とフランス人たちは一八六〇年にかちとった平和条約の際に、二つの大きな皇帝の宮殿のごく近くの、広大で壮大な親王宮を千タールという笑うべき値段で接収していた。この家賃を、ついでに言えば、フランス人たちは建物の維持のために金を支出しているという口実を設けてぜんぜん払っていないかった。ポポフ氏はその家にすぐ居ついてしまうように薦め、家賃あるいは購入について持ち主と交渉することを約束した。フォン・ビュソウ氏が、私たちの話し合いが終わる前に、モンゴルを通つての乗馬を終えて、長靴を履き、拍車をつけて到着した。彼もまたポポフ神父が家に関して伝えたことを保証した。そして神父と同じように、中国政府が家を私たちに貸すことを持ち主に対して禁止する前に、遅滞なくその家に住むように、と強調した。中国でもまた所有は法の四分の三、あるいはそれ以上ということであった。この会談は、私たちが上司のために宿を用意するという使命を実行する他の手段がわからなかったもので、先を照らしてくれるものであった。上司を受け入れる家は二、三日後にも用意可能でなくてはならない。そこで私たちは事実人が住んでいない件の家に歩いて行つた。門番は私たちをいろいろの、とても荒廃した入り組んだ複合体の家を案内した、ロシアの人たちが、私たちは家を借り、すぐにも移ってくるだろうと説明したときも、彼はぜんぜん驚いたふうには見えなかった。私は新しい住まいに留まった。一方ベルク氏は勘定を支払い、荷物を取ってくるために宿屋へ行つた。しばらくしてベルク氏は荷物を持って帰ってきた。私たちは馬を厩のごとき建物に入れた。水兵に荷物を再び警備させた。それから隣人のイギリス公使館へ出かけた。ブルース氏は親切に私たちを迎えた。彼は伯爵の文書の封を破り、ざっと読んでから、なぜ彼が上司を客として招待することができないか、長た

出る用意があると、そして彼の希望と期待に応えるために最善を尽くすのみ答えた。

翌日の朝五時に、私たちは、つまり後年プレスラウのシュレジア州立博物館館長として亡くなったベルクと、私、それに一人の水兵と、召使のアチュンと、中国人の厩番は、北京に向けて出発した。ベルクと私は馬で、その他のものは三台の馬車で荷物とともに後に従った。何人かの同行者が一時間ついてきた。私は非常に具合が悪かったので、しばらく馬に乗った後で馬を下りざるを得なかった。激しく吐いた後で幾分か気分がよくなったので、再び馬に乗った。そうして私たちは旅を続けた。天津から三十キロメートルで、最近よく名前を聞く楊村で、停止し、持ってきた食料で朝食をとった。そしてもっとも暑い数時間、そこにとどまった。この村自体は狭い、汚い小路に建っているぱつとしない泥の小さな家からできていた。酒場は、給仕や車引きが主として利用するので、休憩所といったほうが正確な呼び名であろうが、北部中国のそののと同じように、汚れと騒音と蠅で一杯であった。しかし燃えるような酷暑から陰に入り、冷えた飲み物で耐えられない渴きを癒すのは、生き返る思いであった。氷は北部中国ではいたるところで目にする。冬に凍った川が汚い氷を提供するのである。氷は大きな、しっかりと家で積み重ねられ、二重の敷物と薄い土で覆われる。それから夏中保存される。この人工の山には外から手を加えられ、日々必要な分は中から取られるのである。

午後は河西塢に向かって馬でさらに進んだ。そこで夜を過ごした。同盟軍が見捨てられたと見なしたこの小さな町は、同じように大部分略奪にあつていたので。私たちの誰もここの人々と分かり合えることができないので、身振りや絵文字で避難場所を探さねばならなかった。卵の絵と鶏の鳴き声のまねで卵が持つてこられ、牛の絵と乳しぼりの手つきでミルクが、葡萄の絵で葡萄が持つてこられた。中国人が一年中、つまり収穫期から次の収穫期まで葡萄を新鮮にたもっておけるのが、私にはなかなか分からなかった。私があとでオーストリアとイタリアの同僚とともに、公式にこの点について行った徹底した調査によって、次のようなことが分かった。六月と七月にも、ま

るでさつき葡萄の木からとってきたように新鮮である葡萄のすぐれた保存は、北部中国の乾いた空気に帰せられるということである。異常に湿っている冬、これが北ではほとんど雨が降らないか、おしめり程度の雨しか降らない乾季であるが、この冬と雨の多い春が、葡萄のたくわえが、普通だったら五月以降二、三ヶ月もつのに、すでに五月には終わる原因なのである。この夜は、ほかでは考えられないほど困った夜であった。ロバと馬はお互いにかみ合い、ぶつかり合った。その世話係りは罵り、喧嘩をした。やつと目が閉じられようとすると、たくさんの黒い小さな跳ぶものが、あるいは蚊帳の裂け目から入ってくる蚊が、眠りを妨げた。だから夜明けとともに出発することができたのが、私たちには嬉しかった。私たちは廃墟になっている馬頭村を通り過ぎた。一八六〇年の野戦のあいだに、この村の近くの場所の住民が、略奪しているイギリス兵を射撃した。射撃した村を罰するために送られた士官はそこを発見できなかった。そこで周囲にある村落に一番近い馬頭村を焼き払わせたのである。逃げ惑う罪のない住民はインド人の騎兵に刺し殺された。それに参加した将校の話によれば、それはまるでスポーツであった。

張家湾で私たちは朝食をとり、これからの旅程について話し合った。張家湾は、先ほどのべた村落同様、北河に沿った小さな町で、一八六〇年九月十八日にここで起こった戦いのあとで、(ちなみにこの戦いはこの町にちなんで名づけられているが)、おなじように同盟軍によって略奪が行われた。私たちはまったく証明書を持っていなかった。それでおそらく門で引き止められ、退去させられるかも知れないので、町に入る前に馬車の中に入り、その中に隠してもらおうように決めた。ヨーロッパ風の鞍を取り外した馬は、中国人の馬番人によって後ろから引いて行かれることにした。その通りになった。私たちは六月二十二日に汗まみれで、馬車と馬に乗っている者と歩行者の雑踏の中を中国の首都に乗り込んだ。私たちがとった方策がなかったら、通り過ぎた両方の門のそばの監視者と番人の目を逃れることはできなかっただろう。わたしたちは、それだけの可能性しかなかったので、中国風の旅館に連れて行くように、馬車引きに説明しようとした。それゆえ突然英国の公使館の間に着いたときはまったくびっくりし、不愉快だった。門の上に翻る旗で英国

通程度にしゃべり、その他の民族問題や国家権の問題にほとんど通じていなかった私たちのマルケスは、これらの書き物を解することができなかったのだ。幸いなことに二日後に北京からイギリス公使のパークスが到着した。彼はこれほど詳細で、よりよい委任状は自分は見たことがないと言って、私の上司を安心させることができた。ハリー・パークスはその頃あらゆる方面で特別の評判を博していた。彼は後に日本と中国で、私と同じ仕事をするようになった。彼は通州で卑劣なやりかたで捕えられた軍使の一人であった。彼はもう一人のヘンリー・ロッチ氏（後にサー・ヘンリー、さらにその後ではロッチ卿、オーストラリア植民地司令官、南アフリカ警視長官とともに北京の国務省に派遣された。そこで彼らはありとあらゆる虐待を受けたのである。その虐待に対して完璧に中国語を話すパークスは落ち着き払って、決然として対処した。そして彼は、よりよい交渉とおそらくは彼の命を救うために北京への行進を止めるようにというエルギン卿の頼みを拒否した。結局、彼とロッチは十月八日に、皇帝が逃げ込んでいた承德から彼らの処刑命令が到着する十五分前に解放された。――

それにもかかわらず交渉は進まなかった。中国人は交易問題において譲歩しようとしなかった。そのうえ天津に来ていたフランス書記官クレツコウスキー伯爵は、ひとまずここを去って六ヵ月後に戻ってくるように、私たちの上司を熱心に説得した。そうしたら万事はもつとすみやかにより良く進むだろうというのである。ドウ・ブルブロン氏は元気を失わせる手紙を書いてきたし、ブルース氏は沈黙したままであった。――

この時期に天津に来た二人の人物との出会いが私にとってとはとくに興味深かった。そのうちの一人はハート氏で、北京からやってきた。そこで彼は外国の船舶の税官吏長の職を提供され、一八六一年から今日までその職にある。願わくばこれからもその職にあることを。ハート氏はイギリスの通訳の仕事からはじめた。このなかの三人、サー・トーマス・ウェイド、サー・ハリー・パークス、それにサー・アーネスト・サトウが――ウェイドは中国で、パークスは日本と中国で、サトウはモロッコと日本と今は中国で公使の職にあった――通訳であったこと、そして英国公使としての職が一八八五年にサー・ト

マス・ハートに提供されたが、ハートは謝絶したということが、この人がどんなに有能であったかの証明になる。私たちのところでは通訳が下級官吏であるという偏見が払拭されていなかった。それで、その事情について何一つ知らないひとが、しかも中国での領事館の仕事にしばしば英語ができない裁判所試験を使うせいで、中国語をよくし、中国事情に詳しい人物を苦しめているのである。

もう一人の人物はビュストウ氏で、氏はシベリアの知事の秘書で、仕事でイルクーツクから北京へ来ていて、天津に足を伸ばしていたのだ。氏は後にテヘランでロシア代表を務め、今日ではストックホルムで代表を務めている。彼は江戸と北京で私と同じく外交官であったし、私にとっていつも親しい、大切な友人であった。

天津では事態は危機的状況になっていた。六月十六日に特別委員（特任官）たちは彼らの受けた訓令ではこれより以上には行けない、つまり何らかの政治的権限を振るうことは許されていない、と説明した。十九日にはクレツコウスキー伯爵の手紙が届いた。そのなかで彼は、恭親王はプロイセンに外交権を認めることを拒絶するだろう、と伝えた。翌朝私たちの上司は私を呼んで、北京で彼の到着のためにあらゆることを用意し、どこかに家を一軒借りるために、北京へ行くように言った。自身で北京に行き、交渉を行うのが、交渉を有利に終わらせるためには、残された唯一の可能性であろうということだった。画家のベルクと水兵一人を私に同行させる。自分は私たちのために中国の特任官たちから通行許可証を手に入れることはできない。というのは、彼らはきつとそれを拒むだろうからだ。だからどう切り抜けるかは自分たちで考えるように。自分は英国とフランスの公使に援助を与えるよう手紙を書くつもりだ、しかしこれまでの経験からこの人たちがこの望みに応えてくれるかは疑問である、上司はそうように言った。

私は数日来気分がすぐれなかったもので、ほとんど自分の身体を動かすことができない状態だった。しかし心から敬意を抱いていて、その人の不屈の精力と不断の上機嫌に驚嘆していた私の上司に対して、この瞬間に私の健康のことについて語るとすれば、犯罪に等しいと思われた。それで私は、旅行に

を避けさせるものが相変わらず残っていた。中国人は、ゲートがイタリア旅行のなかでイタリア住民について語っていることをしていた。彼らは街路をいろんな目的のために利用または濫用していた。道は、少なくとも私たちのところでは、そのような多様な目的のために定められてはいなかった。イギリスの歩哨は部隊の近くで同じことを繰り返さないうために、最高に厳しい命令を出していた。赤い服を着た兵隊が、太った、親しみのある、良い服装の、めがねをかけた中国人に、たった今道に広げたものを自分の手で片付けるように丁寧に要求しているのを見るのは、とてもおもしろい光景であった。最初異様に思われた光景は、部隊が入っているドアに、毛髪が釘で打ち付けられていることであった。後で士官たちから聞いたところでは、駐屯地で捕まえられた一人の泥棒が弁髪をドアに釘で打ち付けられ、しこたま殴られ、弁髪をちよん切られ、放免されたそうである。二つのやり方は効果があることは実証済みということであった。さらに、天津はイギリス占領時代ほど清潔で安全だった時期はない、ということであった。暗闇が始まるときに、外に出る中国人は、みな点灯した提灯を持たなければならなかったということも、この安全に確かに役立ったのである。自分の観察したところから、少なくともわたしたちの五ヶ月の滞在期間中、イギリス兵による乱暴狼藉は全然なかったということ、イギリスの将校と兵隊は、フランスの軍隊より中国人を一般により注意深く扱っていた、とわたしは付け加えることができる。イギリスの駐屯部隊が天津を去ったとき、中国当局はそこで観察された優れた規律に対して最高の感謝を表した。これにたいして中国兵は国のカスであった。彼らが町あるいは村を通るときは、それはまるで敵の一団が通り過ぎ、どの商店や家をも略奪するかのようだった。いまもそれは変わらない。中国兵が近づくとすることは、平和な住民には窓と扉を閉ざし、家の中に閉じこもるというしるしであった。

天津の平らな、さびしい、墓で覆われた平野を散歩したり、馬に乗ったり、数少ない骨董店を訪れること、その骨董をめぐっての中国の商人との、あるいは時たまはフランスの兵士との駆け引きが、先に述べた社交の楽しみと並んで唯一の気晴らしであった。しかし私が、私だけが興味を覚えたのは、中

国の劇場での上演を見ることだった。それらの劇場は中国で最上のものに数えられるという評判であった。上演の大部分を占めていた歴史劇については、私が偶然に抜粋や英語やフランス語で読んでいたものに出会うか、特別短いシーンで再会したとき以外は、ほとんど理解できなかった。しかしこれらの劇は、完全に非現実的で通俗的な上演のせいで、またほとんどの劇で用いられているように見えた明朝の時代からの豪華な衣装のせいで、私の興味を引いたのである。女性の役はすべて少年によって演じられた。彼らはゆがめられた足を表す竹馬に乗り、裏声でしゃべった。幕間劇として上演される喜劇的な短い一幕物を理解するのはちっとも難しくなかった。それらのとても簡単なあらすじの中では、しっかりした主人公が彼の妻と半ばおろかで半ば抜け目のない奉公人にだまされたのである。私は上演の粗野な行儀の悪さに驚いた。それはトルコのカラガスより遥かに程度が悪く、後に日本で公衆のなかで見たものに匹敵した。観衆は劇に注意を払っていなかった。特に桟敷席では劇に注意していなかった。そこでは年をとった太った中国人が、一人あるいは二人の少年を連れて現れた。少年たちは顔を描き、化粧をしていた。コケットで彼らの評判に気をつけない遊び女の風体を見せていた。中国の刑法三六六条はそのような逸脱を鞭打ちと、枷と呼ばれる二ヶ月重い板を首につける罰で罰している。しかしこの法律は、いずれにしろ、帝国の北部の中国人がその流儀と習慣においてソクラテスとアルキバデス時代のアテネの人々の習慣を思い起こさせる、ということを防げるに十分ではなかった。

その間も私の上司と中国の全権使節の交渉は進まなかった。なるほど第一使節の、北京人で七十歳の官僚、崇綸は―私の友の崇厚が第二使節に任命されていた―五月九日に天津に到着した。しかしその豪華な、考えられないような食事と飲みものにおいても示されていた二人の外面的愛想のよさにもかかわらず、最初から「否」といっているのと同じくらいのおたくさんの難題を私たちに負わせたのであった。まず最初彼らは恭親王が証明した全権委任状を必要としない、と主張した。それからほとんど二週間たって、彼らはそれを五月二十四日に提出することを決心した。私の上司はこの書き物の有効性に疑問を持った。おそらくとてもよく中国語ができ、フランス語と英語は普

おそらく短距離で勝ちを収めただろう。旧来のポニーは、燃えるような暑さのなかを重い騎手を乗せて十二時間で百十キロを走った。翌朝には何事もなかったかのように、とても元気だった。インドの馬の安値は、飼料を与えるのが面倒だということから来ている。私たちが一八六一年十月天津を去るときに、私はお金をもってしても、誉め言葉をもってしても、そんなに悪くなかった私の二頭の馬を売り払うことができなかった。それらの馬を世話していたイギリス兵さえ、馬をプレゼントされても受け取らなかった。なぜなら彼は馬を養う金がなかったのだ。彼がそのとき言ったことは正しい。私は二頭の馬のために月々、飼料として四百マルク以上払っていたのだ。飼料にはヨーロッパから来る圧縮された干草も含まれていた。

このジムカナのときもとても速い、もつとも楽しい競馬は、いつも最後の馬が勝つ競馬だった。当然、誰もが他人の馬に乗った。馬の速度が乗り手が望むことのすべてであった。

五月二十四日にはヴィクトリア女王の誕生日を祝うために午後五時に英国の全部隊のパレードが行われた。私の上司は全員を連れてパレードに出席した。私とアウグスト・ツー・オイレンブルクは制服を着てその連れの中にいた。部隊は見栄えがした。歩兵の行進は、プロイセンの考え方では多くの満足できないことも残ってはいったが、それでも「フェインズ ホース」は卓越した印象を与えた。真に軍隊的態度によってそれは私たちに感銘を与えた。素晴らしい馬をつけた輸送隊も良かった。私たちは到着以来、「フェインズ ホース」が仕事についているとき、勤務外るとき、さらに部隊の一部が絶えず行っていた露営のときも目にする機会をくりかえし持った。馬は前を長い手綱で、後ろ足は長い綱でつながれていた。それで馬は自由に前後に動くことができた。それぞれの馬にはインド人の番人がいて、彼らの任務は委託された馬に草を切つてやることだった。インドでは、それにちなんで、彼らは草刈人と呼ばれていた。こうした事情なので、軍隊の輜重隊の人数が膨らみ、それがどれだけの金額を呑み込むかを想像できるだろう。

士官だけでなく、陣営の兵隊にとっても娯楽と仕事の泉となるのは、士官によって演出される素晴らしい素人芝居であった。作品はたいがい古い演目

であった。というのも、兵隊たちは、さまざまな誘惑と追跡が一杯盛り込まれた五幕のあとで若者の苦勞が報われ、悪徳が罰せられる演目を断固として好んだからである。しかしいくつかのバレエスク、『メデア』や『オセロ』といったもののパロディも決定的成功を収めた。天津の最高司令官、旅団長のスタヴレイ、この人は後にアビシニアのテオドア国王に対する遠征の際に部隊を率いた人だが、この人は、民兵の長としての『オセロ』を部隊で見ることとは、舞台の規律にとつて害になるという見解であった。それでこの劇の再演を禁止した。多くの人たちは無論、「フェインズ ホース」のカーナク少尉という若い士官によって演じられたデスデモナのベッドの下に見える、必要だが美的ではない容器が禁止のきっかけになった、と言っていた。旅団長の方針は駐屯地の士官たちと旅団長のあいだに幾分かの不和を生んだ。そのため中国での最高司令官サー・ジョン・ミツチエル將軍が天津での部隊閲兵の際に『オセロ』を見たいという希望を表明したとき、広く歓迎の声が上がった。そこで民兵の長とデスデモナの容器が再び上演され、役者と見物双方の大きな喜びとなった。

娯楽と気晴らしのこうした叙述から、天津での私たちの生活が主として愉快なことばかりだったと結論するのは誤りである。気候は望ましくないことこの上もなかった。すべてのものを砂で覆い、二時には明かりをつけねばならないほど周囲を暗くする砂嵐の後には、湿った暑さの時間がやってきた。日中には摂氏三十度、夜間は二十八度の高温のために、絶えずサウナの中にいるように感じられたし、暑さによる発疹が生じたし、仕事や娯楽の妨げになった。数週間のあいだに、イギリスの駐屯地では毎日かなりの人数が熱中症で倒れ、これがもとでの死者の数は、一日で十三人という驚くべき多さに達した。人数の少ない私たちの側でも一人が死亡し、一人は卒中のために体半分がしばらく麻痺し、二人のものが重病のために天津を去らなければならなかった。結局のところ、誰も彼も、多かれ少なかれ苦しんでいた。

天津は汚い、悪臭のする都市だと絶えず言われていた。悪評と駐屯地に対する危険を遠ざけるために、イギリス軍当局によって多くの努力がなされたにもかかわらず、いくつかの部分、とくに壁に囲まれた本来の町に近づくの

位であつた。それで連隊の指揮官は陸軍大尉の性格を持った歩兵連隊の中尉であつた。そして彼は少佐という地域身分で、彼によつて募集された騎兵連隊を指揮していた。この連隊の兵士は大部分シーク教徒であつた。つまりパンジャブ地方に住む宗教的・政治的同胞であり、彼らは一八四九年に英国人に屈服させられ、そのときからインド軍の最上の部分をなしている。騎兵隊、とくに非正規連隊に入るのは、当時は小さな土地の所有者階層、つまり小貴族の次男坊以下の息子たちであつた。彼らは背が高く、やせていて、彼らの髪とひげには、その宗派の習俗にしたがつて、まったくはさがみが入れられたことがなかった。彼らは髪を編んで、ターバンで包み、長いふさふさしたひげはスカートの下に結んでいた。そのほか兵士にはインド人、ペルシヤ人、アフガニスタン人がいた。そのなかでアフガニスタン人はその鋭い表情と、褐色の、時として黒い顔の色で際立っていた。兵士にはあらゆる年代のものがいた。そして彼ら自身のなかでも、彼らと士官たちとの間のように、家父長的關係が行き渡っていた。その關係は個々人の軍事上の、スポーツの上での能力に基づいていた。そこでフェーン少佐は連隊のなかで最上の馬の乗り手で、もつとも巧みなスポーツマンであるという正当な評判を取っていた。彼の荒々しい騎兵たちは地獄の中までも彼についていったらう。制服は暗褐色の上着と長い乗馬用長靴、それに白い乗馬用ズボン、赤いターバンと黒い革装具からなっていた。それにサーベルとピストルと長い槍で武装していた。部隊はペルシヤ、インド、それにオーストリアの馬に乗り、馬は半血種で牡馬、恐ろしく重い残酷なほみをかまされていた。それは瞬時の停止や最高の方向転換を可能にしていたが、他方で、どんなに小さな塹壕であつても、半ダースの馬と騎手が地面に倒れるという結果をもたらしていた。士官たちの装備で私の注意を引いたのは、鞍の前輪に鉄の鎖が付けられていたことであつた。それははみにつながり、第二の手綱になつていて、それに首から肩を超えて手首まで同様にかなり広い、強い鎖がついていて、手首用手袋も手首のまわりに鎖があるのが目を引いた。士官たちの言うところによれば、この予防措置は、インドでの馬での戦いでは、敵の第一撃はいつも手綱に、第二の攻撃は手首と肘から下に向けられるところから来ていた。私たち、

つまり若者の主な交友は、獵騎兵と「フェイインズ ホース」の士官たちとの交友に費やされた。食事、飲酒、乗馬、ルー（トランプ遊び）や昔の学生たちと同じような遊びのために、許されている以上に時間を使った。しかし私たちは若かつた。しかも天津はそれ以外の楽しみを与えてくれないので、見つけ出すことができるものを受け入れたのであつた。それについてそう不満も訴えなかった。フランスの士官たちと集まることは稀であつた。訪問の問題は、イギリスの司令部の将校たちが最初に私たちの上司を訊ねたことで引き起こされたのであつた。占領軍のフランスの司令官オマレイ旅団長は彼の立場からは、不当ではない反対意見を持っていたので、私たちが、彼と彼の部下と知り合いになることがなかったのである。これに対しフランス海軍の士官たちは、任務で天津に来るときはいつも私たちのところへの訪問を絶やさなかった。かれらと、以前私を歓待してくれたトレヴィは、つねに私たちに歓迎された客であつた。フランス参謀部のダンドウクル大尉もまた私たちをよく訪れた。私の間違いでなければ、彼はセダンで戦死した。海軍の彼の同僚は私に次のような話を語った。大沽要塞への襲撃の前に、コリノー將軍によつて送られて、フランス人を攻撃するための塹壕を偵察に行ったときに、大尉はギャロップで塹壕に近づき、要塞にいた中国人の砲火の下で塹壕を見て、報告のためにギャロップで駆け戻ってきた。彼の上司はそのとき言ったそうである。「ダンドウクル、あなたはあそこでも立派だった。もう一度あちらに送り返したいくらいだ。」

毎土曜日にイギリスの将校たちは、ジムカナつまりスクラッチレースの集まりや、その種の娯楽のために集まつた。ずんぐりした、丸いからだで、短い足と大きな頭をもった小さな鉄色の中国産ポニーは、とても速くて持久力があつた。「フェイインズ ホース」がインドへ帰ったとき、連隊の馬は公共の競売にかけられた。馬はたいいてい一ドルから五ドルの値段だった。当時のレートで言えば、五マルクから二十五マルクであつた。これらの馬の大部分はモンゴルに行った。そしてその在来種を完全に変えたのである。小さな、短い足のずんぐりしたポニーが背が高い、すらりとした、足の長い馬になつたのである。しかし持久力は失われた。それらの馬は、外見とその速さで、

車でついできた。北部中国での生活の喜びと悩みへの悪くはない始まりであった。

私の上司は翌日の昼過ぎに天津に到着するはずだった。私は家から一番近い上陸地点で相当の数のクーリーとともに、荷物を家に運び込むために彼を待っていた。やってきたのは乗客を乗せた「テレーズ」であった。クーリーたちは約束しても脅かしても逃げ去ってしまった。とうとう小さな船が夕闇が訪れた後で入ってきたとき、人手を集めすべてを運び込むためには、労苦ともっとたくさんの大声が必要だった。しかしとうとうすべてがどうにか落ち着き、九時ごろには上司の食堂のテーブルに腰を下ろすことができた。天津にとどまっていた間中、私たちは上司のところで食事をしたのである。上司は一杯のシャンパンで恙無い到着を祝うことを望んだ、そこで部屋つきの召使のパウルに一瓶空けるように命じた。パウルは当時まだ良くおこなわれていた古いよき習慣にのっとって音をたてて栓を開けた。泡立つ飲み物を待っていた期待はむだであった。「シャンパンはどこにあるのだ？」と、とうとう上司が尋ねた。「伯爵様、栓が」という答えが返ってきた。私たちが振り返ると、しつかりもののパウルがびつくりした顔で天井の一点を凝視していた。二階建ての中国の家の部屋はしつかりした天井をもっていないで、直接、小屋組に移行している。それによって空間は夏はたいへん暑く、冬はたいへん寒くなるので、部屋と屋根のあいだに管網が配されている。これが部屋の屋根として下に向かって白い紙で覆われている。上のほうには無数のねずみの活動場になっている、そしてぬれた箇所がたくさんあることから判断すると、他の目的にも役立つようであった。この軽い天井を通して栓は出て行っていた。パウルはびつくりして、雨天のときはこんなに薄い天井ではどうなるだろうかといぶかしんだに違いない。この出来事は私たちみなを明るい気分にした。そして満足して寝についた。しかしなお四ヶ月間同じテーブルの周りに座り、哀れなパウルがすぐに中国の地に眠ることを私たちが知っていたら、同じように満足してそうしただろうか。

VI 天津と北京

天津での生活―非正規のインド人の騎兵連隊―イギリスとフランスの士官たち―ジムカナ―盛大なパレード―素人演劇―不快な炎暑―イギリスの取り締まり処置―中国演劇と観劇―崇綸―パークス領事―ハート氏―ドウ・ビュッオウ氏―のろろ会談―私は北京へ派遣される―略奪された村―ドウ・ブルブロン氏―熱心すぎる宣教師―J皇太子の家―ブルース氏―恭親王の副官―衝突の恐れ―私は呼び戻される―会谈再開―進まない会談―死亡と病氣―ドウ・メリタン―病氣になって私はアルコナ号に行く―シュテファニー医師―天津帰還―条約署名―オイレンブルク伯爵と彼の書簡―北京へ―北河で―首都にて―フランス公使館―イギリス公使館―ロシア公使館―公使館の不都合な位置―恭親王―テシユ・ラマの墓―死んだ中国人―円明園―カトリック教会―首都の城壁―恭親王訪問―天津へ―大沽へ―アルコナ号船上で―北部中国との別れ

天津での私たちの生活は、少なくとも、そこでの社交の側面を見る限りでは、とてもうまい具合に展開していった。強力な、英国の駐屯地がまだそこにあった。それは三つの歩兵連隊、つまりドイツ式の言い方では三つの大隊からできていた。第三十一連隊と第六十七連隊と第六十ライフル連隊の第二大隊でできていた。最後の大隊は大隊以上の人数を持っている英国式でない連隊であった。つまり正規でないインドの槍騎兵、「フェインズ ホース」、昔はドイツではそのように呼ばれていた騎馬のフェインと、二つの砲兵大隊、付属の技師と輜重隊からできていた。合わせて三千名を超える成員であった。私たちにとくに興味があったのは、インドの騎兵部隊であった。これらの連隊は―このうちの二つ、「プロビンズ ホース」と「フェインズ ホース」は中国で戦ったが―その当時は、募集されたひとびとから成っていた。これらの人々は騎手として、スポーツマンとして、兵士として、すぐれた人物と見られている連隊の指揮官の下に、任務についていた。そしてそれらの指揮官に義務を負っていた。兵士と士官は巡回かばんの上に、連隊の名前になっている上司の名前を付けていた。士官たちはすべての可能な連隊から、部分的には歩兵からも採用されていた。そして彼らの地位は地域でのみ通用する地

金貨を詰めた箱が全部見出された。広間は木で一杯で、その幹は銀で、それらの葉は金でできていた。それらは皇帝の祝い事のために贈られた街や地域や田舎からの贈り物であった。玉座と天蓋は黄金の板で覆われていた。板が厚くて重いので、略奪者からは銅だと思われ、残されたのである。高価の上もない毛皮が大きな入れ物を一杯にしていた。巻いた錦と絹地が余りにたくさんあったので、英印軍の非正規の騎兵連隊が馬の敷き藁としてそれを使用した。数千の、十四世の時代からルイ十六世の時代までの宝石と真珠つきの懐中時計の数々と、ヒスイとブロンズ、七宝焼、陶器、絵が描かれた琺瑯、象牙などによる無数の芸術作品がいたるところに散乱していた。その中にはヨーロッパの宮廷からの贈り物、とくに宮廷馬車や、一七九三年に中国の皇帝に渡されたウールウィッチで完成された二つの大砲までもが混じっていた。これらの品物の多くは持ち去られ、他のものは中国人に盗まれ、たいていものは乱暴に壊されてしまった。

私自身は夏宮からのもののうちイギリス士官の所有していた次のようなものを見た。確かに一、五インチはある玉座の側面のなしていた黄金の板、これは優に一、五フィートの四角形で一インチの厚さであった。さらに中国の尿瓶、これは重いずっしりした金で縁取りされ首領の頭蓋骨の上部でできていた。この男は乾隆皇帝の政府に負け、反逆者として首を切られていた。中国語の銘が犠牲者の名前とその物語と彼の処刑の日付を告げていた。いかにも素朴にも、私たちの祖先は打ち負かした敵の頭蓋骨から呑んでいたのだ。セセー中尉のところで私は、透明な明るい緑の翡翠の玉でできた、全体がエメラルド色の首飾りを見た。これを彼は一人の士官に彼の友人でパリのロスチャイルド一族のために一族の頼みで譲り渡していた。他の二つの同じ首飾りが夏宮で見つかった。その一つはイギリス軍隊によってヴィクトリア女王に、他の一つはフランスの兵隊によってエウージェニー皇后に渡されていた。イギリス士官の市のテーブルは巨大な七宝焼きの品物で壊れんばかりであった。フランス人の兵隊はだれもポケットに半ダースの懐中時計を入れ、売りつけようとした。「転がされた」品物に付けられたもとの安値はまもなく実際の値段を超えたすごい値段になった。多くの士官たちと仲買人たちは天

津で素晴らしい財産の基を作ったのである。しかし外国人によって持ち去られ、破壊されたものは中国人の農民や労働者が持つていったものとは比較にならなかった。最上の品物の多くが隠され、長い年月の後、やっと姿を現した。ほかのものは、円明園からのものを持つているのを見つけられたものを厳罰に処すると脅かした中国政府に返された。しかし多くのものは商人の手で外国の買い手の手に渡った。これらの買い手は品物が実際に夏宮からのもの、あるいはそのように称されているということで、十年あるいは二十年後、かなりに高い価格を支払わねばならなかった。

二つの連隊からできているフランス部隊の合成されていたこと、インドでのセポイの反乱によって厳しかったイギリス軍の習慣を考えると、夏宮の略奪は不可避であった。夏宮の破壊は、皇帝個人に向けられ、事件への彼の恥ずべき関与を罰する手段として、正当化されることができる。というのも皇帝のその事件への関与は、一八六〇年九月十八日、通州における英、仏の国会議員の捕縛には関わっていないとしても、彼らの嫌悪すべき取り扱いには関わりがあった。なぜなら逮捕された人たちは数日にわたって宮殿の前庭で人前にさらされ、虐待されたからだ。しかし中国の五人の皇帝の蒐集品のひとつである宮殿の大きな図書館が野蛮なやりかたで破壊されたこと、後のトーマス・ウェイド卿以外は誰も図書館を救おうとしなかったこと、そんなにたくさんの芸術品が破壊の犠牲になったことは、けっして許されることのない、あるいは償うことのできない蛮行であった。

四月二十八日にアルコナ号が上司と遠征隊の他の成員とともに大沽の前に到着した。しかし司令官の副官モンツ伯爵(後に提督として亡くなった)は非常に激しい砂嵐のため、次の朝ようやく大沽に着くことができた。わたしは彼とともにアルコナの船上に行った。そしてそこで満足にも上司に恭親王の文書を手渡すことができた。その中で親王は、皇帝がプロイセンとの条約交渉を開く権限を与えたこと、二人の係官が任命され、天津で彼に会うことを上司に伝えていた。

翌朝「十三番」が投錨地に来た。私は中国人の召使と伝令と荷物の一部ともに船を去った。大沽からは馬で道程をたどった。そのほかのものは翌朝馬

べ、イギリスとフランスの友人たちのコンプラドールに修正してもらい、彼らが正しいといっていたよりもいくらかたくさん支払った。しかしやつと終わったと思つたときに話ばかりかえし最初から始まつた。ことに倦んで、最後に計算はもう済んだ、これ以上は一銭も払われないと説明したとき、翌日には指物師が木のスタンド用時計を腕に持つて現れた。少し離れて、納入業者と職人の全集団がついてきていた。泣きそうな顔つきで知り合いの指物師は説明した。私が彼の計算書から削つたために彼は破産してしまつた、彼の家財道具のなかで時計だけしか残らなかつた、この時計を私も私有できるだろうと。真面目な顔つきで、忠実なアチュンに時計を私の寝室に運んでもらつて、時計を持つてきた指物師に説明した。私は感謝して時計を受け入れ、私たちの素晴らしい関係についての思いでとして長く保存するだろうと。この思ひつきはすべてのほかのものの爆笑を呼んだ。発言者はおろか極まる顔をして、どもりながら言つた。私が彼に時計を戻し、彼の弟をクーリーとして使節団のために雇つてもらえたら、壊れた状態を元に戻すことにしたいと。私は二つのことを実行した。会計の問題はこれで解決した。そして指物師は公使館の仕事でさらの多くのドルを稼いだのであつた。

私が四月十八日に、二、三日したらアルコナ号で大沽の前に到着するといふ私の上司からの知らせを受け取つたので、私はそこにいる「テレーズ」に出かけた。その司令官はきわめて丁寧に私を招待していた。私がもともと予定した日数、つまり十日より長く司令官の歓待をあてにしなければならなかつた。なぜなら私の上司は二十八日にやつと大沽要塞に到着し、激しい砂嵐が二十四時間のあいだ陸と船の間の行き来を妨げたからである。二十九日の夕方になつてやつと私は船上に達することができた。小さい砲艦上での滞在は、周囲には何もなかったが、たいへん快適で刺激に富んでいた。のちにナポレオン三世の幕僚付き将校になり、フランスの首都と皇帝の宮廷が提供する満足と喜びをたつぷりと楽しんだ後、西インドの小さな巡洋艦の司令官として亡くなつた私のホストは愛想のよい男で、彼の民族のあふれるエスプリを最高度に備えた魅力的な社交家であつた。彼のコックは、すでに述べたように優れており、彼の地下室は世話が行き届いていた。船室があまりに狭い

ので、二人以上の食事に出るときには、ボーイが戸口まで持つてきたボールや皿を自分で並べなければならなかつたが、それで客の喜びの気持ちが損なわれることはなかつた。フランス側の要塞の司令官で私が訪ねたブルジョワ大佐は私を最上の親切さをもつて迎えてくれた。私のホストの友人たちは、彼らの二人のうち一人は「鍋」、もう一人は運搬船を率いていたが、しばしば喜んで迎えらるる「テレーズ」の客であつた。この人たちはやはり親切に私を彼らの船に迎えてくれた。ケネ大尉はヤコブ二世とともにアイルランドからフランスへ移つてきた家族の出であつたが、のちに一八六二年の寧波の攻撃の際に戦死した。ドウ セセ大尉は堂々としたクレオールで、スペインの提督と大使として軍事的、政治的な役割を果たした。第三のエグベル中尉は太平天国の乱の際にフランス軍と中国軍の混成部隊の先頭に立つていたが、何年か後、コーチシナで農園主をしている彼に再会した。われわれは大いに歓談した。テレーズ号のデッキであるいはその他の船の船上でも、長い夕方と夜の時間に、遠いが、帰郷したいヨーロッパについて語りあつた。しかし会話の主要な内容になつたのはいつも最近の戦役、とくに夏の宮殿の占領と略奪と破壊であつた。ケネ中尉は占領に参加した。その際は外国の闖入者に対抗して、主人のために宮殿を守ろうとした数少ない宦官の一人に傷を負わされた。一八六〇年十月六日に合同軍の左翼を形成していたフランスの陸軍とイギリスの騎兵は円明園を囲んでいる長い壁を攻撃した。フランス人たちがどうやってその場所に來たのか、だれもほんとうにはわからない。かれらはイギリス人の目からは完全に失われていたからだ。そこでイギリス人たちは自分たちの位置を知らせ、同盟軍の位置を知るために朝七時に砲火を發した。円明園のドアが爆破された。いささかの抵抗は簡単に片付けられた。特権のある人物によつてまず先立つ略奪が行われ、そのあとすぐ一般の略奪が続いた。二回目の組織立つた略奪はフランスとイギリス人によつて共同で行われ、三回目は十月十八日に、エルギン卿と將軍ホープ・グラント卿の命令にもとづく夏の宮殿の破壊の際に、イギリス人だけによつて行われた。部分的には十七世紀と十八世紀にイエズス会の宣教師によつて作られた宮殿に蓄えられていた貴重品は、筆舌に尽くしがたかつたに違いない。真珠と寶石、

連絡はゆっくりしていたのだが、私は上司から私の交渉のやり方を認め、同時に彼が、アルコナの修理が終わり次第天津に赴き、中国人と交渉することを考えているという知らせを受け取った。そのとき私は彼と彼の同行者のために適当な宿泊場所を見つけるよう指示された。当時もその後も、私の報告が上司の決意に決定的に影響したとは考えたことはないが、しかし情勢把握とそれに基づく結論において、私の報告が決意を固めさせたと思っている。

宿探しの課題はそれほど簡単でも愉快でもなかった。公共の、かなり大きな建物はイギリスとフランスの軍隊に差し押さえられていた。一方、数日前までイギリスとフランス公使―彼らはその間北京に赴いていた―が住んでいた建物の一つを私の上司のために借りる可能性は、これらの建物をさらに外国人が使用することがないように天津の將軍連にブルース氏とブルブロン氏―新たな友好の証し―が文書で指示していたことで、失われていた。それでは来る予定の使節のために公共の建物を教えてくれるように崇厚に依頼した。彼はいつもの愛想の良いやり方で、朝鮮の使節がいつも使っている建物を提供してくれた。これらの建物をよく調べてみると、状態の良くない豚小屋以上ではないことが分かった。ちなみに崇厚の謝罪に次のようなことを付け加えなければならない。つまり後になって、この建物も北京にあつて、朝鮮人たちが実際に住まいとして使用し、彼らが快適だと思っている建物もよいとは考えない機会を持った。建物がもつと良い状態であつたとしても、これらの建物を利用することを私は拒否したのである。というのもそのようなことはプロイセンを朝貢を行っている国にふさわしいとするために中国人によって濫用されたであろうから。そうした例が一八五九年のあとでアメリカとのあいだで起こったからだ。アメリカの代表者は北京で一八五八年に締結された条約の署名を交わすために北塘經由で北京へ行くことを決めていた。それゆえ私は私自身を当てる以外なかった。しかし私の努力も私が派遣した密使の努力も最初はまったく成功を収めなかった。とうとうある日、度重なる散歩のときに郊外で、イギリス人が住む河の右側に、人が住んでいないように見える、中国人の考え方からみて立派な家を見つけた。私はその家に入って、私の予想が当たっていることが分かった。二つの中庭の周りに広

がっている建物が私たちすべてを容れるに十分の部屋を持っていることを確信した。そこで私は門番に言つて家の持ち主を呼んでもらった。そして私と直接話しをするか、それとも中国の役所の仲介を通じて話しを進めるかを選択させた。もちろん家主は前者を選んだ。長い時間をかけて値切りの交渉をした後で、私は家主の誓いにもかかわらず、彼の希望を一段上回る値段でその家を借りた。彼は家族と住んでいた家を引き払っていた。隣の家が英国の役所の士官たちに押収されたからだ。これは私にとっては歓迎すべき事実だった。なぜなら役所の隣ということで、いくばくかの予想される不愉快事を避ける保護策になるからだ。私はすぐ仕事に取り掛かった。左官、指物師、壁紙職人、ガラス職人やクーリーを雇い入れ、家と中庭の徹底的掃除が終わった後で、すぐ仕事に着手した。数日後には家と部屋はちゃんと整い、やかましい注文をしない人には快適なきちんとした宿になった。最初の中庭には、以前フランスの使節グロ伯爵のときに通訳を務めたマカオからの通訳マルケス氏の住まいがあつた。さらにそこには台所と伝令役の水兵と中国人の召使の一部のための部屋があつた。第一の中庭と第二の中庭のあいだの家はツ―オイレンブルク伯爵とかれの二人の部屋使いの住まいになった。第二の中庭を囲む建物は使節団の構成員のための部屋を含んでいた。そして中庭には中国人の召使たちの部屋と倉庫があつた。二つの中庭には、高いテント状の引き上げることができる竹の敷物で覆われた建物があつた。その結果、中庭は日中の燃えるような暑さに対して守られていた。そして夜の空気は自由に入ってきた。

これらの仕事に、私たちの隣人は最大の助力を与えてくれた。彼らはコンプラドールと彼らの召使を自由に使わせた。そればかりでなく、私が新しい家に移ったときには彼らの食事に参加することを許可した。私は、フォンブランク少佐、ウィンフィールド少佐、クックスレー少佐とグウィン大尉と過ごした愉快な時間を決して忘れないし、彼らがあらゆる機会に最大の用意をして私に示してくれた援助を決して忘れないだろう。一番難しかったのは労働者たちとの最終計算であつた。彼らはみな私のところで儲け、残りの人生を裕福に過ごしたいと希望していたからだ。私はすべての計算を詳しく調

督官氏が別れを告げた後で、やっと私は帰ってきた。私はすぐに一人の召使を遣わせて、彼と会えずに残念に思っていると伝えさせた。そして次の日に彼を訪問したいと伝えさせた。

私が決められた時間に崇厚のところに行ったとき、彼はいつものように愛想がよく、親切であった。彼は私に言った。自分は恭親王から返事を得た。それによると、恭親王は、ドイツ人がすでに上海にいて、良い交易をおこなっていると聞いて喜んでいる、しかし親王は英国、フランス、ロシアとアメリカ合州国とだけ交渉することができ、中国が条約を締結していないプロイセンの公使とは交渉できないから、残念だが、私の上司の文書は受け取るわけにはいかない、ということだった。

文書の受け取りが拒まれたら、侮辱とみなされるが、文書の受け取りは親王あるいは中国政府の責任にはならないと、崇厚の説得を試みたがすべて無駄であった。崇厚はいかかわらず丁寧で、愛想が良かった。最高の親切な顔つきで、文書を受け取るのは最高の喜びだが、受け取った命令のためにそれはできないことだと説明するだけだった。それで三時間に及ぶやり取りのあとで、私は方針を変えなければならなかった。私も同様にものすごく愛想の良い顔で、私は、私が引き受けることができるのか北京への託けはないか、と訊ねた。彼は驚いて、私が言っていることの意味を訊ねた。私は、恭親王に文書を渡すために明日北京へ出発しようと思っていると答えた。この考えは彼をたいへん興がらせたように見えた。彼は笑いながら、どうやってそれをやろうと思っているか、と訊ねた。これほどたやすいことはない、と私は答えた。私はテントを持っている。北京に着いたら私は恭親王の宮殿の戸口にテントを開けさせる、そして彼が宮殿を出る最初の日に文書を手渡す、そうすると彼は文書を受け取るだろう、あなたもそれを当てにすることができる、と答えた。この説明に対して私の中国人の友人はたいへん真面目な顔をして、私が打ち明けたことは礼儀に反する粗野な行いで、きつと悪い印象を与えるだろう、と言った。私はそれで付け加えた。私の責任を果たすために、そして私がそのような手段をとる場合は私のせいではないことを証明するために、彼が文書の受け取りと、取り次ぐことを拒んだということを私の

ために文書で証明するよう頼む、と。そのことばで崇厚は分別を取り戻した。もちろん彼はまだ困難を避けようとした。彼は文書をブルース氏に渡すように頼んだ、というのも彼の言い方では、ブルース氏の主君は私の主君と親類であるので、ブルース氏の手からであれば親王は彼の権能を傷つけることなしに、プロイセン使節の伝言を受け取ることができるだろうというのであった。しかし私は自分の意見を守ったので、彼はとうとう譲歩した。そして取り次いで、先に回すために長く話題になったこの文書を受け取ったのである。彼は私の上司に手紙を書き、天津に來ないように頼むよう私に依頼した。それに対して、上司がこの忠告に従うか責任を負いかねるということをつけ加えて、私はそうすることを約束した。

この成功を収めて崇厚の衛門を去った時には、とくにこの出来事を私自身と同じように喜んだギブソン氏が、私は用件を最高の形でやったと言明してくれたので、少なからず高揚した気分になったことを、私は認めなければならぬ。しかし私が天津で受けた印象について上司に報告するという私の使命の中でもっとも難しい仕事は、まだ片付けられないままであった。じっくりと考えた後で私は次のような手紙を送った。プロイセンとその同盟国のために条約を獲得する唯一の可能性は天津に來ることにあると。上司がここで遭遇する困難な問題は上海で出遭うのと同じであろう。北京と承德へのたびたびの質問は上海からよりは時間がからない。天津に來れば、北京訪問と恭親王と直接交渉を開くという脅しは、中国の交渉相手にも英国とフランスの代表者たちにとってもより大きな印象を与えるだろう。英、仏の代表者は強制されなければ、私たちを助ける気はほとんどないように見える。以上のようなことを書き送った。プロイセンの交渉者が余りに早く、より有利な条約を結ぶことは、外国の交渉者―これは第一義的にはブルース氏とブルボン氏であった―の側からの忍耐と巧みさがもつとあれば、一八五九年の大沽要塞での拒否と一八六〇年の出兵は避けられたかもしれないという考えを容易に呼び覚ますかもしれない。こうした考えを抱かせないことが、いづれにしろ、これら諸氏の関心事であった。

この報告を送って三週間たった後で、当時はそのくらい天津と上海の間の

しい食事をするのは本当の楽しみであった。私を歓待してくれる友人と、彼と一緒に住んでいた特別委員、つまり主計官のモントー氏と分別のある会話を、当然のこと一八六〇年の立派な戦役の出来事について会話を交わすのは、まことに楽しいことであった。口の悪い連中が言うように、フランス人は理髪店主として生まれているかどうかは私は知らないが、彼らのとても多くが料理人として生まれているに違いないと思う。生涯で「フエーロン」の、あるいは「テレーズ」の船上で、あるいはトレーヴ氏のところではどおしい食事を味わったことは稀である。三つの場合のどれも料理人は海軍の船乗りにすぎなかった。彼らは以前にはいろんな可能なことをしたかもしれないが、料理人だけはやっていなかった。

翌朝、私は私の上司の手紙を渡すためにブルース氏とブルブロン氏のところへ行った。彼ら二人はちょうど北京へ行くところであった。それで無愛想で、暖かい応対ではなかった。二人は私の上司が天津に来ることに断固反対した。一般的な状況と彼らの状況の難しさについて大いに語った。彼らは北京の外国人に敵対的な一味はまだ強いこと、頭から敵対的でない数少ない中国の政治家はまず外国の外交官を北京に入れることを許可した結果について安心させられねばならないこと、そしてこの時期に緊急の要求をもって中国政府に近づくのは極度に非政治的だろうと、彼らは主張した。さらに彼らは、イギリスとフランスが手に入れたと同様の交易の利益と特権はきつとプロイセンにも与えられるだろうと言った。しかし政治的条約の締結、つまりプロイセンに公使館の権利が与えられることは問題外だと主張した。二人は、その意味で私の上司に手紙を書き、天津に来ずに、上海にとどまって交渉を始めるように、その場合には彼らが有する影響力を彼のために役立てようと説明した。同時に彼らは恭親王への文書を個人的に渡すために北京へ行くのを止め、取次ぎのために、それを三つの開港された港の交易監督官で天津に居住している崇厚に渡すよう、私に助言した。

これらの会話から、フランスとイギリスの公使たちは私たちを助けることは何一つしないどころか、反対にプロイセンにはできるだけ権利が認められないように中国人を助けるだろうと、私は結論した。しかしブルースは少な

くとも英国の公使館の一人の外交官を私に提供するという親切は示してくれた、私はその申し出をありがたく受け入れた。

三月十七日に私は件の外交官と崇厚のところに行った。彼はとても親切に私を迎えてくれた。彼は恰幅の良い、格好の良い男で、親しみのある、こだわりのない顔をしていて、丁寧な物腰を持っていた。彼を最初見たときから良い印象を覚えた。自分はソー・オイレンブルク伯爵が恭親王にあてた文書の使いであり、この文書を彼の住所の彼の手に取り次いでもらいたいと、私が彼に話した後で、彼は答えた。残念なことに北京からそれに必要な許可を得る前に文書を受け取ることはできない、しかしこれは形式的な問題で二、三日したらきっと許可を得るだろうと。私が文書の内容を伝えることができ、そのなかでは学術的、あるいはそれに類した目的のための内部への旅行許可だけが問題だと言ったとき、それならば彼自身が決定を下すことができるし、そのために北京へ報告する必要はないということであった。私は私の上司の意図、とくに天津に来る権利について議論することを避けたかったので、私は答えた。私が渡さなければならぬ文書の内容を私は知らない、それがたんなる形式の問題であれば、二、三日待ちたいと。それから私たちはしばらく雑談した。その際、崇厚は、かの長髮族の太平天国軍が上海の近くで何をしているかに大いに関心を持っているように見えた。しかしそれに関して私は何も言うことができなかった。別れるときに崇厚は二、三日したら私が持っている文書を受け取ることができるだろう、とくりかえし説明した。

三月二十二日に崇厚はお返し訪問のためにフランスの領事館にやってきた。私はそのトレーヴ氏のところに客としてとどまっていた。私は本能的に、彼が持ってきた返事が好都合のものでないこと、それゆえ彼を迎えるのは間違いだと感じた。フランス館では彼は自分が望むときに話を打ち切ることでできた。そしてそれからの会合を伝えることはなにもないからという口実で拒否することができた。それゆえ私は崇厚の応対をすることを、そして私は不在だといってくるように、トレーヴ氏に依頼した。そのうえ私のための伝言を受け取ることは拒否するよう頼んだ。崇厚が戸口に来たとき、私は裏の戸口からひそかに外に出て、一時間以上も私を待っていた上級交易監

たけれども、それらの船は良い働きをしていた。船は「十三番」で、愛想の良い、機知に富んだデヴァランヌ大尉は「テレーズ」と名づけていた。この人はとても親切で私を大沽に連れて行き、そのほかにも助けたいと申し出てくれたので、私は感謝してその申し出を受けた。前部に大きな大砲を備え、小さなわりに強い機械をつけていたこの小さな船は、波の穏やかな海を、揚子江のように濁った黄色の水をもった川の注ぎ口までかなり速く遡って行った。河の左側の要塞の騎兵本部にはフランスの旗が、右側にはイギリスの旗がはためいていた。どちらもその国の部隊によって占領されていた。この年の六月に合同の軍隊によって攻撃され奪われた左岸の北要塞は、一八六〇年にはイギリス人とフランス人の手で占領された。河の南（右岸）にある要塞は、今度の場合も、いつも通り、そのあと戦わずして降伏した。デヴァランヌ大尉は親切なホストでいつも私によくしてくれた。彼は私のために一頭のロバと一頭の馬をつないだ中国の馬車を来させた。それに乗って私は翌朝旅をつづけた。さらに彼は私を彼の同僚のトレーヴ大尉に紹介した。この大尉は天津でフランス公使の役を果たしていた。

これは特別の探検であった。私は中国語をまったく話せなかった。私の召使は、自身、弁髪のパ平天の息子であるにかかわらず、海南島の出身なので、北部の同国人とまったく意思疎通ができなかった。しかし私たちは深い砂の中を元氣よく走り始めた。恐ろしく馬車に揺すられたので、すぐに体中の骨が痛んだ。そこで私は召使の例にならって、馬車の箱から這い出て、御者のそばの轅に座った。そこは中国の馬車で唯一我慢できる場所であった。太陽と埃と蠅に悩まされ、どちらもあまりよい匂いはしなかったが、御者のそばに座り、前にはロバの尻を目にしなければならなかった。私たちが二、三時間走ったあと、それまでいくつも通過したような村の一つに来たとき、二、三人の中国人が私に近づいてきた。彼らは官の帽子をかぶっていた。それは黒いフェルト帽で、縁がめくれ、頭の中央から四方に垂れ下がった赤いフリンジつきであった。彼らは私に熱心に話しかけてきた。御者は馬車を止めた。人々が彼らと一緒にどこかへ来るように要求していることだけは分かった。ことは私にとって気持ちのよいことではなかったが、彼らに分かって

もらう手段も御者を先に促すでだても見つからないので、私は彼らに附いていった。彼らは私を一軒の家の前に連れて行った。その家の前では背の高い、同じような官の帽子をかぶった中国服を着たひとが私を待ち受けていた。彼は私にフランス語で話しかけてきた。彼は私にカトリックの宣教師だと自己紹介した。彼は信者から外国人が一人（彼はそれはきっとフランス人だと考えた。なぜなら私がフランス人に占領された白河の左岸にいたので）近くに来ていると聞いたということだった。彼はとても親切に朝食に招待した。私の前にテーブルワインを出した。恐れていた冒険がこんなに幸運に経過し、親切な私のホストが御者に私をどこに連れて行ったらよいのか詳しく伝えることができたので、わたしはそのことで大いに満足であった。それにもかかわらず、夜が白み始めた後で到着した天津への旅は難渋しないわけではなかった。なるほど私たちは大過なく街に到着したが、私を歓待してくれた友人の説明がまずかったのか、彼の言ったことを御者が理解していなかったのかは分からないが、私は相当の時間、暗い、部分的には見当のつかない、いたるところ汚い通りを迷ったのである。そのあと私は一人のフランス人の兵士を見つけた。彼は私を領事館へ連れて行った。わたしたちは大きな、低い家の前で止まった。全身、埃まみれで、汚れて、嘆きの像である私の馬車から這い出した。直後に、言つていいと思うが、トレーヴ氏の腕に私は抱かれた。私が中国の宿屋へ行くというのを彼は聞こうとせず、彼のところに泊まるようにと、強く言った。私は彼の中に親切でもあれば、知的でもある一人の男を見出した。私の始めての外交的使命の成功の一部は、彼の談話と助言のおかげである。彼はパリコンミュニョンの蜂起とヴェルサイユ部隊によるパリ占領の際に、町に最初に足を踏み入れた人物である。これについてはアレヴィが『一八七〇年の覚書と回想』の中で一八七一年に述べている。彼がさまざまの危険を幸いにも逃れ、一八八三年から一八八四年のフランスと中国紛争において装甲艦を指揮した後で、パリの街路でバスに轢かれ、その際に負った傷で死亡したのは、私のこの気の毒な友人にとって辛い運命であった。

再び少し文明化された人間に変身するためには、私は少なからぬ時間とたくさんのお金を必要とした。しかしそれから準備されたテーブルに座り、おい

ン自身の口から、聞いたのである。彼は私たちの派遣団の秘書であるピーシエルの従兄弟であった。ピーシエルはすでにこの男を私たちの上司のところに連れて行っていた。さらに私たちの語らいのなかで、私の兄の義父の所属になるビターフェルト在ロイチュの地所の小作人の従兄弟であることが明らかになった。もともとイエーガーという名前であったサイド・オスマンはプロイセンの軍隊で一年の志願兵として勤務していたとき、上官と争いになり、上官に決闘を挑んだので、城塞禁錮の判決を受けた。彼は逃走してこの罰を逃れていたのだった。それから彼は外人部隊に入り、そこからフランス軍北アフリカ騎兵軍にはいった。そこで彼はフランス軍の中ですら目を引く勇敢さによって士官になったのであるが、ドイツと戦わないで済むように、フランスの市民権を得ることは頑固に拒否したので、中尉以上の地位に昇進することはできなかった。彼は中尉の時代に同僚であったアフリカ軍のすべてのフランス人の将軍と親しく君と呼びかけ、現在の司令官とも親しい仲であった。ドウ モントーバン将軍は私たちの上司に彼を紹介したとき、「この男は頭がおかしいですが、アフリカの軍隊の中では『サイド・オスマンのように勇敢』と人は言います。この人はおろかなことをすることなく決闘を拒否できるただ一人のひとです。サイド・オスマンは立派な荒武者タイプであったが、歩兵の傭兵タイプということもできた。もちろんこの場合は馬とあわせて考えることはできないのであるが。ツウ・オイレンブルク伯爵と、幾分か私の父の執りなしでサイド・オスマンは罪を許された。そしてプロイセンの親類を訪問することができた。それから彼は親類とその他の人たちの説得でフランス国籍を得、メキシコに派遣された。そこでの初めての戦いで、他の戦場ではしばしば彼のそばを通り過ぎた死を迎えることになったのだった。聖エリソンが彼の本『人間を追って』で下している否定的判断は、彼が、すでに触れたようにサイド・オスマンによって指揮されたドウ モントーバン将軍の護衛隊の兵卒であったということに帰せられかもしれない。彼はフランス軍北アフリカ騎兵を寛大に扱っていないかもしれない。彼は彼の本『中国通訳日記』のなかで生き生きとした想像力の証拠と事実の取り扱いにおける幾分の不正確さを示したのである。

氷が溶けた後で北に向けて最初の郵便物を運ぶことになっていた「フェロシ」は小さな借り上げの蒸気船であった。この船を見習士官のボルジュが指揮していた。この男は考えることができる限りの愛想の良い主人であり、アルバニアの国境での争いで刀傷が顔全体にわたる恐ろしい傷跡を残していた。彼が唯一の士官であり、私が唯一の船客であったので、私は課せられた使命についてじつくりと考える時間があつた。使命の一部、フレデリック・ブルース氏（後のフレデリック卿）と、ドウ・ブルボロン氏という英国とフランス公使にあてた手紙と、一八六〇年の条約を北京で締結し、外交の仕事を任されている皇帝の弟君の親王恭に宛てた手紙は、私にはたいへん簡単に思われた。しかし私が目の前にしている北部中国（北シナ）の諸事情について報告をすることは、決してたやすくはなかった。なぜならこの報告の内容は上司の決断に重大な影響を及ぼし、それによってかなり重い責任を、二十五歳でしかない私の若い肩に負わせるかもしれないと、私は考えざるをえなかった。そのあいだにスープが出され、食べられねばならなかった。そうして私は新たな勇気をもって未知のものに向かっていった。なぜならそれはことばそのままに、私にとっても多くのほかのひとにとっても北部中国であり、その諸事情であつたからである。

三日かかって私たちは芝罘に着いた。そこで私はフランス軍の小さな司令部を指揮しているデュ パン大尉のところで素晴らしい朝食を摂った。朝食の主役は芝罘にたくさんいるという森の鴨であった。フランス人たちは本来の芝罘で冬を過ごしていた。そこは湾を造っている前山にあり、煙台市にある現在のよそよそしい芝罘の定住地ではなかった。フランスの士官の話からこの場所は戦艦の夏の滞在には最適に違いないと確信した。これはあとですべての方面からの情報からも確かめられた。さらに二日で私たちは大沽投錨地に着いた。そこで私たちは砂洲の外で陸地からずいぶんはなれて停泊したので、どんなに目を見開いても、白河の注ぎ口を支配している要塞の騎兵を見分けることはできなかった。私たちが投錨して二、三時間後に、フランスの小さな砲艦一隻が現れた。それらの船は斥候のため切り離されて送られ、上海で編成されていた。フランスの海軍士官からは「大鍋」と命名されてい

やかな郵便と電話の設置は、状況をほかのところと比べると立ち遅れていた。中国の商売ではなお現金が必要であった。これはあとになってようやくクレディットに変えられ、それによって豪勢な商人の家の没落を招いた。それらの家族は王侯の暮らしぶりであった。その代わり支出も莫大であった。新しい状況とともに、数少ない大きな家のかわりに小さな家が取って代わった。

三月八日は私に驚きをもたらすことになった。私たちは七日と八日の午前を訪問とその返しの訪問で過ごしたが、食事の後、私の上司は私を呼んで、彼の手紙と委託をもって天津へ出かける準備をするように私に言った。私の最初の返事は「困ったことに、私は一枚も下着がないのです」というのであった。実際そうだったのだ。江戸を一月二十六日に去って以来洗濯させる機会がなかった。それで私たちは十分の服の用意はあったものの、三月三日に呉淞で下着を中国人の洗濯人にゆだねていたので、最小の下着しか持たなかった。「それではもつとも必要なものを買いなさい」というのが私の上司の答えであった。それゆえ私は午後さまざまな商店を走り回って、高い値段で並みの質の一ダースのシャツや下着といったどうしても必要なものを買った。当然この買い物は国の費用だったが、これについてはもう一つの話が付いている。外務省の命令が受け取りの金の返却を要求する上級会計院の異議とともに届いたときに、私はすでに日本で確たる任命された領事であった。私は事情を説明して、そうすることを拒否すると断固として答えた。しかし、呉淞に残してきた自分の下着が二カ月後手にはいると、それまで身に着けていた当時買った下着を外務省の自由に任せる用意がある、と説明した。私の申し立ては事実に合わせていた。というのも上海で買ったものは私には合わず、私自身のものと取り替えることができたときにすぐさま脱ぎ捨てたからである。私のことはそれで解決したが、上司の場合は他の事柄でそれほどうまくいかなかった。彼は天津へ船を出し、天津へ赴いたとき、いく人かの水兵を伝令の役目のために同行させた。事情からしてどうしても必要だったので、彼は水兵たちのために日よけ帽子をあつらえさせた。この帽子の支払いの問題はついには大きな騒動になった。海軍と外務省は帽子を交互に投げあった。そして両者は上級会計院と組んで、長年内務大臣であった使節団の上司に責任

ありとした。デンマーク戦争が戦われた。ケーニッヒグレースの戦いは勝利に終わり、フランスは打ち負かされた。しかし帽子は、伯爵の直接嘆願に基づく国王による命令が功を奏するまで、いかなる休息を見出すこともできなかった。ちなみに国王の命令によって国庫はその金額を引き受けるよう指示を受けた。

晩には私たちはフランスの派遣軍の代表、管区の將軍ドオ・モンローバン、後のパリカオ伯爵——一八六〇年の中国人に対する勝利の戦いの舞台である通州と北京のあいだのパリカオの橋にちなんだ名である——のところで食事をした。彼は一八七〇年、スダンの戦いのときはフランスの戦争大臣であった。大柄でなく、かなり太った氏は、気持ちのよい、善良で人が良い印象を与えた。そして分りやすく中国における出来事や状況について説明した。当然のこと、北京の占領と夏の宮殿の略奪が会話の主たる対象となった。世人はそこに居合わせた絵のように美しい騎兵隊長である彼の息子が、その際四万フランの年金を儲けたと、いつているが、それについては自分は何も知らないし、もちろんばかげたことだ、と將軍は笑いながら指摘した。客の中にはフランス軍騎兵隊の司令官のプロテ海軍少将がいた。彼は私の上司に大沽へのフランスの通信船「フェーロン」の船上で私のために文章を書いてくれた人物である。さらにフランス軍北アフリカ騎兵軍からなる將軍の護衛隊の指揮官サイド・オスマンがいた。彼については後でもう一度書くだろう。私たちは十時過ぎに食事から帰った。そして私が持参しなければならないフランス公使とイギリス公使と恭親王のための書類を完成し、私の訓令を完成するために、私はほとんど夜通し働いた。その結果、ありがたいことにやつと朝の三時過ぎに、疲れきった状態で、中国人の召使アチュンとともに「フェーロン」に乗り込むことができた。

私はその船でサイド・オスマンを見つけた。彼は呉淞に行つて、そこでフランスへ帰るフランスの郵便船に乗るためにこの小さな蒸気船を利用しようとしていた。私たちは呉淞までの時間をグログやコーヒーを飲み、シガーをふかしながら談笑した。ここで私はすでに呉淞や上海での最近の日々のあいだ私たちの会話の話題になっていた彼の体験の証拠を、サイド・オスマ

持つてくることは珍しいことではなかった。

四日に郵便がフリードリッヒ・ヴィルヘルム四世の死と、プロイセンとドイツの歴史においてとても偉大な榮譽ある役割を果たすべくさだめられていたヴィルヘルム一世の王位継承についてのニュースをもたらした。一行と使節の成員はすぐさま新しい支配者に誓いのことばを述べた。その最後の冒険をしているアルコーナ号を安定させるためにたゆまぬ仕事が始まった。翌日にはアルコーナ号と、アルコーナ号と同じ日に到着したテーティス号は半旗で停泊した。七時半に二隻の船のおのから弔意を表す六十六発の最初の砲声がとどろいた。厳かに五分の間隔で発射された砲声は黄埔の黄色の流れと荒れた田畑の上でとどろいた。八点鐘の最初の音と真昼の十二時を告げる鐘の音とともに二隻の船の旗が再び高く掲げられ、帆桁は直角にまわされた。フランスのフレガッタ船「ニエヴル」がともに加わった三十三発の国王への祝砲が水上にとどろいた。二つの船の乗組員の万歳の声は、新しい支配者に敬意を表していた。そして王国の継続を示す、感動的な、心を打つイメージが私たちすべての心を感じて一杯にしたのである。

このほかにもたくさん仕事があった。報告が書き取られねばならず、送られねばならず、船の次の動きのための指令が出されねばならなかった。テーティス号は、商人と探検隊の自然科学者とともに中国南部とフィリピンへ派遣された。一方芸術家を含む外交使節団は、上司のこれからの決定とアルコーナの修理が終わるのを待たため上海にとどまった。修理はどうしても必要だった。すでに横浜でなされた検査から、私たちは一八六〇年九月二日の台風のと看偶然に沈没を免れたのだということがわかった。つまり、水の中に注ぐ機械の大きな銅製の排出管が銅の代わりに鉄のボルトで固定されていることが明らかにになった。おそらくドックの労働者が銅製の管を盗み、鉄で置き換えたのだろう。そして監督を行う人物が、(機械は英国で取り付けられていたと私は思うのだが) このことに気がついていなかったのだ。塩水のなかで鉄と青銅の接触によって生み出されるガルヴァニー効果が鉄のボルトをずいぶん破壊していたので、管はその一つに引っかかっているだけで、そのボルト自体も四分の三は腐食していた。もし私たちが嵐のあいだに排出管の一つ

だけでも失ったら、船は沈没しただろう。そして世の人々は、十分の装備を備えた戦艦すらも抵抗できない嵐の力に驚くことになっただろう。でも実際は造船労働者の怠慢と悪事が問題であったのだ。これは小さな原因で大きな出来事が起こるという古くからの言い伝えの新たな証拠なのである。アルコーナ号の座礁は、船の新たな詳しい点検と修理を必要とした。

三月七日に私たちは上海に移動した。そこではプスタン株式会社(Probst & Co.)の店長で、後で長くハンブルクのある銀行の店長を務めたプロイセンの商人ヴィルヘルム・プロブストが、上司のために彼の家を提供した。それはじつに豪華な歓待の例であり、そうした歓待は当時もその後も長くすべての人々によって、とりわけ東アジアの大きな商會によってなされたのであった。プロブスト氏はあつさりとした彼の家を出て、完璧な家具と台所と地下室と召使のすべてとともにその家をプロシヤ使節団の上司に自由に使わせたのであった。当時、ことごとくどのような具合になっていたかを、そして外国人が彼らの奉公人によってどのように盗まれたかの証拠として次の話が役に立つだろう。わたしたちは最初の晩、八人から十人のための内容たつぷりのおいしい夕食を食べた。次の朝プロブスト氏が私を訪ね、しばらくためらい、何度も許しを乞うた後で、昨晩どのくらいのポートワインが飲まれたか教えることができるかと質問した。彼の使用人頭は一箱つまり十二本だと主張しているが、この男は恥知らずにも嘘をついているのだと彼としては確信している、ということだった。ポートワインはデザートに出されたのもちろん一瓶は空にされたに違いないが、せいぜい三杯か四杯飲まれただけだと、私は彼に答えることができた。

上海は当時創建以来十八年後で、つまり交易のために開港された後十八年で、今日の豪華な街ではなかった。しかし外国商人の共同の活動の結果としてこの町は私たちがここのほか驚かせた。彼らは比較的短い時間のあいだに居住地を作り上げていた。それはその外見においても内的秩序においても、私たちがプロイセンで中程度の都市と、これらの都市以外でも見慣れていたものをすべて凌駕していた。もちろんそこに定着した商人の収入は当時は十五ないし二十年後の今日より比べられないくらいに多かった。まだ銀行と速

破壊—宝物—上司の到着—天津への引越—消えた壘の栓

長崎から揚子江の河口への航海は、とても速やかに進んだというわけにはいかなかったが、比較的にうまくいった。私たちはすでに二月二十八日に堂々とした河に着いた。その河の汚れた黄色の波は、あまり気持ちの良い印象を私たちに与えなかった。水先案内人はいわゆる北浅瀬にわたしたちの船を乗り上げさせた。船を引き上げる試みが無駄だとわかり、水位が落ちはじめ、そのうえ、英国人の水先案内人によれば、私たちが船を着けた場所は、波が低い時は九尋の深さしかないということだったので、状況はますます不愉快であった。このことは船が片側に傾き、完全にひっくり返ることがある可能性を示していた。さらに私たちが大潮、つまりとりわけ高い流れに乗っていたという事実から、離礁できる時間はあと二十四時間しか残されていないことがわかった。そうでなければ私たちは次の大潮を待たなければならぬ、つまり二週間待たなければならぬ。そしてこの二週間のあいだに硬い土地の上で、岸の風と天候が、私たちの美しい船をどのようにするか誰にも分からないのだ。それゆえ私たちに残されている時間をできる限り利用して、船をできるだけ軽くする、つまり艀装の上部を下ろし、船が横倒しになる危険を少なくすることが重要だった。揚子江の支流である黄浦江（その川沿いに上海も位置している）に錨を下ろしている何艘かの戦艦に助けを求めるために、一艘のボートが呉淞江に送られた。その間に持ち去ることが出来るすべてのものは下ろされて、フランスの砲艦「香港」と、通りかかっていた英国の「九十五番」の船上に運び込まれた。同時に鉄の容器から水が外にくみ出され、明るい輝きとなって河の汚い水の中に流れ落ちた。この河はいつも、たとえばエルベ川がドレスデンのあたりで激しい雨にあった後の色のように濁った色をしていた。同時に船を支えるために垂木も置かれた。幸いなことに、これは余計なことだと分かった。というのも、浅瀬では、引き潮のときも、水先案内人が述べていたよりは高い水位があったからだ。朝の三時に船を引き上げるむなしい試みがなされた。十時間絶えず働いていた私たちの船員は船を軽くすることを続けねばならなかった。午後三時にフランスの砲艦が私たちの船の右側に、イギリス船が左側にくつつけられた。さらに私たち

を助けるためにやってきて、名人芸のように浅瀬の端で錨を下ろしたイギリスのフレガット船「シエザピーク」が、強力な補助船を送ってくれた。これは二艘の船の錨まきあげ機に固定された。満潮とともに船の機械は全力で動き始めた。一方アルコーナ号のチームと「シヤザピーク」のチームも彼らの船の巻き上げ機に要員を配置し巻き上げ機を動かした。しかし全ての努力がむだに思われた。まず最初に砲艦の機械が壊れた、それから補助船の一つがダメになった。アルコーナ号は一インチすらも動かなかった。すでに潮が引き始め、私たちの希望もむなしくなった。その時船が突然軽く傾いた。そして浅瀬から滑り降りた。成功だ。わたしたちの団はどよめく声で万歳を叫んだ。英国人もフランス人も元氣よくそれに声を合わせた。私たちのためになされた助力に対して、船の司令官のウイリス船長にお礼を述べるために、私は、上司（注、上司とはオイレンブルク伯爵を指している）によってイギリスのフレガットの船上に送られた。この出合いは、私たちが約二十年後になつて、彼は東アジア地域駐在の副提督で司令官として、私はドイツ帝国の公使として北京で再会したとき、私たちがとても満足な気持ちで思い返した出合いであった。

三月二日にやっと私たちは黄浦江に入った。そして二、三隻のイギリスとフランスの戦艦の近くに錨を下ろした。それらの船は上海と同じくそこでも太平天国軍に対する備えのために停泊していた。太平天国軍は蘇州と杭州をすでに征服し、破壊していた、そして上海を脅かしていた。私は後でそれを眺める機会があったが、緑の野に飾られ花盛りの果樹に飾られてとても美しい豊かな印象を与えることもできるその地域は、今は荒涼としていた。全ては全くの灰色であった。陸地に散歩に行くと、足に一面に粘土をくつつけてきた。散歩の際に、私は二、三の田嶋を撃つことがあった。私がすでに暗闇のなかで帰途についたとき、荒野に大きな鳥たちが歩き回っているのを見た。私は飛び立つ時にそのうちの一只を撃った。私は雌の雉を殺したことがわかった。野鳥が、特に雉が太平天国軍によつてもたらされた荒廃のせいで破壊された村や、使われていない田畑の中にたくさん増えたので、数年後には二、三人の猟師が三、四日の遠足で五百から六百の、それ以上の雉を家に

ある。このたび私があえてこの本を選んで翻訳した理由は、この回想記によって、遠征隊のほとんどの旅程をたどることができるということのほかにもう一つ別の理由がある。

ブラントは遠征隊に参加しただけではなく、その後日本と、中国で長い間、公使として外交問題に携わった。その期間が三十三年というわけである。ブラントの著書は三部に分かれていて、第一巻がプロイセンの東アジア遠征記、第二巻が日本公使時代、第三巻が中国公使時代に当てられている。第二巻についてはブラントのアメリカ旅行の部分を除いて、日本についての記述は全部訳されている。その翻訳である新人物往来社の『独逸公使の見た明治維新』を私はこの翻訳が出版された直後に読んだ。この本の解説者はブラントの回想記、第三巻つまり中国の部分の併せて読みたいという希望を述べている。

私もまったくおなじことを考えた。解説者は解説の最後で中国の部分の翻訳もすすんでいるということである、と書いている。私はまもなく第三巻の翻訳も出版されるものと期待していたが、残念ながら、今に至るまで出版されていない。翻訳は誰かが済ましていて、出版の機会がないだけのことかも知れない。しかしいつまで待っても日本語で回想記の第三巻が読めないのであれば、中国やタイの専門家でもないが、私が手がけてみようと考えた。しかしその前に第一巻の中国、タイの部分も何とか翻訳してみなくてはならない。もちろん第一巻には遠征の始まりから日本滞在時までの長い記述も含まれている。しかし旅の始まりから日本を後にするまでについては、あえてブラントに頼らずとも、上に列挙した翻訳書で扱われている。そこで第一巻第五章以下を翻訳し、日本を去った後のプロシヤの遠征隊の事跡をたどっている。

さらに、長崎市民にとっては第一巻を翻訳する意義は、格別のものがある。ブラントはプロイセンの東アジア遠征隊に参加しただけではなく、既述したように、日本においてドイツ公使を務めている。そのため、彼は一八六二年に、三回長崎を訪れている。それぞれの滞在について、興味深い記述を残している。とくにこの遠征の事業が終わった後、ブラントは公使としての仕事の準備を兼ねて、一八六二年には十月から約二ヶ月長崎に滞在している。その間に、たとえば「おくんち」を体験して、その祭りの様子を詳しく観察し

ている。

なお翻訳に当たっては、人名やフランス語に関して連清吉氏、李克氏、正本忍氏、高實康稔氏の助力を仰いだ。記して感謝の意を表します。とくに中国の地名、人名特定のための、私の度重なる質問に親切に対応していただいた李氏には特に感謝したい。多くの思い違いや、間違いが含まれていると考える。それは翻訳者たる私の責任である。読まれた方はどうか間違いを御教示願いたい。

原書は長崎大学経済学部図書館の武藤文庫所蔵のものを使っている。
(Dreundreissig Jahre in Ost-Asien, Leipzig, Verlag von Georg Wiegand, 1901)

翻訳

『東アジアにおける三十三年』

一 外交官の回想

マクス・フォン・ブラント

第一巻：東アジアへのプロシヤ遠征隊

日本、中国、タイ 一八六〇—一八六二

再び日本へ 一八六二

V 長崎から天津へ

私の最初の使命

アルコナ号は座礁する—イギリス人とフランス人の救助—呉淞—雉狩—ヴィルヘルム四世の死とヴィルヘルム一世の王位就任—アルコナ号の損害—小さな原因が大きな作用を及ぼす—上海—豪華な供応—十二本の赤ぶどう酒—下着と帽子についてのエピソード—ドゥ・モンロー—バン将軍—サイド・オスマン—天津へ—海軍兵曹長ポルジュ—芝罘—大沽—テレーズ号—デヴァランヌ中尉—中国式馬車で—冒険—フランス大使館で—トウレーヴ中尉—フレデリク・ブルース氏—ドゥ・ブルブロン氏—崇厚—手紙を手放せない—適当でなかった訪問—勝利—宿泊係りとして—心配と最後の成功—イギリスの使節の食事—困難な清算—大沽で—円明園—円明園の占領、略奪、

【翻訳解説】

『東アジアにおける三十三年』（第一巻）中国の部

園田尚弘*

Dreunddreissig Jahre in Ost-Asien von Max von Brandt.

-Kapitel 5, 6 und 7

Naohiro SONODA

*長崎大学環境科学部

受領年月日 二〇〇八年十月三十一日

受理年月日 二〇〇九年二月二十四日

日本の幕末期にプロイセンと北ドイツ諸国は東アジアの国々との通商を指して使節団を派遣した。その記録や旅行の様子を記した文書はかなりの数にのぼっている。それらの文書に関する日本語翻訳もかなり古い時期から行われている。以下にそれらの翻訳を列挙してみる。

オイレンブルク「日本遠征記」雄松堂、一九六九

シュピース「プロシヤ日本遠征記」奥川書房、一九三五

マローン「日本と中国」雄松堂、二〇〇二

第一回独逸遣日使節日本滞在記、昭和十五年（一九四〇）日独文化協会発行
私はこれらの翻訳書に何度も目を通して、そのつど得るところがあったが、どの本を読んでもこのときの使節団の全体について翻訳されていないのが残念であった。この遠征隊は旅の途中、船団の一隻を台風によって乗組員もろ

とも失う、あるいは熱帯の熱病でかなりの数の人員を失うなどの苦難をなめた。プロイセンや北ドイツの諸国にとつては大事業であった。中国やタイでの滞在がどのような経過をたどったかを多くの日本の読者に知らせることが必要だろうと思われる。中国についての記述はマローンの翻訳書に見られるが、マローンは中国からは本隊とはしばらく別行動をとっている。そこで中国、タイについては、オイレンブルクの『プロシヤの東アジア遠征記』に就いて翻訳するのが妥当であろう。

しかしここで遠征隊の中国、タイでの条約締結をめぐる交渉やそれらの土地での見聞について知るために私が選んでいるのは、マクス・フォン・ブラントの『東アジアにおける三十三年』である。この著書は遠征が終了した直後に出版されたものではない。一九〇一年に出版されたブラントの回想記で

○長崎大学環境科学部総合環境研究刊行内規

平成20年3月5日

教授会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、『総合環境研究』（以下「紀要」という。）の刊行を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 紀要は、和文では『総合環境研究』、英文では『JOURNAL OF ENVIRONMENTAL STUDIES, NAGASAKI UNIVERSITY』と称する。

(掲載論文)

第3条 紀要に掲載することができるものは、学術論文及び学術資料（研究ノート・翻訳・翻刻・目録・図録・年譜・註釈・研究資料等）とし、いずれも未発表のものに限る。

「学術論文」は、環境科学に関する独創的研究の論文で、それ自身独立して価値ある結論あるいは事実を含むものとする。

(紀要の刊行回数)

第4条 紀要は、原則として、年2回刊行する。

2 各年度における紀要は、同一の「巻（Volume）」とし、当該年度第1回刊行のものを「第1号（No.1）」とし、第2回刊行のものを「第2号（No.2）」とする。

(編集)

第5条 紀要の編集実務は、編集委員会が行う。

(編集委員会)

第6条 編集委員会は、総務委員会委員長が委員長となり、総務委員会委員及び委員長が必要と認めた若干名の委員からなる。

(原稿の採否)

第7条 学術論文原稿の採否は、編集委員会が査読者からの査読結果を得て決定する。査読者は、各学術論文について2名とし、学部外の専門家を含まなければならない。

2 学術資料原稿の採否は、編集委員会が決定する。

3 受理できないと判断された原稿は、理由を明記して投稿者に返却する。

(投稿資格)

第8条 紀要に投稿できる者は、長崎大学環境科学部専任教員、環境科学部の教育を担当する生産科学研究科の専任教員及びこれら専任教員の推薦を受け編集委員会が認めた者とする。

(投稿締切日)

第9条 原稿は、原則として、次に掲げる日までに編集委員会に提出しなければならない。
なお、原稿採択日をもって「受理年月日」とする。

(1) 第1号 4月30日

(2) 第2号 10月31日

(校正)

第10条 校正は、原則として2校までとする。

2 校正は、編集委員会を経由して投稿者の責任においてすみやかに行わなければならない。

3 校正は、誤植等の訂正のみに限るものとし、校正時における加筆等は一切認めない。

(経費負担)

第11条 紀要刊行に要する経費は、刷り上がり1ページにつき千円を各投稿者の負担とし、残額を共通費負担とする。ただし、カラー写真、カラー図表等の実費については、別途投稿者の負担とする。

2 共著の場合の前項にかかわる投稿者負担費用は、共著者で負担する。

3 環境科学部専任教員の推薦により投稿しようとする者の投稿者負担費用は、推薦者が負担する。

(別刷)

第12条 別刷は、実費個人負担で必要部数を投稿者に配布する。

(紀要の配布)

第13条 紀要の配布先は別に定める。

(補則)

第14条 紀要に関しこの内規に定めるもののほか、必要な事項については、総務委員会において審議し、教授会において決定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

「総合環境研究」第11巻 第2号

編集委員

中村 武弘（委員長）

岡田 二郎

高辻 俊宏

福島 邦夫

正本 忍

2009年3月31日発行

発行者 長崎大学環境科学部
「総合環境研究」編集委員会
〒852-8521 長崎市文教町1番14号
電話 095-819-2713
FAX 095-819-2716

印刷所（有）出島印刷所
〒850-0843 長崎市常盤町1番54号
電話 095-824-6000
FAX 095-828-0147

**JOURNAL OF
ENVIRONMENTAL STUDIES
NAGASAKI UNIVERSITY**

Vol.11 No.2

CONTENTS

Site Cleanups, Future Land Use and Liability Allocation: A Note on the Implications of U.S. Legislations Yoshihiro AKABUCHI	1
Environmental Conservation Behavior of Shequ Leader in Beijing Minoru HOSAKA	19
Proposal for a Standard and Evaluation Sheet for Qualitative Improvement of Menus for School Lunch Services Yuko AKINAGA, Osamu NAKAMURA, Kumiko SHIMOMURA, Yukiko INOUE, Yukiko FUJITA, Ai HONDA and Yuiko KATAFUCHI	27
Food and Nutrition Education as an Obesity Measure in England Yuiko KATAFUCHI, Osamu NAKAMURA and Ai HONDA	39
Rethinking of “the Attempt to Overcome the Modern” (5) Jun SUGAWARA	47
Development of Environmental Education Used Environmental Management Systems in Kunimi Highschool Kaori MATSUDA, Kohei SHIMIZU, Haruna ENDO and Osamu NAKAMURA	55
Déclarations du Roi concernant la réforme de la maréchaussée de 1720 : celle “Portant règlement pour les nouvelles Compagnie de Marechaussées” du 28 mars 1720 et celle “Concernant les Nouvelles arêchaussées” du 9 avril 1720. Shinobu MASAMOTO	59
Japanese Literature and Environmental Thought – centered on Misuzu KANEKO’s poems – Tadashi SAKUMA	81
RYŪKYŪ Kingdom and Confucianism – centered on CAI WEN – Tadashi SAKUMA	93
Dreiunddreissig Jahre in Ost-Asien von Max von Brandt.-Kapitel 5 und 6 Naohiro SONODA	103

**FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES
NAGASAKI UNIVERSITY
NAGASAKI, JAPAN
MARCH 2009**